

【2016(平成28)年度 大学評価】

常 磐 大 学

自己点検・評価報告書

目次

序章	1
本章	
1. 理念・目的	3
2. 教育研究組織	17
3. 教員・教員組織	23
4. 教育内容・方法・成果	
◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	43
◇4-2 教育課程・教育内容	59
◇4-3 教育方法	77
◇4-4 成果	95
5. 学生の受け入れ	105
6. 学生支援	125
7. 教育研究等環境	139
8. 社会連携・社会貢献	155
9. 管理運営・財務	
◇9-1 管理運営	161
◇9-2 財務	171
10. 内部質保証	179
終章	187

付記 本報告書 49 頁のコミュニティ振興学部カリキュラム・ポリシー(囲み挿入箇所)については、当初、手違いにより国際学部カリキュラム・ポリシー(48 頁)を重複掲載していたため、報告書の公開にあたり「根拠資料 4-1-7 教育課程の編成・実施方針(大学・大学院、本学 Web 公開)」に基づき、正規の内容に差し替えたものである(報告書本文の頁数や行数の変更は生じない)。

※上記の取扱いについては、公益財団法人大学基準協会への照会を経ている。

序章

1. 自己点検・評価活動の経緯と基本方針

「常磐大学学則」および「常磐大学大学院学則」第1条の2(自己点検および評価)に、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、」本学における「教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする」と明記している。自己点検・評価活動については、1992(平成4)年度に「人間科学部自己点検・評価システム検討委員会」が組織され、本学が大学基準協会に加盟申請した際(1993(平成5)年度)に報告書を取りまとめている。1996(平成8)年度開設の国際学部においては、学部開設とともに「国際学部自己点検・評価委員会」を、2000(平成12)年度開設のコミュニティ振興学部においては、開設の翌年度に「コミュニティ振興学部自己点検・評価委員会」を発足させている。全学的な取り組みとしては、2000(平成12)年度に現在と同じ3学部体制になった後の2002(平成14)年度に「全学自己点検・評価委員会」が発足した。同委員会の下、自己点検・評価の組織体制を整備し、教育研究活動等の改善改革に努めてきた。本学の自己点検・評価体制については、前回の大学基準協会による大学評価(認証評価)受審の結果に、次のとおり評された。

二 自己点検・評価の体制

「全学自己点検・評価委員会」のもとに、各学部、研究科、事務系などに「自己点検・評価実施委員会」が設けられており、2002(平成14)年度から継続的に点検・評価を実施し、毎年報告書を作成している。実施委員会と全学委員会との円滑な連絡調整のために、ワーキンググループが置かれ、報告書の編集作業などの実務を行い、実質的な取りまとめを行っている。責任と役割分担は明確に定められ、問題点、課題についての全教職員の認識の共有に対する配慮も加えられており、有効に運営されている。2008(平成20)年度には、人事や予算の検討を可能とするため、全学委員会のメンバーに3名の常任理事を加えた「全学会議」を組織し、法人の視点も加えた議論を行うことを可能とした。(後略)

《出典》「常磐大学に対する大学評価(認証評価)結果」924頁(財団法人 大学基準協会『平成21年度「大学評価」結果報告書』所収、平成22年3月12日)

2011(平成23)年度から第2期目に入る認証評価機関による認証評価が、大学および法人の諸活動(理念目的、教育研究～管理運営・財務等)に関する恒常的な「内部質保証システム(PDCAサイクル)機能」を重視した評価へ推移した。これに伴い、2010(平成22)年度までの「全学自己点検・評価委員会規程」を廃止し、2011(平成23)年度から施行の「全学自己点検・評価規程」を新たに制定した。ワーキンググループから発展させ、内部質保証に係る任務を果たす「内部質保証システム推進チーム」を軸に、自己点検・評価の体制を組織的に整備するためである。

内部質保証システムに関する方針としては、「全学自己点検・評価規程」第1条において「自ら行う点検・評価に関する必要な事項を定め、もって本学の教育研究等の水準の向上に資すること」「本学の教職員および各組織は、自己点検・評価の趣旨を尊重し、教育研究、管理運営、財務等の各分野における質の保証について、それぞれの活動の向上および活性化に常に努めなければならない」と明記している。内部質保証の手続きは、「本学の自己点検・評価事項は、内部質保証の観点から、教育研究等の総合的な状況について、本学が受審する認証評価機関の評価基準、評価方法等に基づくものとする」(第2条)、「前条に規定する自己点検・評価事項に

係る外部評価については、自己点検・評価を検証し改善向上に資するため、本学が必要と認める有効な方法等を選択することにより、認証評価機関以外の学外者による外部評価を適宜実施し活用する」(第3条)と規定している。

2. 本学の内部質保証システム

本学の内部質保証システムは、中期計画・年度計画と点検・評価とを連動させる形で展開している。内部質保証システムの恒常化・実質化に向けて、建学の精神、教育理念、Mission & Vision 2014-2018、学則における教育上の目的、「学校法人常磐大学 5ヶ年経営改善計画」の実現のために、2014(平成26)年度から理事会で「5ヶ年経営改善計画(2013～2017年度)」の進捗について定期的に確認し、事業計画等へ反映することを可能とする仕組みを構築している。加えて、各学部・研究科では2014(平成26)年度より、年度毎の運営計画(実現計画)を作成し、構成員全体で実施および進捗管理をしながら、運営報告書(内部質保証に関する報告等)を作成し、組織的な活動を通じて改善に向けた取り組みが行われているかを評価している。

【常任理事会、教学会議、全学自己点検・評価委員会の連携】+ 内部監査(業務監査)
※「全学自己点検・評価規程」第4条(自己点検・評価の組織)
「本学は、…常任理事会と教学会議との連携を密にしながら、自己点検・評価を適切に実施する……」

図 内部質保証システム (PDCA サイクル) の基本諸条件

出典：2014(平成26)年8月8日 第1回全学自己点検・評価委員会 資料2より転記。

さらに、内部質保証システム (PDCA サイクル) を展開する上で「学校法人常磐大学内部監査規程」に基づく「内部監査 (業務監査)」機能も加えた。特に、文部科学省高等教育局私学部「学校法人運営調査」(2014年7月15日〈火〉 実地調査実施)での指導・助言事項および内部質保証における重要事項の改善等の状況を中心に、学外者(特別監査人等)の意見を反映させながら遂行することを基本としている。

3. 前回の大学評価 (認証評価) 結果による「改善報告書」等の課題

本学は2009(平成21)年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審している。この認証評価では、「助言」が21項目、「勧告」が3項目にわたって指摘された。この評価結果が全組織に共有されるよう努め、2010(平成22)年度～2012(平成24)年度の期間、改善に向けて取り組み、その実績としての「改善報告書」を、2013(平成25)年7月に大学基準協会へ提出した。公益財団法人大学基準協会「貴大学の『改善報告書』の検討結果について」(平成26年3月17日付け大基委大評第149号)において「次回大学評価申請時に改善状況について再度報告」することとなった「学生の受け入れについて」の対応等に関しては、被害者学研究所被害者学専攻博士課程(後期)設置時の留意事項等に対する「履行状況報告書」および上記の文部科学省「学校法人運営調査」での指導・助言事項に対する取り組み結果と併せ、本章(「第10章 内部質保証」等)で報告する。

なお、本報告書の記述にあたり、一連の改善に向けた自己点検・評価活動の経緯等の関係から、前年度あるいは過年度の実績を踏まえながら2015(平成27)年度の状況等を報告する展開となっている箇所があることを、予め承知置き願いたい。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

《大学全体》

「実学を重んじ、真摯な態度を身につけた人間を育てる」という建学の精神を基礎として、教育理念である「自立」「創造」「真摯」を掲げ、1983(昭和 58)年に常磐大学は開学した。この建学の精神は、本法人の創立者、諸澤みよが 1909(明治 42)年に裁縫教授所(伝習所)を開設して以来のものである。これは、女性の自立の大切さを実感した諸澤みよの願いでもあり、水戸常磐女学校(1922<大正 11>年開校)、常磐高等女学校(1935<昭和 10>年開設)、常磐女子高等学校(1948<昭和 23>年、学制改革による開設)、常磐学園短期大学(1966<昭和 41>年開学)を経て、本学にまで引き継がれてきた。この間、建学の精神に基づいた「自立」「創造」「真摯」という普遍的な教育理念も培われ、維持されている(資料 1-1、375-378 頁)。

学則(資料 1-2、資料 1-3)では、教育研究上の目的を次のように定め共通理念としている。

常磐大学学則第 1 条(目的)

常磐大学は、教育基本法および学校教育法ならびに法人建学の精神に則り、学術的な協力によって専門の学術を研究教授し、広い視野を持ち、創造的な知性と豊かな人間性を備えた真摯な人材を養成することを目的とする。

常磐大学大学院学則第 1 条(目的)

常磐大学大学院は、建学の精神に則り、人間に関する多面的な学術の理論および応用を研究・教授し、その深奥をきわめ、国際化、情報化および少子高齢化の進む社会において、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

出典:本学 Web [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/purpose/index.html>]

前述したように、本学の教育理念は、建学の精神から引き継がれてきたものであり、全学部・研究科がその教育活動の根底に据えておくべき基本的な考え方である。したがって、以下、すべての学部・研究科における「理念」は、大学全体のもものと共通である。

《人間科学部》

自然科学の発展にともない、今日の社会において生じる諸問題のなかでも、とりわけ人間に関する科学の立ち遅れが認識されるようになってきた。既存の学術研究領域の枠にとらわれることなく、社会における諸問題を解決することができるような学問を本学では「実学」として捉えている。そこから、新たな視野に立った高次・広域的な、すなわち総合的・実践的な人間に関する研究・教育を目指して、水戸の地に先進的な「人間科学部」が 1983(昭和 58)年 4 月に創設された。当初は人間関係学科(社会学専攻、心理学専攻、教育学専攻)とコミュニケーション学科の 2 学科が設置された。特にコミュニケーション学科は、我が国では前例のない学科であった(資料 1-1、373-374 頁)。

以後 3 回の学科等の改組を経て、2008(平成 20)年に 5 学科(心理学科、教育学科、現代社会学科、コミュニケーション学科、健康栄養学科)となり、現在に至っている。

人間科学部の教育研究上の目的は、次の通りである。

1. 広い視野と豊かな人間性を備え、社会に貢献できる人材を養成する。
2. 人間に関する学際的および総合的な教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の2

これに基づいて、人間科学部を構成する各学科の教育研究上の目的は、次の通り設定されている。

1. 心理学科
 - (1) 人間の様々な心理的過程およびメカニズムを理解し、それを駆使して人間のより良い社会的適応および能力の発揮に寄与することのできる人材を養成する。
 - (2) 人間の基本的な心理的過程およびそれらが複合して起こる諸行動、人間関係に見られる諸現象、さらに不適応行動、問題行動および病理等の理解およびその解決、ならびに諸能力の発揮等のための方略に関する科学的な理解を深め、それらを実践的に生かすことのできる力を身に付けさせるための教育研究を行う。
2. 教育学科初等教育コース
 - (1) 就学前教育の重要性を踏まえた初等教育の意義を理解し、人間のより良い成長および発達を支援するための基礎的な知識と実践力を身につけ、信頼される有為な資質および能力を備えた教員を養成する。
 - (2) 就学前教育および初等教育における理論ならびに実践の統合に向けた教育研究を行う。
3. 教育学科中等教育コース
 - (1) 中等教育段階の生徒の成長および発達の深い理解の上に、優れた専門の学術および技能を身に付けた豊かな識見ならびに信頼される有為な資質および新しい教育課題に適切に対応できる能力を備えた教員を養成する。
 - (2) 中学校教育および高等学校教育の一貫した中等教育の学校教育制度の理念を志向した、理論および実践の統合に向けた教育研究を行う。
4. 現代社会学科
 - (1) 人間が生きる世界の仕組みを社会科学的な観点から学び、変動する現代社会の理解およびその中で生き抜く力を備える人材を養成する。
 - (2) 実証性を重視し、常に現実の中から問題を発見し、その解決を考えていくことができる能力を取得させるための研究教育を行う。
5. コミュニケーション学科
 - (1) 社会の中で豊かな人間関係を築く能力(ヒューマン・リテラシー)および最新の情報環境のもとで情報を活用し創造する能力(ICTリテラシー)を備えた人材を養成する。
 - (2) 人間関係および社会の成立に不可欠なコミュニケーションを科学的に探求するための教育研究を行う。
6. 健康栄養学科
 - (1) 人間の健康管理および生命管理を基礎的に担う栄養と食物の在り方について、豊かな教養および知識を備えた人材を養成する。
 - (2) コ・メディカルの一員としての役割を發揮できる専門的知識および実践的能力を持てるよう教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の3

《国際学部》

本学部は、「国際化に対応し、問題解決のできる底力のある人材の育成」という時代の要請に応えるべく、常磐大学の2番目の学部として「新しい国際人の養成」を目的に、国際協力学科と国際ビジネス学科との2学科構成で1996(平成8)年に設置された。とくに国際協力学科は日本でも初めての学科であり、県内だけでなく全国から学生を集めた。

社会的なニーズに合わせて2004(平成16)年に国際関係学科(国際協力学専攻・国際ビジネス専攻)と英米語学科との学科等構成となる改組を経て、2008(平成20)年には経営学科と英米語学科との2学科構成となり現在に至っている。

国際学部の教育研究上の目的は、次の通りである。

1. 学際的および総合的な視点を持ち、国際化する社会に対応できる実践的な能力を備えた人材を養成する。
2. 異文化理解と国際協調を促す積極的な知識の教授を基礎として、社会におけるコミュニケーション能力およびマネジメント能力に関する実践的な能力の涵養に重点を置いた教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の2

国際学部に置く2学科の教育研究上の目的は、次の通りである。

1. 経営学科
 - (1) グローバル化する社会における人間の諸活動や諸組織を、経営(マネジメント)という観点から学び、直面する課題の解決に貢献できる人材を養成する。
 - (2) 経営・マネジメント、商業・マーケティングおよび財務・会計の実践能力の涵養に向けた教育研究を行う。
2. 英米語学科
 - (1) 言葉の背景にある文化や歴史に精通し、幅広い教養および国際感覚を身につけ、国際化する社会で活躍できる英語コミュニケーション能力を持った人材を養成する。
 - (2) 英米の多様な文化および考え方ならびに英語の構造、国際コミュニケーション手段としての英語を科学的に理解し、使用するための教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の3

《コミュニティ振興学部》

本学部は、21世紀という新たな時代に向け、国際化とともに地域への関心の高まりから、「新しいまちづくりの創造」という意味でのコミュニティ振興のために必要な人材育成を目指し、常磐大学の3番目の学部として、コミュニティ文化学科とヒューマンサービス学科との2学科構成で2000(平成12)年に設置された。その後、より地域政策の専門性を持つ人材養成を目的として、2006(平成18)年に地域政策学科を増設し現在に至っている。

コミュニティ振興学部の教育研究上の目的は、次の通りである。

1. 人間生活の源であり、人びとに身近な存在であるコミュニティを大切にし、そこに宿る歴史、文化および自然を守り、地域に貢献し、故郷を創造し、人びとの幸福と福祉に寄与できる人材を養成する。
2. 人間の諸活動の基盤であり、人びとの福祉の実現の場でもあるコミュニティについての基

礎的理解、方法論および理論ならびに課題解決型の実践的な在り方について教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の2
コミュニティ振興学部置く3学科の教育研究上の目的は、次の通りである。

1. コミュニティ文化学科

(1) 地域社会が持つ様々な歴史的資源、社会的資源および文化的資源を活用して、豊かな生涯学習社会の実現および運営を担える人材を養成する。

(2) 地域社会の新しい文化の創造に資することができる知識およびスキルを修得し、企画またはマネジメントする能力、実践力等の涵養に向けた教育研究を行う。

2. 地域政策学科

(1) コミュニティ(地域社会)に対する深い愛着心、高い倫理性、しっかりした社会観等を身に付けるための人間教育を基礎におよびコミュニティの問題を科学的に分析し、地域に貢献し、故郷の創造に寄与できる人材を養成する。

(2) コミュニティの課題解決に向けてデザインを構想し、計画または政策の企画立案、実施管理および評価改善等ができる実践的能力の習得に向けた教育研究を行う。

3. ヒューマンサービス学科

(1) 地域社会において、あらゆる人々が幸せに生きることができる仕組みと支援のあり方を学び、福祉社会を創造する地域の担い手を養成する。

(2) 現代社会の福祉課題を発見し、その解決ならびに改善に必要な理念、制度および参加を地域社会で開発するための教育研究を行う。

出典:常磐大学学則 第2条の3

《研究科全体》

高度科学技術の発達と大量の情報錯綜する経済社会のグローバル化の進展に伴い、近年、人間と科学技術、人間と社会、そして文化に関して、それらの発展に向けた新たな人間科学の視点が必要とされている。人間科学の教育と研究には、人間に関する多面的な学術的理論および応用を研究・教授し、その成果を人間と社会、そして広く文化の発展と社会一般の福祉の向上に活かすことが求められている。そのような状況のなかで、「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」という本学の建学の精神に基づき、研究科の各課程の目的は、次の通り設定されている。

各課程の目的

修士課程

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うものとする。

博士課程(後期)

専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うため、またはその他高度に専門的な業務に従事するために必要な一層高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

出典:常磐大学大学院学則 第3条

上記に沿って、各研究科とも教育研究上の目的を定め、大学院学則（第3条の2）に明記している。各研究科の教育研究上の目的は、人間についての学際的・総合的アプローチによって理解を深めるといふ人間科学の原点から発展的に派生したものであり、それぞれの研究科の特質を生かし社会的に重要な課題に取り組んでいる。

《人間科学研究科》

人間科学研究科の教育研究上の目的は、次の通り大学院学則第3条の2で定めている。

- (1) 専攻分野について自立した研究者として研究活動を推進し、その成果をもって学術および文化の振興に寄与できる研究者および教育者を養成する。
- (2) 専門的な職務に従事するために必要な研究能力および専門的知識を身につけて、社会の各分野で活動して社会一般の福祉の増進に寄与できる専門的職業人を養成する。

《被害者学研究科》

被害者学研究科の教育研究上の目的は、次の通り大学院学則第3条の2で定めている。

- (1) 犯罪、事故、災害等の社会に発生する各種の被害について、その実態および原因を研究すると共に、その被害および被害者への対応について、学際的、総合的および実践的な教育研究を行う。
- (2) わが国の被害者学の水準向上を目指して、被害者学の研究者および被害者に関わる業務に携わる高度の専門的職業人を養成する。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科の教育研究上の目的は、次の通り大学院学則第3条の2で定めている。

- (1) コミュニティにおける人間の福祉の増進に関する学術理論およびその応用ならびに実践方法についての高度な専門的教育研究を行う。
- (2) コミュニティの振興に関する研究者ならびに実践現場での支援、指導およびマネジメントができる高度で専門的能力をもった人材を養成する。

以上により、各学部・研究科の目的は、大学全体で述べた理念・目的に依拠しており、適切に設定されていると判断する。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。

《大学全体》

(学部)

建学の精神に基づいて確立してきた本学の教育理念は、次の通り本学 Web サイトや印刷物等を通じて、学生や教職員に周知されるとともに、広く社会に公開されている。

百年の伝統と創立の志を受け継ぎながら、新たな歴史を刻み続けます。
建学の精神 実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる。
教育理念 「自立」「創造」「真摯」

第1章 理念・目的

出典: 本学 Web [http://www.tokiwa.ac.jp/about/history/index.html] (大学案内 建学の精神・沿革)より。

関連: 常磐大学『履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』見返しおよび常磐大学・常磐短期大学『2015年度 CAMPUS LIFE NAVI』4 頁(資料 1-4)。

常磐大学の理念・目的は、現状の説明(1)の通り、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)等とともに、本学 Web サイトや『履修案内』などにおいて公表されており、大学内外への周知・公表が図られている。Web サイト*1では、本学創立者諸澤みよの建学の精神が掲載されている(資料 1-5、1-6、1-7)。その他、特に高校生とその保護者に対しては、学部・学科の教育理念の内容がわかりやすく解説されている『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book』(2015/2016)(資料 1-8)を通じて周知されている。この冊子の学部・学科の解説等の記述に関しては、全学広報委員会の学部広報委員が担当している。

なお、学生に向けては、常磐大学『履修案内』(見返し)(資料 1-4)において、次のようにわかりやすく整理し提示している(後出 第 4 章 4-1、43 頁参照)。

- ・建学の精神: 実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる。
- ・教育の理念: 「自立」「創造」「真摯」
- ・教育方針: 実学 人間教育 学際性 国際化 情報化
- ・教育目的: 社会貢献 地域貢献
- ・教育目標: 社会適応力 社会活動

《研究科》

大学院研究科については、説明の必要上、以下の研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

人間科学部の理念・目的の周知については、教務ガイダンスや学科ガイダンスなどで、全学生に配布する『履修案内』(資料 1-7)を通じて行われる。同履修案内には、教育研究上の目的を規定(114 頁)している学則を掲載し、人間科学部の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)等とともに説明されている(55-60 頁)。

広く社会に対しては、本学 Web サイト*1 を通じて周知しており、大学説明会やオープンキャンパスなどの際にも説明を行っている。

《国際学部》

国際学部の理念・目的については、次の方法で構成員に周知を図り、社会に公表されている。

- 1) 新入生・在学生に対しては、教務ガイダンスや学科ガイダンス、初年次教育、ゼミ・卒論において、全学生に配布する『履修案内』(資料 1-7)を通じて周知徹底させている。
- 2) 社会(高校生も含む)に対しては、大学ポートレートおよび本学 Web サイト*1 を通じて周知する。
- 3) 教員には年度初めに教授会で確認する。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の理念・目的の周知については、教務ガイダンスや学科ガイダンスなどで、全学生に配布している『履修案内』(資料 1-7)を通じて行われる。また、本学 Web サイト*1、広報誌等を通じて、社会に公表されている。Web サイトについては、本学部においても Web サイ

トを開設*2し、本学部の特徴や学びの環境について社会への発信を進めている。

《研究科全体》

各研究科の理念・目的は大学院ガイドブック『Tokiwa University Graduate School Guide Book 2015』(資料 1-9)および『2015 年度大学院履修案内』(資料 1-10)に明記されている。また、本学 Web サイト(資料 1-5)を通じて広く公開されている。これらを通じて各研究科のカリキュラムの構成・意義・目的について説明し、大学院学生および大学構成員へ周知するとともに、社会への公表を行っている。これらの情報は、大学院学生、各研究科の教職員等をはじめ、広く一般の方がいつでも確認できるようになっている。

《人間科学研究科》

人間科学研究科においても研究科全体で述べたように、同様の取り組みを行っている(資料 1-5、1-9)。なお、『2015 年度大学院履修案内』(資料 1-10)では、21 頁に本研究科の教育・研究の目的等が明記されている。

《被害者学研究科》

被害者学研究科においても研究科全体で述べたように、同様の取り組みを行っている(資料 1-5、1-9)。なお、『2015 年度大学院履修案内』(資料 1-10)では、49 頁に本研究科の目的や本研究科における「被害者学」の基本理念等が明記されている。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科においても研究科全体で述べたように、同様の取り組みを行っている(資料 1-5、1-9)。なお、『2015 年度大学院履修案内』(資料 1-10)では、71 頁に本研究科の目的等が明記されている。

*1 [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/index.html>] (情報公開)

*2 [<http://www.tokiwa.ac.jp/departament/university/community/>] (コミュニティ振興学部)

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

理念・目的の適切性に関する定期的な検証について、本学および本法人では「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」「Mission & Vision」を通じて、教学会議および常任理事会が中心となって対応している。諸規程の制定や改正等、案件の必要性に応じて、評議員会、理事会に諮っている。

① 2014(平成26)年3月の「学校法人常磐大学 Mission & Vision (2014-2018)」制定

学校法人常磐大学では、建学の精神である「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」に基づき、新たな時代のニーズに対応し得るものとして5ヶ年単位での「ミッション」と「ビジョン」を定め提示している。これらは、本法人が設置する全ての教育機関に共通した基本的な指針として掲げるものである。2014(平成26)年3月の理事会において決議された「学校法人常磐大学 Mission & Vision (2014-2018)」は、1期(2009<平成21>年度～2013<平成25>年度)に続

き、2014(平成 26)年度から 2018(平成 30)年度までの 5 ヶ年を対象とし、2 期目の制定となっている。この Mission & Vision (2014-2018)では、ミッションを「自己を高め、相互に協力し、未来を開くことができる人材を育成する」と定め、ミッションを実現するための柱として 4 つのビジョン—1) 挑戦し続け、イノベーションを創出する力の養成、2) 地域に学び、地域を世界に繋ぎ、安心安全な社会をつくる人材の育成、3) 総合的な「教育力」の強化、4) 永続的な教育活動を可能にする運営基盤の確立—を示している。これらのミッションとビジョンは、建学の精神、教育理念はもとより、1 期目からの方針を一部継承するとともに、「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013<平成 25)年度第 3 回理事会、2013 年 9 月 26 日制定)で定めている行動計画とも連携し、本法人の方針を示している。学生・生徒・保護者・教育関係者等、教職員を含むステークホルダーへの周知については、本学 Web サイトやリーフレットを作成し配布するなど、広く公開し、本法人における運営方針の明確化を実現している(資料 1-11、資料 1-12)。

② 定期的な検証

「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013<平成 25)年 9 月 26 日制定)の初回の検証については、教学会議と常任理事会との連携を通じて取り組み、最終的に理事会で審議され、2015(平成 27)年度の事業計画等に反映させる仕組みとした(資料 1-13、資料 1-14)。このプロセスによる 2 回目の検証は、学校法人常磐大学 2015 年度第 4 回理事会(2015<平成 27)年 11 月 26 日)議事第 15 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画(2015<平成 27)年度進捗確認)に関する件」で審議された(資料 1-15)。

《人間科学部》

2014(平成 26)年度においては、本学部自己点検・評価実施委員会が主体となり 2014(平成 26)年 11 月に、学部・学科の教育目標についての検証シートを用意して、各学科で評価すべき点と、改善すべき点を洗い出す作業を終えている(資料 1-16)。この結果を踏まえ、今後の改組計画に向け対応する。

《国際学部》

新任教員をはじめ全教員に対して、2015(平成 27)年 4 月 3 日の臨時教授会において学部・学科の運営に係る事項(建学の精神および国際学部における研究教育上の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等)について、年度初めの周知徹底とともに確認がなされた(資料 1-17)。教授会との連携の下、学部長を委員長として両学科長や教務委員・入試委員なども含めて本学部自己点検・評価実施委員会が運営されている。内部質保証に係る 2015(平成 27)年度の「国際学部の実現計画」の作成の際にも、学部・学科の理念・目的の適切性を、確認・点検している(資料 1-18)。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部では、毎年度はじめに学部運営会議にて、学部・学科の目的を確認し、必要な場合には学部教授会に修正案を提案することになっている。学部・学科の目的は、毎年度更新されるものではないが、学生募集の状況や学生の学びの現状などを踏まえ、今後も確認することを基本にしている。

《研究科全体》

理念・目的の適切性については、毎年度行われている自己点検・評価の際に各研究科において確認されている。まず、本学大学院を構成する3研究科の研究科長および担当副学長で構成する定例開催の「大学院運営委員会」において、内容に関する全体的な検討を行い、その後各研究科委員会において審議している。

学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画では、「大学院の教育改革」に従い、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、抜本的な教育改革を行う」ことが明確となった。2015(平成 27)年度は、人間科学研究科を基軸にして既設研究科(被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科)の廃止を伴う統合・再編(2016(平成 28)年度実施)という課題の検討を行った(6月までに完了。資料 1-21、1-22)。その過程で、大学および研究科の理念・目的を検証しつつ、人間科学の基本理念を含めて、新たな「人間科学の視点(すなわち、学際性、領域横断性、全体的視点)」を捉え直した(資料 1-20)。

また、大学院運営委員会において、学生の授業・研究への取り組み姿勢、履修状況、修了後の進路や社会活動の情報を掌握する機会を設け、学生のニーズに沿ったあるべき姿を模索している。これらの検討は同委員会を調整の場として各研究科と連携しての検証が行われている(資料 1-19)。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、研究科委員会が主体となって、上記5ヶ年経営改善計画に従い「①カリキュラムのスリム化を実施する。[2016年度]」(資料 1-12、3頁)に基づき、2014(平成 26)年度から2016(平成 28)年度までの修士・博士課程(後期)カリキュラムの整理統合を実施してきた。その中で、上述の通り大学および研究科の理念・目的を検証しつつ、人間科学の基本理念を含めて、新たな「人間科学の視点」を捉え直した(資料 1-20)。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、研究科委員会が主体となって、上記5ヶ年経営改善計画に従い、被害者学研究科の理念・目的を検証している。2015(平成 27)年度には、新たな「人間科学の視点」の中に被害者学も含めることを確認し、2016(平成 28)年度入学生から適用する人間科学研究科の修士・博士課程(後期)カリキュラムへの整理統合を実施した(資料 1-21)。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、研究科委員会が主体となって、上記5ヶ年経営改善計画に従い、コミュニティ振興学研究科の理念・目的を検証している。2015(平成 27)年度には、新たな「人間科学の視点」の中にコミュニティ振興学も含めることを確認し、2016(平成 28)年度入学生から適用する人間科学研究科の修士・博士課程(後期)カリキュラムへの整理統合を実施した(資料 1-21)。

2. 点検・評価

【基準1の充足状況】

本学では、建学の精神および教育理念に基づき、各学部・研究科において教育研究上の目

的を適切に設定し、公表・周知を図り、定期的に確認・検証を行っていることから、基準1を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

大学・学部理念・目的については、適切に設定され周知されている。大学全体の定期的な検証については5ヶ年経営改善計画(資料1-12)に基づく改組転換等の将来計画の進捗に併せ、教学会議および常任理事会が中心となって行うことになる。

《人間科学部》

理念・目的の公表と周知に関しては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとともにWebサイト(資料1-5)や全学生に配布される『履修案内』(資料1-7)を通じて詳細に紹介されており、評価できる。

《国際学部》

理念・目的の公表と周知に関して、新入生に対してはガイダンス等を通じて、教員に対しては年度初めの教授会で教育目標の確認が徹底されている。現状の説明(1)(2)の通りWebサイト(資料1-5)や『履修案内』(資料1-7)などで社会に発信している。

《コミュニティ振興学部》

本学部・学科の理念・目的等の周知・公表については、現状の説明(1)(2)の通りWebサイト(資料1-5)や『履修案内』(資料1-7)などで実施している。

《人間科学研究科》

人間科学研究科を基軸に既設研究科の廃止を伴う統合・再編を行う(2016年度実施)という課題について必要な手続きは、2015(平成27)年9月末までに概ね完了した(資料1-21、1-22)。その過程で、大学および各研究科の理念・目的を検証しつつ、人間科学の基本理念を含めて、被害者学およびコミュニティ振興学を包摂しうる新たな「人間科学の視点」を捉え直した。

《被害者学研究科》

現状の説明(3)で記した通り、被害者学研究科の理念・目的を検証し、「人間科学の視点」の中に被害者学も含め、研究科全体の統合・再編を実現することができた。

《コミュニティ振興学研究科》

現状の説明(3)で記した通り、コミュニティ振興学研究科の理念・目的を検証し、「人間科学の視点」の中にコミュニティ振興学も含め、捉え直すことによって研究科全体の統合・再編を実現することができた。

②改善すべき事項

《大学全体》

本学の理念・目的を踏まえた3つのポリシーの検証については、改組転換等の将来計画等に鑑み、今後の課題である。その際、3つのポリシーと各学部・学科のカリキュラムとの整合性についても検証を要する。

《人間科学部》

理念・目的の適切性に関しては、2014（平成26）年度に検証シート（資料1-16）を用意して、各学科で評価すべき点と、改善すべき点を洗い出す作業を行った。見直しや改定を含めた具体的な検討は、今後の課題になる。

《国際学部》

在学生への教育理念の認知度については、検証等に課題がある。

《コミュニティ振興学部》

本学部・学科の理念・目的等の周知・公表に関しては、効果が上がっていると。一方で、在学生への認知度については、検証する必要がある。

《人間科学研究科》

特記事項なし。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

大学の理念や目的等の適切性に関する定期的な検証の結果は、5ヶ年経営改善計画（資料1-12）に基づき、教学会議および常任理事会を中心に、大学・学部・研究科等の本学の改組等の将来計画に取り入れる。

《人間科学部》

理念・目的の公表と周知に関しては、特に学生への周知徹底を図るための取り組みを推進する。

《国際学部》

新入生や教員への理念・目的等の周知徹底は慣行化されてきた。このサイクルを継続する。

《コミュニティ振興学部》

引き続き理念・目的の周知・公表に向けた取り組みを推進する。

《人間科学研究科》

新たな「人間科学の視点」による人間科学研究科の理念・目的等の検証については、毎年度研究科委員会で行う教育課程や教員組織の検証の中で確認していく。

《被害者学研究科》

新たな「人間科学の視点」による被害者学の理念等の検証については、人間科学研究科委員会における教育課程や教員組織の検証の中で確認していく。

《コミュニティ振興学研究科》

新たな「人間科学の視点」によるコミュニティ振興学の理念等の検証については、人間科学研究科委員会における教育課程や教員組織の検証の中で確認していく。

②改善すべき事項

《大学全体》

本学の理念・目的を踏まえた3つのポリシーと各学部・学科のカリキュラムとの整合性については、検証の方策を講じ、将来計画等を踏まえ、2016(平成 28)年度以降の教育課程の改正等に反映させる。

《人間科学部》

理念・目的の適切性に関して、検証シート(資料 1-16)において各学科で洗い出した評価すべき点と、改善すべき点をもとに、見直しや改定を含めた具体的検討を定期的に行う。

《国際学部》

初年次教育、ゼミ・卒論を通じて、普段から教育理念の徹底を実践する組織的な取り組み(学部運営委員会・教授会・学科会議が中心)を行うとともに、在学生の認知度を把握するための具体的方策を検討する。

《コミュニティ振興学部》

理念・目的等に関する在学生の認知度については、学生生活満足度調査との関係性も含め、学部運営会議および教授会が中心となり、これらを把握し検証する体制を整える。

《人間科学研究科》

特記事項なし。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

4. 根拠資料

《大学全体》

- 1-1 学校法人常磐大学開学 100 周年記念史編纂室編『常磐百年』2012 年 3 月 31 日、373-378 頁。
- 1-2 常磐大学学則
- 1-3 常磐大学大学院学則
- 1-4 常磐大学『履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』見返し、常磐大学・常磐短期大学『2015 年度 CAMPUS LIFE NAVI』4頁。
- 1-5 本学 Web 情報公開 [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/index.html>]
- 1-6 『Annual Report 2015 (2014 年度の活動と財務状況)』(抄)21-24 頁
- 1-7 常磐大学『履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』
- 1-8 『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book』(2015/2016)
- 1-9 『Tokiwa University Graduate School Guide Book 2015』
(参考添付)『Tokiwa University Graduate School Guide Book 2016』
- 1-10 『2015 年度大学院履修案内』(=抄=人間科学研究科 21 頁、被害者学研究科 49 頁、コミュニティ振興学研究科 71 頁)
- 1-11 「Mission & Vision 2014 – 2018」
本学 Web[<http://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/spirits/mission/index.html>]
- 1-12 「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013(平成 25)年度第 3 回理事会 2013 年 9 月 26 日制定)
- 1-13 「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画(進捗確認)」(常任理事会、2014 年 9 月 17 日)／「学校法人常磐大学理念体系と 2015 年度事業計画の策定」(常任理事会、2014 年 11 月 5 日)
- 1-14 学校法人常磐大学 2014 年度第 3 回理事会(2014 年 9 月 25 日)議事第 8 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画に関する件」
- 1-15 学校法人常磐大学 2015 年度第 4 回理事会(2015 年 11 月 26 日)議事第 15 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画(2015 年度進捗確認)に関する件」
- 1-16 「2014 年度 常磐大学内部質保証に関する報告書」の作成に係る人間科学部点検・評価シート
- 1-17 国際学部 2015 年 4 月臨時教授会 資料 8「2015 年度国際学部に関わる確認事項」
- 1-18 2015 年度 国際学部実現計画(春 Semester 進捗 2015 年 9 月)
- 1-19 大学院 理念・目的等の検討(2014 年度 第 2 回 大学院運営委員会)
- 1-20 2015 年度人間科学研究科 6 月研究科委員会資料(「設置の趣旨等を記載した書類」所収)
- 1-21 学校法人常磐大学 2015 年度第 3 回理事会(2015 年 9 月 25 日)議事第 12 号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」
- 1-22 平成 27 年 9 月 28 日「常磐大学大学院被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科の学生募集停止について(報告)」(付 Web サイト公表)

第1章
理念・目的

第2章 教育研究組織

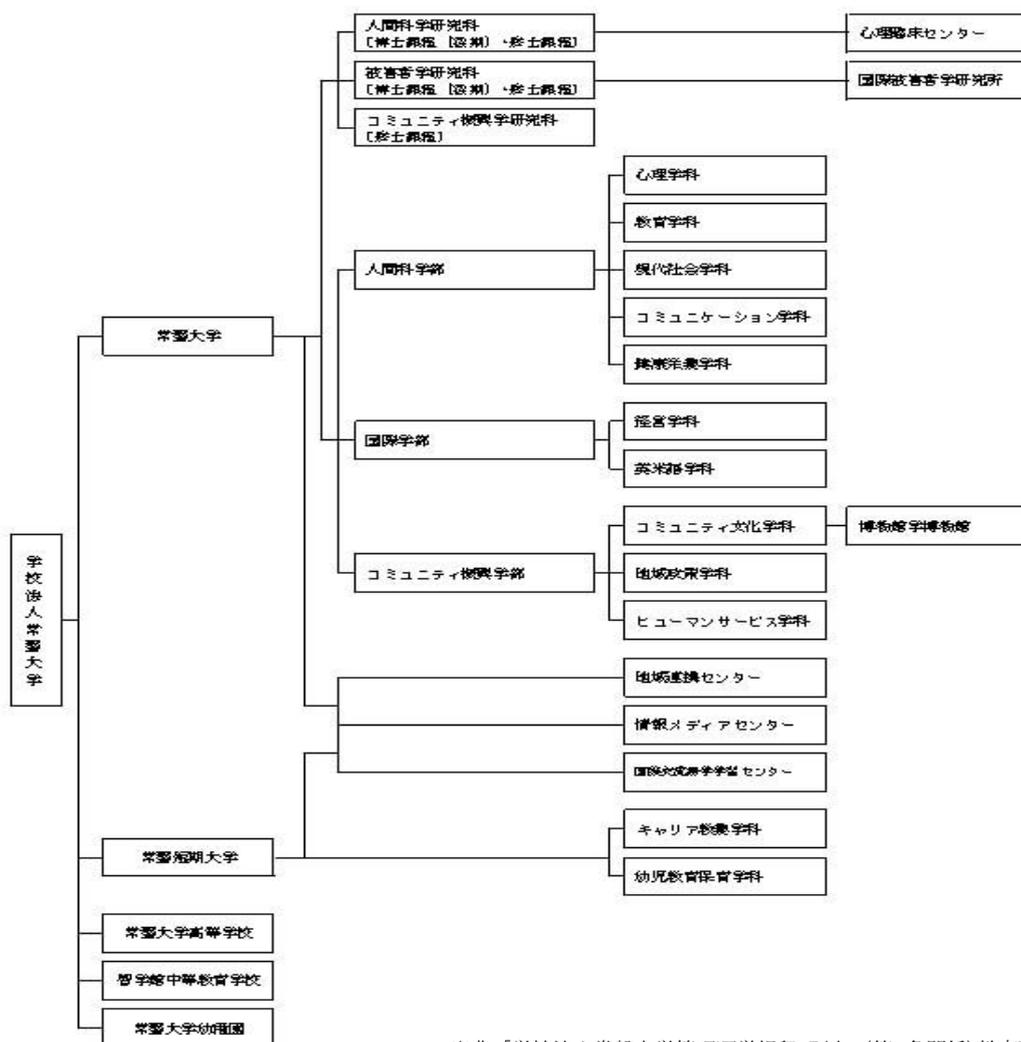
1. 現状の説明

(1)大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

第1章で記したように、本学は「実学を重んじ、真摯な態度を身につけた人間を育てる」という建学の精神のもとに、「自立」「創造」「真摯」を教育の理念としている。

学則に定める教育研究上の目的を実現するために、本学は、2015（平成27）年5月1日現在、3学部（人間科学部、国際学部、コミュニティ振興学部）、3研究科（人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）を設置し、見和キャンパス内に常磐短期大学を併設している。「その他の教育担当組織」として、人間科学研究科、被害者学研究科のもとには、それぞれ、心理臨床センター、国際被害者学研究所を設置している（図2-1）（資料2-1）。なお、博物館学博物館は、コミュニティ振興学部コミュニティ文化学科における博物館学に関する学習または実技、実習等に資するための施設である。

図2-1



出典：「学校法人常磐大学管理運営規程」別表2(第7条関係)教育研究部門

第2章 教育研究組織

上述の理念・目的のもと、本学は、1983（昭和58）年4月に開学し、学部・学科の設置等を行ってきた（後掲「沿革（常磐大学・常磐大学大学院）」参照）。

人間科学部は、既存の学術研究領域の枠にとらわれることなく、新たな視野に立った高次・広域的な、すなわち総合的な人間に関する研究・教育を目指すものとして、本学開学の1983（昭和58）年4月に創設された。その後、1988（昭和63）年、2004（平成16）年、2008（平成20）年の3回の学科改組を経て、現在に至っている。

国際学部は、積極的に国際化に対応し、問題解決のできる底力のある人材の育成といった時代の要請に応えるべく、1996（平成8）年4月に設置された。このうち、2004（平成16）年、2008（平成20）年の2回の学科改組を経て、現在に至っている。

コミュニティ振興学部は、21世紀という新たな時代に向け、コミュニティ振興に必要な基礎的な知識、問題の把握、分析、解決能力を備え、実践的な問題解決に取り組む創造性豊かな人材の育成を図る研究教育を積極的に展開するため、2000（平成12）年4月に設置され、その後2006（平成18）年の学科増設を経て、現在に至っている。

大学院に関しては、1989（平成元）年に人間科学研究科人間科学専攻修士課程が、人間に関する多面的な学術の理論および応用を研究・教授し、その学理を窮理し、国際化と情報化の進む社会において、広く文化の進展に寄与することを目的として設置された。その後、1993（平成5）年4月に同専攻は博士課程（後期）を増設した。2004（平成16）年4月には、地域の人材や資源を活用したコミュニティ振興に係る実践的で総合的なコミュニティ振興学を構築し、コミュニティ振興を担うリーダーとその支援者を育成することを目指して、コミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻修士課程が設置された。翌2005（平成17）年4月には、被害者学研究科被害者学専攻修士課程が設置された。これは、本学を中心としてかねてより進められていた被害者学について、学際的・総合的な学問体系として構築する機運が社会的にも学術的にも熟し、新領域としての被害者学の研究者育成および高度な専門的職業人育成に対応するためであった。このうち、2013（平成25）年4月には、人間科学研究科人間科学専攻博士課程（後期）より発展的に分離独立した被害者学研究科被害者学専攻博士課程（後期）が設置された。

人間科学研究科のもとには、臨床心理学に関する教育・研究、臨床心理士の養成・実習、地域社会に対するメンタルヘルスの維持・促進・支援を行うため、心理臨床センターが2004（平成16）年度に設置されている。

国際被害者学研究所は、被害者学についての国際的視野に立った学際的な研究および教育を行うことを目的として、2003（平成15）年度に開設された被害者学の研究機関である。2013（平成25）年4月の被害者学研究科被害者学専攻博士課程（後期）設置に合わせて、被害者学研究科の附置研究所となっている。

上記の教育研究組織の設置趣意は、第1章に記した本学の教育理念、常磐大学学則および常磐大学大学院学則の第1条に明記した本学の目的に適うものである。

なお、2016（平成28）年4月、被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科の学生募集停止に至る関係事項については、後述する。

沿革(常磐大学・常磐大学大学院)

1983(昭和58)年4月	常磐大学を開学(人間科学部人間関係学科、コミュニケーション学科)
1988(昭和63)年4月	常磐大学人間科学部に組織管理学科を増設
1989(平成元)年4月	常磐大学に大学院人間科学研究科人間科学専攻修士課程を設置
1993(平成5)年4月	常磐大学大学院人間科学研究科人間科学専攻博士課程(後期)を増設
1996(平成8)年4月	常磐大学国際学部設置(国際協力学科、国際ビジネス学科)
2000(平成12)年4月	常磐大学コミュニティ振興学部設置(コミュニティ文化学科、ヒューマンサービス学科)
2004(平成16)年4月	常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻修士課程を設置
	常磐大学人間科学部の人間関係学科と組織管理学科を改組し、心理教育学科および現代社会学科を設置
	常磐大学国際学部の国際協力学科と国際ビジネス学科を改組し、国際関係学科(国際協力学専攻、国際ビジネス学専攻)および英米語学科を設置
2005(平成17)年4月	常磐大学大学院被害者学研究科被害者学専攻修士課程設置
2006(平成18)年4月	常磐大学コミュニティ振興学部に地域政策学科を増設
2008(平成20)年4月	常磐大学人間科学部の心理教育学科を改組し、心理学科及び教育学科を設置
	常磐大学人間科学部の現代社会学科(組織管理学コース)と国際学部の国際関係学科(国際協力学専攻、国際ビジネス学専攻)を改組し、国際学部に経営学科を設置
	常磐短期大学の生活科学科食物栄養専攻を改組し、常磐大学人間科学部に健康栄養学科を設置
2013(平成25)年4月	常磐大学大学院被害者学研究科被害者学専攻に博士課程(後期)を増設
2016(平成28)年4月	常磐大学大学院被害者学研究科被害者学専攻修士課程および博士課程(後期)、コミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻修士課程を学生募集停止

出典:本学Web <http://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/history/index.html> (沿革)

ここでは、常磐大学および常磐大学大学院関係のみを掲載した。

なお、2016(平成28)年4月については、学校法人常磐大学2015年度第3回理事会(2015年9月25日)議事第12号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」を基に追記した。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学では、学長が中心となり、教学会議^{*1}および常任理事会^{*2}の連携の下、学部教授会、研究科委員会、教務委員長会議、学科会議などにおいて教育研究組織のあり方を含めた教育活動全般について検証を行い、継続的に教育研究組織の見直しを行ってきた。

「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013<平成25>年度第3回理事会2013年9月26日制定)では、次のように記載され、周知が図られている。

6. 組織改革

定員未充足学部、学科の定員確保を目指し、教育組織の改善を図り、経営戦略に合った組織の設計を行う。

1)常磐大学の改組転換を計画、実施 =後略=

(資料2-2)

上記「組織改革」についても、教学会議と連携しながら常任理事会の下で、理事長・学長を中心として「将来計画準備委員会を設置し、2013.10～2014.4の間に19回開催」(資料2-3)し検討を重ねた。2014(平成26)年度および2015(平成27)年度で具体化させながら、既設の教育研究組織を対象にした再編等の改革(改組転換、教員組織、教育課程などを含める)は、2017(平成29)年度までに完了させることになっている(資料2-4、15頁)。

大学院についても次の方針に従い、各研究科の抜本的な教育改革に合わせ、カリキュラ

第2章 教育研究組織

ムを見直すとともに、組織の再編を進めている（資料 2-5、2-6）。

3) 大学院の教育改革

学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)に基づき、抜本的な教育改革を行う。 ① カリキュラムのスリム化を実施する。〔2016 年度〕

(資料 2-2)

*1 教学会議（資料 2-7「教学会議運営規程」）

教学会議は、各学部および大学院の各研究科に共通する事項の企画、調整および課題解決を行い、大学改革の推進および大学の運営を円滑にすることを目的としている（第1条）。任務は、教学運営の基本方針等について審議することである（第2条）。任務を遂行するため、教学会議の下に、各学部・研究科に共通する事項に対応することを目的とした委員会を設置すること（第11条）や特定の任務のためのワーキンググループを組織すること（第12条）ができる。

*2 常任理事会（資料2-8「学校法人常磐大学寄附行為」（第7条）、資料2-9「学校法人常磐大学管理運営規程」（第8条～第12条））

常任理事会は、理事長、常任理事および専任職員で理事である者をもって構成し、理事会審議事項のうち常任理事会における審議が認められた事項のほか、学長のもとで検討し、計画し、提案された事項に関することなどについて審議する。

2. 点検・評価

【基準2の充足状況】

本学では、建学の精神および教育理念に基づき、絶え間なく変化する社会の中で必要とされる教育機関として存在し続けるために、定員管理を含めた教育研究組織の改革改善に取り組んでいることから、基準2を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

教育研究組織については、上述の通り、学則に定める大学・大学院の目的、各学部・研究科の教育研究上の目的に照らして、概ね適切であると判断する。2008（平成 20）年の一部の学部・学科の教育研究組織の再編等は、時代のニーズに即した人材育成を目指して取り組んだ改革改善の成果が結実したものと捉えている。

②改善すべき事項

次の課題については、特に 2013（平成 25）年度の点検・評価において明確となり、2014（平成 26）年度から「組織改革」（5ヶ年経営改善計画）の一環で改善に向け取り組んでいる。

- ・ 3学部のうち、とりわけ社会学系の学科について、教育内容を充実させるためにも組織の再編を含め検討が必要であること。
- ・ 定員確保が十分でない学科があることから、社会的要請、大学を取り巻く環境に対応して、組織体制の見直しが必要であること。
- ・ 各研究科については、過去 5 年間にわたって、入学定員に対して入学者が大幅に下回っていることから、社会のニーズを踏まえた組織体制の抜本的見直しを行うこと。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

2008（平成 20）年度からの学部・学科の再編により、時代のニーズに即した人材の育成に取り組んでいる。そこで、今後の継続的な発展を見据え、新たに改組転換計画を策定し、既設の教育研究組織については、2014（平成 26）年度および2015（平成 27）年度で具体化させながら2017（平成 29）年度までに完了させる。

②改善すべき事項

「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(6. 組織改革)に基づき、教育内容等の充実および定員未充足の学部、学科における定員確保を目指し、既設の教育研究組織の抜本的改革を、2015（平成 27）年度から2017（平成 29）年度までの期間に実行する。

4. 根拠資料

- 2-1 付置施設パンフレット(①常磐大学心理臨床センター ②常磐大学国際被害者学研究所 ③常磐大学博物館学博物館)
- 2-2 「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013〈平成 25〉年度第3回理事会、2013年9月26日制定)
- 2-3 学校法人常磐大学2014(平成 26)年度第3回理事会(2014年9月25日)議事第8号「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画に関する件」
- 2-4 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」
- 2-5 学校法人常磐大学2015(平成 27)年度第3回理事会(2015年9月25日)議事第12号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」
- 2-6 平成27年9月28日「常磐大学大学院被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科の学生募集停止について(報告)」(付 Web サイト公表)
- 2-7 「教学会議運営規程」
- 2-8 「学校法人常磐大学寄附行為」
- 2-9 「学校法人常磐大学管理運営規程」

第2章
教育研究組織

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

《大学全体》

①教員像および教員組織の編制方針等について

本学は、開学以来、建学の精神「実学を重んじ、真摯な態度を身につけた人間を育てる」を指針として、教育の理念である「自立」「創造」「真摯」を掲げ、教育に努めてきた。「大学教員の勤務および服務規程」第3条(大学教員の職務)には、「大学教員は、大学の理念、目的および社会における使命を自覚し、教育および研究ならびに大学の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならない」とある(資料 3-1)。「大学として求める教員像および教員組織の編制方針」の点からは、「知識を教えるだけでなく実践的な教育を重視し、一人ひとりの能力を伸ばす教育、社会に貢献できる力をつける教育」の達成に向けて、活躍できる教員像と教育組織の実現ということになる(資料 3-2、1頁)。

具体的には次の事項を、本学の理念・目的を実現するために相応しい教員・教員組織を備えた学内体制を整備する基本として、現状を踏まえて整理し、2013(平成 25)年度自己点検・評価の際に確認している。

1. 大学として求める教員像(基本型)

本学として求める教員像* は、本学の学則に定める教育の目的を十分理解し、優れた教育力と研究力、豊かな人間性を兼ね備えた人材である。

2. 教員組織の編制方針(基本型)

本学の理念を実現するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を、大学設置基準等を参考にしながら設けるとともに、組織に応じて適切な教員を配置し、教育と研究に十分な成果を収める。そのために次の諸点を方針とする。

- 1) 学部別の専任教員数は、大学設置基準以上の教員数を設定する。各学部はこの教員数に基づき、現実的な人事計画を策定する。
- 2) 専任教員の年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮する。
- 3) 学科専攻科目を主に担当する教員、全学共通科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとる。
- 4) 教員の募集・採用・昇格は、「常磐大学教員資格審査規程」等を適正に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価する。
- 5) 大学院教員の資格審査を「常磐大学大学院教員資格審査規程」に基づいて適正に行い、大学院教育の教員組織編制を適切に整える。

*「本学の教員にならんとする者は、本学の教育の目的を理解し、それを達成しようとする者」(常磐大学教員資格審査規程第4条)に依拠している。

出典:2013年7月13日学内公開「自己点検・評価関係(方針 20130703)」全学自己点検・評価委員会編

さらに、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」第2章 研究者行動規範 第4条において、研究者(教員)行動規範の基本原則を定めている(資料 3-3)。

(基本原則)

第 4 条 研究者は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術および経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

なお、大学基礎データ「(表2)全学の教員組織」では「その他の学部教育担当組織」の一つとして示している「総合講座」所属教員は、全学共通科目群の運営を担当している。ただし、各学部を主たる所属先としているため、教員像および教員組織の編制方針として厳密に規定されたものではなく、総合講座の各科目運営会議と各学部の教務担当者との間で教員像や編制方針等を調整した上で、実際の組織編成が行われている。

②教員組織の適切性の検討・検証および教育組織改善等

本学では、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」での「6. 組織改革 定員未充足学部、学科の定員確保を目指し、教育組織の改善を図り、経営戦略に合った組織の設計を行う。」(資料 3-2, 3 頁)に基づき、既設の組織については、大学院研究科も含め、より組織的な教育を実施するための検討や検証(組織体制、教育内容、方法などの適切性等)の対象とし、2017(平成 29)年度までに改革改善に取り組む。横断的な組織編成も必要となることから、学部では常任理事会、教学会議、合同教授会が連携して、大学院では常任理事会と教学会議との連携の下、大学院運営委員会および各研究科委員会が、実質的な主体となり実施する。(関連:後出 第 5 章 学生の受け入れ(3. 将来に向けた発展方策)、第 10 章 内部質保証〈現状の説明(3)〉など)

なお、2016(平成 28)年度入学生から、被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科では、学生募集を停止する。ただし、現行カリキュラムを運営し教育内容を提供している主体は当該研究科であるため、当該研究科は在籍学生が修了等するまで存続し、責任を持って対応する教員配置とした。当該研究科の廃止後は、人間科学研究科に移管する(資料 3-26)。

加えて、2017(平成 29)年度入学生から、国際学部およびコミュニティ振興学部は学生募集を停止するが、上記研究科と同様、現行カリキュラムを運営し教育内容を提供している主体は当該既設学部・学科であるため、当該既設学部・学科は在籍学生が卒業等するまで存続し、在籍学生への教育条件等の維持に配慮し、責任を持って対応する教員配置となる。当該学部の廃止後は、新学部(届出設置)または人間科学部に移管する(資料 3-27)。

《人間科学部》

人間科学部の求める教員像については、先述の「大学教員は、大学の理念、目的および社会における使命を自覚し、教育および研究ならびに大学の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならない」(「大学教員の勤務および服務規程」第 3 条)に準拠している。職位に応じて、教授、准教授については、「専攻分野について、教育上、研究上または実務上の特に優れた知識、能力および実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する」(同第 4 条、第 5 条)とし、助教および専任講師については、「専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する」(同第 6 条)としている(資料 3-1)。

本学部の理念・目的に沿って、充実した教育・研究を行える人材を確保するためにも、より具体的な学部の求める教員像および教員組織の編制方針が必要となる。今後は、本学の組織改革(資料 3-2, 3 頁「常磐大学の改組転換を計画、実施」)に合わせ、学部運営会議が中心となり

学部教務委員会と連携して、原案を策定することとしている。

《国際学部》

国際学部の求める教員像については、「大学教員の勤務および服務規程」第3条(資料3-1)に準拠しつつも、後出の現状の説明(3)で述べる「国際学部教員公募の指針」(国際学部教授会、資料3-9)に反映されている。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の求める教員像については、「大学教員の勤務および服務規程」第3条に準拠している(資料3-1)。本学部の理念・目的に沿って、充実した教育・研究を行える人材を確保するためにも、より具体的な学部の求める教員像および教員組織の編制方針が必要となる。今後は、学部運営会議を中心にして本学の組織改革(資料3-2、3頁)とともに、具体化していくことになる。

《研究科全体》

大学院の教員は、原則として本学の専任教員によって担当されることになっており、その意味で、大学学部で求められる教員像と重なるところがある。各研究科の目的を達成するために、「常磐大学大学院教員資格審査規程」および各研究科の教員資格審査規程運用細則(資料3-4所収)に基づき、修士課程、博士課程(後期)の各領域に開設の授業科目や研究指導を担当することができる大学院教員としての基準を設定し、教員資格審査を経て、教員を配置している。教員の資格審査は各研究科委員会においてそれぞれ定められた基準に基づいて行われている。研究科委員会は研究指導教員によって構成されており、委員会の議長は研究科長が務め、研究科の研究教育の責任を負っている(資料3-4所収、大学院研究科委員会等関係)。

教員の組織的な連携体制としては各研究科長および担当副学長によって構成される大学院運営委員会(委員長は担当副学長)において各研究科に共通する事項について必要な審議を行い、研究科間の調整を行っている。

《人間科学研究科》

人間科学研究科の求める教員像については、本研究科の教育研究上の目的(大学院学則第3条の2)に準拠し「専門領域を踏まえ、その範囲を超えて広く学際的・総合的に人間について科学的に探求する研究者・教員である。」としている。本研究科の教員像については、人間科学研究科委員会および本研究科自己点検・評価実施委員会により、毎年度実施する自己点検・評価の中で確認し、必要に応じて見直す。

《被害者学研究科》

被害者学研究科の求める教員像は、本研究科の教育研究上の目的(大学院学則第3条の2)に準拠し「被害者学および犯罪学を専門領域とし、関係学会等で重要なポストに就任しているかもしくはすでに就任経験を有する研究者であり、我が国の学界を牽引してきたかもしくは将来における牽引が期待される研究者である。」としている。この教員像の検証は、被害者学研究科委員会を通じて行う。

《コミュニティ振興学研究科》

現状で求められるコミュニティ振興学研究科の教員像は、「大学教員の勤務および服務規程」第3条に準拠し「本学および本研究科の教育の目的を理解し、それを達成しようとする教員である。」としている。この教員像の検証は、自己点検・評価の際に、コミュニティ振興学研究科委員会および本研究科自己点検・評価実施委員会で行う。

(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

《大学全体》

現状の説明(1)の「教員組織の編制方針(基本型)」にあるように、本学の教員組織は、理念・目的を実現するために、学部・研究科の教育課程に沿って「学校法人常磐大学専任職員定数規程」を基本に編制されている。2015(平成27)年5月1日現在の「全学の教員組織」の状況については、資料3-6(所収)の通りである。

授業科目と担当教員に関しては、「大学教員の勤務および服務規程」「教務事務取扱要領」「(各学部)教授会運営規程」「常磐大学大学院研究科委員会規程」に則り、各学部教務委員会、各研究科委員会において慎重な検討を行い、各学部教授会、各研究科委員会での審議(議題名「(当該年度)科目担当者について」等)を経て、教育課程を運営している。総合講座の教育課程(大学学則別表-1)の運営に関しては、総合講座委員会が各学部教授会と連携して行っている。

大学院研究科担当教員については、「常磐大学大学院教員資格審査規程」を基準として、教員資格等を明確にし、各研究科の教育課程に応じた教員組織を整備している。

(資料3-1、3-4、3-6、3-30)

大学全体の教員組織については、2015(平成27)年5月1日現在、専任教員123名(教授58名(内特任等7名)、准教授41名、専任講師6名、助教18名)を配置し、大学設置基準上必要専任教員数113名(内教授数57名)を上回っている(資料3-6所収「(表2)全学の教員組織」)。

教員の年齢構成について、大学全体(123名)では次の通りとなっており、著しい偏りは見られない(2015年5月1日現在)。

71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
4.9%	7.3%	13.8%	15.4%	9.8%	12.2%	17.9%	10.6%	4.9%	3.3%

出典:資料3-6 関連:「2015(平成27)年度常磐大学 大学基礎データ」所収(参考 表2)専任教員年齢構成

ただし、被害者学研究科被害者学専攻博士課程(後期)において教員の年齢構成に偏りのあることが指摘(資料3-5 設置計画履行状況等調査の結果について(平成26年度))されているが、既設研究科の廃止を伴う人間科学研究科を基軸にした統合・再編(2016(平成28)年度実施)を通じて検討し、是正する。

なお、総合講座(「その他の学部教育担当組織」)では、「教員組織の編制方針(基本型)」に準じた教員組織を構成しており、2015(平成27)年5月1日現在、専任教員23名(教授7名(内特任等2名)、准教授7名、専任講師1名、助教8名)を配置している(資料3-6所収「(表2)全学の教員組織」)。

総合講座所属の教員の年齢構成については次の通りとなっており、著しい偏りは見られない

(2015年5月1日現在)。

71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
4.3%	4.3%	8.7%	4.3%	13.0%	13.0%	30.4%	4.3%	8.7%	8.7%

出典:(前掲)資料3-6 所収:(参考 表2)専任教員年齢構成

総合講座については、既設の教育研究組織を対象にした再編等の改革(改組転換、教員組織、教育課程などを含める)の中で、現行のあり方を含めて検討・見直しをする。

《人間科学部》

本学部では、「教員組織の編制方針(基本型)」に沿った教員組織を構成しており、2015(平成27)年5月1日現在、専任教員51名(教授25名<内特任等4名>)、准教授16名、専任講師5名、助教5名を配置し、大学設置基準上 必要専任教員数41名(内教授数21名)を上回っている。専任教員1人あたりの在籍学生数は、26.9名である(資料3-6所収「(表2)全学の教員組織」)。

本学部の教員の年齢構成については次の通りとなっており、著しい偏りは見られない(2015年5月1日現在)。

71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
5.9%	7.8%	19.6%	17.6%	9.8%	9.8%	11.8%	9.8%	3.9%	3.9%

出典:(前掲)資料3-6 所収:(参考 表2)専任教員年齢構成

《国際学部》

本学部では、「国際学部教員公募の指針」(資料3-9)に沿った教員組織を構成しており、2015(平成27)年5月1日現在、専任教員20名(教授10名、准教授7名、助教3名)を配置し、大学設置基準上 必要専任教員数20名(内教授数10名)を充足している。専任教員1人あたりの在籍学生数は、21.2名である(資料3-6所収「(表2)全学の教員組織」)。

本学部の教員の年齢構成については次の通りとなっている(2015年5月1日現在)。著しい偏りは見られないものの、50歳～41歳が中心の年齢構成である。

71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
0.0%	5.0%	5.0%	15.0%	0.0%	30.0%	25.0%	15.0%	5.0%	0.0%

出典:(前掲)資料3-6 所収:(参考 表2)専任教員年齢構成

《コミュニティ振興学部》

本学部では、「教員組織の編制方針(基本型)」に沿った教員組織を構成しており、2015(平成27)年5月1日現在、専任教員25名(教授13名<内特任等1名>)、准教授10名、助教2名を配置し、大学設置基準上 必要専任教員数24名(内教授数12名)を上回っている。専任教員1人あたりの在籍学生数は、15.1名である(資料3-6所収「(表2)全学の教員組織」)。

本学部の教員の年齢構成については次の通りとなっており、著しい偏りは見られない(2015年5月1日現在)。

71歳以上	66歳～70歳	61歳～65歳	56歳～60歳	51歳～55歳	46歳～50歳	41歳～45歳	36歳～40歳	31歳～35歳	26歳～30歳
0.0%	12.0%	16.0%	20.0%	12.0%	4.0%	16.0%	16.0%	4.0%	0.0%

第3章
教員・教員組織

出典:(前掲)資料 3-6 所収:(参考 表2)専任教員年齢構成

本学部でも、教員採用の際、授業科目にふさわしい研究業績・職歴や教歴をもった人物を求めた審査を行い、さらに担当理事を含む人事委員会によって最終決定される。採用後は毎年、カリキュラムに関して、教務委員会と学科長が連携してすべての授業科目と担当教員が決められ、最終的に教授会で承認されるという体制がとられている。

《人間科学研究科》

本研究科の目的を達成するために、博士課程(後期)および修士課程のそれぞれで3領域を設け、各領域に教員を配置している。編制方針は研究科の特色である学際的・総合的な教育・研究が行われるように各領域にバランス良く教員を配置することである。なお、本研究科の教員組織は、大学院設置基準第8条第3項を踏まえて編制されており、学部の教員が兼ねている。

具体的な教員配置は次の通りである。

課程	研究指導教員数			研究指導補助教員数	計	兼任教員数
	第Ⅰ領域 人間の発達と適応	第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション	第Ⅲ領域 臨床心理学			
修士課程	4 (うち教授4)	4 (うち教授4)	3 (うち教授2)	3	14	14

課程	研究指導教員数			研究指導補助教員数	計	兼任教員数
	第Ⅰ領域 人間の発達と適応	第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション	第Ⅲ領域 地域の振興と福祉			
博士課程(後期)	3 (うち教授3)	2 (うち教授2)	1 (うち教授1)	6	12	8

《被害者学研究科》

2013(平成 25)年度に博士課程(後期)を設置し、博士課程(後期)の教育課程、科目担当教員、研究指導教員等の教員組織の整備を行った。各教員は、学会において十分な論文発表等の研究・教育業績を有する研究者であり、その研究領域、経歴等を勘案して、学生の博士論文のテーマに適合した教員が指導に当たっている。

本研究科修士課程においては8名、博士課程(後期)においては6名の教員を研究指導教員として配置している。

具体的な教員配置は次の通りである。

課程	研究指導教員数				研究指導補助教員数	計	兼任教員数
	第1領域 被害者学の基礎と特別研究	第2領域 被害の実態・原因・対策	第3領域 被害者の権利と法的地位	第4領域 被害者への支援と擁護			
修士課程	4 (うち教授3)	2 (うち教授2)	1 (うち教授1)	1 (うち教授1)	3	11	5

課程	研究指導教員数	研究指導補助教員数	計	兼任教員数
	被害の原因と対策			
博士課程(後期)	6 (うち教授6)	0	6	0

《コミュニティ振興学研究科》

本研究科の目的を達成するために、修士課程に4つの領域を設け、各領域に教員を配置している。編制方針は研究科の特色である学際的・総合的な教育・研究が行われるように各領域にバランス良く教員を配置することである。なお、本研究科の教員組織は、大学院設置基準第8条

第3項を踏まえて編制されており、学部の教員が兼ねている。

具体的な教員配置は次の通りである。

課程	研究指導教員数				研究指導補助教員数	計	兼任教員数
	1. 地域政策領域	2. 市民活動領域	3. 社会福祉領域	4. ミュージアム領域			
修士課程	2(うち教授1)	3(うち教授3)	1(うち教授1)	2(うち教授2)	13	21	11

(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

《大学全体》

教員採用に際しては、「常磐大学教員資格審査規程」(資料 3-4 所収)に基づき、教員資格審査委員会において 2001(平成 13)年度より方針を定め、年度ごとに確認し見直している。2015(平成 27)年度分については、次の通りである。

(教員採用の基本方針)

- (1) 募集・採用にあたっては、原則として公募により適任者を国内外など広く求めている。また、本学にとって他の人に取って代われない人材である場合などは、所定の手続きを経て採用することを可能としている。
- (2) 各学部・学科単位で求める人材について、専門分野、能力や資格要件等について検討した上で教員候補者選考委員会において内容精査、公募者の応募条件、採用時期を念頭においての応募メーカ等を設定するものとしている。
- (3) 各学部とも年齢構成、職位、男女比等を考慮した上で、バランスのとれた教員組織を構成するように努めている。
- (4) 教育に熱意を持って取り組むことができる者(大学等での教育歴を2年以上有することが望ましい)としている。
- (5) 外国人教員の場合、日本語で学務等に従事できる者としている。
- (6) 外国人教員の場合、外国語を主たる担当科目として担当する場合、英語であれば英語を母語とする者を、ドイツ語であればドイツ語を母語とする者を採用することで、よりグローバル化推進に資する人材を採用するように努めている。
- (7) 採用後は水戸周辺(通勤 1 時間[概ね 25km]圏内)に居住することを原則としている。(緊急時ならびに平常時の学生支援体制の強化等に資するもの)。
- (8) 教員採用審査にあたっては、教育業績、研究業績、実務経験、社会貢献など本学の基準に照らして主査 1 名、副査 2 名による業績内容等を確認した上で、提出を義務付けた課題を含めての書類選考のほか、模擬授業および面接等を通じて総合的に判断するように努めている。
- (9) 模擬授業ならびに面接において、専門分野に応じて教員候補者選考委員会の構成員以外の出席を可能とし、より教育の能力・資質に優れている者を見極めるように努めている。

本学では、教員の募集・採用・昇格に関する基準・手続きは、「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)に基づいて行われる。

すなわち、専任教員に欠員が生じた場合、当該専任教員の所属する大学院研究科または大学学部(以下「学部等」という。)の長(以下「学部長等」という。)は、補充を必要とするポストの職位、専門領域、年齢等の条件を示して、学長に採用手続の開始を上申する(第 6 条)。学長は、

当該学部等に「教員候補者選考委員会」を組織し、教員候補者の募集、資格審査を行い、複数名の候補者の選考を行う(第7条)。学長は、有資格者となった教員候補者について、その人物審査を人事委員会に委嘱し、人事委員会が総合判断を行う(第8条)。この後、学長は、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る(第9条)。学長は、研究科委員会または教授会で承認された教員候補者を理事長へ報告し、理事長は採用の決裁をする(第10条、11条)という手続がとられている。

また、専任教員の昇格については、昇格審査を希望する専任教員は、昇格を希望する期日の6カ月前までに、当該学部等の学部長等の推薦を受けて、人事給与課に審査請求の手続を行う(第13条1項)。審査の請求がない場合であっても、学部長等が昇格について推薦をすることができる(同条2項)。学長は、昇格審査の請求または昇格の推薦があった場合には、当該教員の所属する大学院または大学の教員資格審査委員会に審査を委嘱する(第14条)。学長は、教員資格審査委員会で有資格者となった者について、教育、研究および学内行政のすべての面における本学教員としての適格性の審査を人事委員会に委嘱する(第15条)。学長は、昇格候補者について、学部長等を通じて学部等の研究科委員会または教授会に報告し、承認を得る(第16条)。学長は、研究科委員会または教授会で承認された昇格候補者を理事長に報告し、理事長は昇格の決裁をする(第17条、18条)という手続がとられている。また資格審査については、教員資格審査規程に基づいている。このように、選考手続としては、規程に沿って適切に審査と承認が行われている。(資料3-4、3-7、3-8)

総合講座科目を主に担当する専任教員については、人事上、各学部にも所属しているため募集・採用・昇格はすべて各学部において行われている。ただし、実際の教育課程運営は総合講座委員会で行っているため、公募・採用に関しては、採用が必要になる都度、学部長と総合講座委員長が必ず出席する選考委員会を開催している。そこで双方が意見交換をし、相談をしながら定められた手順等に従い公募・採用を実施している。

なお、大学院研究科については、説明の必要上、次の研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

学部の教員採用人事に当たっては、その都度、現状の説明(1)で記した教員像を提示している。すなわち、「大学教員の採用および昇格の手続に関する規程」(資料3-7)に基づき、公募の文面に必要とされる能力・資質、および、担当科目分野に関する学識や教育に対する情熱等を明記し、厳格に審査した上で、教員を採用している。

本学部では、教育課程に相応しい教員組織を整備するため、教員採用や昇格の際には、前出「大学教員の採用および昇格の手続に関する規程」に基づく手続を経て、大学設置基準等法令に定める必要専任教員数を上回る教員数を配置している(資料3-6「(表2)全学の教員組織」)。

《国際学部》

学部の教員採用人事に当たっては、「大学教員の採用および昇格の手続に関する規程」(資料3-7)に基づき、教員を採用している。本学部では、2012(平成24)年度・2013(平成

25) 年度に運用されていた内規を基に、下記の「国際学部教員公募の指針」を策定した(2014年1月国際学部教授会、資料3-9)。

- 1) 担当科目分野に関する高度な学識を有する人材を求める。
- 2) 本学学生に適切な、明確かつ内容のある授業を熱心に行う人材を求める。
- 3) 学内業務に積極的に参加する意欲的な人材を求める。

昇格・採用に関する状況は、次の通りである。

- ・ 2013(平成25)年4月に3名が教授、1名が准教授に昇格した。准教授1名、助教3名を採用した。
- ・ 2014(平成26)年4月に2名が教授、2名が准教授に昇格した。教授1名、助教2名を採用した。同年9月に、准教授1名を採用した。
- ・ 2015(平成27)年4月に、准教授3名を採用した(その内、1名は他学部からの移籍者)。

募集・採用に関しては、毎年欠員の補充につとめながら、上述の「国際学部教員公募の指針」に基づいて適切に行っている。

任期制教員から任期の定めのない教員へ移行する基準等について、学部としても要望しているが、明文化にいたっていない状況にある。

《コミュニティ振興学部》

学部の教員採用人事に当たっては、その都度、上記(大学全体)の教員像を提示している。すなわち、「大学教員の採用および昇格の手續に関する規程」(資料3-7)に基づき、公募の文面に必要とされる能力・資質、および、担当科目分野に関する学識や教育に対する情熱等を明記し、厳格に審査した上で、教員を採用してきた。

学部運営会議で教員募集・採用・昇格の制度の運用が適切であるかを検証している。特に、任期がある教員の昇格については、専門分野に応じた制度の適正化が検討課題である。

《研究科全体》

大学院担当の専任教員の募集・採用・昇格は、「大学教員の採用および昇格の手續に関する規程」(資料3-7)に基づいて行われている。

審査の方法と基準は、「常磐大学大学院教員資格審査規程」(資料3-4所収)に定められており、研究科委員会によって厳密な審査が行われている。大学院運営委員会を中心として、「教員資格審査規程運用細則」の見直しを行った(2014(平成26)年度、資料3-24)。旧細則が学部の「教員資格審査規程運用細則」と一部整合していない点を改善し、現行の大学院教育に即した内容に改めるため、2015(平成27)年2月の各研究科委員会で細則の一部変更を行った。

変更の主な内容は、評価の対象となる業績内容を具体的に示すようにしたこと、および、職位の制限を緩和し、教授職以外であっても大学院の研究指導教員資格を満たす業績がある者については研究科委員会の構成員となることができるように改めた。具体的な手續きについては、下欄(参考)に示した。

《参考》 研究科における教員の募集・採用・昇格手續き

大学院担当の専任教員の募集・採用・昇格に関しては、「大学教員の採用および昇格の手續きに関する規程」に基づいて行われてきた。専任教員を新たに採用する場合は、まず、当該研究科長が補充を必要とするポストの職位、専門領域、年齢等の条件を示して、学長に採用手續

きの開始を上申する。これを受けて学長は、その補充が必要であると認めた場合、「教員候補者選考委員会(以下、「選考委員会」とする)」を当該研究科内に組織し、教員候補者の募集および資格審査を行う。募集は、関係機関への通知およびインターネットの大学公式ホームページを通じて、公募により行われる。

応募者の資格審査は、選考委員会内に「業績調査会」が設置され、業績審査が行われる。学長は、選考委員会における審査結果をもとに採用枠数を超える有資格者を候補者として決定し、模擬授業形式の面接を実施し、それらの総合評価を行い、人事委員会へ推薦する。人事委員会ではこれらの推薦結果を受け、人物審査を加え採用候補者を決定する。学長は、人事委員会の審議結果について当該研究科の承認を得た上で、理事長に報告する。任命権者である理事長は、面接その他必要な手続を経て、採用について決裁を行う。

教員の昇格手続きは、本人による昇格審査請求(研究科長の推薦を必要とする)または研究科長による昇格推薦が学長宛てに上申された場合に開始される。学長はこれを受けて、「教員資格審査委員会」を招集し、審査を委嘱する。同委員会は、規程(「常磐大学大学院教員資格審査規程」および「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」)に従い、教育業績、研究業績、学内運営に関して有資格者として認められた者については、学長が人事委員会に審査を依頼する。人事委員会では、教育、研究、学内行政などの点について本学の研究科教員としての適格性が審議され、有資格者と認められた者については、当該研究科委員会の承認を得た上で、理事長による昇格の決裁を受けることとなる。

なお、研究科専任教員以外の研究指導教員および授業担当教員については、学部所属の専任教員から選抜される。その審査の方法と基準は、「常磐大学大学院教員資格審査規程」に定められており、研究科委員会によって厳密な選抜が行われている。なお、2014(平成26)年度内で主として大学院運営委員会が中心となって、「教員資格審査規程運用細則」の見直しを行った。これまでの細則が学部の「教員資格審査規程運用細則」と整合していない点があることが明らかになったため、現在の大学院教育に即した内容に改められ、2015(平成27)年の2月の各研究科委員会で新たな細則の改訂が承認された。主な内容は、評価の対象となる業績内容を具体的に細分化したことである。また、准教授であっても大学院の研究指導教員としての業績がある者については当該研究科委員としての資格を取得することができる内容に改められた。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、上記の通り、専任教員の募集・採用・昇格については「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)、「常磐大学大学院教員資格審査規程」「人間科学研究科教員資格審査規程運用細則」(資料 3-4 所収)に基づいて審査が行われる。その結果を踏まえて、人間科学研究科委員会で審議している。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、上記の通り、専任教員の募集・採用・昇格については「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)、「常磐大学大学院教員資格審査規程」「被害者学研究科教員資格審査規程運用細則」(資料 3-4 所収)に基づいて審査が行われる。その結果を踏まえて、被害者学研究科委員会において審議している。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、上記の通り、専任教員の募集・採用・昇格については「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)、「常磐大学大学院教員資格審査規程」「コミュニティ振興学研究科教員資格審査規程運用細則」(資料 3-4 所収)に基づいて審査が行われる。その結果を踏まえて、コミュニティ振興学研究科委員会で審議している。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

《大学全体》

FD活動(委員会等)

(概要)

ここでは、先ず FD 活動(委員会等)の概要について簡単に記す。授業の内容および方法等の改善のための FD 活動(授業評価アンケート等)については、第 4 章(3)教育方法で述べる(以下、同じ)。

大学および大学院の FD 活動については、大学 FD 委員会と各学部教授会、大学院 FD 委員会と各研究科委員会との連携で行われている。

常磐大学 FD 委員会では、FD 活動を推進するための企画である「授業アンケート」「常磐大学 FD フォーラム」「授業公開(授業研究会)」「新任教員研修」を通じて、教職員相互が資質向上のために学び合う機会を作っている(資料 3-11 2014 年度常磐大学 FD 委員会活動計画について)。

常磐大学大学院 FD 委員会では、「常磐大学大学院教員アンケート」「常磐大学大学院 教育体制等改善のための調査(旧:大学院生アンケート)」「常磐大学大学院 FD フォーラム」を企画し、FD 活動を推進している。

各 FD 委員会の主な活動状況の概要については本学 Web サイト* 等を通じて公表している。

*本学 Web [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/fd/index.html>] (FD)

恒常的に実施している「教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等」の事例(前年度実績)の概要については、資料 3-12「2014 年度常磐大学 FD フォーラム(常磐大学 FD 委員会)」、資料 3-13「2014 年度常磐大学大学院 FD フォーラム(常磐大学大学院 FD 委員会)」の通りである。

(教員の資質向上に向けた取り組み)

新任研修プログラム

新規専任教員に関する研修については、「新任教員のための研修プログラム」が常磐大学 FD 委員会教員研修推進 WG により 2014(平成 26)年 4 月から組織的に開始された。

この新任教員研修プログラムは、大学に関する基礎知識を得るための体験的な学習の場と、同僚とのネットワークを形成する機会をともに提供することを目的とした企画であり、体験ゲーム形式で実施している(2015<平成 27>年度は、2015 年 4 月 2 日実施)。詳細は、根拠資料 3-10 参照。

教員の教育研究活動等の評価

学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画に「人材育成計画の策定および実施」として「①教職

員一人ひとりの目標(課題など)への取り組みを通じて、円滑なコミュニケーションを図る」「②FD・SDを促進する」ことも示されている。

①教職員一人ひとりの目標(課題など)への取り組みを通じて、円滑なコミュニケーションを図る

2015(平成27)年9月から11月にかけて常任理事会の下、学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画に対する進捗確認と計画の見直し等に関する検討作業が行われた。その際、教員の教育研究活動の評価を念頭に置き、2016(平成28)年度以降へ対応するための視点として、以下の事項を確認した。

- ・「大学教員の勤務および服務規程」第12条(研究義務)には、「大学教員は、毎年度少なくとも1つの課題を決めて研究し、その結果を年度末に書面をもって学長に報告しなければならない。」と明記されている。このことを徹底する。

上記の教育研究活動の実績と研究費配分との連動に関しては、次の対応を踏まえている。

- ・各学部の2015(平成27)年7月定例教授会で、人事担当常任理事が「個人研究費の見直しについて」を通じて、研究結果に基づいた研究費の配分の実現、研究報告仕様の統一、研究義務と結果報告(服務規程の遵守)等を周知した(資料3-14)。
- ・大学教員研究費規程の名称変更および運用細則の制定について(常任理事会、2015年9月2日)(資料3-15、3-16)

②FD・SDを促進する

FD活動の概要については、上述の通りである(SDについては、主として第9章 管理運営で記載する)。なお、その他、教員・職員の学生対応に関するスキル向上のための研修会として次のような取り組みがあった。

学生相談委員会主催研修会(学生相談室、全学学生支援委員会)

多様な学生への対応スキル向上のための研修の一環として、学生相談委員会では、2012(平成24)年度より併設短期大学と合同で教職員対象の学内研修会を開催し、FD・SDの機能を果たしている。例えば、2015(平成27)年2月に教職員向けに、「配慮の必要な学生への対処の仕方に関する講習会」が行われた(詳細については、第6章 学生支援 現状の説明(3)参照)。

心理臨床センター 2014年度公開講演会・公開研修会開催実績

[<http://www.tokiwa.ac.jp/tccp/lecture/index.html>] (心理臨床センター 公開講演会・公開研修会)

《人間科学部》

本学のFD活動は、大学FD委員会を中心に全学的に推進されている。2013(平成25)年度の全学FDフォーラムは「基礎学力習得のための学習支援」をテーマに2014(平成26)年2月14日に全学の教職員を対象として開催された(資料3-17)。2013(平成25)年度は本学部からの参加者が60名中21名にとどまった。

2014(平成26)年度本学部FDフォーラムは「競争的資金を含む外部資金の獲得」という研究活動の促進等に関するテーマで開催された。人間科学部部会では、学部教員から、学部の授業改善に生かすような研究で外部資金を獲得した事例が報告された(2014年度人間科学部FDフォーラム「競争的資金を含む外部資金の獲得」報告概要、資料3-18)。教授会直後の時間帯に開催されたこともあり、教員の参加者は60名中45名程度となり、75%の教員が参加したことになる。なお、2014(平成26)年度の全学FDフォーラムは、大学全体の箇所ですべての通り、2015

(平成 27)年 2 月に開催され、本学部からは 29 名(62 名中)が出席した。(資料 3-19)

《国際学部》

経営学科では研究への動機づけのため、教員の 2015(平成 27)年度の研究目標を設定している。各教員から報告は、学科会議で確認された(資料 3-20)。英米語学科でも教員の研究成果を取りまとめている。学部として学長宛に研究成果の報告書が 2015(平成 27)年 6 月に提出された(資料 3-21)。

2014(平成 26)年度学部 FD では「科学研究費補助金に採択されるために」をテーマとして国際学部 FD フォーラムを開催(2014(平成 26)年 12 月 18 日)し、2 名の教員が科研費に採択された自身の経験について報告した(資料 3-22)。

2014(平成 26)年度の全学 FD フォーラムは、全学 FD 委員会の主催のもと、2015 年 2 月に開催され、国際学部から 13 名(総合講座所属の教員も入れて、学部全体の 23 名のうち)が参加した(資料 3-19)。

《コミュニティ振興学部》

本学部では「FD 研修会の毎年 1 回以上の開催および学部教員の 50%以上が参加すること」を、到達目標としている。全学 FD フォーラムへの出席は毎年 50%以上の参加を得ているが、2014(平成 26)年度は、13 名(31 人中)の参加にとどまった(資料 3-19)。

2014(平成 26)年度の学部 FD においては、「競争的な資金の導入」をテーマとして、教授会等の場を通じ、効果的に実施された(資料 3-23)。その際、若手教員について、その職務に相応する位置付けを行っているかについても検証すべきであるとの意見が提出された。それに対応すべく、学部 FD 委員会において次のことが確認された。

- ・平成 17 年の中央教育審議会大学分科会において大学教員組織の在り方が検討された。その見直しにあたっては、教員組織が各分野における特性に応じて、①教育研究を組織的にしていくこと ②若手教員を養成していくことの両面が必要である。
- ・当学部においても実現されているかについて、学部 FD 委員会で検証する。
- ・更に、若手教員の育成については、学部としてのコンセンサスを得るところから具体策まで早急に検討するよう学部運営会議で検討すべきである。

これらのことを有効にするためには、大学全体の構想に反映されることが肝要であり、検証作業については他学部との連携で進めることになる。

《研究科全体》

大学院研究科における教員の資質は、教育活動ならびに研究活動に基づいて評価可能である。学部と同様に毎年定められた書式に従って教育研究業績を学長に提出している。この業績調査票は教育活動、研究活動、大学運営にかかわる活動、および社会貢献活動について報告するものである。2015(平成 27)年度の時点では、この報告によって教員の業績評価は把握されている(資料 3-28)。

大学院 FD 活動については、研究活動・教育活動の促進に関わる課題をテーマとして「常磐大学大学院 FD フォーラム」を実施している(2014 年度実施分:資料 3-13)。その実施結果は各研究科委員会において報告される。

《人間科学研究科》

大学院研究科における教育研究活動等の評価および大学院 FD 活動について、本学では研究科全体で取り組んでいる。したがって、人間科学研究科についても、大学全体および研究科全体の箇所で記した通りである。

《被害者学研究科》

被害者学研究科での教育研究活動等の評価および FD 活動については、大学全体および研究科全体の項で記した通り、本学において研究科全体で取り組んでいる。なお、本研究科独自の組織的な教員の資質向上への取り組みについては、今後検討すべき事項である。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科での教育研究活動等の評価および FD 活動については、大学全体および研究科全体の項で記した通り、研究科全体で取り組んでいる。

本研究科は、主として学部所属の教員で構成されており、学部と共に教員の資質向上のための取り組みを行うことになる。

2. 点検・評価

【基準3の充足状況】

本学の理念・目的を実現するために、大学として求める教員像および教員組織編制の方針に基づき、教育課程に相応しい教員・教員組織を備えた学内体制を整備し、法令(大学設置基準等)に定められた必要専任教員数を満たしている。募集・採用・昇格についても基準と手続きを明確にしている。加えて教員の資質向上を図る方策も整備されている。これらの点から基準3を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

- ・ 恒常的な「教育研究、その他の諸活動に関する教員の資質向上を図るための研修等」として、毎年度実施している FD フォーラムは、日常的な FD 活動への啓発の場となっている。
- ・ 「大学教員の勤務および服務規程」第 12 条(研究義務)の履行に際し、全学教員研究費規程運用細則の様式 1「個人研究費研究経過(成果)報告書」では広く学内外からの研究の成果を、様式 2「個人業績に係る詳細データ報告書」では教育活動や社会貢献活動を含めた研究業績等および研究活動に関する事項に対応可能としている(資料 3-16)。
- ・ 研究科において、教員の募集・採用・昇格は、関連する規程が整備されており(「常磐大学大学院教員資格審査規程」および「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」)、関係規程も各研究科の連携で適切に改訂されている(資料 3-24)。

《人間科学部》

「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)に基づき、教員公募に対する選考の過程で、担当授業科目と教員への求める能力・資質との適合性について審査を行い所定の手続きを経て承認を得るとい、厳格な審査と確認を実践している。

《国際学部》

「業績確認表」に基づく自己評価（「大学教員の勤務および服務規程」第12条（研究義務）の履行）については、各学科で組織的に取り組んでいる。

《コミュニティ振興学部》

本学部専任教員の年齢構成については、特定の年齢に著しく偏らないように配慮しバランスのとれた教員配置となっている。

《人間科学研究科》

研究科として求める教員像および教員組織の編制方針に基づき、本研究科全体は多様な分野を専門とする教員で構成されており、学際的な研究・教育活動の場として整備されている。このような人員配置により、研究科の目的や教育目標を達成することが可能となっている。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・ 大学院研究科の再編や学部改組等に伴って、総合講座を含めた「学校法人常磐大学専任職員定数規程」の見直しを行う。
- ・ 「教員を対象とした教育研究活動の業績評価の実施」に関しては、各教員より研究業績書が提出され、本学 Web サイトで情報公表されている。今後、大学としての教育研究活動の業績評価の方法等について、検討する必要がある。

《人間科学部》

本学部の「求める教員像」「教員組織の編制方針」について、本学部の理念・目的等に沿って充実した教育・研究を行える人材を確保するためにも明文化が必要である。

《国際学部》

現状の説明(2)で述べた国際学部専任教員(20名)の年齢構成について、年齢区分を「50歳～41歳」に設定すると55.0%となっている。

《コミュニティ振興学部》

任期がある教員の昇格については、専門分野に応じて、どのような制度が適切であるのかについて検討が必要である。

《人間科学研究科》

毎年度学長に提出される「業績確認表」に基づく自己評価システムについて、組織的な対応が必要である。

《被害者学研究科》

被害者学研究科被害者学専攻博士課程(後期)において教員の年齢構成に偏りのあることが指摘されている(資料 3-5 設置計画履行状況等調査の結果について〈平成 26 年度〉)。

《コミュニティ振興学研究科》

現状の領域別の教員組織の配置・補充については研究科の現状および将来計画を踏まえて行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

- ・ 求める教員像に基づき教員組織の編制原理および FD 活動を充実させることについては、「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」も踏まえて、学長を中心に実施する。
- ・ 全学教員研究費規程運用細則の様式を用いた研究結果の報告については、管理業務に関する研修成果や実績および FD・SD の観点の項目を追加設定するなど、評価体制の充実を図る。
- ・ 研究科において、教員の募集・採用・昇格に関連する規程(「常磐大学大学院教員資格審査規程」および「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」)の改訂後の検証については、2016(平成 28)年度以降、人間科学研究科を中心に行う。

《人間科学部》

「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」(資料 3-7)に基づく教員公募に対する選考では、厳格な審査と確認を実践しており、これを持続させていく。

《国際学部》

「業績確認表」に基づく自己評価システムについての組織的な対応については、学科が主体となって方法等の充実・改善を図りながら、継続する。

《コミュニティ振興学部》

2017(平成 29)年度に向け、「統廃合を包含した新学部または新学科への転換計画」(資料 3-25 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」15 頁)が進行中である。同計画の進捗を踏まえつつ、特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮し教員組織を構成する。

《人間科学研究科》

本研究科を中心とする再編にあたっては、学際的・総合的な教育・研究活動の場として、特に、臨床心理学、基礎心理学、被害者学、コミュニティ振興学の学術的領域・分野について、教育・研究の充実に努めるとともに、現実の社会において人間の関わる諸問題を学際的・実証的に追

究する本研究科の方針を維持する。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・「学校法人常磐大学専任職員定数規程」については、現行の総合講座の見直しを含め、2017（平成 29）年度開設の新学部・学科に対応するよう、改正する。
- ・「教員を対象とした教育研究活動の業績評価の実施」に関しては、次年度以降、各教員の教育研究活動に対する大学としての評価の方法を構築し、組織改革とともに PDCA サイクルを一巡させる。

《人間科学部》

本学部の「求める教員像」「教員組織の編制方針」については、大学全体の既設組織の改革方針を踏まえ、学部運営会議が中心となり学部教務委員会と連携して、明文化する作業に着手する。

《国際学部》

2017（平成 29）年度に向け、「統廃合を包含した新学部または新学科への転換計画」（資料 3-25、学校法人常磐大学「2014（平成 26）年度事業報告書」15 頁）が進行中である。同計画の進捗を踏まえつつ、特定の範囲の年齢に著しく偏らないよう配慮し教員組織を構成する。

《コミュニティ振興学部》

本学部は「統廃合を包含した新学部または新学科への転換計画」の対象となっている。任期付教員の昇格に関する制度の検討についても、その計画の履行において対処する。

《人間科学研究科》

FD 活動が教育・研究能力の向上に実質的に寄与できるようにするため、研究科委員会を主体として、各教員の「業績確認」に基づき、教員の資質向上への取り組みを充実させるための方策を検討し、より具体的かつ明確な活動計画（実現計画）を策定する。

《被害者学研究科》

博士課程（後期）において教員の年齢構成に偏りのあることについては、既設研究科の廃止を伴う人間科学研究科を基軸にした統合・再編（2016（平成 28）年度実施）により是正する。

《コミュニティ振興学研究科》

本研究科は学生募集停止後も在籍学生が修了等するまで存続し、現状の教育・研究条件を維持する。

4. 根拠資料

- 3-1 「大学教員の勤務および服務規程」
- 3-2 「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013年度第3回理事会、2013年9月26日)
- 3-3 「学校法人常磐大学における研究者行動規範」
- 3-4 教員の募集・採用・昇格・資格審査等関連規程
 - ①「学校法人常磐大学専任職員定数規程」
 - ②「常磐大学教員資格審査規程」「常磐大学教員資格審査規程運用細則」
 - ③「常磐大学大学院教員資格審査規程」「人間科学研究科教員資格審査規程運用細則」「被害者学研究科教員資格審査規程運用細則」「コミュニティ振興学研究科教員資格審査規程運用細則」
 - ④「常磐大学・常磐短期大学非常勤講師勤務規程」
 - ⑤学部教授会等関係:「常磐大学における教授会の運営に関する規程」(2015年10月30日施行)(施行以前の各教授会規程:「人間科学部教授会運営規程」「国際学部教授会運営規程」「コミュニティ振興学部教授会運営規程」「総合講座委員会規程」)
 - ⑥大学院研究科委員会等関係:「常磐大学大学院研究科委員会規程」「常磐大学大学院運営委員会規程」
 - ⑦教務委員会関係:「教務委員長会議規程」「人間科学部教務委員会規程」「国際学部教務委員会規程」「コミュニティ振興学部教務委員会規程」
- 3-5 設置計画履行状況等調査の結果について(通知)
- 3-6 関連:「2015(平成27)年度常磐大学 大学基礎データ」
 - ①(表2)全学の教員組織
 - ②(参考 表2)専任教員年齢構成
 - ③(参考 表2-2)専任教員の学部、研究科ごとの男女別の構成(うち外国人の数を含む)
 - ④(参考 表3)専任教員の担当授業時間
- 3-7 「大学教員の採用および昇格の手続きに関する規程」
- 3-8 2015年度 昇格審査請求の手続きについて(学内案内、2015年8月7日)
- 3-9 国際学部教員公募の指針
- 3-10 「新任教員研修」実施概要(常磐大学FD委員会、2014年3月28日、2015年3月18日)
2015年度 新任教員研修プログラム 実施報告書(常磐大学FD委員会新任教員研修WG、2015年4月30日)
- 3-11 2014年度常磐大学FD委員会活動計画について
- 3-12 2014年度常磐大学FDフォーラム(常磐大学FD委員会)
- 3-13 2014年度常磐大学大学院FDフォーラム(常磐大学大学院FD委員会)
- 3-14 2015年7月教授会資料「個人研究費の見直しについて」
- 3-15 (2015.09.02 常任理事会)大学教員研究費規程の名称変更および運用細則制定につ

- いて
- 3-16 全学教員研究費規程[改正 20150820]全学教員研究費規程運用細則(報告様式)[制定 20150827]
 - 3-17 2013 年度常磐大学 FD フォーラム
 - 3-18 2014 年度人間科学部 FD フォーラム「競争的資金を含む外部資金の獲得」報告概要
 - 3-19 2014 年度常磐大学全学 FD フォーラム実施報告書
 - 3-20 2015 年度経営学科の研究計画、昨年の自己反省
 - 3-21 国際学部教員の 2015 年度研究計画および 2014 年度の反省について
 - 3-22 2014 年度常磐大学国際学部 FD フォーラム
 - 3-23 2014 年度コミュニティ振興学部 FD フォーラム実施案(2014 年度 10 月定例教授会資料 13)
 - 3-24 常磐大学大学院教員資格審査規程の改正および常磐大学大学院教員資格審査規程運用細則の制定について(第 2 回_大学院運営委員会資料(2014.6.18))
 - 3-25 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」15 頁
 - 3-26 2016 年度以降の研究科の運営体制について
 - 3-27 学部学科改組転換計画(案)
 - 3-28 教育研究業績の報告書(書式)
 - 3-29 専任教員の教育・研究業績
 - 3-30 「教務事務取扱要領」

第3章
教員・教員組織

第4章 教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

《大学全体》

(学部)

本学では、第1章で記した通り、建学の精神、教育理念、教育方針、教育目的、教育目標については、学生に向けて、常磐大学『履修案内 2015(平成27)年度入学生用』(見返し)においても、わかりやすく整理してまとめ、次のように示し周知を図っている(資料4-1-1)。

- | | |
|--------|--------------------------|
| ・建学の精神 | 実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる。 |
| ・教育の理念 | 「自立」「創造」「真摯」 |
| ・教育方針 | 実学 人間教育 学際性 国際化 情報化 |
| ・教育目的 | 社会貢献 地域貢献 |
| ・教育目標 | 社会適応力 社会活動 |

加えて、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、本学 Web サイト* や常磐大学『履修案内』(資料4-1-1、45頁)等に明示している。本学 Web サイト等での公開にあたり、学位授与方針での修得すべき学習の成果については、上述した本学の教育理念・教育方針・教育目的・教育目標等と「学士課程教育の構築に向けて(答申)」(文部科学省中央教育審議会、平成20年12月24日)で提唱する学習成果に関する参考指針により策定した「育成したい学生像(TOKIWA学生モデル)」に基づき、「知識・理解」「思考・判断」「態度」「技能」に整理して文章化し、明示している(資料4-1-2、4-1-3)。このことは、後出の各学部・学科においても同様である。

本学の学則等に示された教育の理念・教育の方針・教育の目的等を理解して広く深い教養と知識を学んだ後、社会や地域に貢献するための社会適応力および社会活動力を身に付けた人材を養成します。

1. 目的意識を持って精力的に学んだ後、職業生活や社会生活を自立的に営みながら、さらなる専門性と創造性を高め、人格を磨いていくことができる。(知識・理解、態度)
2. グローバル化の中で展開する知識基盤社会において、豊かな国際感覚で問題を捉え、その問題解決に真摯に取り組むことができる。(態度)
3. 集団の中で状況に応じて自分の役割を意識し、役割遂行に向けて最善の努力を惜しまず、積極的で柔軟性を持った思考力を身に付けている。(思考・判断)
4. プロジェクト型の取り組みで企画を創造的に立案し、チームワークを高めることに貢献して目標達成に向けて真摯に努力することができる。(技能、態度)

* 本学 Web サイト[<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/dp/index.html>] (ディプロマ・ポリシー)2015.05.26 アクセス。

(研究科)

大学院研究科について、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)は「大学が教育活動の成果として学生に保証する最低限の能力(修了時の到達目標)」(資料4-1-4 常磐大学大学院『2015年度履修案内』1頁)として位置づけている。各研究科の学位授与方針は、第1章で記した建学の精神、教育理念等に基づき、常磐大学大学院学則の目的(第1条)、第3条(課程)、第3条の2

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

(研究科の教育研究上の目的)に則して、教育課程の編成・実施方針、入学者受け入れ方針とともに各研究科委員会において検討され、大学院運営委員会での調整後必要な手続きを経て、大学院『履修案内』(資料 4-1-4、1-4 頁)や本学 Web サイトなどに明示されている(資料 4-1-5)。

大学院研究科の学位授与方針に関しては、以下、各研究科の箇所で記載している。

《人間科学部》

人間科学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し(資料 4-1-5)、本学 Web サイトや常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、55 頁)等に明示している。

本学部は人間科学に基づく教養、基本的知識を駆使し、批判精神、倫理観、責任感をもって問題を発見し、その解決を図ることができる人材を養成します。同時に、各学科の専門性に基づく高度な専門的知識と応用能力を実践することによって社会に貢献できる人材を養成します。

1. 人文科学、社会科学、自然科学の諸領域にわたる広く深い教養と基礎的な知識を、各学科の専門性および人間科学の枠組みで理解している。(知識・理解)
2. 人間に関わる諸問題、とりわけ、こころ、発達、教育、社会、コミュニケーション、健康と栄養に関わる諸問題を発見し、批判的に考え、解決することができる。(思考・判断)
3. 人間科学に基づく高い倫理観を持ち、自らの社会的責任を理解している。(態度)
4. 各学科の専門性に基づく高度な専門的知識と応用能力を修得しており、それによって社会に貢献することができる。(技能)

出典: [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/dp/university/human/index.html>]

各学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)も策定し(資料 4-1-5)、常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、56-60 頁)、同 Web サイト等にて明示している。

《国際学部》

国際学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し(資料 4-1-5)、本学 Web サイトや常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、83 頁)等に明示している。

豊かな教養と人間性を基礎に、グローバル化する社会に不可欠なコミュニケーション能力とマネジメント能力をもとに、国際社会のみならず地域社会においてもリーダーシップのとれる行動力ある人材を養成します。

1. 国際社会のしくみや課題を理解し、その歴史や文化について説明することができる。(知識・理解)
2. グローバル化する社会の中で、自分自身を成長させようとする向上心を身に付けている。(態度)
3. グローバル化する社会の中で生起する様々な課題に対し、一方に偏ることなく多面的に思考・分析することでの確な判断を下すことができる。(思考・判断)
4. 社会で通用するコミュニケーション能力と、課題解決のための具体的方策を提示しこれを実行するための技能を修得している。(技能)

出典: [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/dp/university/international/index.html>]

各学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)も策定し(資料 4-1-5)、常磐大学『履修案内』

(資料 4-1-1、84-85 頁)、同 Web サイト等にて明示している。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定(資料 4-1-5)し、本学 Web サイトや常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、97 頁)等に明示している。

グローバル化の進展により、国際的な動きとコミュニティとの結びつきが強まるなか、地域における課題を発見し、その解決策を模索・提示し、自ら活動していくことで地域社会の振興に貢献できる、人間性と専門的知見を兼ね備えた人材を養成します。

1. 地域社会及び地域の課題に関する基礎的知識と、地域の発展に不可欠な「文化」「政策」「福祉」といった種々の専門的知識を身に付け、それらの意義について総合的に理解し、広範な視野から見つめる力を持っている。(知識・理解)
2. 地域社会に存在する人材や有形無形の文化財・自然といった様々な財産と、現在発生している様々な地域課題についての思考力を持ち、地域の発展のために状況に応じた適切な選択を行うための判断力を身に付けている。(志向・判断)
3. 地域社会に対する愛着心と倫理性を身に付け、地域社会の一員という自覚を持ちつつ、地域課題の解決や地域の活性化のために自らが率先して活動を行う態度を身に付けている。(態度)
4. 地域社会における様々な課題に対して真摯に向き合い、地域の様々な構成員とともに議論することを通じて、解決のための具体的方策を立案し、実行する力を備えている。(技能)

出典: [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/dp/university/community/index.html>]

各学科の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)も策定し(資料 4-1-5)、常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、98-100 頁)、同 Web サイト等にて明示している。

《人間科学研究科》

人間科学研究科は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、大学院『履修案内』(資料 4-1-4、1-2 頁)や本学 Web サイトなどに明示している(資料 4-1-5)。

人間科学研究科 修士課程 ディプロマ・ポリシー

本研究科は、人間科学の専攻分野について、学術、文化の振興に寄与できる研究者、および高度な知識を身につけて社会の福祉の増進に寄与できる専門的職業人を育成します。

1. 人間科学の幅広い視点にたつて人間を理解し、人間に関わる諸問題を世界的視野で捉え、その解決に向けて、研究者として、あるいは専門的職業人として行動できる。
2. 人間科学の各分野においてリーダーシップを発揮して、人間社会の文化と福利に貢献することができる。

人間科学研究科 博士課程(後期) ディプロマ・ポリシー

本研究科は、人間科学の専攻分野について、自立した研究活動を推進し、学術、文化の振興に寄与できる研究者、および高度な専門的知識を身につけて社会の福祉の増進に寄与できる高度専門的職業人を育成します。

1. 人間科学の専攻分野で創造的な学術的知見を見だし、自立した研究者または高度に専門的な業務の従事者として社会一般の福祉の向上に貢献できる。
2. 人間科学の専攻分野と関連領域において、奥深く研究した高度な専門的能力を基礎に、世界的視野で考え、当該分野でリーダーとして問題解決を指導できる。

(資料 4-1-5)

《被害者学研究科》

被害者学研究科は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、大学院『履修案内』(資料 4-1-4、2-3 頁)や本学 Web サイトなどに明示している(資料 4-1-5)。

被害者学研究科 修士課程 ディプロマ・ポリシー

本研究科においては、被害者学の知識を駆使し、単に犯罪被害のみならず、災害等を含めたあらゆる種類の被害と被害者を理解し、支援するための能力を有する人材を育成します。被害者学の高度な知識と応用能力を発揮し社会に貢献できる人を養成します。

1. 被害者学研究の国際的動向を視野に入れつつ、優れた学識と研究能力を有し、現代社会において指導的役割を果たすことができる。
2. 被害者の置かれている状況および心情を深く理解し、適切な支援のためのリーダーシップが発揮できる。

被害者学研究科 博士課程(後期) ディプロマ・ポリシー

本研究科においては、被害者学の知識を駆使し、単に犯罪被害のみならず、災害等を含めたあらゆる種類の被害と被害者を理解し、支援するための能力を有する人材を育成します。被害者学の高度な知識と応用能力を発揮し社会に貢献できる人を養成します。

1. 世界的視野に立って、我が国の被害者学を発展させるための高度な知識を有する研究を行うことができる。
2. 各種被害者の支援等のための政策立案に関わる能力を有し、被害者支援機関等において指導的役割を担うことができる。
3. 被害者支援の実務に関わる高度な知識を有する専門的職業人として活躍できる。

(資料 4-1-5)

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科は、学則等に定められた目的を踏まえ、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、大学院『履修案内』(資料 4-1-4、3-4 頁)や本学 Web サイトなどに明示している(資料 4-1-5)。

コミュニティ振興学研究科 修士課程 ディプロマ・ポリシー

社会のグローバル化と地方分権化の中で、個性的で安定した地域社会を振興・創成するため、学術的に高い視点から地域課題を発見し、関係する機関や人々と密度の高い協働により問題解決を志向できる高度な指導力を備えた人材を育成します。

1. 専攻領域と関連領域で学修した、コミュニティ振興学に関する高度な専門的能力に基づき、必要な職務遂行と問題解決ができ、地域社会から囁望される社会的能力を備えている。
2. 地域社会の多様な指導者として、公共的な能力を有し、公正な態度と倫理感に基づく幅広い教養を身につけ、リーダーシップを発揮できる。

(資料 4-1-5)

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

《大学全体》

(学部)

本学では、次の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、学位授与方針と同様、本学 Web サイト*や常磐大学『履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』(資料 4-1-1、45,46 頁)等に明示している。

大学および各学部・学科の教育課程の編成・実施方針は、2013(平成 25)年度入学生から適用の教育課程へ対応するものである(資料 4-1-6)。

本学の学則等に示された教育の理念・教育の方針・教育の目的等と養成したい学生像に基づき、全学生を対象とする全学共通科目とそれぞれの学部・学科の教育目標にあわせた学科専攻科目を2つの大きな柱として、それぞれの学部・学科に合わせたカリキュラムを編成します。

- 1.現代社会に生きる人間として不可欠な素養を身に付けるとともに、幅広い視点から物事を判断する知識を修得するため、多様でかつ調和がとれた教養教育を実施する。
- 2.国際共通語としての英語に焦点を当て、一人ひとりが段階的に学べるように英語科目を編成する。
- 3.大学での学びの基礎として、「読む・聴く」「書く・語る・伝える」「調べる」といった基本技法、統計によりデータを的確に集めてまとめる手法、そして、コンピュータで情報を分かりやすく整理し表現するスキルが身に付くための初年次教育を実施する。
- 4.基礎・応用・発展を明確にするカリキュラム分類コードによる系統的な学習と、自由なカリキュラム構築による学際的な学習を実施する。
- 5.問題を発見して解決できる応用能力を養成するために、地域社会との連携も視野に入れた学部・学科を横断するプロジェクト型学習を実施する。

* 本学 Web サイト[<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/cp/university/index.html>] (カリキュラム・ポリシー)2015.05.26 アクセス。

学則等および「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」に基づき、教育課程実施の方法(履修方法、科目区分、必修・選択の別、単位数、履修年次の指定、卒業要件単位数など)については、常磐大学『履修案内』に明示し、構成員に周知している(資料 4-1-1)。

(研究科)

大学院研究科について、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は「入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)で入学した学生の学習と成長を、ディプロマ・ポリシーまで引き上げるための戦略」(資料 4-1-4 常磐大学大学院『2015 年度履修案内』1 頁)として位置づけている。後述する各研究科の教育課程の編成・実施方針は、常磐大学大学院学則の目的(第1条)、課程(第3条)、研究科の教育研究上の目的(第3条の2)に則して、学位授与方針、入学者受け入れ方針とともに各研究科委員会において検討され、大学院運営委員会での調整後必要な手続きを経て、常磐大学大学院『履修案内』(資料 4-1-4、1-4 頁)や本学 Web サイト などに明示されている(資料 4-1-7)。

《人間科学部》

人間科学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ポリシー)を策定し、本学 Web サイト(資料 4-1-7)や常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、55 頁)等に明示している。

本学部では「人間とは何か」という本質的な問題にアプローチすると同時に人間に関する諸問題を解決するための、また人間に関する専門的、学際的、統合的な教育を行なうためのカリキュラムを編成します。

1. 人間に関する学際的および統合的な理解の基礎を修得するため、学部共通科目を編成する。
2. こころ、発達、教育、社会、コミュニケーション、健康と栄養に関わる専門的知識を修得するため、心理学科、教育学科、現代社会学科、コミュニケーション学科、健康栄養学科それぞれに学科専攻科目を編成する。
3. 各学科の専門性に基づく応用能力を修得するため、各学科の学科専攻科目内に演習関連科目および実習科目を配置する。
4. 学部共通科目、学科専攻科目を通して修得した、人間科学および各学科の専門性に基づく基本的・専門的知識を、学生個々人の興味・関心によって応用・発展させ、より高度な専門的知識と応用能力を修得するため、少人数制教育であるゼミナール・卒業研究をそれぞれ 3 年次・4 年次に配置する。

出典: [http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/cp/university/human/index.html]

各学科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)も同『履修案内』(資料 4-1-1、56-60 頁)、同 Web サイト(資料 4-1-7)等に明示している。

人間科学部各学科の卒業要件については、学則第 24 条(卒業の要件)に定めている。常磐大学『履修案内』では、「Ⅰ. 2. 授業科目区分」「Ⅰ. 3. 授業科目の説明」「Ⅰ. 4. コース制について(教育学科のみ)」(61-63 頁)、「Ⅱ. 授業科目一覧」(64-72 頁)、「Ⅲ. 卒業と進級」(73-76 頁)、「Ⅳ. 各学科・コースにおける履修上の諸注意」(77-80 頁)に学科別の授業科目および科目区分、必修・選択必修・選択(単位数)の内訳、科目履修方法等を明示しており、「常磐大学履修規程」(136-141 頁所収)と共に、学生の履修上の便宜を図っている(資料 4-1-1)。

《国際学部》

国際学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、本学 Web サイト(資料 4-1-7)や常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1、83 頁)等に明示している。

グローバル化する社会で生起する様々な課題や問題点を的確に把握し、かつ、ディプロマ・ポリシーで明示した学習成果を達成するために、基礎から応用に至るまで学科目を系統別・分野別に配置し、有機的で「学びの視点」に立ったカリキュラムを編成します。

1. 将来の進路を配慮し、かつ着実な学修成果を得るために、より特化した「専門」分野を編成する。
2. いずれの「専門」分野を専攻しても一定水準の基礎的知識が身に付くように、基本的な学科目や重要科目を必修科目として配置する。
3. 実践的能力が身に付くように、演習科目や実習科目を多数配置する。
4. 学習効果をあげるために、習熟度別のクラスや少人数のクラスを編成する。

出典: [http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/cp/university/international/index.html]

各学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）も同『履修案内』（資料4-1-1、83-85頁）、同Webサイト（資料4-1-7）等に明示している。

国際学部の各学科の卒業要件については、学則第24条（卒業の要件）に定めている。常磐大学『履修案内』では、「Ⅰ. 2. 授業科目区分」（85-87頁）、「Ⅱ. 授業科目一覧」（88-90頁）、「Ⅲ. 卒業と進級」（91-93頁）、「国際学部指定資格等の単位認定について（国際学部学生のみ対象）」（94頁）に学科別の授業科目および科目区分、必修・選択必修・選択（単位数）の内訳、科目履修方法等を明示して、「常磐大学履修規程」（136-141頁所収）と共に、学生の履修上の便宜を図っている（資料4-1-1）。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部は、学則等に定められた目的を踏まえ、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、本学Webサイト（資料4-1-7）や常磐大学『履修案内』（資料4-1-1、97頁）等に明示している。

地域社会の問題を把握し、その振興に寄与できる人材を育成するために、またディプロマ・ポリシーで明示した成果を実現するために、基礎から専門までの幅広い知識・技能を体系的に修得するカリキュラムを編成します。

1. 地域社会の問題を把握し、地域の活性化に寄与するための基礎的な知識を修得するため、学部共通科目を編成する。
2. 地域社会の3つの柱である「文化」「政策」「福祉」の専門的知識を修得するため、コミュニティ文化学科、地域政策学科、ヒューマンサービス学科それぞれに学科専攻科目を編成する。
3. 地域社会に貢献するための実践的な技能を修得するため、コミュニティ文化学科、地域政策学科、ヒューマンサービス学科それぞれに演習関連科目及び実習科目を編成する。
4. 学部共通科目・学科専攻科目を通じて修得した基礎的・専門的知識を基に、地域振興のために自ら考え、行動する実践的な力を身に付けるためのゼミナール（3年次）と、それらを集大成して地域振興に関する独自の知見をまとめるための卒業研究（4年次）を編成する。

出典：[<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/cp/university/community/index.html>]

各学科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）も同『履修案内』（資料4-1-1、97-100頁）、同Webサイト（資料4-1-7）等に明示している。

コミュニティ振興学部の各学科の卒業要件については、学則第24条（卒業の要件）に定めている。常磐大学『履修案内』では、「Ⅰ. 2. 授業科目区分」（101-102頁）、「Ⅱ. 授業科目一覧」（103-107頁）、「Ⅲ. 卒業と進級」（108-110頁）に学科別の授業科目および科目区分、必修・選択必修・選択（単位数）の内訳、科目履修方法等を明示して、「常磐大学履修規程」（136-141頁所収）と共に、学生の履修上の便宜を図っている（資料4-1-1）。

《人間科学研究科》

人間科学研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、常磐大学大学院学則の目的（第1条）、課程（第3条）、研究科の教育研究上の目的（第3条の2）に基づき、常磐大学大学院『履修案内』（資料4-1-4、1-4頁）や本学Webサイトなどに明示されている（資料4-1-7）。

人間科学研究科 修士課程 カリキュラム・ポリシー

人間の心身と社会、コミュニケーションを理解し、人間が抱える諸問題を科学的、実践的な視点で研究するために以下の3つの領域でカリキュラムを編成しています。

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<p>第Ⅰ領域 人間の発達と適応 個としての人間を理解するため、人間の発達と適応の問題を、生命科学と心理学(行動科学)、そして教育学の視点から学べる科目を配置しています。</p> <p>第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション 社会における人間を理解するため、人間と社会、人間の集団と組織、コミュニケーションの問題を、主として、社会学、社会心理学、経営学、組織論、コミュニケーション論の視点から学べる科目を配置しています。</p> <p>第Ⅲ領域 臨床心理学 社会の中で生きる個としての人間が抱えるさまざまな心の問題に対して、研究に基づく心理臨床を実践できる臨床心理士を養成するため、臨床心理士資格取得に必要な臨床心理学とそれに関連する科目を編成しています。なお、この領域は、日本臨床心理士資格認定協会から第一種指定大学院の認定を受けています。</p>
<p>人間科学研究科 博士課程(後期) カリキュラム・ポリシー 人間の心身、そして社会と文化を考究し、人間が抱える諸問題を科学的な視点で研究するために以下の3つの領域でカリキュラムを編成しています。</p> <p>第Ⅰ領域 人間の発達と適応 人間の発達と適応の問題を、生命科学と心理学(行動科学)、そして教育学の視点から研究するための科目を配置しています。</p> <p>第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション 人間と社会、人間の集団と組織、コミュニケーションの問題を、社会学と社会心理学、経営学、組織論、コミュニケーション論の視点から研究するための科目を配置しています。</p> <p>第Ⅲ領域 地域の振興と福祉 地域振興と福祉を基点として、文化・教育・サービス・政策・環境など地域社会を構成する諸要因を研究するための科目を配置しています。</p>

(資料 4-1-7)

教育目標・学位授与方針との整合性を確保しつつ教育課程を編成することを目的に、専門的なカリキュラムとして、修士課程においては、次の3領域を設定している。

第Ⅰ領域 人間の発達と適応

第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション

第Ⅲ領域 臨床心理学

博士課程(後期)においては、以下の3領域を設定している。

第Ⅰ領域 人間の発達と適応

第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション

第Ⅲ領域 地域の振興と福祉

これらのカリキュラムは、人間に関する学際的・総合的な研究・教育を行う人間科学研究科の目的にそって、人文・社会・自然科学の領域科目が配置されている。

本研究科修士課程および博士課程(後期)の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第32条(修了要件)、第33条(学位の授与)で定めている(資料 4-1-4、94-95頁)。大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、本研究科の教育目標に基づいた学位授与方針、教育課程の編成・実

施方針を提示(1-2 頁)するとともに、修士課程については、教育・研究領域の概要(25-26 頁)、授業科目一覧表(27-28 頁)、研究指導および修士学位の授与(修士課程修了の要件、課程修了に必要な最低単位数、共通必修科目、専門科目等(28-29 頁))を明示している。博士課程(後期)については、教育・研究領域の概要(39-40 頁)、授業科目一覧表(41 頁)、研究指導および博士学位の授与(博士課程(後期)修了の要件、課程修了に必要な最低単位数、共通必修科目、専門科目等(42 頁))を明示している(資料 4-1-4)。

《被害者学研究科》

被害者学研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、常磐大学大学院学則の目的(第 1 条)、課程(第 3 条)、研究科の教育研究上の目的(第 3 条の 2)に基づき、常磐大学大学院『履修案内』(資料 4-1-4、1-4 頁)や本学 Web サイト などに明示されている(資料 4-1-7)。

被害者学研究科 修士課程 カリキュラム・ポリシー

我が国に被害者学研究の拠点を設けるため、高度な研究を推進するとともに被害者政策の立案および制度整備の指導にも関与することができる人材を育成することを目的に、専門的なカリキュラムとして、以下の 4 領域を設定しています。

第 1 領域 被害者学の基礎と特別研究

被害者学の原理と基本を学ぶ科目群で構成されています。また、刑事法、民法など、被害者学の隣接諸科学も配置しています。

第 2 領域 被害の実態・原因・対策

各種被害の実態を概観した上で、その原因の実証的研究を通じて予防と対策を検討する演習科目群を配置しています。

第 3 領域 被害者の権利と法的地位

国内法はもとより国際的視点に基づく被害者の権利と法的地位について研究することができる科目を配置しています。

第 4 領域 被害者への支援と擁護

被害者、その遺族および家族などにも焦点を当てて、支援と擁護に向けた知識と技能の開発研究を主眼とし、講義科目と演習科目をバランスよく配置しています。

被害者学研究科 博士課程(後期) カリキュラム・ポリシー

我が国の被害者学研究の一層の発展のため、高度な研究を推進するとともに被害者政策の立案および制度整備の指導にも関与することができる人材を育成することを目的とするほか、博士論文の執筆、単位の修得を容易にすることを目指し、博士論文に関連した科目を重点的に編成するために単一の領域とし、以下のカリキュラムを編成しています。

1 基幹科目

被害者学の原理と基本に関連する科目および博士論文執筆のための科目群で構成されています。綿密に作成された研究計画書に基づいて、先行研究の検討、データ処理、学位論文執筆などが中心となっています。また、定期的にコロキウム形式で研究成果を発表し、全研究指導教員出席のもとに討議・検討します。

2 研究科目

各種被害の実態を概観した上で、その原因の実証的研究を通じて予防と対策を検討

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

するとともに被害者支援のため研究科目を配置しています。

3 研究報告

各自の研究課題に基づいて研究した結果を国内外の関係学会および学会誌に発表することを目指します。

(資料 4-1-7)

教育目標・学位授与方針との整合性を確保しつつ教育課程を編成することを目的に、専門的なカリキュラムとして、修士課程においては、次の4領域を設定している。

第1領域:被害者学の基礎と特別研究

第2領域:被害の実態・原因・対策

第3領域:被害者の権利と法的地位

第4領域:被害者への支援と擁護

このカリキュラムは、高度な研究を推進するとともに被害者政策の立案および制度整備の指導にも関与することができる人材を育成することを目指した内容である(資料 4-1-4、54頁)。

博士課程(後期)では、領域「被害の原因と対策」を設定し博士論文の執筆を中心とした方針によりカリキュラムを構成している(同、63頁)。

本研究科修士課程および博士課程(後期)の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第32条(修了要件)、第33条(学位の授与)で定めている(資料 4-1-4、94-95頁)。大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、本研究科の教育目標に基づいた学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を提示(2-3頁)するとともに、修士課程については、教育・研究領域の概要(53頁)、授業科目一覧表(54頁)、履修指導・研究指導および修士学位の授与(課程修了に必要な単位数、履修指導、研究指導、修士学位の授与、修了要件等(55頁))を明示している。博士課程(後期)については、教育・研究領域の概要(63頁)、授業科目一覧表(63頁)、履修指導・研究指導および博士学位の授与(課程修了に必要な単位数、履修指導・研究指導、博士学位の授与、修了要件等(64頁))を明示している(資料 4-1-4)。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、常磐大学大学院学則の目的(第1条)、課程(第3条)、研究科の教育研究上の目的(第3条の2)に基づき、常磐大学大学院『履修案内』(資料 4-1-4、1-4頁)や本学 Web サイト などに明示されている(資料 4-1-7)。

コミュニティ振興学研究科 修士課程 カリキュラム・ポリシー

ディプロマ・ポリシーで明示した高度専門的職業人を育成するための教育課程として、「地域政策」、「市民活動」、「社会福祉」、「ミュージアム」の4領域を編成しています。各領域は、実学的学問の場であり学問と実践を結びつけるために、また、基礎科目、専門科目、政策系科目という体系の下で各科目が特講と演習により、理論研究と実践研究ができるようにカリキュラムを編成しています。

第1領域 地域政策領域

地域政策やコミュニティ・マネジメントに対応した市民と行政の協働、分権型社会の構築、持続可能な地域社会実現など、現代社会が直面するさまざまな政策課題の解明と解

決のため、政治学、行政学、法学、経営学、経済学、まちづくり政策、環境政策といった政策科学分野の科目を主体に、経験や実践を視野に入れた総合的政策科学的な視点から、体系的にカリキュラムを編成しています。

第2領域 市民活動領域

ボランティア、NPO など広域な分野にわたる活動、活動の場となる施設、活動のコーディネートとマネジメント、将来の市民活動推進力となる青少年の活動等に関する科目等を配置し、その現代的意義と社会的機能、有効性と公益性等が研究できるようにカリキュラムを編成しています。

第3領域 社会福祉領域

地域福祉、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等の科目が中核になりますが、少子高齢社会に焦点を合わせて自治体の福祉政策・福祉計画も重視し、更に医学・精神保健や臨床心理学の立場からも研究ができるように、多角的なカリキュラムを編成しています。

第4領域 ミュージアム領域

文化拠点であるミュージアムを地域社会の中でどのように位置づけ、どのようにマネジメントしていくかという基本テーマのもとに、ミュージアム政策論、ミュージアムマネジメント論等の科目を中核に据え、また、より実務的な展示工学、資料マネジメント論等の科目を配置しています。近年の動向を踏まえ、ミュージアムアーカイブ論やデジタルミュージアム論等のアーカイブ系の諸成果を取り入れ、体系的な構成でカリキュラムを編成しています。

(資料 4-1-7)

教育目標・学位授与方針との整合性を確保しつつ教育課程を編成することを目的に、専門的な修士課程カリキュラムとして、次の4領域を設定している。

第1領域 地域政策領域

第2領域 市民活動領域

第3領域 社会福祉領域

第4領域 ミュージアム領域

本研究科修士課程の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第32条(修了要件)、第33条(学位の授与)で定めている(資料 4-1-4、94-95頁)。大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、本研究科の教育目標に基づいた学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を提示(3-4頁)するとともに、本研究科修士課程の教育課程について、教育課程編成の考え方および特色(研究科の構成、カリキュラム、修了に必要な単位数(72-73頁))、履修指導・研究指導の方法および修士学位の授与(教育研究指導のあり方、履修指導について、コミュニティ振興学研究科の修了要件等(73-74頁))を明示している(資料 4-1-4)。

(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。

《大学全体》

(学部)

現状の説明(1)(2)で述べたように、教育上の目的や教育目標等、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」は、常磐大学『履修案内』(資料 4-1-1)に記載されている。学生には、オリエンテ

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ーション・ガイダンス、履修指導等で説明されている。社会への公表については、本学 Web サイト* を通じて情報公開されている。

*本学 Web サイト [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/index.html>] (情報公開)

以下、本学 Web サイトの URL は同じ。

(研究科)

各研究科の教育目標(教育研究上の目的)、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針については、現状の説明(1)(2)で述べたように、大学院『履修案内』(資料 4-1-4)や本学 Web サイト等を通じて詳しい内容を周知・公表している。特に、在学生に対しては、同『履修案内』によって、各 Semester 開始時のオリエンテーション・ガイダンスで説明し、周知を図っている。なお、2014(平成 26)年度からは、各研究科の『履修案内』を統合した。これによって当該研究科の学位授与方針や教育課程だけでなく、他の研究科のそれらについても参照できるようにした。また、年間をとおして複数回(7月および 12月)、学内において大学院進学説明会を開催し入学予定者にも周知を図っている。

《人間科学部》

本学部および各学科の「教育研究上の目的」(「常磐大学学則」第 2 条の 2、第 2 条の 3)、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」の全文は、現状の説明(1)(2)で述べたように、大学の Web サイトに掲載され、社会に公表されるとともに、本学『履修案内』(資料 4-1-1)にも明示され、学生等や教職員等の大学構成員への周知が図られている。また、大学案内等の印刷物では、その趣旨に沿った説明が記載されている。

《国際学部》

現状の説明(1)(2)で既述の通り、本学部および各学科の教育目標については『履修案内』(資料 4-1-1)に記載されており、また大学 Web サイトでその趣旨について公表している。学位授与方針と教育課程の編成・実施方針については、2013(平成 25)年 3 月の臨時教授会で最終確認され(後述)、2013(平成 25)年度以降の『履修案内』(資料 4-1-1)で公表されている。また 2013(平成 25)年度より学生に対しては教務ガイダンスで、教員に対しては 4 月の教授会で、それらについて説明を行っている。

《コミュニティ振興学部》

現状の説明(1)(2)で既述の通り、本学部の教育目標(教育研究上の目的)は、学則第 2 条の 2 で定められており、大学 Web サイトにおいて公開されている。2012(平成 24)年度に策定した学位授与方針および教育課程の編成・実施方針については、2013(平成 25)年度より『履修案内』(資料 4-1-1)に掲載した。また学生に対しては教務ガイダンスおよび一週間の履修相談を行っている。

《人間科学研究科》

大学全体の箇所でも既述の通り、大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、人間科学研究科の教育目標(教育研究上の目的)に基づいた修士課程および博士課程(後期)の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を提示(1-2 頁)している。加えて、本学 Web サイト(資料 4-1-5、4-1-7)

を通じて、大学構成員や社会に対して詳しい内容を周知・公表している。

《被害者学研究科》

大学全体の箇所では既述の通り、大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、被害者学研究科の教育目標(教育研究上の目的)に基づいた修士課程および博士課程(後期)の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を提示(2-3頁)している。加えて、本学 Web サイト(資料 4-1-5、4-1-7)を通じて、大学構成員や社会に対して詳しい内容を周知・公表している。

《コミュニティ振興学研究科》

大学全体の箇所では既述の通り、大学院『履修案内』(資料 4-1-4)では、コミュニティ振興学研究科の教育目標(教育研究上の目的)に基づいた修士課程および博士課程(後期)の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を提示(3-4頁)している。加えて、本学 Web サイト(資料 4-1-5、4-1-7)を通じて、大学構成員や社会に対して詳しい内容を周知・公表している。

(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

教育目標等に基づく学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の策定および定期的な検証のプロセスに関しては、次の通りである。

- ① 本学全体の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等については、「常磐大学で育成したい学生像と3つのポリシー」として、2010(平成 22)年度に教学会議(第 10 回、2010 年 6 月 25 日)の議を経て、常任理事会(第 8 回、2010 年 7 月 21 日)で承認されたものが最初である(資料 4-1-2)。その後、教学会議の下に設置された常磐大学教育改革実施委員会が主体となって、適切性等の検証を行い、2011(平成 23)年度に改訂した(第 21 回教学会議、2012 年 2 月 3 日)(資料 4-1-8、①)。
- ② 各学部・学科の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の策定については、2012(平成 24)年度に教学会議(常磐大学教育改革実施委員会)、教務委員長会議等の関連委員会および各学部教授会の連携で検討され、2012(平成 24)年度 3 月各学部教授会(2013 年 3 月 4 日)で決定した(資料 4-1-8、②)。
- ③ 各研究科の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等については、2012(平成 24)年度に教学会議(常磐大学教育改革実施委員会)、大学院運営委員会、各研究科委員会の連携により策定されている。すなわち、大学院運営委員会において各研究科・学部等との文言の統一を図り、2012(平成 24)年 10 月の各研究科委員会で検討のうえ了承された。若干の修正を加えて、同年度第 14 回教学会議(2012 年 10 月 19 日)で決定した(資料 4-1-8、③)。
- ④ 「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013 年度第 3 回理事会、2013 年 9 月 26 日)での教育改革(大学・大学院)に関する記載「学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)に基づき、抜本的な教育改革を行う」(3 頁)との関連から、年度毎に学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の適切性について、各学部・研究科において自己点検・評価する(資料 4-1-8、④)。

《人間科学部》

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の定期的な検証については、2014(平成26)年11月開催の学部運営会議で検証の方法等を検討した。第1段階として、2014(平成26)年度は、人間科学部全体と各学科に関しての、「教育研究上の目的」「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」および「教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」について、効果の上がっている点と改善すべき点を、各学科で検討し、検証シートに列挙した(資料4-1-9)。

《国際学部》

2013(平成25)年度からのカリキュラムの一部修正を検討する中で、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は策定され、2013(平成25)年3月4日の臨時教授会で最終確認された(資料4-1-10)。以降は適切性の検証システムとして、毎年度定期的に各学科の学科会議、学部教務委員会、学部運営会議、教授会において検証し、自己点検・評価結果として、教授会等へ報告し改善に資することになっている。

《コミュニティ振興学部》

2014(平成26)年度第2回教務委員会にて、学部・学科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を確認し、問題点は挙げられなかった(資料4-1-11)。学部・学科改組転換計画との関係もあり、その進捗に合わせて対応することになっている。

《研究科全体》

大学全体の箇所ですべてのように、教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性については、大学院運営委員会、大学院FD委員会および各研究科委員会、各研究科自己点検・評価実施委員会が連携して定期的に検証する仕組みとなっている。検証は、教育体制等改善のための調査(旧:大学院生アンケート)、学業成績、入試実績等を基に行う。これらの結果は年度ごとに、各研究科の運営計画(実現計画)をはじめ『大学院履修案内』『講義要綱』等の内容へ反映する。特に、毎年度更新する『大学院履修案内』『講義要綱』については、大学院運営委員会において調整される。

《人間科学研究科》

教育目標・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性等については、研究科全体の箇所ですべての通り、大学院運営委員会、大学院FD委員会よりフィードバックされた結果を人間科学研究科委員会が主体となり人間科学研究科自己点検・評価実施委員会と連携して検証する仕組みとなっている。

《被害者学研究科》

人間科学研究科およびコミュニティ振興学研究科と同様に、被害者研究科委員会が主体となり被害者研究科自己点検・評価実施委員会と連携して研究科全体で述べた事項について検証する。

《コミュニティ振興学研究科》

人間科学研究科および被害者学研究科と同様に、研究科全体で述べた事項についてコミュニティ振興学研究科委員会が主体となりコミュニティ振興学研究科自己点検・評価実施委員会と連携して検証する。

2. 点検・評価

【基準4-1の充足状況】

本学では、建学の精神や教育理念に基づく教育上の目的や目標等を実現するため、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」を適切に設定し明示している。これらは大学構成員に周知され社会に公表されている。さらに適切性について検証を行うための枠組みが構築されていることから、基準4-1を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

特記事項なし。

《各学部／各研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

基準4-1(4)に関連して、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の適切性等に関する検証結果への対応については、「組織改革」の進捗に鑑み、現行のものを維持する状態にある(資料 4-1-5)。

《各学部／各研究科》

特記事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

特記事項なし。

《各学部／各研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体(学部共通)》

- ・「組織改革」(2017(平成 29)年度完了)との対応において、新設の教育研究組織の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の策定を実施する。なお、既設の教育組織につい

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

ては、現行の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の検証と検証を行う。

- ・ その際、日本学術会議「分野別の教育課程編成上の参照基準」や高大接続システム改革会議「中間まとめ」(平成 27 年 9 月 15 日、資料 4-1-12)所収の3つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策(28～33 頁)等を指針としながら、策定に取り組むこととする。
- ・ 大学院においても、既存研究科(被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科)の廃止を伴う研究科全体の再編・統合を 2016(平成 28)年度に実施する。これに伴い、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針等の適切性等に関する定期的な検証については、人間科学研究科委員会が主体となって行う。

《各学部／各研究科》

特記事項なし。

4. 根拠資料

《大学全体》

- 4-1-1 常磐大学『履修案内(2015 年度入学者用)』
- 4-1-2 「育成したい学生像と3つのポリシー」(2010.07.21 常任理事会)
- 4-1-3 「3つのポリシーについて」(2011.07.15 全学教育システム改革会議)
- 4-1-4 常磐大学大学院『履修案内(2015 年度入学者用)』
- 4-1-5 学位授与方針(大学・大学院、本学 Web 公開)
- 4-1-6 常磐大学学則の一部変更について(2012 年 11 月 28 日理事会第 6 号議案)
- 4-1-7 教育課程の編成・実施方針(大学・大学院、本学 Web 公開)
- 4-1-8 3つのポリシー関係資料
- 4-1-9 「2014 年度 常磐大学内部質保証に関する報告書」の作成に係る人間科学部点検・評価シート
- 4-1-10 2013 年 3 月 4 日 国際学部臨時教授会資料(3つのポリシー策定について)
- 4-1-11 2014 年度 第 2 回 コミュニティ振興学部教務委員会記録 20140506
- 4-1-12 文部科学省 高大接続システム改革会議「中間まとめ」(抄)(平成 27 年 9 月 15 日)
※三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策(28～33 頁)

第4章 教育内容・方法・成果

◇4-2 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

《大学全体》

各学部・学科、研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、配当学年や必修・選択必修の科目区分を定めて順次性と体系的性を備えた教育課程を編成している。当該年度において、授業期間および試験期間等は「授業日程表」、開講科目は「授業時間割表」に明記し、学生に周知を図っている（資料4-2-1、4-2-2）。

(学部)

ここでは、まず全学共通に開設されている授業科目と教育課程に関する事項について述べる。専門教育については、各学部の箇所記載する。

①順次性・体系的性

「常磐大学履修規程」第2条では、各学部開設授業科目の履修方法および配当年次を定め、常磐大学『履修案内』（資料4-2-3、136-141頁所収）を通じて学生に周知されている。

2013（平成25）年度入学生より、カリキュラムを体系化して系統的な学習、例えば、どの授業科目を先に履修すればよいかといった授業科目間の順次性や関連性が分かるように、「カリキュラム分類コード」を導入している。同規程に基づき履修案内では、授業科目へ配当年次とともに、カリキュラム分類コードを付している。この分類コードは、「各授業科目を体系化し、学生に系統的な学習および順次性を示すもの」であり「学科プリフィックスコード、科目レベルコード、科目グループコードおよび通番により構成」（同規程 第3条）されているものである（資料 4-2-4）。

②全学共通教育

全学共通科目カリキュラム

	1年次	2年次	3年次	4年次
人文系	哲学・倫理学 人間と宗教 文学 思想史 歴史学 地理学 言語文化論			
社会系	法学 日本国憲法 経済学 政治学 地域社会論 文化論			
自然系	生態学 物質とエネルギー 生活と化学 宇宙の科学 科学技術論 科学史			
健康系	生理学 心の科学 公衆衛生学 生命倫理 生命の科学 食と健康			
数理・情報系	情報の科学 情報化と社会 数学 I/IIと論理 ウェブデザイン基礎演習 グラフィックデザイン基礎演習			
実践系	文献講読 日本語表現演習 ディベート 伝統文化論 創作文化演習 芸術鑑賞論 身体運動の原理 健康スポーツA・B			
語学科目	英語 I・II・III・IV 上級英語 I・II	英語 V・VI	上級英語 III・IV	
中国語	中国語 I・II・III・IV	韓国・朝鮮語 I・II・III・IV	ドイツ語 I・II・III・IV	フランス語 I・II・III・IV
スペイン語				スペイン語 I・II・III・IV
全学基本科目	学びの技法 I・II 統計の基礎 情報の処理 I・II			
キャリア教育科目	キャリア形成と大学	キャリア形成と産業社会 キャリア演習 I インターンシップ	キャリア演習 II	
特別企画科目		プロジェクトA		プロジェクトB
	海外研修A・B・C			

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-2 教育課程・教育内容

全学共通教育の方針等は、総合講座委員会規程(前文)を通じて設定されている(資料 4-2-5 総合講座委員会規程)。全学共通教育の科目区分・科目群・教育目標については、「総合講座委員会規程」第2条で分類されている(資料 4-2-5)。

以下、全学共通科目の開設状況等について、学則別表の「授業科目の区分」により概説する。なお、体系的配置については、上図「全学共通科目カリキュラム」で示す。

A. 授業科目の区分「総合講座」

総合講座の目的は「現代社会に生きる人間として不可欠な要素を養うとともに、幅広い視点から物事を判断する知識を習得すること」である(資料 4-2-3、46 頁)。2013(平成 25)年度の教育課程再編により全学生に対して統一的な授業科目を開設できるようになったことで、より体系的な教育課程の実施が可能となった。全学で人文系、社会系、自然系、健康系、数理・情報系、実践系の6系にわたって40科目が開設され、5系にわたって20単位以上(ただし人間科学部教育学科は5系にわたって10単位以上、同健康栄養学科は4系にわたって14単位以上)が必修とされている(資料 4-2-3、46,47,49 頁)。

B. 同 区分「語学科目」

教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目は適切に開設されている。英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵの各2単位合計12単位を必修化し、選択科目としては、上級英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの他に中国語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、韓国・朝鮮語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、ドイツ語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、フランス語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、スペイン語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの五言語を第二外国語として提供している(資料 4-2-3、46-48,50 頁)。

C. 同 区分「全学基本科目」

基礎的汎用能力としての言語能力養成のために「学びの技法Ⅰ」「学びの技法Ⅱ」を、コンピュータリテラシー(スキル)養成のために「情報の処理Ⅰ」「情報の処理Ⅱ」を、統計手法修得のために「統計の基礎」を開設している。初年次教育として適切な教育課程編成となっている(資料 4-2-3、47,48, 51 頁)。

D. 同 区分「キャリア教育科目」

大学設置基準の一部改正(平成 22 年文科省令第 3 号)により「教育課程の内外を通じた社会的・職業自立に関する指導等への取組み」が義務化されたことに対応して、2013 年度入学生より授業科目区分「キャリア教育科目」を設置した。授業科目は、「キャリア形成と大学」(1 年次必修)、「キャリア形成と産業社会」(2 年次選択)、「キャリア演習Ⅰ」(2 年次選択)、「キャリア演習Ⅱ」(2 年次選択)、「インターンシップ」(2・3・4 年次選択)を開設している(資料 4-2-3、47,48,51 頁)。

E. 同 区分「特別企画科目」(プロジェクト A・B)

地域での実践活動を通し、その問題点を探り、地域と連携しながら改善に取り組むという実施方針に基づき 2014 年度からスタートした本科目は、基礎編にあたるプロジェクト A とその応用編にあたるプロジェクト B という二部編成をとる。2015 年度はこれに従って、プロジェクト A では 3 種の授業を開設、プロジェクト B では 2014 年度のプロジェクト A の受講経験者を対象に 1 種の授業を開設している(資料 4-2-3、47,48,51 頁)。

F. 同 区分「特別企画科目」(海外研修 A・B・C)

直接的異文化体験による国際感覚の育成という方針から、アメリカ短期研修、中国短期研修、イギリス短期研修、タイ短期研修を主体とする「海外研修 A・B・C」を開設している(資料 4-2-3、47,48,51 頁)。

③相互乗り入れ制度

教育方針の「学際性」への対応として、学部・学科間相互乗り入れ制度による履修を可能にしている。「常磐大学履修規程」第10条により、修得した単位は「在籍する学科専攻科目の選択科目」の単位(卒業要件単位として認定される単位数は20単位まで)として認定される。この制度については、「相互乗り入れ制度履修モデル(マイ履修プラン)」の紹介を含め『履修案内』に説明されている(資料4-2-3、15-18頁)。

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

本学部では卒業に必要な単位を、心理学科、教育学科初等教育コース、同 中等教育コース、現代社会学科、コミュニケーション学科は124単位以上、健康栄養学科は140単位以上とし、各学科の卒業要件を「常磐大学学則」第24条で定めている。本学部の教育課程は学部共通科目(2科目4単位必修)、学科専攻科目(学科基本科目、学科専門科目、コース科目、応用科目、任意科目等、他学部他学科開講科目(相互乗り入れ制度)を含む)、卒業研究(ゼミナール・卒業論文・卒業研究等10単位必修。健康栄養学科のみ4単位必修)、資格関連科目を含めて体系的に構成されている。本学部の各学科別の「授業科目一覧」、履修要件単位数、配当年次、卒業に必要な単位数等については、常磐大学『履修案内』61-80頁に掲載されている(資料4-2-3)。加えて、同『履修案内』(資料4-2-3、64-72頁)に示されているように、各学科では順次性のある授業科目を適切に配置し、基礎から応用へと円滑に学習を進められるように配慮している。

「人間に関する学際的および総合的な理解の基礎を修得するため」(同55頁)の学部共通科目は、1年次に「社会調査入門」を、3年次に「人間科学概論」を、必修科目として設けている。心理学科の学科専攻科目は「学科基本科目」と「学科専門科目」で構成され、62単位以上(必修科目14単位、選択必修2単位以上、選択科目46単位以上)を要件としている。教育学科初等教育コース科目は、「学科基本科目」「初等教育コース科目」「応用科目」で構成され、72単位以上(必修科目24単位、選択科目48単位以上)を要件としている。教育学科中等教育コース科目は、「学科基本科目」「中等教育コース科目」「応用科目」で構成され、72単位以上(必修科目64単位、選択科目8単位以上)を要件としている。現代社会学科の学科専攻科目は、「学科基本科目」「学科専門科目」「任意科目」で構成され、62単位以上(必修科目12単位、選択必修科目8単位、任意科目を含む選択科目42単位以上)を要件としている。コミュニケーション学科の学科専攻科目は、「学科基本科目」「コミュニケーション領域」「メディア表現領域」で構成され、62単位以上(必修科目14単位、選択必修科目48単位以上)を要件としている。健康栄養学科では、学科基本科目(「社会・環境と健康」「人体の構造と機能および疾病の成り立ち」「食べ物と健康」で構成)が40単位必修、学科専攻科目(「基礎栄養科目」「応用栄養学科目」「栄養教育科目」「臨床栄養学科目」「公衆栄養学科目」「給食経営管理科目」「総合演習科目」「臨地実習科目」「関連科目」で構成)が54単位以上(必修科目46単位、選択科目8単位以上)を要件とする。

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-2 教育課程・教育内容

免許および資格の取得については、「教員職員免許状課程」「司書教諭課程」「司書課程」「管理栄養士国家試験受験資格」「食品衛生管理者資格及び食品衛生監視員資格」「社会調査士課程」「全国大学実務教育協会認定資格」に必要な科目が本学部のカリキュラムに用意されている(資料 4-2-6 『免許及び資格取得のための履修案内』①人間科学部)。

授業科目開設状況等をはじめ教育課程や教育内容等の適切性については、毎年度作成の人間科学部科目担当者一覧表(資料4-2-7)により、学科会議、総合講座委員会、教務委員会、学部運営会議を経て教授会で確認している。これは、シラバス作成、時間割編成、担当教員の編成等の基礎になるものである。

さらに「2014年度常磐大学人間科学部実現計画」の秋 Semester 目標に「授業科目の開設と教育課程の編成」の適切性や周知へについての検証を加え、学科ごとに検証シートに効果が上がっている点と改善すべき点をまとめた(資料4-2-8 「2014年度 常磐大学内部 質保証に関する報告書」の作成に係る人間科学部点検・評価シート)。

《国際学部》

本学部は、卒業に必要な単位を124単位以上とし、全学共通科目48単位以上(うち総合講座科目20単位以上、語学科目16単位以上、全学基本科目10単位、キャリア教育科目2単位以上)、本学部・学科開講科目76単位以上(うち学部共通科目4単位以上、学科専攻科目62単位以上、卒業研究10単位)としている(資料4-2-3、88-92頁)。

学部共通科目の中で「国際学入門」(1年春 Semester (以下、春セメと略記))と「基礎ゼミナール」(2年春セメ)は必修科目としている。両学科の学生が受講する「国際学入門」は、国際学とは何かというテーマのもと、経営学科・英米語学科の両学科の教員を総動員してオムニバス形式で展開している。「基礎ゼミナール」は国際学部独自の授業で、1年生の初年次教育である「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」と2年生秋 Semester (以下、秋セメと略記)から開講される「ゼミナールⅠ」を架橋するものであり、ゼミナール活動に備えるためのアクティブ・ラーニングを取り込んでいる。

経営学科では、2013(平成25)年度入学生から1年次に「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」を、2年次春セメに「基礎ゼミナール」を、2年次秋セメ・3年次春セメには「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を、3年次秋セメから4年次秋セメに「卒業論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を必修科目として設置することによって、体系的な編成を確保している。専攻科目として、学科基本科目22単位、3分野の専門科目(経営・マネジメント分野22単位、商業・マーケティング分野16単位、財務・会計分野26単位)計64単位、教職関係の関連科目22単位、任意科目10単位を配置している。

英米語学科では、2013(平成25)年度入学生から1年次に「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」を、2年次春セメに「基礎ゼミナール」を、2年次秋セメ・3年次春セメには「ゼミナールⅠ・Ⅱ」を、3年次秋セメから4年次秋には「卒業論文Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を必修科目として設置することによって、体系的な編成を確保している。専攻科目として基本分野14単位、言語学の分野14単位、英米文学の分野12単位、英語コミュニケーションの分野34単位、異文化理解の分野10単位を配置している。

本学部では独自に、「国際学部指定資格等の単位認定」(資料4-2-3、94頁)の定めに従い、特定の資格を取得している際には、単位の認定を行っている。

免許及び資格取得に関連して、他学部と同様に「教員職員免許状課程」「司書教諭課程」「司書課程」が置かれている。これ以外に、「常磐大学児童英語教育指導者認定課程」「秘書士(国際秘書)」に必要な科目が本学部のカリキュラムに用意されている(資料4-2-6『免許及び資格

取得のための履修案内』②国際学部)。

以上のように、両学科において順次性のある授業科目が体系的に配置されている。さらに2013(平成25)年度以降のカリキュラムでは、カリキュラム分類コードのもと、科目の統廃合・新設を行い、教育上必要な科目の妥当性、体系性を見直し・改訂を行った(資料4-2-3、85-94頁)。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部では、卒業に必要な単位を124単位以上とし、各学科の卒業要件を常磐大学学則第24条で定めている。本学部の教育課程は学部共通科目、学科専攻科目、卒業研究で体系的に構成されている(資料4-2-3、101-110頁)。

学部共通科目は「社会のために、何らかの問題を実際に解決していくための学問」(同、101頁)を学ぶために、欠くことのできない知識と技能をこの共通科目で身につけさせることを目標に、基礎科目(必修2単位、選択必修4単位以上)、コミュニティ理解・活動(必修2単位、選択必修2単位以上)で構成される。

学科専攻科目について、コミュニティ文化学科では2年次配当の「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」(必修)を学科共通科目とし、「コミュニティ生涯学習の分野」「ミュージアム・マネジメントの分野」「地域文化の分野」「デジタル・アーカイブの分野」で構成され、56単位以上(必修科目10単位、選択必修46単位以上)を要件としている。地域政策学科では、「地域政策入門」「地域政策Ⅰ・Ⅱ」(必修)を学科共通科目とし、「政治・行政の分野」「都市・環境の分野」「任意科目」から構成され、56単位以上(必修科目6単位、選択必修〈任意科目を含む〉50単位以上)を要件としている。ヒューマンサービス学科では、「ボランティア・市民活動の分野」「社会福祉の分野」「福祉臨床心理の分野」からなり、56単位以上(必修科目10単位、選択46単位以上)を要件としている。

各学科での卒業研究は、3年次配当の「ゼミナール」(必修4単位)、4年次配当の「卒業論文」(必修6単位)で構成される必修科目(10単位)である。

《研究科全体》

各研究科の基本的方針にそって専門領域に過度に偏ることのない学修を行えるように「領域科目」を定め、修士論文・博士論文作成のための科目(「共通科目」)を学年進行にそって設置している。前者が「コースワーク」に、後者が「リサーチワーク」に相当している。併せて、他領域科目の履修を促す制度を設けている。論文指導は研究計画書に基づき進められており、複数の教員の指導・評価を受けながら進めることのできる体制が整えられている。

本学大学院では、コースワークについて、常磐大学大学院学則における研究科の教育研究上の目的に則った学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設している。各領域で専門科目を体系的にバランスよく配置している。各専門科目は講義と演習によって構成されている。リサーチワークについては、各研究科とも研究指導教員全員によって担当されている科目(合同演習等)を通じて専門的な立場から、教育目標と学位論文との整合性の確認を行っている。修士論文および博士論文の作成に必要な方法論に関する科目(例 人間科学の方法論研究・人間科学研究法等)とともに該当科目(例 修士論文研究・博士論文研究等)について学修の進展にそって履修学年(またはセメスターの順序)で展開している。

被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科の修士課程では、社会人入学制度により入学した学生などを対象として「特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審

査に代えることができる」旨を定めた大学院学則 32 条第 2 項の適用に関する申し合わせが整えられている(資料 4-2-9『常磐大学大学院 2015 年度履修案内』被害者学研究科 56 頁および 139 頁、コミュニティ振興学研究科 78 頁および 151 頁)。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、常磐大学大学院学則における研究科の教育研究上の目的に則った学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき授業科目を開設している。

修士課程

コースワークとしては、3 つの領域(第 I 領域 人間の発達と適応、第 II 領域 人間と社会・コミュニケーション、第 III 領域 臨床心理学(臨床心理士資格取得に必要な科目))の教育目的が実現できるように科目を配置している(資料 4-2-9、27-28 頁)。リサーチワークとしては、研究方法論に関する科目(人間科学の方法論研究)および修士論文指導に関する科目(人間科学合同演習・同特別演習・修士論文研究・同特別研究)を学年進行にあわせて「共通科目」として設置し、研究計画書にそって計画的に研究を進めていくことができるようにしている。合同演習および中間発表会においては研究科担当教員が全員参加し、集団的に公開の場において修士論文研究における指導内容および研究内容の妥当性等の確認を行っている。合同演習においてはあらかじめ定められた評価項目について評価が行われ、その総合点によって最終評価が定められている(資料 4-2-9、29-35 頁)。

博士課程(後期)

コースワークとしては、人間の心身、そして社会と文化を考究し、人間が抱える諸問題を科学的な視点で研究するために 3 つの領域(第 I 領域 人間の発達と適応、第 II 領域 人間と社会・コミュニケーション、第 III 領域 地域の振興と福祉)で体系的な履修ができるカリキュラムを編成している。科目は原則として講義と演習を組み合わせ構成されている(資料 4-2-9、41 頁)。リサーチワークとしては、研究方法論に関する科目(人間科学研究法)および博士論文執筆に関する科目(博士論文研究・同特殊研究)を学年進行にあわせて設置し、研究計画書にそって学位取得まで計画的に研究を進めていくことができるようにしている。リサーチワークに関する科目は必修の共通科目として設置されている。授業の方法は演習である。また、コロキウムにおいてメンター(研究指導教員)・リーダー(副研究指導教員)以外の研究科委員が出席し、集団的に公開の場において博士論文研究における指導内容および研究内容の進捗を確認し、妥当性等について議論を行っている。コロキウム(資料 4-2-10、シラバス「人間科学研究法」「博士論文研究」「博士論文特別研究」参照。)においては定められた評価項目について評価が行われ、総合点によって最終評価が定められている(資料 4-2-9、43-46 頁)。

《被害者学研究科》

修士課程

コースワークとして、教育目的に沿って科目を設定・開設している。修士課程では、被害者学を4つの領域(第 1 領域 被害者学の基礎と特別研究、第 2 領域 被害の実態・原因・対策、第 3 領域 被害者の権利と法的地位、第 4 領域 被害者への支援と擁護)に編成している(資料 4-2-9、53-54 頁)。リサーチワークとして、修士論文研究および修士論文特別研究において修士論文執筆の指導を行う。指導は研究計画書に基づいて行われ、入学から修士学位取得までの

手続きをフローチャートによって示している。また、研究法および研究倫理については「被害者学研究法特講(倫理を含む)」を必修として設置している。(資料 4-2-9、56 頁および 58-59 頁)。

博士課程(後期)

コースワークについては、2014(平成 26)年度にカリキュラム全体を見直し、博士課程(後期)では「研究科目」として「被害の原因と対策」の領域での研究を体系的に網羅し、科目を再編成した(資料 4-2-9、63 頁)。リサーチワークについては、「基幹科目」(必修)において論文執筆に必要な科目を設置し、被害者学特論、被害者学研究法、博士論文研究・博士論文特殊研究を研究の進展に応じて展開している。学位取得までのスケジュールを明示している。また、論文指導の一環として「被害者学研究報告 I・II・III(選択)」を設置し、学会発表を奨励し、その発表内容を評価している。また、コロキウム(資料 4-2-10、シラバス「被害者学特論」「被害者学研究法」「博士論文研究」「博士論文特別研究」参照)が Semester 末に開催され、研究内容を発表することが義務づけられている。被害者学研究科担当教員が全員参加し、それぞれ専門的観点から研究内容の妥当性と進捗を評価している(資料 4-2-9、63 頁および 65-69 頁)。

《コミュニティ振興学研究科》

修士課程

コースワークについて、2014(平成 26)年度に 4 つの領域(第 1 領域「地域政策」、第 2 領域「市民活動」、第 3 領域「社会福祉」、第 4 領域「ミュージアム」)の授業科目を見直し、多様な領域についてそれぞれ「領域科目」として体系的にバランスよく教育課程を再編した(資料 4-2-9、72,81,82 頁)。リサーチワークについて、論文指導と研究法に関わる科目を「基幹科目」として位置づけ、「修士論文研究」および「修士論文特別研究」において修士論文執筆の指導を行っている。研究法は 4 つの領域に共通した方法論(「コミュニティ振興学研究方法論」)を必修とし、選択科目として各領域別の研究法を設置している。他の研究科と同様に、指導は研究計画書に基づいて行われ、入学から修士学位取得までの手続きをフローチャートによって示している。研究計画書の書式、評価法は履修案内に予め明示されている。(資料 4-2-9、74-80 頁)

(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

《大学全体》

各学部・学科、研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき配置した全ての授業科目については、講義要綱(シラバス)により、授業の概要、学習の到達目標、授業計画表、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準(成績評価の際に重視すること)、教科書等の内容を学生に示している(資料 4-2-10)。また、各 Semester での授業回数 15 回の確保、定期試験期間等を明示した「2015(平成 27)年度 常磐大学 授業日程表」を作成し、適切な運営に努めている(資料 4-2-1)。

教育課程や教育内容等の適切性の検証については、毎年度、学部では教務委員長会議と各学部教務委員会を中心にして学科会議、学部運営会議、教授会との連携で、大学院では大学院運営委員会と各研究科委員会との連携で検証を行い、次年度の教育課程に反映させている。以下は、その主体となる組織のあらましである。

委員会等名	趣旨・主な任務(審議事項)等	根拠規程等
教務委員長会議	<ul style="list-style-type: none"> ・大学、短期大学の教務に共通する事項を審議する機関として、教学会議の下に設置。 ・年間授業計画の立案および実施、時間割の編成、履修指導、教室の利用(クラス展開)の調整、各教務委員会の連絡調整など。 	教務委員長会議規程
人間科学部教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の履修上の諸問題を審議する機関として、学部教授会の下に設置。 	人間科学部教務委員会規程
国際学部教務委員会		国際学部教務委員会規程
コミュニティ振興学部教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラム、年間授業計画の立案および実施、時間割の編成、履修指導など。 	コミュニティ振興学部教務委員会規程
大学院運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・研究科に共通する課題の調整および大学院の将来計画の検討を行う機関として、教学会議の下に設置。 	常磐大学大学院運営委員会規程

(資料 4-2-11 教務委員会関係規程)

(学部)

①初年次教育など学士課程教育に相応しい教育内容の提供(全学共通教育)

授業科目区分「総合講座」

教育課程の編成・実施方針に基づき学士課程教育に相応しい教育内容を提供するため教育課程を再編し、2013(平成 25)年度入学生から適用のカリキュラムから「幅広い教養」をより適切に提供できるようになった。人文、社会、自然、健康、数理・情報という系区分は「多様でかつ調和のとれた教養教育」を包括しており、さらに実践系を加えることで能動的な学修参加をうながしている(資料 4-2-3、49 頁)。

同 区分「語学科目」

「英語Ⅰ」から「英語Ⅵ」を必修科目として開設している。選択必修語学科目としては、上級英語のほか 5 カ国語(ドイツ語/フランス語/スペイン語/韓国語・朝鮮語/中国語)を開講(各科目Ⅰ～Ⅳ)している。各言語とも初級から上級までのクラスがあり、全学生の受講が可能である(資料 4-2-3、50 頁)。なお、「日本語(Ⅰ～Ⅷ)」は留学生履修科目である。

同 区分「全学基本科目」

本学での学修生活だけでなく、社会でも活用できる基礎的汎用能力の修得を目指すものとして、2013(平成 25)年度に授業科目区分「全学基本科目」を設け、「学びの技法Ⅰ」「学びの技法Ⅱ」「情報の処理Ⅰ」「情報の処理Ⅱ」「統計の基礎」を開設している(資料 4-2-3、51 頁)。コンピュータに関連したスキル全般を扱う「情報の処理Ⅰ」「情報の処理Ⅱ」においては、全学情報教育委員会により、授業内容の検証等がはかられており、カリキュラム・ポリシーにそった教育内容が提供されている。統計に関わる手法や考え方の修得を目指す「統計の基礎」においても、教員間の協力による教育内容の適正化が行われている。言語表現に関する基本的科目である「学びの技法Ⅰ」「学びの技法Ⅱ」は、中央教育審議会答申「学士課程教育構築に向けて」(平成 20 年 12 月 24 日)で求められた「初年次教育の導入、充実を図り学士課程全体中で適切に位置づけること」への対応として開講したものである。「読む・聴く」「書く・語る・伝える」「調べる」力を身に付けるための授業を、学科毎で教員が協力して行っている(資料 4-2-10、上記授業科目の 2015 年

度シラバス)。

同 区分「キャリア教育科目」

既述のように「キャリア形成と大学」「キャリア形成と産業社会」「キャリア演習Ⅰ」「キャリア演習Ⅱ」「インターンシップ」を開設している(資料 4-2-3、51 頁)。「キャリア形成と大学」では、社会の実像とキャリアデザインの意義を理解し、「キャリア演習」では、就業基礎力を身につけることができる。「キャリア形成と産業社会」では、現在の産業社会を理解し、業種・職種を知ることができる。

同 区分「特別企画科目」(プロジェクト A・B)

身近な地域の中に課題を見出し、その解決に実践的に取り組むプロジェクト型科目の基礎編に当たるプロジェクト A については、開設した 3 種の授業の内、県北地域で大きな問題となっている耕作放棄地の再利用の可能性を探る「常磐大学ファームプロジェクト」と茨城の頑張る公務員の活動を実践的に学ぶ「頑張る公務員、目指せ学生プロジェクト」の 2 種を開講している。また、その応用編に当たるプロジェクト B では、前年度のプロジェクト A の受講生を対象にして過疎地域の生産者と消費者の有効な連結法を模索する「常磐大学ファームプロジェクトⅡ」を開講している。

同 区分「特別企画科目」(海外研修 A・B・C)

2014(平成 26)年度は、「海外研修 A」アメリカ研修(カリフォルニア大学アーバイン校、31 日間)、「海外研修 B」中国語研修(国立台北教育大学、2 週間)、「海外研修 C」実質的にはイギリス研修(チチェスター・カレッジ、27 日間)あるいはタイ研修(チェンマイ・ラジャパット大、14 日間)、を実施した(概要や実績等については、本学国際交流語学学習センター Web サイト「海外研修(A～C)」に掲載している〔<http://www.tokiwa.ac.jp/intlco/short/america/index.html>〕)。

なお、上記の概要等については、『常磐大学・常磐短期大学 Guidebook 2016』23-25 頁(資料 4-2-12)にも示されており、本学 Web サイト*にても閲覧可能である。

*〔<http://www.tokiwa.ac.jp/digitalbook/univ/2016pamphlet.htm>〕(常磐大学・常磐短期大学案内パンフレット 2016 年度)

② 高大接続への配慮

全学共通科目「語学科目」の英語では、入学時のオリエンテーション・ガイダンスで新入生全員を対象にプレイスメントテストを実施し、その結果を基に、高校までの学習履歴に配慮したクラス編成を実施している。加えて、独自の教材により効果を高める工夫を行っている事例(例 人間科学部「英語力アップ大作戦」、資料 4-2-13)も見られる。その他、入学前支援として、AO 入試や推薦入試による入学予定者が、入学までの期間を有効活用できるよう、課題を用意している。加えて、入学後の学びをスムーズに進められるよう「スクーリング」を実施している。この企画・実施・検証は、全学学修サポート委員会が主体となって取り組んでいる(詳細は、第 6 章 学生支援で述べる)。

③ 2017(平成 29)年度入学生から学生募集停止となる学部等に在籍する学生の(教育内容等)の保証について

国際学部およびコミュニティ振興学部は、2017(平成 29)年度入学生からの学生募集を停止する。ただし、現行カリキュラムを運営し教育内容を提供している主体は当該既設学部・学科であるため、当該既設学部・学科は在籍学生が卒業等するまで存続し、在籍学生への教育条件等の維持に配慮し、責任を持って対応する(資料 4-2-23)。

(関連:後出 第5章 学生の受け入れ<3. 将来に向けた発展方策>、第10章 内部質保証<現状の説明(3)>など。)

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

心理学科では、科学的な心理学の方法を身に付けるための学科基本科目として「心理学概論」「心理学史」「心理学研究法 (I・II)」等の講義科目、「心理統計 (I・II)」「名著講読」等の演習科目、「心理学実験実習」等の実習科目を配置している。応用・発展的な学科専門科目として「知覚心理学」「学習心理学」「比較心理学」「生理心理学」「発達心理学」「人格心理学」「臨床心理学」「産業・組織心理学」等を配置し、より高度な専門的知識と応用能力を修得するための「ゼミナール」「卒業論文」への円滑な移行を支援している。心理学科の教育課程および教育内容は、公益社団法人日本心理学会が定める認定心理士資格の単位認定基準を満たしている。

教育学科では、学科基本科目として「教職入門」「教育学概論」「教育心理学」「教育経営論」「教育社会学」等の講義科目、「教育者への道 (I・II)」の演習科目を配置している。学科専攻科目は、コース科目として「初等教育コース科目」と「中等教育コース科目」とに分かれ、段階的に学位授与方針に示した学習の成果の獲得を可能とするため、教育課程の編成・実施方針に基づき教育課程を編成している。教員免許状の取得を希望する場合は「教員職員免許状課程」(資料4-2-6 『免許及び資格取得のための履修案内』①人間科学部)に従って履修する。

現代社会学科では、学科基本科目、学科専門科目、任意科目により「知識の修得という側面だけでなく、実証的な研究方法の修得や社会との関わりを重視し、現代社会を総合的に捉えることのできる能力の涵養」を目指し「フィールドワークなどの演習・実習形式の授業を通して、社会の現実や、社会安全の現場に触れる」教育課程を編成している。加えて、1年次「学びの技法」、2年次「名著講読ゼミ」、3年次「ゼミナール」、4年次「卒業論文」まで少人数(1クラス10名前後)でのゼミナール指導を実施している。現代社会学科の教育課程および教育内容は、一般社団法人社会調査協会が定める社会調査士認定科目に対応している。

コミュニケーション学科では、コミュニケーションという現象を分析することを目的とする領域と、コミュニケーションすべき内容を的確に表現するための構想力と技術力という実証的な技能を養成する領域という2つの領域をバランス良く学ぶために、学科基本科目、コミュニケーション領域科目、メディア表現領域科目、卒業研究科目の4つを柱とした教育課程を編成している。コミュニケーション学科の教育課程および教育内容は、一般財団法人全国大学実務教育協会が定める社会調査実務士、社会調査アシスタント、ウェブデザイン実務士の各認定科目に対応している。

健康栄養学科では、学科基本科目、学科専攻科目および卒業研究を通じて「疾病にも関係する栄養ケア・マネジメントの立場から、職場における個々の対象者あるいは協働作業者に接するため、教養・専門知識は勿論コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力」(資料 4-2-3、60頁)を養い、栄養士免許・管理栄養士国家試験受験資格取得に対応する教育課程および教育

内容を提供している。併せて、食品衛生管理者資格および食品衛生監視員資格にも対応している。

《国際学部》

経営学科では、1年次から3年次まで必修科目である学科基本科目を設置し、段階的に「グローバルな視野を持ちながら、企業が抱える課題を解決へと導き、地域経済の発展に寄与できる」能力を身につけることができる。また、2年次より経営・マネジメント分野、商業・マーケティング分野および財務・会計分野の各分野の科目を履修することにより、それぞれの学生の興味に応じた専門的な知識・スキルを身につけることができる(資料4-2-3、86-87頁)。

2013(平成25)年度からの新カリキュラムに対応して、経営学科では、「カリキュラム・ツリー」(資料4-2-14)と履修モデル(資料4-2-15①、②、③)を作成している。

英米語学科では、1・2年次に英語力の基礎を修得するために、2科目4単位の必修科目を設け、本学科が最も重視する英語運用能力の向上のための基礎を身につけさせている。学科専攻科目としては、英語コミュニケーション科目を数多く設置することにより、学生それぞれの目的意識に応じて幅広く英語を学ぶことができるようになっている。また、言語学の分野、英米文学の分野、異文化理解の分野などの英語に関連する学問分野を設けている。これによって、高度な語学力を身につけるだけでなく、アカデミックスキルの習得や異文化を理解することが可能となり、幅広い教養に裏づけられた豊かな英語コミュニケーション能力を身につけることができる(資料4-2-3、87頁)。

国際学部では初年次教育について開設当初から力を入れ、「プレゼミ(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)」から「ゼミ(Ⅰ・Ⅱ)」「卒業論文(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)」への連携が検討され続けてきた。全学的な決定に対応し、国際学部の「プレゼミ(Ⅰ・Ⅱ)」は、新カリキュラムでは「学びの技法(Ⅰ・Ⅱ)」に名称を変更し、旧カリキュラム「学びと探求の方法」のコンテンツを利活用している。旧カリキュラム「プレゼミⅢ」は、新カリキュラム「基礎ゼミナール」と名称を変更し、アクティブ・ラーニングによる独自の教材を利用しながら、従来のゼミナール準備教育も施している。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部では、基礎から応用に至るまで学科目を系統別・分野別に配置し、有機的で「学びの視点」に立った教育内容を提供している。学部共通科目のうち、1年次履修の基礎科目では、「コミュニティ論」(必修)のほか選択必修4科目を設け、コミュニティ振興に関する問題解決能力に必要な知識・技能の修得を目的としている。加えて、1・2年次履修のコミュニティ理解・活動では、「まちづくり論」(必修)のほか選択必修3科目を配置し、地域理解や地域活動の実践に必要な知識の修得を目指している。

コミュニティ文化学科では、コミュニティの文化形成に資する「問題発見・解決能力」「企画・創造力」を育成するため、既述の通り、4分野(コミュニティ生涯学習、ミュージアム・マネジメント、地域文化、デジタル・アーカイブ)を設け、学芸員、社会教育主事、デジタルアーキビスト受験資格などの資格取得に対応する教育課程および教育内容を提供している。

地域政策学科では、1年次から2年次必修の学科共通科目「地域政策入門」「地域政策(Ⅰ・Ⅱ)」を通じて、地域政策のものの見方・考え方、基本的な概念や技法などについて学習する内容を提供する。「政治・行政の分野」の科目では、地方分権、地域主権、地域の国際化などの新

しい潮流を視野に入れながら、政治・法制度、政策過程、ガバナンスなどのシステムと機能について学習する内容を提供する。「都市・環境の分野」の科目では、社会経済活動を巡る状況を踏まえ、地域整備、環境保全、魅力ある都市形成や持続可能な発展のあり方等について学習する内容を提供する。

ヒューマンサービス学科では、「社会福祉」「福祉臨床心理」「市民参加(ボランティア・市民活動)」の3つを柱に教育課程を設け、社会福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事、児童相談員などの資格に対応する教育内容を提供している。

《研究科全体》

各研究科とも常にカリキュラム内容を検討し、継続的に改定を行っている。直近では2014(平成26)年度にカリキュラム改定を行い、各専攻領域の専門科目の授業内容の充実を図り、教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。修士課程・博士課程とも各研究科に共通する特色である「領域を超えた学際的・総合的な教育・研究」を促進するために、他領域の専門科目の履修、共同担当授業によって多角的な視点から問題を検討することができるような教育・研究体制を整えている。人間科学研究科および被害者学研究科の博士課程(後期)においては、特にコロキウムという場で学位論文の作成経過を発表することが課せられ、他領域の教員も全員参加してそれぞれ高度な専門的立場からアドバイスを与えることが可能になり、領域を超えた総合的な教育・研究指導ができるようにしている。このように、各研究科とも学生の学力やニーズを考慮しながら教育・研究内容の今日化・高度化を確保できるように常にカリキュラムの検討・改定を行っている。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、既述のとおり、修士課程において3領域[第Ⅰ領域 人間の発達と適応、第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション、第Ⅲ領域 臨床心理学]、博士課程(後期)において3領域[第Ⅰ領域 人間の発達と適応、第Ⅱ領域 人間と社会・コミュニケーション、第Ⅲ領域 地域の振興と福祉]をカリキュラムの柱として設定し、専門的な教育内容を提供している。これらのカリキュラムは、人間に関する学際的・総合的な研究・教育を行なう人間科学研究科の目的にそって、人文・社会・自然科学の領域科目が配置されている。

修士課程では、他領域の履修単位を一定単位(8単位)まで課程修了単位に認定できるようにしている。また、各領域の専門性とともに関係性を確保するために、共同担当授業(合同演習、修士論文中間発表会)では他領域の教員も参加して、領域を超えた高い専門的な観点から大学院学生の研究にアドバイスを与えることが可能となっている。

博士課程(後期)では自立した研究者と高度な専門的職業人を養成することが目的となっている。特にコロキウムにおいて研究指導教員のほか他領域の教員も参加し、専門的な観点から研究の妥当性について集団的に指導が行われている。なお、他領域での履修単位は6単位まで課程修了単位として認められる。

教育内容等の検証は、研究科委員会が主体となり、毎年度実施している。検証結果を反映し、2006(平成18)年には、博士課程(後期)カリキュラム改訂を行い、4領域において専門的な教育研究を深めることができるようにした。さらに、被害者学研究科博士課程(後期)の設置により、2013(平成25)年度から3つの領域に再編した。直近では2014(平成26)年度に各課程のカリ

キュラム改定を行い、2015(平成 27)年度入学生より実施している。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、既述のとおり、修士課程において4領域〔第1領域:被害者学の基礎と特別研究、第2領域:被害の実態・原因・対策、第3領域:被害者の権利と法的地位、第4領域:被害者への支援と擁護〕、博士課程(後期)において領域〔被害の原因と対策〕をカリキュラムの柱として設定し、専門的な教育内容を提供している。これらのカリキュラムは、高度な研究を推進するとともに被害者政策の立案および制度整備の指導にも関与することができる人材を育成することを目指した内容である。

本研究科では修士課程において、他領域の科目を必ず履修する制度となっている。修士論文中間発表会等は合同で開催され、複数の教員から指導を受けることができる。

博士課程(後期)では、領域「被害の原因と対策」のカリキュラムが2015(平成 27)年度に完成年度となった。また、人間科学研究科博士課程(後期)と同様に、コロキウムという場で学位論文の作成経過を発表することが課せられている。これにより、領域を超えた総合的な教育・研究指導内容の高度化の整備を促進している。

なお、本研究科は両課程とも、2016(平成 28)年度入学生からの学生募集を停止する。ただし、現行カリキュラムを運営し教育内容を提供している主体は本研究科であるため、在籍学生が修了等するまで本研究科は存続し、責任を持って対応する(資料 4-2-22 2016 年度以降の研究科の運営体制について)。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科修士課程では、既述のとおり、4領域〔第1領域 地域政策領域、第2領域 市民活動領域、第3領域 社会福祉領域、第4領域 ミュージアム領域〕をカリキュラムの柱として設定し、専門的な教育内容を提供している。各領域は、実学的学問の場であり学問と実践を結びつけるために、基礎科目、専門科目、政策系科目という体系の下で各科目が特講と演習により、理論研究と実践研究ができるように編成している。

本研究科では、人間科学研究科および被害者学研究科の修士課程と同様に、他領域専門科目を一定単位(6 単位)まで課程修了単位に含めることが認められている。修士論文中間発表会等は合同で開催され、複数の教員から指導を受けることができる。コミュニティ振興学研究科においても学際的・総合的な教育・研究を促進している。

なお、本研究科は、2016(平成 28)年度入学生からの学生募集を停止する。ただし、現行カリキュラムを運営し教育内容を提供している主体は本研究科であるため、在籍学生が修了等するまで本研究科は存続し、責任を持って対応する(資料 4-2-22)。

2. 点検・評価

【基準4-2の充足状況】

本学では、建学の精神や教育理念に基づく教育上の目的や目標等を実現するため、「教育課程の編成・実施方針」に拠り、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。また、各課程に相応しい教育内容を提供していることから、基準4-2を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

- ・ 2013(平成 25)年度入学生より導入したカリキュラム分類コードを含めて、講義要綱(シラバス)には、学士課程に相応しい教育内容が明示されている(資料 4-2-10)。
- ・ 「全学基本科目」は、2017 年度の統一化を目指して計画されたものである(資料 4-2-16、4-4-17)。「全学基本科目」導入後の効果等の授業アンケートによる検証については、常磐大学 FD 委員会が実施した(資料 4-2-18 「2013 年度 常磐大学授業アンケート結果報告 ―基礎学力習得のための学習支援の視点から―」(2015.02.13 常磐大学 FD 委員会、常磐大学 FD 委員会 授業アンケート WG)スライド 17～50)。加えて、『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』(第 32 巻第 1 号、2014 年 10 月)所収の研究論文「コミュニケーションと教育:―「学びの技法 I・II」におけるアクティブ・ラーニングの分析―」においても論及されている(資料 4-2-19)。
- ・ 2014 年度の春semester授業アンケート(科目区分2)「全学基本科目(研究法関連/情報処理/統計)」によると、「学びの技法」では「授業内容はシラバスの内容をふまえたもの」かに対し、「はい」が 61.0%であり、「いいえ」0.6%および「どちらとも」15.6%より超えているので(残りの 22.9%は「わからない」)、深刻な問題はない。「情報処理」でも、「はい」が 62.8%で、「いいえ」1.5%および「どちらとも」11.4%を超えている。「統計の基礎」においては、「はい」が 49.1%と下がり、「いいえ」が 1.5%だが、「どちらとも」22.0%や「わからない」27.3%がやや高めである。「情報の処理 I」「情報の処理 II」や「統計の基礎」においては、シラバスの内容検討や部分的統一化がなされている(資料 4-2-20 2014 年度春semester 授業アンケート集計結果 科目属性による科目区分 2 別集計結果表)。※関連:第4章4-3 現状の説明(2)、82 頁。

《人間科学部》

- ・ 授業科目開設状況等をはじめ教育課程や教育内容等の適切性については、シラバス作成、時間割編成、担当教員の編成等の基礎となるため、学科会議、総合講座委員会、教務委員会、学部運営会議を経て教授会で確認する体制が定着している。

《国際学部》

- ・ 全学的に決定されたカリキュラム分類コードは両学科の全科目でも原案が採用され、その際、あらためて各学科における科目全体の順次制・相互関連なども確認された。
- ・ 両学科の教育課程はどちらも『報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 経営学分野、言語・文学分野』(日本学術会議 2012 年 8 月 31 日、11 月 30 日)を参照しつつも、その『参照基準』と大きく矛盾していないことを、2015 年度 11 月学部運営会議(議案 14「学部学科のカリキュラムの体系性に関して」)で確認した(資料 4-2-21)。

《コミュニティ振興学部》

- ・ 教育課程や教育内容等の適切性については、シラバス作成、時間割編成、担当教員の編成等の基礎となるため、学科会議、教務委員会、学部運営会議の横断的検討を経て教授会で毎年度確認することが定着している。

《人間科学研究科》

- ・常磐大学大学院学則における研究科の教育研究上の目的に則った学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、コースワークについて、各領域で「領域科目」として専門科目を体系的にバランスよく配置している。リサーチワークについては、各研究科とも研究指導教員全員によって担当されている科目（合同演習等）を通じて専門的な立場から、教育目標と学位論文との整合性の確認を行っている。修士論文および博士論文の指導に必要な方法論に関する該当科目（修士論文研究・博士論文研究等）について、学修の進展にそって履修学年（またはセメスターの順序）で展開している。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・2017（平成29）年度改組転換計画等への対応とあわせて、「カリキュラムによる学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと」（文部科学省 高大接続システム改革会議「中間まとめ」平成27年9月15日、30頁）への対応が課題である。

《人間科学部》

- ・年度末の教授会において、一部特定の必修科目の履修ができないため、進級要件や卒業要件を充足することが困難な学生の事例が生じる場合がある。今後学生の多様化が進む中で、見直しを含め検討課題である。

《国際学部》

- ・履修モデルとカリキュラム・マップについて、学生へ周知する手段等が課題である。

《コミュニティ振興学部》

- ・受講学生数と開講授業科目数（専任教員、非常勤講師）との適正化について、検証する必要がある。

《人間科学研究科》

- ・2016（平成 28）年度より大学院研究科は、修士課程、博士課程（後期）とも人間科学研究科を基軸に再編される。特に、博士課程（後期）は、収容定員を減員したことにより「小規模専攻」となる。そのため、「未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した『知のプロフェッショナル』の育成～（審議まとめ）」（中央教育審議会大学分科会、平成 27 年 9 月 15 日）で指摘（7 頁）されているように、幅広いコースワークの実施など体系的・組織的な教育の実施や学生同士が切磋琢磨できる機会の確保等が検討課題である。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

2013(平成25)年度入学生から導入した「全学基本科目」については、2017(平成29)年度組織改革とともに、総合講座委員会、各学部教務委員会、常磐大学 FD 委員会が連携して検証を行い、教育課程改正や教授法の改善等に反映させる。

《人間科学部》

- ・ 授業科目開設状況等をはじめ教育課程や教育内容等の適切性については、「常磐大学履修規程」の見直しも含め、学科会議、総合講座委員会、教務委員会、学部運営会議を経て教授会で確認する体制を継続する。

《国際学部》

- ・ 各学科における科目全体の順次制・相互関連などの確認等は、『参照基準』などにに基づき適切且つ確実に実施する。

《コミュニティ振興学部》

- ・ 教育課程や教育内容等の適切性については、学科会議、教務委員会、学部運営会議の横断的検討を経て教授会で毎年度確認する体制を継続する。

《人間科学研究科》

- ・ コースワークとリサーチワークのバランスについては、人間科学研究科委員会において 2016年度の人間科学研究科修士課程および博士課程(後期)の教育課程等の検証の中で確認する。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・ 日本学術会議「分野別の教育課程編成上の参照基準」や文部科学省の高大接続システム改

革会議「中間まとめ」(平成 27 年 9 月 15 日)所収の三つのポリシーに基づく大学教育の実現のための方策(28～32 頁)等を指針としながら、「組織改革」(2017(平成 29)年度完了)とともに、「カリキュラムによる学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと」をはじめとする課題に取り組むための行動計画等を、現状の説明(2)で述べた組織が主体となり策定する。

《人間科学部》

- ・ 進級要件や卒業要件も含め、大学全体の改組転換計画にあわせ「常磐大学履修規程」の見直し等を行う。

《国際学部》

- ・ 教務委員会が主体となり、次年度へ向けて履修モデルとカリキュラム・マップを公開し、学生への周知を図り、各学科において体系的な学びへの意識付けを行う。

《コミュニティ振興学部》

- ・ 受講学生数を勘案のうえ、授業の開講方法については、学部教務委員会が主体となり、 Semester毎に履修登録状況等を確認し適正化を図る。

《人間科学研究科》

- ・ 2016(平成 28)年度から「小規模専攻」(人間科学研究科博士課程(後期))となることに伴う課題等については、人間科学研究科委員会において検証する。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

4. 根拠資料

- 4-2-1 「2015(平成 27)年度 授業日程表」(大学、大学院)
- 4-2-2 「2015(平成 27)年度 授業時間割表」(大学、大学院)
- 4-2-3 常磐大学『履修案内(2015 年度入学者用)』
- 4-2-4 「常磐大学履修規程」
- 4-2-5 「総合講座委員会規程」
- 4-2-6 『免許及び資格取得のための履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』
(①人間科学部／②国際学部／③コミュニティ振興学部)
- 4-2-7 2015 年度人間科学部科目担当者一覧表
- 4-2-8 「2014 年度 常磐大学内部質保証に関する報告書」の作成に係る人間科学部点検・評価シート
- 4-2-9 常磐大学大学院『履修案内(2015 年度入学者用)』

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-2 教育課程・教育内容

4-2-10 講義要綱(学部、研究科) CD-R

Web シラバス [<http://www.tokiwa.ac.jp/syllabus/index.html>] (シラバス 講義科目検索)

4-2-11 教務委員会関係規程(①「教務委員長会議規程」②「人間科学部教務委員会規程」③「国際学部教務委員会規程」④「コミュニティ振興学部教務委員会規程」⑤「常磐大学大学院運営委員会規程」)

4-2-12 『常磐大学・常磐短期大学 Guidebook 2016』 23-25 頁

4-2-13 人間科学部 「英語力アップ大作戦」

4-2-14 カリキュラム・ツリー 国際学部経営学科(3分野)

4-2-15 国際学部経営学科 履修モデル

(①経営・マネジメント分野 ②商業・マーケティング分野 ③財務・会計分野)

4-2-16 2013年度常磐大学学則の一部変更について(2012年11月28日理事会)

4-2-17 第19回教学会議「全学基本科目について」(抄)(常磐大学教育改革実施委員会 2013.01.25)

4-2-18 2013年度常磐大学授業アンケート結果報告(2015.02.13)

4-2-19 『人間科学』第32巻第1号、2014年

4-2-20 2014年度春 semester 授業アンケート集計結果 科目属性による科目区分2別集計結果表

4-2-21 2015年度 国際学部 11月学部運営会議次第

4-2-22 2016年度以降の研究科の運営体制について

4-2-23 学部学科改組転換計画(案)

第4章 教育内容・方法・成果

◇4-3 教育方法

1. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

《大学全体》

(学部)

本学は、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づき、より高い教育効果が見込まれる形態を適切に採用し、授業日程表に沿って、授業科目を適切に開設している。各授業の形態（講義、演習、実験・実習等）は、常磐大学学則（第 23 条別表）において規定し、履修案内（冊子）およびシラバスに明示している。また、各授業において単位の実質化を図るため、学則（第 28 条の 2）で、1 年間の履修科目登録の上限を 49 単位と規定している（資料 4-3-1、4-3-2、4-3-3）。年度初めには、学年毎の教務関係のガイダンスや教務委員等による履修相談、所属学科やゼミナール等を通じた個別指導等の実施を通じて、学生の学修の便宜を図っている。加えて、2013（平成 25）年度より本学では、全学学修サポート委員会が主体となって、e-ラーニングシステムを導入し、教員が学生を指導する際の事務基幹システム（Campus Plan）学生カルテ機能の活用など、学修支援の向上に取り組んでいる（資料 4-3-4 学生カルテシステムの教員利用拡大とeラーニングシステムの導入について）。

中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（2012年8月28日）」（以下、質的転換答申）で求められた「授業科目の過多や授業内容の過度の重複を精選した上での教育課程の体系化」に対応するために、本学では、学部・学科間でカリキュラムを精査して授業科目を整理し、各学部・学科のカリキュラムの体系化・見直しを図った。改正されたカリキュラムは、2013（平成 25）年度入学生より適用している。

このカリキュラムの運用にあたり、本学では「3つの重点ポイント」を設けている。学生に向けては履修案内で、「21 世紀のグローバル化の中で展開する知識社会において、世界的視野で考えて主体的に判断・行動し、地域社会と国際社会に貢献する専門性を持った教養人を育成するため」に、教育の重点ポイントとして「語学力」「コミュニケーション力」「問題解決力」について、「TOKIWA が目指す学生モデル」とともにわかりやすく説明されている（資料 4-3-2、7-8 頁）

3つの重点ポイント

- ・語学力： 多彩な語学プログラムより、実践的な語学力を学ぶ。
- ・コミュニケーション力： ディスカッション型授業やグループ・ワークから、主体的なコミュニケーション力を学ぶ。
- ・問題解決力： フローによるプロジェクトを通して問題解決力、実行力、臨機応変な対応力を身につける。

特に、質的転換答申で求められた「学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）への転換」への対応として、学生が特定のプロジェクトに参加して実践的な問題発見・課題解決力を学ぶ「プロジェクト型学習」* を 2013（平成 25）年度より導入している。これは、学生の主体的参加を促すための授業方法を採り入れたものである。

* 例 1（大学ポर्टレートより） 課題解決型学習（PBL）： 全学部共通の授業科目のうち、特別企画科目

において「プロジェクトA」「プロジェクトB」を開講しています。この科目は、問題を発見して解決できる応用能力を養うことを目的として、地域社会との連携も視野に入れ、学部・学科を横断して実施されません。企画を創造的に立案し、チームワークを高めることに貢献して目標達成に向けて真摯に努力することができる技能と態度を養います。学生は5～6人のチームを編成し、自分たちで取り組む課題を決定します。その後、プロジェクトサイクル(計画立案、実施、評価)を経験します。

【2015年度実施テーマ】

- ・プロジェクトA「耕作放棄地の活用」「頑張る公務員、目指せ学生！」
- ・プロジェクトB「耕作放棄地の活用」

出典：<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000102801000.html>

例2(資料4-3-31)「常磐大学のPBL 2015年1月25日現在」(平成26年度茨城大学人文学部PBL授業プロジェクト実習活動報告会:⑦トークセッション「プロジェクト実習の今後と連携の広がり」、2015年1月31日)2013年度より導入のPBL授業の全学的な展開事例について報告したもの。

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

本学部では、教育目標の達成に向けて、全学基本科目、語学科目、キャリア教育科目、学部共通科目、学科専攻科目等を配置している。これらの科目はその目的に応じて講義、演習、実習のいずれかの形態を取っている。科目の設置に当たっては、各学科や教務委員会での審議を経て決定している。

学生の主体的参加を促し「問題解決力」「コミュニケーション力」などの基礎能力・専門能力・応用能力(TOKIWAが目指す学生モデル)を養う各学科の授業方法例を、次に示す。

心理学科の「心理学実験実習」(2年次、必修)では、心理学の基礎的な実験を通して、研究計画の立て方、心理測定法、行動観察法、データ解析法を具体的に学び、「心」についての科学的、実証的な研究方法を習得することを目標としている。小グループに分かれて、年間に8～10のテーマについて実験を行い、レポートを作成する。この過程では、教員とティーチングアシスタントが支援し、レポートの添削指導を行う。3年次には、「基礎心理学実験実習」「臨床心理学実験実習」のいずれかを履修し、より専門性の高い実験や実習を行う。

教育学科では「教職入門」や「教育学概論」などを通して、教育とは何かを学び培った基礎的な教育学をベースに「ゼミナール」や「教育実習」などを通じて専門性と実践力を高めていく。「教育実習」において自ら教壇に立って指導・支援を行い、「卒業論文」作成に繋げる。

現代社会学科では、アクティブ・ラーニングとして、主体的に社会問題に取り組み、考える力を養うための実践的な演習・実習が用意されている。例えば、3年次の「フィールドワーク」では、テーマに沿って現地へ赴き、アンケート調査、インタビュー、観察などを行う。その後、収集資料の整理・分析を行い報告書にまとめる過程で、幅広い知識・教養と情報の収集・解析能力を身に付けていく。同じく3年次の「社会安全論演習」では、犯罪者処遇、司法制度、災害と自治体、地域社会における犯罪予防、紛争解決などを主体的に考察し、問題を解決する力を養う。

コミュニケーション学科の「コミュニケーション演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、学生に必要とされる基礎的な考え方・理論・研究方法を学び、キャリアプラン(就職や資格取得)と大学での学びとの関連について理解を深める。「コミュニケーション実習」では、学生の希望をもとに少人数クラスにわかれ、

年間を通じた実習によって「コミュニケーション領域」「メディア表現領域」を専門的に学ぶ技法を習得する。テーマは、マス・メディアの内容分析、会話分析、質問紙調査、実験、映像、グラフィックデザイン、プログラミングである。

健康栄養学科では、問題発見および問題解決の糸口を見つけるため、コ・メディカル科目を中心に管理栄養士の基礎から応用へと広域な専門分野を学ぶ。実習でスキルアップしながら、臨地実習に取り組み、管理栄養士の実践を学ぶ。管理栄養士として着実に知識を学び取るために、専門科目の「公衆栄養学実習」「給食経営管理実習」等でアクティブ・ラーニング型授業を取り入れ、対話型授業の活用は「栄養教育論実習」で実施した。

以上のように、授業科目の特徴や内容、授業や履修の形態などを考慮し、授業方法にも工夫を凝らしている。

《国際学部》

教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験など）の採用については、経営学科では「ビジネス基礎実習」「マーケティング実習」「ビジネス専門実習」などの実践的授業科目を展開している。「マーケティング実習」「ビジネス専門実習」では、それぞれ水戸ホーリーホックとコラボイベントの企画と実施、水戸市観光協会などと「梅や偕楽園を活用したイベント・商品」の企画、水戸京成百貨店と学生提案イベントの実施など外部機関と連携したプロジェクトを行っており、講義で学んだ知識を基盤として、これを生かす実践的な授業を展開している。講義形式の科目においても、授業を行うに当たっては学生の主体的な参加を求めるアクティブ・ラーニングを採用している。また、スキル科目及びゼミナール科目は実習形式を採用しており、学年が上がるにつれて応用を伴う実践的な指導を行っている（資料 4-3-5 国際学部経営学科「マーケティング実習」「ビジネス専門実習」実績）。

英米語学科の学科専攻科目では、学科基本科目を含めて大半が実習形式を採用している。また、スキル養成系科目としては、「英語基礎演習Ⅰ～Ⅳ」「英語コミュニケーション演習Ⅰ～Ⅱ」「Pronunciation TrainingⅠ・Ⅱ」「英語検定試験演習Ⅰ・Ⅱ」「Advanced English (Listening、Speaking、Reading、Writing)」「Presentation in English」「Discussing Current Issues」「Academic Reading」「Academic Writing」を継続して実施している。

履修科目登録の上限設定については、2013(平成25)年度入学生よりCAP制を設け、1年の履修科目の上限を基本的に49単位とした。この基準に基づき、履修指導を行った。

学生の主体的参加を促すため、アクティブ・ラーニングを取り入れた授業を推進している。経営学科においては、講義形式の科目を含む21科目中20科目でアクティブ・ラーニングを取り入れている。英米語学科においても、講義形式の科目を含む7科目全てでアクティブ・ラーニングを取り入れている（資料 4-3-6 国際学部 アクティブ・ラーニングの実施状況）。

《コミュニティ振興学部》

教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験など）の採用については、学部共通科目として開講している「コミュニティ活動演習」では、社会教育分野・社会福祉分野・地域政策分野の3分野においてアクティブ・ラーニングを取り入れた実践的な授業を展開している。例えば「コミュニティ活動演習（地域政策分野）」では、河川水質調査やゴミに関する調査を取り入れることで、身のまわりの環境を実感させ、理解関心を深めている。フィールドワーク後に、環境教育のプログラム

を作成する「プロジェクト型学習」方法も導入している。クラス別展開を行う科目（「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」）では、少人数制を原則として、教員が各学生の学習進度を把握しながら教育を行う工夫に取り組んでいる。クラスによって教員が異なる場合には、授業内容について情報交換に努めている。

また、それぞれの学科においても次の科目において、各科目に適する講義・演習・実験等の授業形態を用いて、より効果を生むべく工夫している。コミュニティ文化学科では、「生涯学習実習Ⅰ・Ⅱ」「ミュージアム実習Ⅰ・Ⅱ」「デジタル・アーカイブ論」「デジタル・アーカイブ活用論」、地域政策学科では、「都市環境演習Ⅰ・Ⅱ」「市民生活と環境保全」、ヒューマンサービス学科では、「NPOマネジメント論」「災害救援ボランティア論」「NPOインターンシップ」「社会福祉援助技術演習Ⅰ～Ⅴ」「介護の理論と演習」「救援法の理論と実際」において、学生の主体的参加を促すためのアクティブ・ラーニングを取り入れた授業を展開している。

カリキュラム改定の検討を通じて、担当教員の配置を含め科目毎の授業の効果や形態の適切性等について、教務委員会や学科会議で定期的に検証しながら見直しを図っている。

《人間科学研究科》

人間研究科の授業科目は、教育目標等の達成に向けて、より高い教育効果が見込まれる形態を適切に採用している。各授業の形態（講義、演習、実験・実習等）は、大学院学則（第26条別表）において規定し、履修案内（冊子）およびシラバスに明示している（資料4-3-3、4-3-7）。

また、研究指導および学位論文作成指導は、本研究科の学位論文審査細目等の定めるところにより、研究計画に基づき適切に行っている。

修士課程・博士課程（後期）とも、学位授与に至るまでに必要な研究計画書の提出、倫理審査、研究報告などの書式、日程および必要な諸要件をフローチャートにして提示しながら、学位授与方針とその手続きを明確にし学位の授与を行っている。大学院『2015年度履修案内』での該当する箇所は次の通りである。

人間科学研究科修士課程（資料4-3-7、31頁）／博士課程（後期）（同46頁）

学位論文の内容については、中間発表会（修士論文の場合）、コロキウム（博士論文の場合）において、また、各論文審査において研究計画書・研究成果に基づいて、教育目標と学位の内容の整合性・論文の達成水準が確認されている。学位授与方針は履修案内に明示されており、これを通じて学生・教員に周知している。

本研究科の該当する規程等は次の通りである（資料4-3-7所収、括弧内は該当頁）。

「常磐大学大学院人間科学研究科学位授与に係る論文審査細則」（112-119頁）

「常磐大学大学院人間科学研究科修士（人間科学）学位論文審査細目」（120-121頁）

「常磐大学大学院人間科学研究科博士（人間科学）学位論文審査細目」（122-125頁）

なお、本研究科では被害者学研究科とともに、博士学位授与までの手順を英文で作成し、外国人留学生の便宜を図った（資料4-3-32）。

《被害者学研究科》

高度な研究を推進するとともに被害者政策の立案および制度整備の指導にも関与することができる人材を育成することを目的した被害者学研究科の授業科目は、より高い教育効果が見込まれる形態を適切に採用している。各授業の形態（講義、演習、実験・実習等）は、大学院学則

(第 26 条別表)において規定し、履修案内(冊子)およびシラバスに明示している(資料 4-3-3、4-3-7)。

研究指導および学位論文作成指導は、本研究科の学位論文審査細目等の定めるところにより、研究計画に基づき適切に行っている。

修士課程・博士課程(後期)とも、学位授与に至るまでに必要な研究計画書の提出、倫理審査、研究報告などの書式、日程および必要な諸要件をフローチャートにして提示しながら、学位授与方針とその手続きを明確にし学位の授与を行っている。大学院『2015 年度履修案内』での該当する箇所は次の通りである。

被害者学研究科修士課程(資料 4-3-7、58-59 頁)／博士課程(後期)(同 68-69 頁)

学位論文の内容については、中間発表会(修士論文の場合)、コロキウム(博士論文の場合)において、また、各論文審査において研究計画書・研究成果に基づいて、教育目標と学位の内容の整合性・論文の達成水準が確認されている。学位授与方針は履修案内に明示されており、これを通じて学生・教員に周知している。

本研究科の該当する規程等は次の通りである(資料 4-3-7 所収、括弧内は該当頁)。

「常磐大学大学院被害者学研究科学位授与に係る論文審査細則」(126-133 頁)

「常磐大学大学院被害者学研究科修士(被害者学)学位論文審査細目」(134-135 頁)

「常磐大学大学院被害者学研究科博士(被害者学)学位論文審査細目」(136-138 頁)

なお、本研究科では人間科学研究科とともに、博士学位授与までの手順を英文で作成し、外国人留学生の便宜を図った(資料 4-3-32)。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科修士課程は、高度専門的職業人を育成するための教育課程として「地域政策」「市民活動」「社会福祉」「ミュージアム」の 4 領域を設けている。各領域の授業科目は実学的学問の場であり、学問と実践を結びつけるために基礎科目、専門科目、政策系科目という体系の下で各科目が特講と演習により、理論研究と実践研究ができるようにカリキュラムを編成している。教育目標等の達成に向けて、より高い教育効果が見込まれる形態を適切に採用している。各授業の形態(講義、演習、実験・実習等)は、大学院学則(第 26 条別表)において規定し、履修案内(冊子)およびシラバスに明示している(資料 4-3-3、4-3-7)。

研究指導および学位論文作成指導は、本研究科の学位論文審査細目等の定めるところにより、研究計画に基づき適切に行っている。

学位授与に至るまでに必要な研究計画書の提出、倫理審査、研究報告などの書式、日程および必要な諸要件をフローチャートにして提示しながら、学位授与方針とその手続きを明確にし学位の授与を行っている。大学院『2015 年度履修案内』での該当する箇所は次の通りである。

コミュニティ振興学研究科修士課程(資料 4-3-7、80 頁)

学位論文の内容については、中間発表会において、また、論文審査において研究計画書・研究成果に基づいて、教育目標と学位の内容の整合性・論文の達成水準が確認されている。学位授与方針は履修案内に明示されておりこれを通じて学生・教員に周知している。

本研究科の該当する規程等は次の通りである(資料 4-3-7 所収、括弧内は該当頁)。

「常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科学位授与に係る論文審査細則」(147-148 頁)

「常磐大学大学院コミュニティ振興学研究科修士(コミュニティ振興学)学位論文審査細目」

(149-150 頁)

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

《大学全体・研究科共通》

①シラバスの作成と内容の充実等

講義要綱(シラバス)の書式は、全学(研究科および併設短期大学を含む。)で統一されており、授業の概要、学習の到達目標、授業計画表、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準(成績評価の際に重視すること)、教科書等の各項目から構成されている。学生をはじめ広く一般にも、本学 Web サイト* を通じて、全授業科目のシラバスを閲覧できる(資料 4-3-3)。

* Web シラバス[<http://www.tokiwa.ac.jp/syllabus/index.html>](シラバス 講義科目検索)

各授業のシラバスの作成と内容の充実は、各授業担当者と総合講座委員会、各学部の教務委員会(教授会附置)および教務委員長会議(教学会議附置)との連携で、大学院では、各授業担当者と大学院運営委員会および各研究科委員会の教務担当教員との連携により、図られている。

学部のシラバスチェック体制(2015年度)に関しては、教務委員長会議で「予め基本的なチェック項目について確認の上、シラバスチェック体制として、教務委員会および総合講座委員会が主体となって、各シラバスのチェックを実施していくこと」を確認している。次年度に向け、より充実したシラバスの作成およびチェック体制等については、教務委員長会議と各学部教務委員会との連携を通じ、統一されたマニュアルに基づき実施されている(資料 4-3-8、4-3-9 2015年9月教務委員長会議資料・学部教務委員会資料「講義要綱(シラバス)」作成の手引き)。

大学院のシラバスチェック体制(2016年度用)については、大学院運営委員会(2015年11月11日)での審議を経て、各研究科委員会で実施している(資料 4-3-10 2016年度シラバスのチェック体制について 大学院運営委員会(第4回)2015.11.11)

また、制度上の問題点ならびに各学部・研究科に共通する課題等については、教学会議を中心とした定期的な検証およびこれに基づく改善提案、課題解決に関する取り組みのなかで対応している。組織的な対応として、学部では教務委員長会議(教学会議附置)および各学部の教務委員会(教授会附置)が、大学院では各研究科長および各研究科の教務担当教員が、教学会議と連携して行っている。

②授業内容・方法とシラバスとの整合性

授業内容・方法とシラバスとの整合性についての学生の評価としては、2014(平成 26)年度の学生に対する授業アンケートの質問「授業内容はシラバスの内容を踏まえたものでしたか」に対して、はいと回答(集計結果全体)した割合は春semesterで 66.3%、秋semesterで 64.4%であった(資料 4-3-11 常磐大学 FD 実績(2014年度授業評価アンケート))。

2015(平成 27)年 2月 13日に全学 FD フォーラムが開催され、「競争的資金を含む外部資金の獲得」というテーマについての取り組みに加えて、2013(平成 25)年度の全学基本科目の教育効果についての分析を主とする授業アンケートの分析結果が報告された。その中で、シラバスと授業内容が対応していないと感じている学生は減少傾向であること、シラバスを事前に確認している学生は 62.8%であることが確認されている(資料 4-3-19 2013年度常磐大学授業アンケート結果報告(2015.02.13))。※関連:第4章 4-2 点検・評価(大学全体)、72 頁。

研究科については、大学院 FD 委員会が大学院担当教員を対象として実施した調査(資料

4-3-29)によると、シラバスの内容の適切性について教員間の調整や協議を実施した教員は19.2%であった(問3)。また、シラバス内容と学生ニーズにずれが生じた場合には、65.4%の教員がシラバス内容との整合性を保ちながら、個々の学生ニーズへ対応する努力をしていた(問10)。一方、大学院学生を対象に実施した調査(資料4-3-26)によると、授業内容(問1)および指導体制・方法に関する質問(問3)に対して、「非常に満足」「ほぼ満足」という回答がそれぞれ93.3%、93.4%を占め、自由記述においても授業の内容・方法とシラバスの整合性に関する不満等は述べられていなかった。

《人間科学部》

大学全体で既述の通り、講義要綱(シラバス)の書式は、授業の概要、学習の到達目標、授業計画表、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準(成績評価の際に重視すること)、教科書等から構成され、全学で統一されている。全学的に統一されたマニュアルに基づき、本学部では、教務委員会、総合講座委員会と各学科会議との連携でシラバスの内容を確認している。

なお、授業内容・方法とシラバスとの整合性および授業アンケートの分析結果については、上述の大学全体の通りである。

《国際学部》

シラバスの作成に当たっては、授業の概要、目標、科目で養成される能力、授業の計画、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準について全て書くよう求めている。学部内の教務委員は、教員から提出されたシラバスについて、全ての項目が適切に記入されているか確認を行っている。2015(平成27)年度は、学科長によって最終チェックが行われ、教員にフィードバックした。

授業内容・方法とシラバスの整合性について、学部専任教員による自己評価を行うため、アンケートを実施した。その結果、授業内容・方法とシラバスの整合性は、概ねとれていると言える。アンケート調査によれば、回答のあった42科目中36科目は授業内容・方法とシラバスが一致していた。変更が行われた6科目は、履修者の数が予想よりも上回ったために内容と評価方法につき修正を加えたもの、学生の習得速度に合わせて進度を上げたものや遅らせたもの、受講者のレベルが想定とは差異があり復習から始める必要があったものであった。いずれも実際の受講者のレベルや習得速度に合わせるための修正であった(資料4-3-12 国際学部シラバスの作成と内容の充実)。

《コミュニティ振興学部》

大学全体で既述の通り、講義要綱(シラバス)の書式は、授業の概要、学習の到達目標、授業計画表、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準(成績評価の際に重視すること)、教科書等から構成され、全学で統一されている。全学的に統一されたマニュアルに基づき、本学部では、教務委員会、総合講座委員会と各学科会議との連携でシラバスの内容を確認している。

教務委員会では、学生が履修登録等の際に学生が必ずシラバスを読むように働きかけることを提起し、学科会議等で各教員に、1回目の授業で、シラバスにより授業の概要、授業の目標、科目で養成される能力、授業の計画、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準、受講上の注意、教科書・参考書等を説明することを促している。

シラバスに示した授業計画の遵守に努めるとともに、学生による授業アンケートについては、

全学基本科目(学びの技法、統計の基礎、情報の処理)、及び各科目担当教員が任意に選択する科目(2科目まで)を対象に、全学的に授業アンケートを実施している(資料 4-3-13)。

《人間科学研究科》

大学全体の箇所ですべて通り、講義要綱(シラバス)の書式は、授業の概要、学習の到達目標、授業計画表、授業時間外の学習、成績の評価方法・基準(成績評価の際に重視すること)、教科書等から構成され、全学で統一されている。シラバスのチェック体制については、大学院運営委員会での審議を経て全学的に統一されたマニュアルに基づき実施される。本研究科では、研究科委員会でシラバスの内容を確認している(資料 4-3-10)。

なお、大学院 FD 委員会による授業の内容・方法とシラバスとの整合性および授業アンケートの分析については、上述の大学全体の通りである。

《被害者学研究科》

大学全体の箇所ですべて通り、講義要綱(シラバス)の書式は、全学で統一されている。シラバスのチェックについては、全学的に統一されたマニュアルに基づき、研究科委員会でシラバスの内容を確認している(資料 4-3-10)。大学院 FD 委員会による授業の内容・方法とシラバスとの整合性および授業アンケートの分析についても、上述の大学全体の通りである。

《コミュニティ振興学研究科》

大学全体の箇所ですべて通り、講義要綱(シラバス)の書式は、全学で統一されている。シラバスのチェックについては、全学的に統一されたマニュアルに基づき、研究科委員会でシラバスの内容を確認している(資料 4-3-10)。大学院 FD 委員会による授業の内容・方法とシラバスとの整合性および授業アンケートの分析についても、上述の大学全体の通りである。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

《大学全体》

(学部)

各授業の単位数ならびに成績評価の方法および基準は、単位制度の趣旨を踏まえ、授業の内容、形態等を考慮して設定している。各授業の成績評価の方法は履修案内およびシラバスに、GPA 制度は履修案内に、成績評価の基準はシラバスに、それぞれ明示している。学生が評価に疑問がある場合は、申し立てにより教務委員会が検証する制度となっている。なお、成績の評価は、GPA 制度の導入に伴い、2012(平成 24)年度以前入学生までの[A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 4 段階評価を、2013(平成 25)年度入学生から評点(100 点満点)および[S、A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 5 段階評価の併記制とした(資料 4-3-2、29-31 頁)。

既修得単位の認定は、大学設置基準等に定められた基準に基づき、次の規則および規程の定めるところにより実施している。

1. 常磐大学学則 第 30 条、第 30 条の 2、第 30 条の 3
2. 他の大学または短期大学における授業科目の履修等による修得単位の認定に関する規程
3. 大学以外の教育施設等における学修および入学前の既修得単位等の認定に関する規程

(資料 4-3-2、4-3-3、4-3-14、4-3-15、4-3-16、4-3-17)

（研究科）

各授業の成績評価の方法は履修案内およびシラバスに、成績評価の基準はシラバスに、それぞれ明示されている。また、既修得単位の認定は、大学院設置基準等に定められた基準に基づく大学院学則（第30条、第30条の2）の規定にしたがって適切に実施している。（資料4-3-7）

各科目の単位については単位制度に基づき、各科目の学修内容は45時間の学修が必要なことをもって1単位として定められている。現行のカリキュラムにおける各設置科目の単位数はこの基準にそって定められ、授業時間および必要な学修時間が考慮され単位が認定されている。

《人間科学部》

本学部における成績評価と単位認定については、大学全体で既述の通りである。

シラバスに成績評価方法・評価基準が明記されており、それに沿って成績評価と単位認定が行われている。学生が評価に疑問がある場合の申し立て制度も既述の通りである。

（資料 4-3-2、4-3-3、4-3-14、4-3-15、4-3-16、4-3-17）

《国際学部》

厳格な成績評価（評価方法・評価基準）の明示については、シラバス作成時にすべての科目について求められており、既述したようにすべてのシラバスにこの項目が含まれるよう、教務委員会による確認を行っている。

既修得単位認定については、教務委員会による検討を経て、慎重且つ適切に認定を行っている（資料4-3-18 国際学部 取得科目読替表）。

《コミュニティ振興学部》

本学部における成績評価と単位認定については、大学全体で既述の通りである。

シラバスに評価方法・評価基準に関わる項目が設けられており、各科目で明示している。各教員は、1回目の授業で評価方法・評価基準の説明を行うことを基本としている。学生が評価に疑問がある場合の申し立て制度も上述の大学全体の通りである。

（資料 4-3-2、4-3-3、4-3-14、4-3-15、4-3-16、4-3-17）

《人間科学研究科》

本学全体で統一された書式に沿って、成績評価に関する指標をシラバスに記載し、それに基づいて成績評価と単位認定を行うことを、各教員にその励行を求めている。授業科目の成績評価基準は、学部と同様 GPA 制度の導入に伴い、2012（平成24）年度以前入学生までは[A、B、C（以上合格）、D（不合格）]の4段階評価であったが、学部の評価形式の変更に合わせて2013（平成25）年度入学生から、100点満点の評点と[S、A、B、C（以上合格）、D（不合格）]の5段階評価の併記制とした。評点と評定との関係は表に示されている（資料4-3-7、16-17頁）。

大学院『2015年度履修案内』では、学位論文審査基準を明示している（資料4-3-7、112-125頁）。また、共同担当の科目においてはあらかじめ定められた評価項目について、担当教員全員の評価の平均値によって成績を定めている。（例えば、人間科学研究科修士課程「人間科学合同演習」「同特別演習」、同博士課程（後期）「人間科学特論」「人間科学研究法」、コロキウム）では次に示すような5項目の評価の基準を定め、担当教員全員の評価の平均値により成績を定

めるようにしている。

評価項目

1. 先行研究を概観して問題を提起しているか。
2. 研究目的は明確か。
3. 問題を調べるための研究方法は妥当で明確か。
4. 研究結果は問題を達成しているか。
5. プレゼンテーションの方法は良かったか。

このように評価項目を明確にすることにより評価の信頼性と妥当性を高めるようにした。その結果は各研究科委員会で報告され、評価の仕方や評価項目の妥当性も含めて各教員による評価のバラツキ等の問題点があればその都度検討していることで、結果的に、定期的に教育成果と評価の適切性のチェックが行われていることになる。

《被害者学研究科》

授業科目の成績評価基準は、学部と同様 GPA 制度の導入に伴い、2012(平成 24)年度以前入学生までは[A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 4 段階評価であったが、学部の評価形式の変更に合わせて 2013(平成 25)年度入学生から、100 点満点の評点と[S、A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 5 段階評価の併記制とした。評点と評定との関係は表に示されている(資料 4-3-7、16-17 頁)。学位論文審査基準については、大学院『2015 年度履修案内』で明示している(資料 4-3-7、126-146 頁)。

《コミュニティ振興学研究科》

授業科目の成績評価基準は、学部と同様 GPA 制度の導入に伴い、2012(平成 24)年度以前入学生までは[A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 4 段階評価であったが、学部の評価形式の変更に合わせて 2013(平成 25)年度入学生から、100 点満点の評点と[S、A、B、C(以上合格)、D(不合格)]の 5 段階評価の併記制とした。評点と評定との関係は表に示されている(資料 4-3-7、16-17 頁)。学位論文審査基準については、大学院『2015 年度履修案内』で明示している(資料 4-3-7、147-153 頁)。

(4)教育効果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

《大学全体》

(学部)

教育の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究について、本学では全学的組織として教学会議の下に「常磐大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」(以下、「大学 FD 委員会」と略記)を設置している。大学 FD 委員会は、副学長、学部の各学科選出者、総合講座委員、委員長委嘱者、学事センター統括から構成され、次の組織的な取り組みを行っている(関連:第3章 (4))。

- 1)FD 活動の推進 常磐大学の FD 活動を推進するための企画(案)策定
- 2)授業アンケートの実施

大学学生を対象として授業に関する内容等について、調査・分析・活用することにより教

育の質的向上を図ることを目的に、授業アンケートの実施(春セメ7月、秋セメ12~1月)し、分析、活用方法を検討する。

3) 常磐大学 FD フォーラムの実施

全専任教職員等を対象として本学における FD 活動に対する認識を共有化することにより、教育の質的向上を図ることを目的に、FD フォーラムを実施する。

4) 授業公開(授業研究会)の実施

大学専任教員を対象として他の教員の授業を参観することで、自分の教授法に有益な点を学び教育の質的向上を図る(研究授業を素材として討議等を行い、教授法を研究し教授技能の向上を図る)。

5) 新任教員研修の実施

全学部の新任専任教員にとって、即座に必要な業務をまとめたゲーム形式の研修を体験することで、新任教員が本学における業務をスムーズに遂行できるようになることを目的とし、年度初めに実施する(なお、年度途中の着任者については、個別研修で対応する)。

このうち、「授業アンケート」は、年度内に2回(各セメスター)実施している。調査項目の中には、授業に対する姿勢・取組、到達度等を確認する項目も設けており、集計結果をフィードバックし、授業改善に結び付けている(根拠資料 4-3-11、4-3-13)。

「授業アンケート」の活用に関して、2014(平成26)年度は大学FD委員会が中心となり、2013(平成25)年度に行った全学基本科目等における授業アンケート(資料 4-4-13)の分析結果を、既述の通り2014(平成26)年度(2015年2月開催)の全学FDフォーラム(資料 4-4-19)で報告した。全学FDフォーラムでは、第3章(4)で記した「競争的資金を含む外部資金の獲得」というテーマについて3学部の取り組みが報告されたほか、2013年度の全学基本科目の教育効果についての分析を主とする授業アンケートの分析結果が報告された。それによれば、先述したシラバスと授業内容が対応していないと感じている学生は減少傾向であること、シラバスを事前に確認している学生が62.8%であるという結果が得られたこと、「学びの技法」等の全学基本科目における授業評価アンケート分析に基づくアクティブ・ラーニングの導入の試みと問題点に関する検討結果などの報告内容であった(資料 4-3-13、4-3-19)。

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

大学全体の大学FD委員会による取り組みで、毎年度学生による「授業アンケート」を行い、その結果は各教員に文書形式で伝達されることになっている。組織的に活用するため、各学科会議で検討が行われ、教育内容の改善を図ることなどに繋げる。

毎年度授業アンケートを実施しその結果を教員各自が分析すること、さらにFDフォーラムを通じて教員の資質向上のみならず教育効果について定期的に検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつける体制は一応確立されているといえる。

本学部では、「常磐大学人間科学部実現計画(①2014年度 ②2015年度)」(資料 4-3-20)*に学科ごとの授業内容・方法の改善(学生に意欲と主体性をもって学んでもらう工夫)を盛り込み、

PDCA サイクル展開の一環として活動しはじめた。

さらに、最近の学生の実学志向や、本学の建学の精神でもある「実学を重んじる」の観点から、「同 人間科学部実現計画」に学科ごとの実学教育の実質化(教育学科も必要に応じて)も盛り込み、既存の科目にキャリア教育的な要素を取り入れることや、実践に役立つ側面や事例を強調することを、具体的にシラバス(次年度)等で示すことは可能か検証した。具体的な活動は、「同 人間科学部実現計画」の進捗状況にまとめられているが、学科によっては早くもこの成果がある程度現れ、就職率の向上にもつながっているものと理解する。

* 4-3-20① 人間科学部 2014 年度実現計画進捗状況(2014 年秋セメ～2015 年度追加分も含む)

4-3-20② 人間科学部 2015 年度春セメ実現計画進捗状況並びに秋セメ実現計画記入シート
(2015.09.15 報告)

《国際学部》

本学部は、大学全体の取り組みである授業アンケートおよび全学 FD フォーラムに参加するほか、次の学部独自の FD 活動によって教員の授業改善に役立っている。

経営学科では、2011(平成 23)年より、年に 2 回、学科会議の時間を利用し、必修授業報告を行っている。春セメスターと秋セメスターの終わりに、必修科目の担当者が、授業内容・テストやレポートの内容・主要な成果物、評価方法および結果について報告する(資料 4-3-21)。これにより、互いに授業内容や履修状況に関する情報を共有し、科目間の連携を行える場合は積極的に進めている。また、2013(平成 25)年度と 2014(平成 26)年度は FD の一環も兼ねて、月に一度、専任教員による授業手法に関する報告を行った。ここでは、授業の実施方法、工夫している点および学生の反応について情報を共有し、お互いの講義技術の向上を目指している。

2015(平成 27)年度の学部 FD 活動として、「基礎ゼミナール」の授業公開・授業研究会が全教職員に公開された(資料 4-3-22)。

経営学科では、年に二度、セメスターごとに学科アンケートを行い、学生が興味を持っている授業、授業に関する改善希望を調査している。そのアンケート結果を集計し、その集計結果を学科会議で公表し、教育改善に役立っている(資料 4-3-23、4-3-24)。

英米語学科では、学科 miniFD を 2014(平成 26)年度の学科会議で 6 回実施し(このうち 10/1,11/5,12/3 の 3 回分)、2015(平成 25)年度(6 月 3 日時点)は 1 回実施し、それぞれの担当科目についての討議・情報交換を行っている(資料 4-3-25)。

《コミュニティ振興学部》

本学部は、大学全体の取り組みである授業アンケートおよび全学 FD フォーラムに参加するほか、次の学部独自の FD 活動によって教員の授業改善に役立っている。

本学部では 2011(平成 23)年度より、学部 FD 委員会を設置し、全学 FD 活動と並行した取り組みを進めている。コミュニティ文化学科、地域政策学科、ヒューマンサービス学科の各学科の特性を活かす取り組みとする一方、学科間の連携を図り、各学科から選出された FD 委員は情報交換と意見交換に努めている。その結果、学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく FD の取り組みが日常的に展開されるようになっている。

学部 FD の取り組みとしては、授業公開の実施に向けた検討がある。段階的に実施することで、その効果を明らかにしていく考えのもと、各学科において実施可能な科目と方法を調整している。

その中で地域政策学科では、オムニバス形式を導入した「地域政策入門」において、それぞれの関心に基づいて他教員の行う授業を参観し、学生も含めて授業内で意見交換を行っている。

ヒューマンサービス学科では、オムニバス形式で実施する1年次開講の「ヒューマンサービス入門」においてFD活動の一環として全学に授業を公開しており、他学部教員も授業を参観している。また、複数のクラスで展開している「社会福祉援助技術演習」のうち、専任教員が担当しているクラスでは、随時、参観と意見交換を行っている。

《研究科全体》

常磐大学大学院FD委員会(教学会議附置)では、授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした「教育体制等改善のための調査(大学院生アンケート)」(毎年度)、教育内容や教育方法等の向上を図ることを目的とした「教員アンケート」(隔年度)、「常磐大学大学院FDフォーラム」(毎年度)等を実施し、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を推進している*。

「教育体制等改善のための調査」については、「大学院の学生を対象に、授業内容や教育方法等について、調査・集計・分析することにより、今後の大学院教育をさらに充実させること」を目的に、4項目(1.授業内容について、2.授業に期待すること、3.指導教員の指導方法について、4.論文指導体制に期待すること)に関する質問紙調査である。一部は、より詳細な情報を得るために直接聞き取り調査として実施される。得られた結果は大学院FD委員会で検討し、コメントを加えた上で、各研究科委員会および大学院学生へフィードバックし、教員・大学院学生が共同して教育・研究の在り方を改善することができるようにしている(資料4-3-26<2014年度調査に関わる日程、大学院FD委員長コメント>/資料4-3-27<2015年度調査計画>)。

アカデミックスキル養成講座におけるアンケートについても、大学院FD委員会が企画・実施し、得られた結果を基に、大学院運営委員会および各研究科委員会においてカリキュラム改善に向けての検討が行われている(資料4-4-28)。

大学院学生を対象とした授業アンケートに加え、教員を対象の「大学院教育活動についての教員アンケート」を大学院FD委員会が実施(隔年度)し、教育改善の取組状況の把握に努めている(資料4-3-29、4-3-30)。例えば、授業改善に関する教員アンケートの質問項目(問13)では61.5%の教員がなんらかの改善の工夫を行ったと回答していた(資料4-3-29、2013年度調査結果)。

さらに、大学院FD委員会主催の「2014年度常磐大学大学院FDフォーラム」では、学外における単位互換制度と、学内における所属外研究科の授業の履修について、話題提供とディスカッションが行われた*。

*本学 Web [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/fd/index.html>] (FD)

《人間科学研究科》

大学院FD委員会による授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の取り組みについては、研究科全体で記した通りである。

その他、学位論文発表会やコロキウム(「人間科学合同演習」等)など複数の教員が関わる科目における学生の発表からわかる学力の状況、他に入学試験での志願状況・成績、在学時の学習状況、修了者の進路状況等が、教育改善のための検討材料となる。

本研究科委員会では、これらの現状分析の結果を踏まえて、特に 2014（平成 26）年度において、修士および博士課程（後期）で科目の統合、廃止を決定し、2015（平成 27）年度入学生から適用する修士課程ならびに博士課程（後期）のカリキュラムの大幅な見直しを図った（資料 4-3-7 大学院『2015 年度履修案内』27,28,41 頁／資料 4-3-33）。

《被害者学研究科》

授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした「教育体制等改善のための調査（大学院生アンケート）」（毎年度）、教育内容や教育方法等の向上を図ることを目的とした「教員アンケート」（隔年度）、「常磐大学大学院 FD フォーラム」（毎年度）の取り組みについては、研究科全体で記した通りである。

本研究科委員会では、その他、学生の学力の状況、入学試験での志願状況・成績、在学時の学習状況、修了者の進路状況等の現状分析の結果を踏まえて、特に 2014（平成 26）年度において、修士および博士課程（後期）で科目の統合、廃止を決定し、2015（平成 27）年度入学生から適用する修士課程ならびに博士課程（後期）のカリキュラムを見直した（資料 4-3-7 大学院『2015 年度履修案内』54,63 頁／資料 4-3-33）。

《コミュニティ振興学研究科》

大学院 FD 委員会による授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした取り組みについては、研究科全体で記した通りである。

本研究科委員会では、入学試験での志願状況・成績、在学時の学習状況、修了者の進路状況等の現状分析の結果を踏まえて、特に 2014（平成 26）年度において、科目の統合、廃止を決定し、2015（平成 27）年度入学生から適用するカリキュラムを見直した（資料 4-3-7 大学院『2015 年度履修案内』81,82 頁／資料 4-3-33）。

2. 点検・評価

【基準4-3の充足状況】

本学では、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」に則して、適切な授業形態を採用し、教育研究指導、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。各授業はシラバスに基づいて展開され、単位制度の趣旨に沿って、厳格かつ適正な成績評価を行っている。ファカルティ・ディベロップメント(FD)の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつけていることから、基準4-3を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

シラバスの作成と内容の充実については、授業の概要、学習の到達目標、授業の計画、成績の評価方法・基準を明らかにしたうえで、統一の書式を用いて作成し、本学 Web サイトにて学生に公表している。授業アンケートの結果からも、シラバスが授業に役立っていること、概ねシラバスに基づいて授業が展開されていることが確認されている（資料 4-3-19）。

《人間科学部》

本学部では、「常磐大学人間科学部実現計画(①2014年度 ②2015年度)」(資料4-3-20①②)に、学科ごとの授業内容・方法の改善(学生に意欲と主体性をもって学んでもらう工夫)、学科ごとの実学教育の実質化(教育学科も必要に応じて)に関する事項を盛り込み、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつける仕組みを構築している。具体的な活動は、実現計画の進捗状況にまとめられている。

《国際学部》

「国際学部2015年度実現計画」(資料4-3-34所収)にもあるように、授業の内容および方法の改善を図るための研修は、学部内で適切に行われている。例えば、アクティブ・ラーニングの好例として、「基礎ゼミナール」のうち「論理的思考の基礎」というプログラムを使った授業が公開された(2015年7月29日)。

《コミュニティ振興学部》

2015(平成27)年度の学部実現計画において、シラバスの検証体制の構築という到達目標については教務委員会を主体として検証する体制を整えており、この点は達成したと判断する。さらに、授業公開などFD活動により他の学部学科の教員との連携を通じた取り組みの機会がみられるようになった(資料4-3-34所収)。

《人間科学研究科》

現状の説明(4)で記した通り、授業アンケート「教育体制等改善のための調査」やアカデミックスキル養成講座におけるアンケート結果に基づき、大学院運営委員会、研究科委員会、大学院FD委員会等においてカリキュラム改善に向けて教育効果等の検討を行い、2015(平成27)年度からのカリキュラムの見直した(資料4-3-33)。このことから、大学院の内部質保証システムが有効に機能しているものと評価する。

《被害者学研究科》

現状の説明(4)で記した通り、大学院FD委員会による授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした取り組み等は、研究科全体で連携し、2015(平成27)年度からのカリキュラム改善につながった(資料4-3-33)。

《コミュニティ振興学研究科》

授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした「教育体制等改善のための調査(大学院生アンケート)」(毎年度)、教育内容や教育方法等の向上を図ることを目的とした「教員アンケート」(隔年度)、「常磐大学大学院FDフォーラム」(毎年度)の取り組みについては、現状の説明(4)で記した通り、一定のサイクルで実施されている。

②改善すべき事項

《大学全体》

シラバスの作成と内容の充実のために、学部学科の専門科目に関する教育効果の検証につ

いて、評価指標の開発という点からも全学的に明確にすることが課題である。

《人間科学部》

学部学科の専門科目の取り組みや教育効果に関する分析等について、FD フォーラム等での報告や検討を行う必要がある。

《国際学部》

シラバス作成時に想定していた学生の状況と実際の受講者の質や量が異なっていた場合の対応等については、実状に応じて、非常勤講師を含め共通理解を図る必要がある。

《コミュニティ振興学部》

学部教務委員会における教育内容等の改善のための方策として、カリキュラム改善 WG 等を組織した。2016（平成 28）年度に向けた検討段階にあるため、有効な手立てが未着手である。

《各研究科》

特記事項なし。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

授業評価アンケート等によるシラバス評価の実施や成績評価・単位認定の基準の明示は、定着している。教務委員長会議等が主体となり、全ての授業科目においてシラバスに基づいた授業展開、成績評価方法・基準等の明確化を徹底し確認する仕組みを継続する。

《人間科学部》

PDCA サイクル展開の一環である「常磐大学人間科学部実現計画(①2014 年度 ②2015 年度)」を通じて、学科ごとの授業内容・方法を改善(学生に意欲と主体性をもって学んでもらう工夫)することについては、各学科と教務委員会による教育課程に相応しい科目の設置という観点からも確認が行われており、これを引き続き着実に継続する。

《国際学部》

FD 活動の一環としての学部内の授業公開と連携する形で、学科アンケートで学生からの評価の高い授業につき授業公開を行う。授業技術の向上の点からも、学部所属の FD 委員等が主体となり継続して取り組んでいく。

《コミュニティ振興学部》

シラバスの検証体制については、着実に継続する。本学部の FD 活動の充実については、他の学部学科の教員との連携の推進など 2015(平成 27)年度の実績を基に、2016(平成 28)年度の実現計画に反映させる。

《人間科学研究科》

2016（平成 28）年度からの既存研究科の廃止を伴う大学院再編にあたって、人間科学研究科委員会を中心として「教育体制等改善のための調査」結果等に基づく改革改善を推進していく。

《被害者学研究科》

大学院 FD 委員会による授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした取り組み等は、2016（平成 28）年度からの大学院再編後も、本研究科が存続する間は、大学院全体で連携して改善につなげていく。

《コミュニティ振興学研究科》

授業、指導方法、教育環境等の充実を目的とした大学院全体での取り組みについては、2016（平成 28）年度からの大学院再編後も、本研究科が存続する間は、維持していく。

②改善すべき事項

《大学全体》

教学会議を中心に教務委員長会議、各学部の教務委員会等において、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づく具体的な学習（学修）目標の設定、教育課程の体系の中で各授業科目の目標の設定などの点を明確にした上で、2017 年度に向け全学的にシラバスの内容の充実を図る。

《人間科学部》

本学部所属の FD 委員の間で、学部学科の専門科目の取り組みや教育効果に関する分析等について共有する仕組みを検討し、FD フォーラム等で報告するなどの企画に取り組んでいく。

《国際学部》

シラバス作成時に想定していた学生の状況と実際の受講者の質や量が異なっていた場合の対応等については、次年度に向け、教務委員会が主体となり検討していく。

《コミュニティ振興学部》

学部教務委員会におけるカリキュラム改善 WG 等による改善方策の検討内容について、教授会等で段階的に周知させること等を実施していく。

《各研究科》

特記事項なし。

4. 根拠資料

4-3-1 「2015(平成 27)年度 授業日程表」(大学、大学院)

4-3-2 常磐大学『履修案内(2015 年度入学者用)』

4-3-3 講義要綱(学部、研究科)CD-R (既出 4-2-10)

Web シラバス <http://www.tokiwa.ac.jp/syllabus/index.html> (シラバス 講義科目検索)

第4章

教育内容・方法・成果

◇4-3 教育方法

- 4-3-4 学生カルテシステムの教員利用拡大とeラーニングシステムの導入について
- 4-3-5 国際学部経営学科「マーケティング実習」「ビジネス専門実習」実績
- 4-3-6 国際学部 アクティブラーニングの実施状況
- 4-3-7 常磐大学大学院『履修案内(2015年度入学者用)』
- 4-3-8 シラバスチェック体制について(教務委員長会議、2014年11月25日)
- 4-3-9 「2015年度シラバス執筆の手引き」第1版(教務委員長会議、2015年12月)
- 4-3-10 2016年度シラバスのチェック体制について 大学院運営委員会(第4回)2015.11.11
- 4-3-11 常磐大学 FD 実績(2014年度授業評価アンケート)
- 4-3-12 国際学部シラバスの作成と内容の充実
- 4-3-13 「授業アンケート集計結果(常磐大学)」(学内閲覧用冊子のPDFファイル化分)
2013年度、2014年度、2015年度(春セメスター)
- 4-3-14 「常磐大学履修規程」
- 4-3-15 「他の大学または短期大学における授業科目の履修等による修得単位の認定に関する規程」
- 4-3-16 「大学以外の教育施設等における学修および入学前の既修得単位等の認定に関する規程」
- 4-3-17 成績評価に関する注意事項(『CAMPUS LIFE Navi 2015』30頁)・所定用紙
- 4-3-18 国際学部 取得科目読替表
- 4-3-19 2013年度常磐大学授業アンケート結果報告
- 4-3-20① 人間科学部 2014年度実現計画進捗状況(2014年秋セメ～2015年度追加分も含む)
- 4-3-20② 人間科学部 2015年度春セメ実現計画進捗状況並びに秋セメ実現計画記入シート(2015.09.15報告)
- 4-3-21 2015年度春セメスター必修授業報告
- 4-3-22 経営学科「基礎ゼミナール」公開授業・授業研究会のご案内
- 4-3-23 経営学科学生アンケートについて
- 4-3-24 アンケートを実施する際の趣旨説明内容
- 4-3-25 英米語学科ミニ FD 委員会(2014年度第4,5,6回、2015年度第1回)
- 4-3-26 2014年度常磐大学大学院「教育体制等改善のための調査」調査結果
- 4-3-27 2015年度常磐大学大学院「教育体制等改善のための調査」実施計画
- 4-3-28 常磐大学大学院 2014年度第2回アカデミックスキル養成講座アンケート集計報告
- 4-3-29 大学院の教育活動についての教員アンケート調査結果(2013年度)(大学院FD委員会コメント付)
- 4-3-30 2015年度常磐大学大学院「大学院の教育活動に関する調査」実施計画
- 4-3-31 常磐大学のPBL(2015.1.31)
- 4-3-32 博士学位申請の手引き(英文)
- 4-3-33 大学院修士課程および人間科学研究科博士課程(後期)におけるカリキュラムの一部変更
- 4-3-34 2015年度春セメスター実現計画の進捗状況等の報告及び秋セメスター実現計画の作成(事項の追加等)について

第4章 教育内容・方法・成果

◇4-4 成果

1. 現状説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

《大学全体》

本学では、教育目標等に沿った成果を把握するため、1) 学位授与の状況 2) 就職や進学
の状況 3) 学則に定める資格取得の状況、などを卒業・修了時における指標として活用している
(資料 4-4-1、4-4-2①②、4-4-3①②③)。このうち、2012(平成 24)年度－2014(平成 26)年度
大学全体の卒業判定合格率、就職率は、次の通りとなっている。

	2012(平成 24)年度	2013(平成 25)年度	2014(平成 26)年度
卒業判定合格率	96.5%	95.6%	92.5%
就職率	89.3%	93.2%	96.1%

(資料 4-4-1、4-4-2①②より)

各研究科の教育方法や研究指導によって、修士課程における研究科全体の学位授与率は過
去5カ年で0.82(=60/73)、最近3カ年では0.83(=39/47)であった。大多数の入学者が円滑に
学位を取得して課程を修了している。博士課程(後期)については、被害者学研究科において1
名に課程博士を授与することができた(2015年度春 semester)。

(資料 4-4-1 所収「大学院における学位授与状況」2010年度－2014年度、
「Tokiwa University Repository」2015.09.17)

(学部)

常磐大学学則(第31条)、常磐大学履修規程(第14条)および常磐大学試験規程(第4条)
において成績評価の方法および基準を明示している。学生の学習成果を適切に測定するた
めの評価指標として、GPAに基づく成績評価制度を2013(平成 25)年度入学生から導入した。学
部では、教務委員長会議および各教務委員会が主体となって、2013(平成 25)年度入学生から
導入した GPA の学年進行による変動から見た履修登録単位数の妥当性や学生の学修状況の
傾向の把握などの検証を継続的に行っている(資料 4-4-4 「GPA の活用等について」「登録科
目数と GPA および評点平均」「累積 GPA 分布」、2015年度10月教務委員長会議)

卒業後の視点から、教育目標に沿った成果について検証し今後の教育課程等に生かすこ
を目的とした「2015(平成 27)年度卒業生満足度アンケート」を、常磐大学同窓会の協力の下、
同 総会の出席者を対象として試験的に実施した(2015年6月27日)。学修の成果関係の結果
によれば、問3「教育内容は満足できるものだったか」に対する「満足」「ほぼ満足」の回答は
84.8%であった。問7の学習成果(学生生活を通して身についたこと)に対する複数回答のうち、
「コミュニケーション能力」「知識や教養」「多角的な視点」が上位3項目になった(資料 4-4-5)。

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述
べる。

《人間科学部》

(a) 卒業認定合格者数(合格率)については、2011(平成 23)年度 347名(96.4%)、2012(平

成24)年度372名(97.9%)、2013(平成25)年度370名(97.1%)で、卒業予定者に占める合格者の割合はほぼ95%の水準を維持してきていたが、2014(平成26)年度は1学科に卒業判定合格率減少が生じたため、335名(93.8%)と低下した(資料4-4-1 学位授与の状況)。

- (b) 就職率(就職希望者に対する、実際に就職した者の割合)は2012(平成24)年度が88.1%、2013(平成25)年度が92.1%、2014(平成26)年度は人間科学部合計で95.7%と向上した。(資料4-4-2①②)。
- (c) 健康栄養学科の管理栄養士国家試験合格率は2011(平成23)年度合格率61.2%、2012(平成24)年合格率48.1%であった。これが、2013(平成25)年には、全国的にみればまだ改善の余地があるものの、合格率70.8%と向上して茨城県内の養成施設で合格率一位になり(資料4-4-6 ①平成26、27年度管理栄養士国家試験の合格者数)、2014(平成26)年もさらに85%に向上し、茨城県内合格率一位を維持している。一方、教育学科については、2014(平成26)年度卒業者のうち、2015年度採用の公立小学校教諭教員試験合格者は学部全体で10名(うち1名は重複合格、後に1名追加合格)等の実績を出している。(資料4-4-6 ②人間科学部2015年度教員採用試験合格者数(2014年度卒業生))。

上記の卒業時における成果の他に本学部では、CASEC、実用英語技能検定、TOEIC、TOEFLの4つの検定試験で取得した級やスコアをもとに、独自の英語表彰制度“English Award”を2012(平成24)年度より実施している(資料4-4-7 人間科学部 英語表彰制度“English Award”)。

また、学習成果を測定するための指標一つとして、コミュニケーション学科でルーブリック評価を試行的に導入したこと(資料4-4-22)や、その調査結果を含む研究成果が2016年度『人間科学部紀要』に掲載予定であることが、組織的な取り組みへの準備段階となっている。

《国際学部》

成果の指標としては、学位授与者数、就職・進学者数に加え、本学部独自の指標として、資格取得者数やCASECの点数上昇、卒業生アンケートなどがある。2015(平成27)年度現在、評価指標としては、資格取得者数やCASECの点数上昇、卒業生アンケートは平均点4.0以上としている。

経営学科のディプロマ・ポリシー(DP)に謳われているように、経営学科の学生は卒業時に「広い教養を基礎として、専門的なマネジメント知識、ビジネススキルを習得していること」が求められている(資料4-4-8 2013年3月4日 国際学部臨時教授会資料〈3つのポリシー策定について〉)。このため、教育目標に沿った目に見える成果として、経営学科の教育内容に関わる17の資格を指標として設定した。2015(平成27)年3月現在の経営学科の資格試験取得数は3、4期生にはかなり増えたことが分かる(資料4-4-9 2015(平成27)年3月現在の経営学科の資格試験取得数)。この資料から分かるように、経営学科の資格の取得状況は、国際学部資格支援室運営委員がデータを継続的に収集、分析している。

また、英米語学科の主要な教育目標として、英米語学科のDPに掲げられているように英語力の増強がある(資料4-4-8)。英米語学科では、これを判定するための指標としてCASECを用いている。英米語学科会議で決められた担当者が、CASECについて、同じ学生の点数が、学年があがるにつれてどのように推移したかなどの分析を行い、学年が上昇するにつれて点数も上

がっていることが実証されている(資料 4-4-10 英米語学科 1～4年生 CASEC 結果報告(2014(平成 26)年度))。

さらに、国際学部 of 教育目標の成果を測るため、2013(平成 25)年 3 月から卒業式の日卒業生に対するアンケートを実施し、その結果を教授会で発表している(資料 4-4-11 2015 年 4 月 3 日臨時教授会資料、国際学部・卒業生アンケート(2015 年 3 月 20 日実施)結果・資料 08_大学と国際学部、2 学科の教育理念(2015.3.31))。2015 年 3 月の卒業生アンケートに関しては、すべての指標で 4.0 以上となり、指標の基準には達している。

その他、本学部の学生が受けた全国レベルでの表彰なども学習の成果の一部である。

政府支援の留学生制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」に常磐大学として第一期から第三期までに応募に合格したのは快挙であるが、この内、第二期(2014 年)・第三期(2015 年)は英米語学科の学生が選抜された(資料 4-4-12(常磐大学採用実績)官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～)。また、2014 年度の日銀グランプリに経営学科の学生チームが優秀賞に選抜された。さらにその具体的な金融商品の案件が、常陽銀行において採択された(資料 4-4-13)。なお、将来的には、学修成果測定のための評価指標としてルーブリックも導入する計画である。

《コミュニティ振興学部》

- (a) 卒業認定合格者数(合格率)については、2011(平成 23)年度 126 名(94.7%)、2012(平成 24)年度 171 名(96.6%)、2013(平成 25)年度 167 名(94.9%)、2014(平成 26)年度 124 名(90.5%)で、卒業予定者に占める合格者の割合は、4 ヶ年平均で 94.2%である。
- (b) 就職率(就職希望者に対する、実際に就職した者の割合)は 2011(平成 23)年度が 88.5%、2012(平成 24)年度が 88.2%、2013(平成 25)年度が 93.8%となっている。2014(平成 26)年度はコミュニティ振興学部合計で 98.3%と向上した。
- (c) ヒューマンサービス学科の社会福祉士国家試験合格率は 2011(平成 23)年度(卒業者。以下同じ) 18.2%、2012(平成 24)年 14.8%、2013(平成 25)年度 17.1%であったが、2014(平成 26)年度は 32.1%と上昇した。これは、学科における受験指導講座の開催や国家試験受験者への個別面談、卒業生からのアドバイスの機会を設けたことなどの成果といえる。

他に、学則に定める資格取得の状況については、資料 4-4-3③の通りである。2013(平成 25)年度および 2014(平成 26)年度の課程履修者数に対する要件充足者数は、均衡のとれた結果となった。(資料 4-4-1、4-4-2①②、4-4-3③)

《研究科全体》

大学院学則(第 30 条の 3)において成績評価の方法および基準を明示している(資料 4-4-14)。学生の学習成果を適切に測定するための評価指標として、GPA に基づく成績評価制度を導入した。GPA 導入後の成績評価について大学院 FD 委員会において各研究科の成績分布の確認と比較を行った(資料 4-4-15 GPA 実施後の各研究科の比較)。3 研究科の中では被害者学研究科の平均 GPA が他の研究科とくらべて若干高い結果となった。しかし、研究科においては各科目の受講者数は極めて少数であることから GPA による成績管理の妥当性を検証することは困難であるものの、数量的把握をしておくことはやはり必要であることを確認した。研究科における成績評価には、各研究科の学位授与率、目的としている資格試験合格率、研究論文

発表数、留学生送り出し・受け入れ数等の量的な評価基準を定めるとともに、ルーブリック方式を取り入れた達成基準を尺度とした評価方式を今後検討していくことも確認した。

その他、常磐大学大学院学生研究奨励金制度(資料 4-4-14、大学院『履修案内』18 頁)を利用して国内外の学会で大学院学生も研究発表を行っている(2014(平成 26)年度では 7 件)。本学大学院学術雑誌『学術論究』には大学院学生に研究論文投稿を奨励しており、学内査読において論文掲載の基準を満たしたものについて論文を掲載することができた(原著論文 2014(平成 26)年 3 件、2015(平成 27)年 3 件。内訳は人間科学研究科博士課程(後期)1 件、人間科学研究科修士課程 6 件)。

《人間科学研究科》

人間科学研究科修士課程第Ⅲ領域における日本臨床心理士資格の合格率は、最近の 3ヶ年度(2012年度－2014年度)では 51.6%(16/31)であった(資料 4-4-16 「臨床心理士」資格試験受験者・合格者推移 2015 年度 11 月人間科学研究科委員会)。

次に示すような学生の活躍は個別の例ではあるが、研究科での国際化への取り組み、基礎的学力の向上とプレゼンテーションなどの研究スキル改善の取り組みの成果として評価することもできるであろう。

基礎的学力の向上と研究技法の改善策を指導方法に取り入れている国際化の取り組みとしては、国際交流語学学習センターと連携し 2014(平成 26)年度には、「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の「世界トップレベル等大学コース」の留学プログラムにおいて人間科学研究科博士課程(後期)学生が一名採用され 2014 年度秋 Semester から 1 年間アメリカで研究活動することになった(資料 4-4-12(常磐大学採用実績)官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～)。

博士課程(後期)の学生には、国際学会等において研究発表をするように奨励しているが、人間科学研究科学生は国際行動分析学会(Association for Behavior Analysis International)において研究発表を行った(2014 年、2015 年それぞれ 1 件)。

《被害者学研究科》

被害者学研究科の学生が国際学会・国内学会において研究発表した実績を成果として上げる。個別の例ではあるが、人間科学研究科と同様、国際化への取り組み、研究スキル改善の取り組みの成果として評価することもできるためである。

被害者学研究科の博士課程(後期)在籍者が、2015 年 5 月 20 日付で世界被害者学会(World Society of Victimology)より、2015 年ベンジャミン・メンデルソン若手被害者学者賞(Benjamin Mendelsohn Young Victimologist Award for 2015)を受賞した。また、国際被害者学研究所は被害者学研究科と連携して、毎年、アジア地域の大学院修了生等を対象に被害者学セミナーを開催しているが、同博士課程(後期)在籍者が、当該セミナーの講師として本学および国外で開催された国際学会にて研究発表した(Carjacking Victims in South Africa)。世界的視野に立つ高度な知識を有する研究者の養成を行うことは研究科の教育目標のひとつであるが、これらの活動はこの目的を達成した成果といえることができる。(資料 4-4-23)

《コミュニティ振興学研究科》

大学院学生数は限られているが、教育目標等にそって円滑に学位授与が行われている(資料 4-4-1)。

(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。

《大学全体》

(学部)

卒業要件は常磐大学学則(第 24 条)において明確に規定し、大学の履修案内(冊子)によって学生に明示している。学位授与基準および学位授与手続きは、常磐大学学則(第 32 条、第 33 条)および常磐大学学位規程(第 2 条、第 3 条)(以下「学位規程」という。)において明確に規定している。卒業の認定にあたり、各学部の教務委員会では、所定の単位を修得した者について、慎重かつ厳正に卒業要件充足状況の確認を行っている。教務委員会による確認の結果は、各学部の教授会に提案され、慎重な審議を経て、卒業を認定している。これらの手続きを経て卒業を認定された者に対し、学長が学位を授与している。(資料 4-4-17)

(研究科)

学位授与基準および学位授与手続きは、大学院学則(第 33 条、第 34 条)および学位規程(第 2 条、第 3 条)において明確に規定している。また、学位授与に係る論文の審査方法および審査基準は、各研究科の学位論文審査細目等に規定し、履修案内(冊子)によってあらかじめ学生に明示している。(資料 4-4-14)

《人間科学部》

卒業要件は学位授与方針と教育課程の編成・実施方針に従っており、『履修案内』(資料 4-4-17)に明記し、ガイダンスの際にも周知している。また、学位授与も「学位規程」等関係規程に則って適正に行っている。学生の卒業認定は、学生支援センターおよび学事センターでのチェックを経て、学則に基づき、教務委員会、学部運営会議で 3 重にチェックを行い、卒業認定教授会において厳格に審議されている。現時点では適切に行われていると判断する。

《国際学部》

国際学部では学位授与基準は『履修案内』に明文化されており、規程に即して、学生が卒業に必要な単位を修得し、さらに卒業要件を満たしたとき、本学の教育目標を達成したと認定し、学士(国際学)の学位を授与している(資料 4-4-17、83-94 頁)。

学位授与手続については、成績評価基準に基づき単位認定された科目につき、授業科目区分ごとの卒業に必要な単位数を充足しているかを教務委員会および学部運営会議で検討した後、3 月の卒業認定教授会において認定する手続きをとっている(資料 4-4-18)。

さらに、両学科とも必修である「卒業論文」についても、ガイドラインを明文化している。経営学科では別紙のように、最低字数を規定している(資料 4-4-19)。そして卒論報告会を 1 月に行い、複数のゼミ学生が一同に発表することで相互研鑽の場となっている。英米語学科でも、資料のように詳細な卒業論文ガイドラインが規定されている(資料 4-4-20)。また、毎年 1 月には、英米語学科で卒業制作フォーラムが行われ、卒業生が卒業論文の内容を学科内の同級生や下級生を対象に発表している。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の卒業要件は、学則第 24 条、同 32 条に基づき、『履修案内』(資料 4-4-17)に明記し、入学時から毎年度開始時期に実施する履修ガイダンスにおいて周知している。

学位授与については学則第 33 条の定めに基づき、学生の卒業判定を、教務委員会における総合的個別的審議を重ね原案を作成し、学部運営会議および卒業認定教授会で厳格に審議し、決定されており、適正な運用がなされている。

《研究科全体》

課程の修了要件は、大学院学則において明確に規定(第 32 条)し、履修案内(冊子)によってあらかじめ学生に明示している。

学位審査の透明性・客観性を高めるため、「常磐大学学位規程」(資料 4-4-14、103-111 頁)に基づき論文審査の手続きを各研究科とも「学位授与に関わる論文審査細則」等に明示している。学位授与基準は、「常磐大学学位規程」(学位論文審査細目)により学位(修士・博士)で求められる水準と審査基準についてそれぞれ履修案内に詳細に記載・明示されている。これらの規程は 2013(平成 25)年度に各研究科ではほぼ統一された。これらの内容はオリエンテーション・ガイダンスを通じて学生に周知している。

論文審査は研究指導教員以外の教員が主査を務め、修士課程の場合副査 2 名(内 1 名は研究指導教員)、博士課程(後期)の場合副査 4 名(内 1 名は研究指導教員、なお、2 名まで学外大学院担当教授等を含めることができる)による学位論文審査委員が、上記審査細目に従ってそれぞれ独立に評価を行い、学位論文審査委員会による口述試問ののち、主査は学位論文審査委員会の審査結果を研究科長に報告する。最終的に各研究科委員会における審議ののち学位授与が決定される。このように論文審査は明文化された手続きに従い、複数名の学位論文審査委員によって評価するようにして審査の信頼性と客観性を保つようになっている。審査の最終責任者は各研究科長である。

《人間科学研究科》

人間科学研究科修士課程および博士課程(後期)の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第 32 条(修了要件)、第 33 条(学位の授与)で定めている(資料 4-4-14、94-95 頁)。大学院『履修案内』(資料 4-4-14)では、「常磐大学学位規程」(同、103-111 頁)に基づく本研究科(修士・博士)学位論文審査細目として「人間科学研究科 論文審査細目」(同、120-125 頁)を提示している。学位論文審査については、研究科全体の箇所で述べた通りである。

《被害者学研究科》

被害者学研究科修士課程および博士課程(後期)の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第 32 条(修了要件)、第 33 条(学位の授与)で定めている(資料 4-4-14、94-95 頁)。大学院『履修案内』(資料 4-4-14)では、「常磐大学学位規程」(同、103-111 頁)に基づく本研究科(修士・博士)学位論文審査細目として「被害者学研究科 論文審査細目」(同、134-138 頁)を提示している。学位論文審査については、研究科全体の箇所で述べた通りである。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科修士課程の修了要件等については、「常磐大学大学院学則」第 32 条(修了要件)、第 33 条(学位の授与)で定めている(資料 4-4-14、94-95 頁)。大学院『履修案内』(資料 4-4-14)では、「常磐大学学位規程」(同、103-111 頁)に基づく「コミュニティ振興学研究科 学位論文審査細目」(同、149-150 頁)を提示している。学位論文審査については、研究科全体の箇所ですべての通りである。

2. 点検・評価

【基準4-4の充足状況】

本学では、建学の精神や教育理念に基づく教育上の目的や目標等を実現するために、「学位授与方針」により、学位授与を適切に行っていることから、基準4-4を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

特記事項なし。

《人間科学部》

本学部では学科ごとに教育研究も就職先の状況もかなり異なった面がある。「2014 年度常磐大学人間科学部実現計画」(資料 4-4-21)の段階において学科ごとに就職率向上方策を策定し、PDCA サイクルの一環として精力的に活動しはじめている。学部として統一された方針で臨むより、各学科の特色を前面に出してむしろ他学科と切磋琢磨する方向で臨むことにした。その結果、学部全体としては一定の成果が現れてきたと捉える。

《国際学部》

卒業認定は教務委員会を経て卒業認定教授会において慎重に行っていることにより、学位授与方針が厳格に守られている点は評価できる。必修科目である卒業論文についても、卒業論文ガイドラインに沿って指導を行うことにより、内容の質を維持している。

《コミュニティ振興学部》

ヒューマンサービス学科の就職率は 2013(平成 25)年、2014 年(平成 26)度において 100%を達成することができた。学科の特色を前面に出した取り組みの一定の効果が現れていると判断する。

《人間科学研究科》

本研究科の教育目標に沿った取り組みの成果が見られる。すなわち、修士課程については大多数の入学者が教育方針・学位授与方針に従って、円滑に学位を取得して課程を修了している(資料 4-4-1)。上記の本学大学院の教育方法や学習指導によって教育目標に沿った効果が上がっている。

《被害者学研究科》

2015年度春 semester 博士課程(後期)において、課程博士の学位を授与するとともに学位論文審査結果等を公開した(資料 4-4-1 所収「Tokiwa University Repository」2015.09.17)。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

2013(平成25)年度より導入した GPA 制度については、教務委員長会議等で検討し、全学で学習成果を測定するための指標として明確にしていくことが課題である。

《人間科学部》

就職率や資格試験・教員採用試験合格率をみれば、一応教育目標に沿った効果が上がっているといえる。他方、一部の学科で卒業認定合格率が低下し始めていることへの対策が課題である。

《国際学部》

成績評価の指標として、ルーブリックの導入に向け段階的な準備が必要である。

《コミュニティ振興学部》

教育目標に沿った一定の成果はみられるものの、多様化する入試や学生の実態に学習成果の測定および指導体制の拡充については、さらなる改善についての検討が必要である。

《人間科学研究科》《被害者学研究科》《コミュニティ振興学研究科》

特に修士課程の学生の中で、専門教育を受けるための前提となる基礎学力や、専門的な事項を研究するための科学的・哲学的なものの考え方やアカデミックスキル等への対応が必要となる傾向にある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

特記事項なし。

《人間科学部》

就職率向上のための方策については、今後とも維持していく。健康栄養学科の管理栄養士国家試験合格率や教育学科の公立小学校教諭教員試験合格者数も上昇傾向を維持するべく受験学生を支援していく。

《国際学部》

卒業認定は教務委員会および学部運営会議を経て卒業認定教授会において慎重に行って

いる。このように、学位授与方針が厳格に守られている点については、現行のシステムを維持し継続する。

《コミュニティ振興学部》

ヒューマンサービス学科の就職率は 2013(平成 25)年度、2014(平成 26)年度において 100%を達成した。このことを恒常的に維持できるよう、学科の特色を前面に出した取り組みを強化し、コミュニティ振興学部実現計画に取り入れる。

《人間科学研究科》

2016(平成 28)年度大学院研究科は、人間科学研究科を基軸に再編される。今後は人間科学研究科委員会を中心として、従来からの教育方法や学習指導等を再検証しつつ教育目標に沿った効果を維持向上していく。

《被害者学研究科》

本研究科は、2016(平成 28)年度の入学生から学生募集を停止する。在籍学生の修了等まで本研究科は存続し、教育・研究に責任を持って対応していく。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

2013(平成 25)年度より導入した GPA 制度に基づく学習成果の測定については、教学会議を中心に教務委員長会議、各学部の教務委員会および全学学生支援委員会等において、次の点を踏まえ実現方策を検討する。すなわち、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針に基づく具体的な学習(学修)目標の設定、教育課程の体系の中での各授業科目の目標の設定、である。

《人間科学部》

単位不足による卒業要件未充足者数や進級要件未充足者数の増加傾向にあることについては、その原因の検証を含めて、各学科や学部運営会議等が中心となり速やかに対応する。

《国際学部》

成績評価の指標として、経営学科では新たにルーブリックの導入を 2015(平成 27)年度に検討した。同年度から、人間科学部コミュニケーション学科が必修授業でルーブリック導入を試行したこと(資料 4-4-22)も参考にして、2016(平成 28)年度には一部の必修授業で実験的に導入する計画である。

《コミュニティ振興学部》

本学部の学生の学習成果の測定等については、「学生の学習成果を測定するための評価指

標を新規開発する」ことを計画しており、教務委員会に学習成果測定指標 WG を発足させ、2016(平成 28)年度へ向けて取り組む段階である。

《人間科学研究科》《被害者学研究科》《コミュニティ振興学研究科》

修士課程の合同演習、修士論文発表会等の研究発表会で、学生の研究段階にあった評価指標を導入し、それらの指標が研究指導の効果を表す指標として適切かどうかを検討する。具体的には、学力の伸長を把握し、指導に活かすことができるように達成度基準を取り入れ学年ごとに異なる評価項目を導入すること、評価比重を調整する等の方策を、人間科学研究科委員会を中心として検討し改善していく。

4. 根拠資料

- 4-4-1 学位授与の状況
- 4-4-2 ①就職や進学の状況 ②就職状況(2014,2013年度)
- 4-4-3 ①人間科学部資格要件充足者数(2014,2013年度卒業認定教授会資料)
②国際学部資格要件充足者数(2014,2013年度卒業認定教授会資料)
③コミュニティ振興学部資格要件充足者数(2014,2013年度卒業認定教授会資料)
- 4-4-4 「GPAの活用等について」「登録科目数とGPAおよび評点平均」「累積GPA分布」、
2015年度10月教務委員長会議
- 4-4-5 常磐大学 卒業生満足度アンケート
- 4-4-6 ①管理栄養士国家試験の合格者数(平成26年3月、27年3月分)
②人間科学部2015年度教員採用試験合格者数(2014年度卒業生)
- 4-4-7 人間科学部 英語表彰制度“English Award”
- 4-4-8 2013年3月4日 国際学部臨時教授会資料(3つのポリシー策定について)
- 4-4-9 2015年3月現在の経営学科の資格試験取得数
- 4-4-10 英米語学科1～4年生 CASEC 結果報告(2014年度)
- 4-4-11 2015年4月3日臨時教授会資料、国際学部・卒業生アンケート(2015年3月
20日実施)結果・資料08_大学と国際学部、2学科の教育理念(2015.3.31)
- 4-4-12 (常磐大学採用実績)官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学 JAPAN 日本
代表プログラム～
- 4-4-13 「第10回日銀グランプリ～キャンパスからの提言～」で優秀賞を受賞しました。
- 4-4-14 常磐大学大学院『履修案内(2015年度入学者用)』
- 4-4-15 GPA 実施後の各研究科の比較
- 4-4-16 「臨床心理士」資格試験受験者・合格者推移
- 4-4-17 常磐大学『履修案内(2015年度入学者用)』
- 4-4-18 2014年度卒業認定について・国際学部2015年3月卒業認定教授会次第
- 4-4-19 経営学科における卒業論文の最低分量について
- 4-4-20 英米語学科卒業論文ガイドライン
- 4-4-21 2014年度常磐大学人間科学部実現計画
- 4-4-22 プレゼンテーション評価ルーブリック(コミュニケーション演習Ⅱ 2015)
- 4-4-23 Benjamin Mendelsohn Young Victimologist Award for 2015

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

《大学全体》

学校教育法施行規則の改正により、2011(平成23)年4月1日から、学生の受け入れ方針、および入試に関連する教育情報は、ガイドブック、募集要項をはじめ、本学 Web サイト*(本章では、以下「本学 Web」と略記)でも公表としている。各学部・研究科ともその受け入れ方針において求める学生像を明示している。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/policy/index.html>](アドミッション・ポリシー)

(学部)

2015年度入学生募集に係る常磐大学のアドミッション・ポリシーは、次の通りである。

本学の学則等に示された教育の理念・教育の方針・教育の目的等を理解し、社会や地域に貢献するための社会適応力および社会活動力を身に付ける意欲のある人を求めます。

1. 本学の教育の理念を理解し、本学で学ぶために必要な意欲と基礎学力を備えている。
2. 社会で求められる基礎能力、社会で活躍するために必要な応用能力、さらに基礎能力と応用能力の結合を通して、新たな課題に挑戦する発展的な能力を身に付ける意欲を持っている。
3. 人間や人間の発達、社会や地域にかかわる様々な問題に関心を持ち、広い視野と柔軟な思考によって課題解決に向けて積極果敢に取り組む意欲を持っている。
4. 本学で修得する教養と専攻領域の広く深い知識・スキルを駆使して、社会や地域に貢献しようという意志を持っている。

(資料 5-1 「2015 募集要項」 1頁)

障がいのある学生の受け入れについては、本学 Web や「2015 募集要項」で周知を行っている(資料 5-1)。

・本学 Web「入試関係 Q&A」(<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/faq/index.html>)より。

「Q.障がいがある場合の受験は可能でしょうか？」

A.受験可能です。各受験生の障がいに応じて、できる限り配慮しますので、出願前に必ず本学アドミッションセンターにご相談してください。」

・「2015 募集要項」掲載事項

「受験(参加)に際し、疾病・負傷や身体の障がい等のために、解答方法、試験室、座席および所持品等について特別の措置を希望する場合は、出願(参加申込)前に本学アドミッションセンターに相談してください。また、センター試験利用入試で出願する場合であっても、該当事項があるときは、必ず本学アドミッションセンターに相談してください。」(17頁)

相談の際、受験生からの「特別措置申請書」に基づき、障がいの状況等(特別措置を希望する理由、希望する特別措置)により可能な限り個人ごとに配慮し対応している。特別措置の内容(例)は次の通りである。

- ①1階の試験室で受験 ②トイレに近い試験室で受験 ③座席を試験室の出入口に近いところに指定 ④車椅子、松葉杖の持参使用 ⑤試験場への乗用車での入構 ⑥試験時間中における薬の服用

なお、過去の特別措置対応事例は、次の通りである(アドミッションセンター作成資料より)。

2010年度入試:2件、2011年度入試:2件、2012年度入試:2件、2013年度入試:1件、
2014年度入試:2件、2015年度入試:0件

関連として、障がいのある学生に対する修学支援措置等については、後出の第6章 学生支援 現状の説明(2)で記載している。

(研究科)

大学院研究科の学生の受け入れ方針に関しては、後出の各研究科の箇所記載している。なお、大学院において、障がいのある学生についての受け入れ方針は明文化されていないが、入試の際にアドミッションセンターが個別に相談に応じる。入学した際には学部と同様の「合理的配慮をふまえた具体的な対応例集」に基づき対応を行う(後出 第6章 学生支援 現状の説明(2))。なお、大学院入試に際して、特別措置対応の実績事例はない(2010～2015年度)。

《人間科学部》

人間科学部の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通り本学 Web*で公開されている。*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/policy/index.html>](アドミッション・ポリシー)

学則、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー等に示された本学部および各学科における教育理念・教育方針・教育目的等を理解し、それらに沿った内容を修得する意欲のある人を求めます。

1. 人間科学および各学科の専門性に基づく基礎的知識、専門的知識および応用能力を修得するために必要な基礎的学力を備えている。(知識・理解)
2. 課題の発見・追求・解決に際して多面的かつ論理的に、そして深く、考えることができる。(思考・判断)
3. 人間に関わる諸問題、とりわけ、こころ、発達、教育、社会、コミュニケーション、健康と栄養に関わる諸問題に対して広く深い関心を持ち、人間科学および各学科の専門性に基づいてそれらの問題を解決することで社会に貢献しようとする明確な意志を持っている。(態度)
4. 自分の考えをわかりやすい日本語によって、口頭および文章で表現することができる。(技能)

(資料 5-1 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学・学部・学科アドミッション・ポリシー)

《国際学部》

国際学部の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通り本学 Web(前掲 URL)で公開されている。

学習に真摯に向き合い、様々な課題を解決しようと積極的に挑戦し自己実現を図ろうとする意欲あふれる人を求めます。

1. 高等学校で学んだ主要教科(特に、国語、社会、英語)について、一定水準の基礎的学力を備えている。(知識・理解)

2. 広い視野と柔軟な思考で物事の本質を捉え、的確な判断を下せる。(思考・判断)
3. 企業や組織などの経済活動や文化・教育・社会活動などに関心を持ち、入学後、率先して行動することができる。(態度)
4. 自分の考えを、外国人を含め他者にわかりやすく伝えることに関心を持ち、コミュニケーション能力を向上させようと努力している。(技能)

(資料 5-1 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学・学部・学科アドミッション・ポリシー)

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通り本学 Web (前掲 URL)で公開されている。

- 地域社会の振興に資する人材となるために、真摯に学業に取り組み、かつ地域における様々な活動に積極的に参加する意欲がある人を求めます。
1. 地域社会に関する専門的知識を修得するために必要な、高等学校で履修する本学部に関わる科目についての基礎的知識を有している。(知識・理解)
 2. 地域社会について様々な角度から考察し、自分の意見をまとめることができる。(思考・判断)
 3. 地域社会に関わる多様な課題について理解を示し、また、大学での学習や多様な地域活動を通じて課題解決のためのスキルを修得しようという意欲を持っている。また、卒業後は地域社会の一員として地域振興に貢献したいという熱意を持っている。(態度)
 4. 地域社会の基本であるコミュニケーション能力を有し、大学での学びや活動を通じてさらに伸ばしていく意欲を持っている。また地域の様々な課題を自ら発見し、どのように解決していったらいいかについて考えるための技能の修得を目指している。(技能)

(資料 5-1 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学・学部・学科アドミッション・ポリシー)

《人間科学研究科》

本研究科の 2015 年度常磐大学大学院入学生募集に係る学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通りである。

人間科学研究科 修士課程 アドミッション・ポリシー

本研究科は、総合的・学際的な人間科学の視点から人間を理解して、研究者ならびに高度専門的職業人として、人間にかかわる多様な問題を解決し、人間の学術や文化の振興、人間社会の福祉の増進に積極的に貢献しようとしている意欲的な人を求めます。

1. 本研究科の教育理念を理解し、研究に必要な基礎的能力と意欲を備えている。
2. 人間の心身や社会、コミュニケーションを理解して、人間が抱える諸問題を科学的、実践的な視点で研究することに意欲を持っている。
3. 本研究科で身につけた知識、能力、研究の成果を、学術の発展や、人間社会の文化や福祉の発展に活かすことに熱意を持っている。

人間科学研究科 博士課程(後期) アドミッション・ポリシー

本研究科は、総合的・学際的な人間科学の視点から人間を理解して、研究者ならびに高度専門的職業人として、人間にかかわる多様な問題を解決し、人間科学の学術を発展させ、文

化や福祉の振興に積極的に貢献しようとしている意欲的な人を求めます。

1. 本研究科の教育理念を理解し、研究に必要な基礎的能力と意欲を備え、研究の準備をすすめている。
2. 人間の心身、そして社会と文化を考究し、人間が抱える諸問題を科学的な視点で研究することに意欲を持っている。
3. 本研究科で身につけた知識、能力、研究の成果を、学術の発展や、人間社会の文化や福祉の振興に活かすことに熱意を持っている。

(資料 5-6 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学院アドミッション・ポリシー)

《被害者学研究科》

本研究科の 2015 年度常磐大学大学院入学生募集に係る学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通りである。

被害者学研究科 修士課程 アドミッション・ポリシー

本研究科では、単に犯罪等のみならず、広く災害、事故、権力濫用などによる被害および被害者を研究対象とし、その実態や原因を究明し、被害者支援をするため、次のような人を受け入れます。

1. 被害者学の研究に必要な基礎知識・専門的知識を備えている。
2. 研究者または高度な専門性を有する職業人になるため、課題の発見・解決に向けて多面的・論理的に思考し応用できる。
3. 被害者支援を志し、研究に熱意を有している。
4. すでに被害者支援に携わっている人で、さらに高度な専門的研究を行い、自己の能力を高めることを目指すとともに、自己の研究を口頭及び文章で表現できる。

被害者学研究科 博士課程(後期) アドミッション・ポリシー

本研究科では、単に犯罪等のみならず、広く災害、事故、権力濫用などによる被害および被害者を研究対象とし、一層深い研究をするため次のような人を国内外から求めます。

1. 被害者学の研究に必要な基礎的能力および応用能力を備えている(知識・理解)。
2. 研究者または高度な専門性を有する職業人になるため、課題の発見・解決に関して多面的・論理的に思考できる(思考・判断)。
3. 被害者支援を志し、研究に熱意を有している(態度)。
4. すでに被害者支援に携わっている人で、一層高度な専門的研究を行い、自己の能力を高めるとともに口頭および文章で表現できる(技能)。

(資料 5-6 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学院アドミッション・ポリシー)

《コミュニティ振興学研究科》

本研究科の 2015 年度常磐大学大学院入学生募集に係る学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)は、次の通りである。

コミュニティ振興学研究科 修士課程 アドミッション・ポリシー

本研究科の理念と教育研究目的を理解し、コミュニティの課題解明や発展に関心を持ち、真摯な態度で取り組もうとする意欲ある人を、広く国内外から求めます。

1. 本研究科の教育理念を理解し、研究に必要な意欲と基礎的能力を備えている。
2. 大学院在学中に、幅広い視野と専門性を身につけ、コミュニティの課題解明や発展のために、調査や研究等を進めようと考えている。
3. 大学院修了後に、コミュニティ振興に関する高度専門的職業人として、指導力およびマネジメント力を発揮し、地域社会に貢献しようという意思を持っている。

(資料 5-6 所収 参考添付 本学 Web 公開 大学院アドミッション・ポリシー)

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

《大学全体》

(学部)

常磐大学のアドミッション・ポリシーおよび「2015 年度入学者確保に関する基本方針」(2014 年 5 月 9 日教学会議、資料 5-3)に基づく 2015 年度入学生を対象とした学生募集の状況については、次の概要の通りである。

学生募集(2015 年度入学生)の概要

学生・生徒募集の強化【大学・短期大学】

常磐大学および常磐短期大学の志願者、受験者、合格者データ(過去5年間)に基づき、募集活動の基本である高校訪問(茨城県および隣接県を中心に延べ152校)を実施、また、高校生を対象とした進学説明会(水戸市、つくば市、栃木県、福島県、新潟県等4月～9月を中心に39回)に参加して志願者増を目指すと共に高校教諭を対象とした大学説明会を実施して本学の学部、学科の概要および入試制度等の説明を行った。

同時に、募集活動の一環として、本学のキャンパスを開放して学部・学科の紹介、模擬授業などを行うオープンキャンパスを7回実施して県内高校生を中心として本学への理解が深まるよう取り組み、さらに高大連携の観点から大学への関心と高校との交流を高めるため、出張講座(計21校)、常磐大学特別講義(計10講座)を企画、開催した。

なお、大学の入試結果データと資料請求・イベント参加などで大学が個人情報を取得した履歴を基にした大学接触者データとをマッチングさせ、それらのデータ解析を行うことにより当該年度の入試、接触状況の分析等(GMS追跡調査)を行い、入試動向を概括して今後の学生の受け入れの一助とした。

・常磐大学・常磐短期大学大学説明会の開催

日時：6月6日(金) [説明会：14：00～15：00、個別相談会：15：00～16：30]

場所：常磐大学・常磐短期大学Q棟センターホール

・オープンキャンパス(参加者総数：3326名)

	期日(2014年)	時間	内容	参加者
第1回	3/15(土)	13：00～16：00	大学紹介、学部・学科選びのポイントなど	150名
第2回	5/10(土)	10：00～17：00	授業見学	351名
第3回	6/21(土)	13：00～16：00	A01期・推薦入試説明	462名
第4回	7/26(土)	9：30～15：30	A01期説明、3年生向け企画	1039名

第5章
学生の受け入れ

第5回	8/9(土)	9:30～15:30	AOI期説明、1・2年生向け企画	957名
第6回	10/25(土) 26(日)	10:00～16:00	個別相談ブース設置(ときわ祭)	257名
第7回	11/13(木) 県民の日	13:00～16:30	授業見学ほか	110名

出典:資料 5-5 学校法人常磐大学「2014(平成26)年度事業報告書」20-21頁

2015年度入学生に対する入試は、AO入試I期・II期、一般推薦入試、学園内入試I期・II期、指定校推薦入試、課外活動推薦入試、一般入試I期・II期、センター試験利用入試I期・II期、卒業生子女入試、外国人留学生・帰国子女入試、社会人入試、編入学入試I期・II期が実施された(資料5-2)。各入試制度においても、公正かつ適切な入学者選抜が行われた。

入試制度、入学者選抜等の概要(2015年度入学生)

入試制度	選抜・選考方法、試験科目等
AO入試I期・II期	出願適格者の選抜:セミナーの結果、参加申込書類を総合して選抜。 AO入試出願適格者の選抜方法:提出書類に基づき選抜。
一般推薦入試	小論文・面接および調査書等の出願書類を総合して合格者を決定。
学園内入試I期・II期	出願書類を主な資料とし、個人面接の結果も考慮して合格者を決定。
指定校推薦入試	個人面接の結果および出願書類を総合して合格者を決定。
課外活動推薦入試	セレクション合格者の選考方法:1次審査・2次審査の結果および参加申込書類を総合して選考。 セレクション合格者の課外活動推薦入試の選抜方法:提出書類に基づき選抜。
一般入試I期・II期	英語、国語または選択科目の学力試験の結果および出願書類を総合して合格者を決定。
センター試験利用入試I期・II期	国語、外国語(英語)、選択科目の試験結果および出願書類を総合して合格者を決定。
卒業生子女入試	個人面接の結果および出願書類を総合して合格者を決定。
外国人留学生・帰国子女入試	小論文、個人面接、調査書等の出願書類を総合して合格者を決定。
社会人入試	小論文、個人面接、調査書等の出願書類を総合して合格者を決定。
編入学入試I期・II期	口頭試問の結果および出願書類を総合して合格者を決定。

出典:資料 5-1 常磐大学「2015募集要項」を基に作成。

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

人間科学部の学生募集については、大学全体で既述(「学生募集(2015年度入学生)の概要」)の通り、公平で適切な情報提供に努めている。

本学の入試制度(2015年度入学生)については、大学全体で既述(「入試制度、入学者選抜等の概要(2015年度入学生)」)の通り適切な選抜方法を採用し、AO入試I期・II期、一般推

薦入試、学園内入試Ⅰ期・Ⅱ期、指定校推薦入試、課外活動推薦入試、一般入試Ⅰ期・Ⅱ期、センター試験利用入試Ⅰ期・Ⅱ期、卒業生子女入試、外国人留学生・帰国子女入試、社会人入試、編入学入試Ⅰ期・Ⅱ期を実施している。

本学では、全学広報委員会、常磐大学入試委員会および人間科学部入試委員会を中心に公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。常磐大学入試委員会は毎月開催され、年度当初から実施要領、評価基準、面接・口頭試問評価表、選抜基本方針などの確認および見直しを行っている。各入試制度の実施方法や評価・採点基準については募集要項に明記するとともに大学 Web* にも掲載し、周知に努めている(資料 5-1 ①常磐大学「2015 募集要項」1-16 頁/資料 5-4)。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/index.html>] (入試情報)

《国際学部》

国際学部の学生募集については、大学全体で既述(「学生募集(2015 年度入学生)の概要」)の通り、公平で適切な情報提供に努めている。

本学の入試制度(2015 年度入学生)については、大学全体で既述(「入試制度、入学者選抜等の概要(2015 年度入学生)」)の通り適切な選抜方法を採用し、AO 入試Ⅰ期・Ⅱ期、一般推薦入試、学園内入試Ⅰ期・Ⅱ期、指定校推薦入試、課外活動推薦入試、一般入試Ⅰ期・Ⅱ期、センター試験利用入試Ⅰ期・Ⅱ期、卒業生子女入試、外国人留学生・帰国子女入試、社会人入試、編入学入試Ⅰ期・Ⅱ期を実施している。

例年、学生募集および入学者選抜の公正性・適切性について、全学広報委員会、常磐大学入試委員会および国際学部入試委員会で検討している。例えば、2013 年度入試より AO 入試の簡素化、推薦入試の出願要件の見直しを行った。AO 入試については、募集要項で評価する項目について具体的に示し、積極的に周知している。また、他の入試については、高校訪問や大学説明会の機会を活用し、周知に努めている。実施内容や選抜方法および試験科目と配点などについても、募集要項に明記するとともに大学 Web* にも掲載し、周知に努めている(資料 5-1 ①常磐大学「2015 募集要項」1-16 頁/資料 5-4)。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/index.html>] (入試情報)

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の学生募集については、大学全体で既述(「学生募集(2015 年度入学生)の概要」)の通り、公平で適切な情報提供に努めている。

本学の入試制度(2015 年度入学生)については、大学全体で既述(「入試制度、入学者選抜等の概要(2015 年度入学生)」)の通り適切な選抜方法を採用し、AO 入試Ⅰ期・Ⅱ期、一般推薦入試、学園内入試Ⅰ期・Ⅱ期、指定校推薦入試、課外活動推薦入試、一般入試Ⅰ期・Ⅱ期、センター試験利用入試Ⅰ期・Ⅱ期、卒業生子女入試、外国人留学生・帰国子女入試、社会人入試、編入学入試Ⅰ期・Ⅱ期を実施している。

本学では、全学広報委員会、常磐大学入試委員会およびコミュニティ振興学部入試委員会を中心に公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っている。各入試制度の実施方法や評価・採点基準については募集要項に明記するとともに大学 Web* にも掲載し、周知に努めている(資料 5-1 ①常磐大学「2015 募集要項」1-16 頁/資料 5-4)。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/index.html>] (入試情報)

《研究科全体》

各研究科とも学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、これに基づいてアドミッションセンターおよび各研究科が協力して、学生募集および入学試験を実施している。

学生募集は大学院進学説明会を年2回開催し、各研究科の広報委員等が研究科の内容、アドミッション・ポリシーについて説明し、直接質疑応答できるようにしている。また、広報誌、募集要項を学内外に配布するとともに、本学 Web*を通じて広報を行っている。大学院進学説明会では遠隔講義システムを使用し東京サテライトキャンパス間のオンラインで双方向の中継が行われている。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/index.html>] (入試情報)

入学時期は春semester入学、および秋semester入学がある。入学者選抜方法は研究科ごとに細目において異なる点があるが、筆記試験および口述試験が基本的な方法で、春semester入学では年間2度(I期は10月、II期は2月)実施している。大学在学者特別入学制によるものは10月に実施される1回(I期)のみである。秋semester入学は7月に一回のみ入試を実施している。社会人入学制、外国人大学院生入学制も整備されている。また、各研究科の特色を生かした入試制度も整備されている。

[修士課程 入試制度]

- 「一般試験入学制」春semester入学用にI期(10月)とII期(2月)の2回、秋semester入学用に7月に1回実施される(臨床心理学領域を除く)。
- 「社会人入学制(①一般社会人入学、②実務者入学)」
- 「臨床心理学領域入学制」(人間科学研究科修士課程のみ実施)
- 「大学在学者特別入学制」
大学在学者特別入学制は、大学学部3年次から大学院への進学を認める制度である。
- 「学内推薦入学制」(被害者研究科のみ実施)
- 「外国人大学院生入学制(①国内在住者入学、②国外在住者入学)」(被害者研究科のみ実施)

[博士課程(後期)入学制度]

- 「一般試験入学制」春semester入学用にI期(10月)とII期(2月)の2回、秋semester入学用に7月に1回実施される。
- 「社会人入学制(一般社会人入学)」(被害者研究科のみ実施)
- 「学内推薦入学制」(被害者研究科のみ実施)
- 「外国人大学院生入学制(①国内在住者入学、②国外在住者入学)」

(資料 5-6 常磐大学大学院「2015(平成 27)年度募集要項」3頁)

入試問題の出題にあたっては、各研究科委員会とアドミッションセンターが連携し、出題範囲・形式等が公表されている内容と合致しているか確認している。採点時には出題者による模範解答を基にして複数人が独立して採点を行い、相互確認を必ず行う。出題範囲についても該当領域全般に関わる基礎的内容と専門的内容に分け、専門的内容に関しては複数領域の設定の中から選択できるようにして、特定の領域のみの出題にならないように配慮している。口述試験では、研究計画書を基にして研究遂行能力、該当研究科領域への適格性、将来の志向等について総

合的に判断している。口述試験では修士課程 2 名、博士課程(後期)3 名が担当者し、あらかじめ定められた項目に従って評価を行い、合計点を成績とする。

合否判定においては、各試験の成績についてあらかじめ合否の基準を設定し、これに基づいて合否判定を行っている。これらによって、入試におけるミスの防止をはかるとともに、学力に関して一定水準を確保し客観性を保つように努めている。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、各課程に関する学生募集、入試を、研究科全体箇所で記した通り実施している。なお、[修士課程 入試制度]に示した臨床心理学領域入学制および社会人入学制は、春セメスター入学者用の 2 回(I 期、II 期)のみ実施される。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、修士課程・博士課程(後期)に関する学生募集、入試を、研究科全体箇所で記した通り実施している。特に、各課程で学内推薦入学制度があり、博士課程(後期)では社会人入学制(一般社会人入学)も整備している。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、学生募集、入試を、研究科全体箇所で記した通り実施している。本研究科は[修士課程 入試制度]において示した一般試験入学制、社会人入学制、大学在学者特別入学制を実施している。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

《大学全体》

(学部)

本学では、常磐大学アドミッション・ポリシーおよび入学者確保に関する基本方針に基づき、全学的に改善に向けた取り組みをしてきた(資料 5-5、20-21 頁)。例えば、授業内容・方法の充実を目的としてコミュニケーション能力、問題解決力を養うためアクティブ・ラーニングを導入すると共に、多様な学生を確保するための入試制度改革、広報活動の強化、また、在学生に対する修学支援、生活支援、キャリア支援、などである。他に、全学学修サポート委員会等、学生支援関係委員会などが主体となって、退学者を減らすことにも努めている。一例として、経済的理由による退学を防ぐため、奨学金(授業料減免含む)制度の充実を図ったこと、さらにアドバイザー制度を実質化し少人数のグループを対象とするきめ細かな相談対応・支援を可能としたことなど、である。

しかしながら、「大学全体における入学定員に対する入学者数比率(5 年間平均)」および「大学全体の入学定員に対する入学者数比率(単年度別)」は、次の通りとなっている。

大学全体における入学定員に対する入学者数比率(5 年間平均)

学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
大学全体	0.91	0.93	0.90	0.86	0.84

第5章
学生の受け入れ

出典:資料 5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

入学定員に対する入学者数比率(単年度別、各年度 5 月 1 日現在)

学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	平均
大学全体	0.89	0.80	0.81	0.82	0.89	0.84

出典:資料 5-2 所収「常磐大学 大学基礎データ」(表3)

一方、3 学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、2015(平成 27)年 5 月 1 日現在で、0.78 となっている。過去 5 ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(3学部全体、各年度 5 月 1 日現在)は、次の通りである。

過去 5 ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(3学部全体)

年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
収容定員に対する在籍学生数比率	0.90	0.87	0.83	0.79	0.78

出典:資料 5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

そのため、2014 年度事業概要では、学部学科の改組転換の方針を示すことになった。

○学部学科の改組転換計画の策定

統廃合を包含した新学部または新学科への転換計画を策定し、2014 年度より作業を開始、2017 年度より実施予定。

出典:資料 5-5 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」15 頁

(研究科)

大学院研究科については、説明の必要上、以下、研究科全体および各研究科の箇所で述べる。

《人間科学部》

人間科学部の入学定員に対する入学者数比率(5 年間平均)は、2015(平成 27)年 5 月 1 日現在で、0.97 である。過去 5 ヶ年の入学定員に対する入学者数比率(単年度別)は、各年度 5 月 1 日現在で、次の通りである。

入学定員に対する入学者数比率(単年度別、各年度 5 月 1 日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	平均
人間科学部全体	1.01	0.92	0.94	0.94	1.02	0.97
心理学科	1.04	0.88	0.88	1.09	1.02	0.98
教育学科	0.85	1.10	1.18	1.30	1.43	1.17
初等教育コース	—	—	—	1.43	1.40	1.42
中等教育コース	—	—	—	0.90	1.50	1.20
現代社会学科	1.11	0.86	1.01	0.81	0.96	0.95
コミュニケーション学科	0.85	0.86	0.68	0.41	0.66	0.69
健康栄養学科	1.09	1.01	1.08	1.26	1.21	1.13

出典:資料 5-2 所収「常磐大学 大学基礎データ」(表3)(表4)

上表の通り、学科別の入学定員に対する入学者数比率(5 年間平均)は、2015(平成 27)年 5 月 1 日現在で、心理学科 0.98、教育学科 1.17(教育学科初等教育コース 1.42、教育学科中等教育コース 1.20)、現代社会学科 0.95、コミュニケーション学科 0.69、健康栄養学科 1.13 であ

る。なお、教育学科では、2014(平成26)年度入学生よりコース別で学生募集を行っている。

一方、人間科学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、2015(平成27)年5月1日現在で、0.90となっている。過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)は、次の通りである。

過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
人間科学部全体	0.99	0.97	0.94	0.91	0.90
心理学科	0.95	0.93	0.88	0.93	0.91
教育学科	0.97	1.02	1.07	1.07	1.20
現代社会学科	1.07	1.00	0.98	0.91	0.88
コミュニケーション学科	0.96	0.90	0.81	0.62	0.60
健康栄養学科	0.97	1.01	1.03	1.09	1.08

出典:資料5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

編入学定員に対する編入学生数比率については、2015(平成27)年5月1日現在で、教育学科初等教育コース 1.00、健康栄養学科 0.13 それ以外の学科等は0.00であった(資料5-2 所収 表4)。

上述の通り、2015(平成27)年度入学者の受け入れに関する総括として、2015(平成27)年度「入学定員に対する入学者数比率」の最終結果が1.02となり、人間科学部全体では定員充足が実現できた。学科ごとの最終結果は、心理学科 1.02、教育学科初等コース 1.40、教育学科中等コース 1.50、現代社会学科 0.96、コミュニケーション学科 0.66、健康栄養学科 1.21となっている。教育学科、健康栄養学科については、合格者のうち入学手続きをとった割合(歩留まり率)が予想以上に高くなり、定員を超過した入学者を受け入れることになった。

《国際学部》

国際学部の入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)は、2015(平成27)年5月1日現在で、0.85である。過去5ヶ年の入学定員に対する入学者数比率(単年度別)は、各年度5月1日現在で、次の通りである。

入学定員に対する入学者数比率(単年度別、各年度5月1日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	平均
国際学部全体	0.93	0.81	0.86	0.75	0.92	0.85
経営学科	1.13	1.07	1.09	0.91	1.07	1.05
英米語学科	0.70	0.50	0.60	0.57	0.73	0.62

出典:資料5-2「常磐大学 大学基礎データ」(表3)(表4)

学科別の入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)は、2015(平成27)年5月1日現在で、経営学科 1.05、英米語学科 0.62である。

一方、国際学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、2015(平成27)年5月1日現在で、0.79となっている。過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)は、次の通りである。

過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
国際学部全体	0.90	0.81	0.83	0.79	0.79
経営学科	1.07	1.01	1.04	0.99	0.99
英米語学科	0.67	0.59	0.59	0.55	0.56

出典:資料5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

編入学定員に対する編入学生数比率については、2015(平成27)年5月1日現在で、経営学科0.13、英米語学科は0.00であった(資料5-2 所収 表4)。

上述の通り、2015(平成27)年度入学者の受け入れに関する総括として、2015(平成27)年度「入学定員に対する入学者数比率」の最終結果は、国際学部全体で0.92となった。学科ごとの最終結果は、経営学科1.07、英米語学科0.73となっている。

《コミュニティ振興学部》

コミュニティ振興学部の入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)は、2015(平成27)年5月1日現在で、0.61である。過去5ヶ年の入学定員に対する入学者数比率(単年度別)は、各年度5月1日現在で、次の通りである。

入学定員に対する入学者数比率(単年度別、各年度5月1日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)	平均
コミュニティ振興学部全体	0.66	0.58	0.53	0.65	0.64	0.61
コミュニティ文化学科	0.55	0.38	0.45	0.65	0.63	0.53
地域政策学科	0.77	0.82	0.73	0.73	0.78	0.77
ヒューマンサービス学科	0.65	0.55	0.43	0.58	0.53	0.55

出典:資料5-2「常磐大学 大学基礎データ」(表3)(表4)

学科別の入学定員に対する入学者数比率(5年間平均)は、2015(平成27)年5月1日現在で、コミュニティ文化学科0.53、地域政策学科0.77、ヒューマンサービス学科0.55である。

一方、コミュニティ振興学部全体の収容定員に対する在籍学生数比率は、2015(平成27)年5月1日現在で、0.56となっている。過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)は、次の通りである。

過去5ヶ年の収容定員に対する在籍学生数比率(各年度5月1日現在)

学部・学科\年度	2011(H23)	2012(H24)	2013(H25)	2014(H26)	2015(H27)
コミュニティ振興学部全体	0.74	0.72	0.63	0.58	0.56
コミュニティ文化学科	0.68	0.62	0.53	0.49	0.50
地域政策学科	0.86	0.90	0.77	0.73	0.70
ヒューマンサービス学科	0.69	0.66	0.60	0.53	0.49

出典:資料5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

編入学定員に対する編入学生数比率については、2015(平成27)年5月1日現在で、3学科ともに0.00であった(資料5-2 所収 表4)。

上述の通り、2015(平成27)年度入学者の受け入れに関する総括として、2015(平成27)年度「入学定員に対する入学者数比率」の最終結果は、コミュニティ振興学部全体で0.64となった。

学科ごとの最終結果は、コミュニティ文化学科 0.63、地域政策学科 0.78、ヒューマンサービス学科 0.53 であった。

《研究科全体》

本学大学院では、2013(平成 25)年 4 月開設の被害者学研究科被害者学専攻博士課程(後期)の届出による設置手続き(2012(平成 24)年 9 月)に伴い、人間科学研究科修士課程を除く、3 研究科の入学定員・収容定員変更の手続きを行った(表「大学院研究科の定員変更の状況」参照)。その結果については、改善状況に応じて「大学院の抜本的な教育改革を行う」*ことを念頭に置きながら、2013 年度以降の入試状況等を検証することにした。

*「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013 年度第 3 回理事会、2013 年 9 月 26 日)。

課程	研究科	専攻	定員の変更 平成24(2012)年度→平成25(2013)年度～		備考
			入学定員	収容定員	
修士	人間科学研究科	人間科学専攻	入学定員 10名	収容定員 20名	変更なし
	被害者学研究科	被害者学専攻	入学定員 20名→10名 (▲10) (平成25(2013)年4月から)	収容定員 40名→20名 (▲20) (完成年度:平成26(2014)年度)	
	コミュニティ振興学研究科	コミュニティ振興学専攻	入学定員 20名→10名 (▲10) (平成25(2013)年4月から)	収容定員 40名→20名 (▲20) (完成年度:平成26(2014)年度)	
博士 (後期)	人間科学研究科	人間科学専攻	入学定員 6名→4名 (▲2) (平成25(2013)年4月から)	収容定員 18名→12名 (▲6) (完成年度:平成27(2015)年度)	
	被害者学研究科	被害者学専攻	入学定員 3名	収容定員 9名	2013年4月1日開設

文部科学省高等教育局高等教育企画課大学設置室「平成 25 年度開設予定の大学の学部等の設置届出一覧(平成 24 年 9 月分)」を参考に作表した。

しかしながら、その後も入学者受け入れの状況および収容定員に対する在籍学生数比率(2013 年度～2015 年度)は、下表の通り人間科学研究科修士課程を除き好転していない。

入学定員に対する入学者数比率(5 年間平均)(2013 年度～2015 年度)

課程	研究科・専攻	2013 年度	2014 年度	2015 年度
修士	人間科学研究科人間科学専攻	0.84	0.86	0.92
	被害者学研究科被害者学専攻	0.22	0.20	0.21
	コミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻	0.09	0.15	0.13
博士 (後期)	人間科学研究科人間科学専攻	0.13	0.13	0.17
	被害者学研究科被害者学専攻*	0.17	0.33	0.33

出典:資料 5-2 所収の各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

* 完成年度との関係から、経過年度の平均を掲載した。

収容定員に対する在籍学生数比率(2013 年度～2015 年度)

課程	研究科・専攻	2013 年度	2014 年度	2015 年度
修士	人間科学研究科人間科学専攻	0.80	1.00	0.95
	被害者学研究科被害者学専攻	0.23	0.15	0.20
	コミュニティ振興学研究科コミュニティ振興学専攻	0.13	0.20	0.20
博士 (後期)	人間科学研究科人間科学専攻	0.06	0.07	0.25
	被害者学研究科被害者学専攻	0.67	0.50	0.44

出典:同 各年度「常磐大学 大学基礎データ」(表4)

そのため、次の「大学院の抜本的な教育改革を行う」こととした。

○人間科学研究科の改組転換

人間科学研究科の改組転換を2016年4月より実施することとし、改組転換に併せ、被害者学研究所およびコミュニティ振興学研究所の廃止を予定する。なお被害者学研究所およびコミュニティ振興学研究所の研究領域は、それぞれ縮小し人間科学研究科に統合する形で継続予定。

出典：資料 5-5 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」15 頁

これを受け、学校法人常磐大学2015年度第3回理事会(2015年9月25日)議事第12号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」において、以下、各研究科で述べる方策を講じたこととした(資料 5-7、5-8)。

《人間科学研究科》

人間科学研究科の定員管理については、研究科全体の箇所で記した学校法人常磐大学2015年度第3回理事会(2015年9月25日)議事第12号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」により、2016(平成 28)年4月から博士課程(後期)の定員を減ることとした[入学定員4名→2名(△2)、収容定員12名→6名(△6)]。併せて、各課程において被害者学やコミュニティ振興学関連の科目を履修可能とすること等を含むカリキュラムの適正化を行った(資料 5-7、5-8)。

《被害者学研究所》

被害者学研究所の定員管理については、研究科全体の箇所で記した2015年度第3回理事会(2015年9月25日)の「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」により、2016(平成 28)年4月から本研究科の学生募集を停止することとした(資料 5-7、5-8)。

《コミュニティ振興学研究所》

コミュニティ振興学研究所の定員管理については、研究科全体の箇所で記した2015年度第3回理事会(2015年9月25日)の「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」にて、2016(平成 28)年4月から本研究科の学生募集を停止することとした(資料 5-7、5-8)。

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

《大学全体》

学生の受け入れ方針に基づく学生募集および入学者選抜に関する定期的な検証については、全学広報委員会、常磐大学入試委員会、各学部入試委員会および各学部教授会(判定会議を含む)、各研究科委員会および各研究科入試実施委員会において実施結果を検証し、次年度の学生募集および入試計画等に反映させている。

《人間科学部》

人間科学部入試委員会を定期的に開催し、学生募集および入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、実施要領、評価基準、面接・口頭試問評価表、選抜基本方針などの確認および見直しを、本学の置かれた状況を考慮しつつ、定期的に検証を行っている。また、AO 入試や推薦

系などの多様な入試を行っていく上で、入学生が入学後に授業や学生生活に十分適応していけるよう、高校との相互理解にもとづく信頼関係の構築をめざして、アドミッションセンターとの連携により、より密接な情報の交換を進めている。

《国際学部》

公正かつ適切な入試を実施するために、毎年度 5 月～10 月の学部入試委員会において、AO・推薦系入試制度の実施前に実施要領、評価の手引き、面接・口頭試問評価表、選抜基本方針と選抜資料様式の見直し・確認を行っている。筆記試験については、実施要領と選抜基本方針および選抜資料様式の見直し確認を行っている。また、4 月にすべての入試について審議作業日程を決定し、それに沿って作業を進めている。

《コミュニティ振興学部》

本学部では、学生募集および入学者選抜を公正かつ適切に実施するため、拡大学科長会議内に、拡大学科長会議メンバー（学部長・コミュニティ文化学科長・地域政策学科長・ヒューマンサービス学科長・教授会議長補佐 2 名）、入試委員会主要メンバー（入試副委員長・入試事務局長・AO 事務局長）、全学広報委員（各学科 1 名および総合講座 1 名）による入試・広報連絡会議を設置（2012 年 6 月）した。これに伴い学部広報委員会も設置（2012 年 6 月教授会）し、学生募集の在り方について見直し作業を進めている。また、学部広報委員を中心としたパンフレットの編集やオープンキャンパスの運営を 2013（平成 25）年 4 月より開始した。AO 入試や推薦系などの多様な入試を行っていく上で、入学生が入学後に授業や学生生活に十分適応していけるよう、高校との信頼関係の構築をめざして、学内のアドミッションセンターとの連携を図り、より密接な情報の交換を進めている。

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、研究科委員会および入試実施委員会が主体となって学生募集および入学者選抜について入試結果を踏まえて定期的に検討し、受け入れ方針等の検証を毎年度行ってきた。入学者選抜の方法においても公正さ、妥当性を損なう点はなく、適切に実施されている。現状の説明(3)で述べた通り、入学定員の適正化を審議し、博士課程(後期)について入学定員および収容定員変更(減員)を行っている。

学生募集については、現状の広報活動(大学院進学説明会、募集要項、大学院ガイドブック、本学 Web による広報)を継続している。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、研究科委員会および入試実施委員会が主体となって学生募集方法(大学院進学説明会、募集要項、大学院ガイドブック、本学 Web による広報)および入学者選抜について、入試結果を踏まえて毎年度定期的に検証してきた。

現状の説明(3)で述べた通り、2016(平成 28)年 4 月からの学生募集を停止することとなった(資料 5-7、5-8)。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、研究科委員会および入試実施委員会が主体となって、志願者増大を図るための学生募集方法(特に大学院進学説明会、Web による広報の強化)および入学者選抜方法について、入試結果を踏まえて毎年度定期的に検証してきた。

現状の説明(3)で述べた通り、2016(平成 28)年 4 月からの学生募集を停止することとなった(資料 5-7、5-8)。

2. 点検・評価

【基準5の充足状況】

本学では、建学の精神や教育理念に基づく教育上の目的や目標等を実現するために学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行っていることから、基準5を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

「入学者受け入れ方針」については、明示され本学 Web などで周知されている。学生の受け入れ方針に基づく学生募集および入学者選抜に関する定期的な検証については、全学広報委員会、常磐大学入試委員会や各学部教授会(入試判定会議)・各研究科委員会において実施され、募集要項等に反映されている。

《人間科学部》

2015 年度入学者の受け入れに関する総括として、2015 年度「入学定員に対する入学者数比率」の最終結果が 1.02 となり、人間科学部全体では定員充足が実現できた。

《国際学部》

2015 年度入学者の受け入れに関する総括として、2015 年度「入学定員に対する入学者数比率」の最終結果は、国際学部全体で 0.92 となったものの、経営学科については 1.07 であり学生確保は充足した。

《コミュニティ振興学部》

特記事項なし。

《人間科学研究科》

特記事項なし。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

大学全体(研究科を含む)の定員管理については、現状の説明(3)で記したように、定員超過の学科等および定員未充足の学部・学科、研究科を対象として「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013年度第3回理事会、2013年9月26日)に基づき、抜本的な改革・改善を行うことが必要である。

《人間科学部》

2015(平成27)年度入学者の受け入れに関しては現状の説明(3)の通り、教育学科、健康栄養学科については歩留まり率が予想以上に高くなり、定員をかなり超過した入学者を受け入れることになった。一方、コミュニケーション学科の2015年度「入学定員に対する入学者数比率」は0.66であり、是正が必要である。

《国際学部》

2015(平成27)年度入学者の受け入れに関しては現状の説明(3)の通り、英米語学科の2015年度「入学定員に対する入学者数比率」は0.73となったため、抜本的対応が必要である。

《コミュニティ振興学部》

2015(平成27)年度「入学定員に対する入学者数比率」に関しては上述(3)の通り、コミュニティ振興学部全体で0.64、学科ごとでは、コミュニティ文化学科0.63、地域政策学科0.78、ヒューマンサービス学科0.53となった。そのため、各学科の特色等を生かした改組転換の検討が必要である。

《人間科学研究科》

博士課程(後期)では、現状の説明(3)の通り、定員変更(是正)をした2013(平成25)年度以降も、入学者受け入れの状況および収容定員に対する在籍学生数比率(2013年度～2015年度)が、好転していない。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、現状の説明(3)の通り、博士課程(後期)の届出による設置に伴い、修士課程の定員変更(是正)をした2013(平成25)年度以降も、入学者受け入れの状況および収容定員に対する在籍学生数比率(2013年度～2015年度)が、好転していない。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、修士課程の定員変更(是正)をした2013(平成25)年度以降も、現状の説明(3)の通り、入学者受け入れの状況および収容定員に対する在籍学生数比率(2013年度～2015年度)が、好転していない。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

学部学科の改組転換に向けて、常磐大学入試委員会および全学広報委員会において、2015年度入学生の入試(学部)での改善状況(学生募集と入学者選抜の適切性)について検証し、「入学者確保に関する基本方針」などに取り入れる。

《人間科学部》

入学者確保に関する基本方針に沿って、引き続き人間科学部全体での定員充足の方策等を講じる。

《国際学部》

経営学科については、入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率により学生の受け入れが達成できている。新学部への改組転換にあたり広報活動を強化する。

《コミュニティ振興学部》

特記事項なし。

《人間科学研究科》

特記事項なし。

《被害者学研究科》

特記事項なし。

《コミュニティ振興学研究科》

特記事項なし。

②改善すべき事項

《大学全体》

定員充足の状況から、本法人は、経営改善計画骨子(計画の方向性)とした「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013年度第3回理事会、2013年9月26日)の中で、「6. 組織改編 定員未充足学部、学科の定員確保を目指し、教育組織の改善を図り、経営戦略に合った組織の設計を行う。1) 常磐大学の改組転換を計画、実施」すること、改善状況に応じて「大学院の抜本的な教育改革を行う」ことを明記した。それを受けて、既設の学部学科、研究科においては、廃止等を含む抜本的な改革・改善を2017(平成29)年度までに進めていく。

《人間科学部》

今後は次の事項を踏まえ、2017(平成29)年度入学生の学生募集に向け対応していく。

- ・定員超過学科(コース等)の是正:教育学科(初等教育コース、中等教育コース)対象
- ・定員未充足学科の是正:コミュニケーション学科対象
- ・3年次編入学定員の是正(廃止を含む):全学科対象

《国際学部》

2017(平成 29)年度改組転換にあたり、次の事項を踏まえ対応する。

- ・定員未充足学科の是正(廃止を含む):英米語学科対象
- ・3年次編入学定員の是正(廃止を含む):全学科対象

《コミュニティ振興学部》

2017(平成 29)年度改組転換にあたり、次の事項を踏まえ対応する。

- ・定員未充足学科の是正(廃止を含む):全学科対象
- ・3年次編入学定員の是正(廃止を含む):全学科対象

《人間科学研究科》

人間科学研究科では、「大学院の抜本的な教育改革」策として、2016(平成 28)年度から博士課程(後期)の定員減を実施する(資料 5-7、5-8)。人間科学研究科委員会が主体となって、この検証を行う。

《被害者学研究科》

被害者学研究科では、2016(平成 28)年度からの学生募集を停止する手続きを済ませた(資料 5-7、5-8)。在籍学生がいなくなるのを待って廃止する。

《コミュニティ振興学研究科》

コミュニティ振興学研究科では、2016(平成 28)年度からの学生募集を停止する手続きを済ませた(資料 5-7、5-8)。在籍学生がいなくなるのを待って廃止する。

4. 根拠資料

- 5-1 常磐大学「2015 募集要項」(①総合版 ②入試ガイド等 ③試験種別)
※参考添付 本学 Web 公開 大学・学部・学科 アドミッション・ポリシー
- 5-2 関連:「2015(平成 27)年度常磐大学 大学基礎データ」Ⅲ 学生の受け入れ
(表3)学部・学科、大学院研究科、専門職大学院の志願者・合格者・入学者の推移
(表4)学部・学科、大学院研究科、専門職大学院等の学生定員及び在籍学生数
※参考添付 2011-2014 年度 表4
- 5-3 「2015 年度入学者確保に関する基本方針」(2014 年 5 月 9 日教学会議資料)
- 5-4 セミナー実施内容・評価の観点(セミナー参加型 AO 入試、2015,2016 年度)
- 5-5 学校法人常磐大学「2014(平成 26)年度事業報告書」
- 5-6 常磐大学大学院「2015(平成 27)年度募集要項」
※参考添付 本学 Web 公開 大学院アドミッション・ポリシー
- 5-7 学校法人常磐大学 2015 年度第 3 回理事会(2015 年 9 月 25 日)議事第 12 号「常磐大学大学院学則の一部変更に関する件」
- 5-8 平成 27 年 9 月 28 日「常磐大学大学院被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科の学生募集停止について(報告)」(付 Web サイト公表)
- 5-9 2016 年度入学試験要項関係(大学)

第5章
学生の受け入れ

5-10 2016年度入学試験要項関係(大学院)

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画」(経営改善計画骨子、2013 年 9 月 26 日理事会)のうち、本学では、在学生に対する修学支援、生活支援、キャリア支援を強化するため、次の事項を学生支援に関する方針として位置づけている(資料 6-1、4 頁)。

(修学支援)

・修学支援の強化

学生一人ひとりに対応したきめの細かい修学支援を強化する。

① 学修支援体制を構築する。

(生活支援)

・生活支援の強化

学生が安心して修学を継続するため、学生生活の支援を強化する。

① 学生相談機能(学生生活、健康等)を強化する。

・課外活動支援の強化

学生の自律性および大学への帰属意識の涵養、社会への適応性の向上のため、課外活動の支援を強化する。

① 教職員協働による課外活動支援体制を確立する。

(進路支援)

・キャリア支援の強化

学生のキャリア意識を啓発し、就業力を育成するため、キャリア支援を強化する。

① 企業開拓を推進強化する。

② インターンシップを充実する。

③ 免許・資格等取得体制を充実する。

上記の方針に基づいて、修学支援については全学学修サポート委員会(教学会議附置)と学生支援センターおよび学事センターが、生活支援については学生支援センターを中心として学生相談室、全学学生支援委員会(教学会議附置)、および学生相談委員会(教学会議附置)が、進路支援についてはキャリア支援センターと全学キャリア支援委員会(教学会議附置)とが、それぞれ密接に連携して方針の実現・検証等の PDCA サイクルの運用に当たっている。これらのセンター長には教員(2015(平成 27)年度は大学副学長)を配置し、教員と職員が協働で学生サービスに努めている(資料 6-2 学生支援の関係組織(委員会・部署)について)。学生指導機構には、学生支援センター、学生支援委員、顧問教員、アドバイザーをおき、学生指導にあたっている(資料 6-3 常磐大学・常磐短期大学『CAMPUS LIFE NAVI 2015』「学生指導機構」12 頁)。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

① 学生カルテシステム(キャンパスプラン)

学生の履修状況の把握(留年者や休・退学者の状況把握を含む)を促進するために、学生カルテシステム(キャンパスプラン)が2013(平成25)年度秋semesterより利用可能になった。学生への履修状況や授業を連続して欠席している場合などの確認や指導・対応が迅速化されている。学生支援センター、アドバイザー教員やゼミナール担当指導教員が連携して履修指導や状況確認を行い、状況に応じて適宜対応する。semester終了後、直近の取得単位を反映した進級・卒業の不合格判定該当者に対して個別相談を実施している。

資料6-3 『CAMPUS LIFE NAVI 2015』「2. 履修登録から単位修得まで」(21-30頁)、

資料6-4 『2015(平成27)年度 非常勤講師の先生方へ』(常磐大学・常磐短期大学 学事センター) 所収 「8. 出席確認」(16頁)

資料6-5 全学学修サポート委員会(④eラーニング・学生カルテシステム)

② 学習(学修)サポート体制と全学学修サポート委員会(補習・補充教育に関する支援体制)



出典:『Guide Book 2016』20 頁

学習(学修)サポートについては、学生の実態(問題、関心、学力状況など)に大きな幅があり、有効な大学教育を実施する上でもこの問題に対応することが必要となるため、2009(平成21)年度から全学学生支援委員会で検討が始まった。同委員会では、学習支援WGの下で「入学から卒業までの一貫した学修支援体制」をコンセプトとした学修支援体制の構築、すなわち入学前教育、基礎学力のアセスメント、学習支援などの在り方について、併設短期大学とともにWGを設置し、その対策を検討した。その結果、既存の委員会とWG(全学入学前教育委員会、学習アセスメント調査WG、学習支援WG)を統合・再編し、「全学学修サポート委員会」を設け(2012(平成24)年度第13回教学会議(2012年10月5日開催))、学修支援機能の強化を図った。当該委員会の任務と機能(学修支援システム/入学前教育/学習アセスメント/教員支援システム/その他学修支援)、委員会構成等は、「全学学修サポート委員会規程」の通りである(資料6-2 所収)。

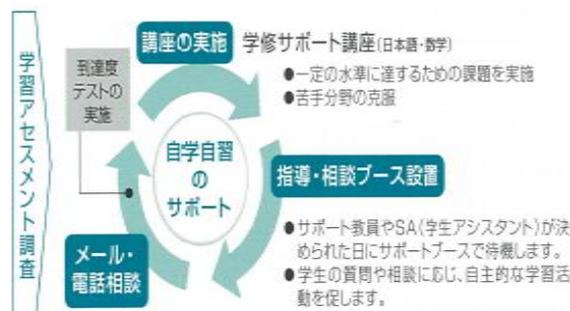
全学学修サポート委員会では、前年度の取り組みを踏まえ、学内の様々な学修支援についてまとめた「学修サポートガイド2015」を作成し、全学生および教職員へ配布し周知を行った。

※資料6-5 全学学修サポート委員会(①2015年4月16日全学学修サポート委員会(2015

年度全学学修サポート委員会について 付 2014年度総括)、③学修サポート(基礎学力補完)の取り組み・「学修サポートガイド2015」)

③入学前支援(入学前教育)、学習アセスメント・学修支援(「基礎能力アッププログラム」)

「基礎能力アッププログラム」では、入学後に実施する学習アセスメント調査の結果をもとに、苦手な部分を克服したり、さらに伸ばしたい能力や知識を深めたりします。その他、学科の学びや資格取得のために必要な能力の強化など、さまざまなプログラムを用意し、学生のミナマルナビを応援しています。



出典:『Guide Book 2016』117頁

全学学修サポート委員会を中心として、AO入試および推薦入試による本学入学予定者への入学前教育を実施したうえで、入学後のオリエンテーション期間に、新入生全員に対する学習アセスメント調査(日本語、数学)を行う。その結果、苦手科目のあった学生を中心とした学修サポートとして、基礎能力アッププログラムを提供している。

参考:大学ポートレート「学びの組織的な支援」

[<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category02/00000000102801000.html>]

資料6-5 全学学修サポート委員会

(②2015年度「基礎能力アッププログラム」実施概要について—学習アセスメント調査/基礎能力アッププログラム(付 前年度総括)/到達度テスト— ③学修サポート(基礎学力補完)の取り組み・「学修サポートガイド2015」 ④eラーニング・学生カルテシステム)

④ 障がいのある学生への修学支援

さまざまな障がいのある学生に対しては、個別の状態に応じた支援を従来から実施している。例えば、発達障がいのある学生に対しては本人や家族の希望に応じて定期的なカウンセリングを実施しているほか、人目を気にせずに心身を休めることができるフリースペースを提供している。また車椅子や歩行補助器具使用学生に対しては、年度当初において使用教室を考慮したり、車椅子学生への移動介助等を行っていること、弱視学生に対しては掲示物拡大版を作成するなどの対応を行っている。なお、身体障がいのある学生への対応として、キャンパス内のバリアフリー化は、2008(平成20)年度までに実施済みである。

入学希望者から障がいに対してどのような支援が受けられるか、との相談があった場合、アドミッションセンター(入学試験担当部署)、施設設備課(施設全般担当部署)、学事センター(カリキュラム・授業教室配置等担当部署)、学生支援センター(学生生活全般・履修登録・学生寮等担当部署)が入学希望者やその保護者と面談し、本学で実施できる支援内容の説明と希望する支援への本学の対応について検討を行い、可能な限り修学の機会が損なわれないように対応している。

このような外部からの問合せに、よりスムーズな対応が可能となるように、バリアフリーマップの作成や、全学学生支援委員会、学生相談委員会および全学学修サポート委員会が主体となり

「合理的配慮」の内容を検討し対応のマニュアル化へつなげるなど、改善に努めている。

資料6-6 障がい学生(数)実態調査

資料6-7 常磐大学見和キャンパスバリアフリーマップ

資料6-5 全学学修サポート委員会(⑤2015.03.25合理的配慮をふまえた具体的な対応例集について)

資料6-8 全学学生支援委員会・学生相談委員会「障がいをもつ学生に対する合理的配慮」ガイド

⑤ 奨学金・学業特待生制度等

本学では、学生への経済的支援体制として次の奨学金制度を整え、『CAMPUS LIFE NAVI 2015』(資料 6-3、45～48 頁)や本学 Web サイト* 等で周知している。

諸澤幸雄奨学金制度／ローズヴィラ水戸奨学金制度／緊急支援授業料等減免制度／日本学生支援機構奨学金／茨城県奨学金／その他地方公共団体等奨学金／常磐大学外国人学生奨学金／常磐大学大学院外国人学生奨学金／常磐大学外国人学生授業料減免／他

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/admission/scholarship/kind/index.html>](奨学金制度)

また、本学で学ぶ心身・学術ともに優れている者に対し、授業料の一部を免除し、有為な人材の育成を図ることを目的とした「常磐大学学業特待生制度」を設けている(前掲『CAMPUS LIFE NAVI』66 頁、Web <http://www.tokiwa.ac.jp/admission/special/university/index.html>)。

奨学金に関する情報は、上述のほか、入学式や保護者説明会および入学生対象のオリエンテーションガイダンスなどにおいて説明している。また、それぞれの奨学金の募集時期には、学内掲示による案内や大型教室を使用した全体説明会なども行っている。

本学の奨学金制度による奨学金給付・貸与の 2014 年度実績については、資料 6-9 「奨学金給付・貸与状況(2014 年度実績)(参考表 16)」(【参考編】2015(平成 27)年度大学基礎データ)の通りである。

資料 6-10 特待生・奨学金制度(入試ガイド用・付参考)

資料 6-11 奨学金、緊急支援授業料等減免等関係規程

(3)学生の生活支援は適切に行われているか。

①学生支援センター・全学学生支援委員会・学生相談委員会

学生生活全般の支援のための組織として、本学では、学生支援センターが設置されており、学生生活を円滑に過ごすことができるように職員が配置されている。

学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるようにするため、日頃の学修はもとより生活全般の相談、取得可能な免許や資格、課外活動支援、健康管理など学生のニーズにこたえるサポート体制など、学生支援センターの機能については、下記により周知を図っている。

受験生対象:

[<http://www.tokiwa.ac.jp/digitalbook/univ/2016pamphlet.htm>] (2016 年版大学案内) 116-117 頁
在学生対象:

[<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/navi/index.html>] (CAMPUS LIFE NAVI)

資料 6-3 『CAMPUS LIFE NAVI2015』32-48 頁

学生支援にかかわる教職員組織として併設短期大学とともに全学学生支援委員会(教学会議附置)が設けられており、具体的施策等について活動計画を立て、全学的な学生支援のための業務協力や助言などを行っている。全学学生支援委員会内に大学生生活全般の支援について検討するワーキンググループを構成し、学生支援センターと連携して学生の生活支援に取り組んでいる(資料 6-12 2015 年第 1 回学生支援委員会関係(議事録、委員会資料))。

学生相談委員会は、全学学生支援委員会内の健康支援 WG を発展させ、2014(平成 26)年度から独立した委員会として設置した。学生相談室長を中心に、定期的に委員会を開催し、次のような事項について検討し、実施した。

- ・ 対応に配慮を必要とする学生に関する配慮依頼文書の作成
- ・ 2014(平成 26)年度完成した対応に配慮が必要な学生への対応フローチャートの実質的な活用についての検討
- ・ 「バリアフリーマップの作成小 WG」の設置と、作成に向けた準備
- ・ UPI 調査の実施、および、心配な点がある学生の呼び出しと面談の実施
- ・ UPI 調査の結果と退学者データの分析
- ・ 全学学修サポート委員会との連携の仕方に関する検討
- ・ 全学学修サポート委員会「特別なニーズ WG」との連携による、本学における障がいのある学生への合理的配慮を検討するためのロードマップ
- ・ 学生相談委員会主催学内研修会の企画および実施

資料 6-13 学生相談の充実 全体像および規程(学生相談室)

資料 6-14 UPI 調査結果(抄)

② 保健室・学生相談室

学生の心身の健康を支援する体制として、学生支援センターの下に保健室ならびに学生相談室を設けている。学生の健康管理については、保健室に医師(保健室長)および専門職員(看護師)が常駐して、病気やケガの応急処置、健康相談、定期健康診断に関する業務を実施している。健康管理上のアドバイス(熱中症対策、各種の予防接種の連絡など)を必要に応じて学内へ発信している。学生の定期検診は新学期開始時に学生全員を対象として実施されている。

保健室では、訪れる学生への対応の中で、カウンセリングが必要なケースについて学生相談室のカウンセラーへの橋渡しも行っている。学生相談室では、月曜日から金曜日の平日は毎日、カウンセラーが対応できる体制となっている。また、心理的に他者とのコミュニケーションにストレスを感じる学生などが寛げる場として、フリースペースも設置した。このフリースペースは学生相談室に隣接しており、学内カウンセリングとの連携もスムーズに行えるようにしている。保健室、学生相談室については、新入生に毎年配布している『CAMPUS LIFE NAVI 2015』(資料 6-3)に記載し、新入生対象の学生生活ガイダンスにおいて紹介している。

[<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/dispensary/index.html>] (保健室)

[<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/navi/life01/index.html>] (健康管理)

案内項目:保健室/応急処置や健康相談/定期健康診断/学校感染症について—自分でできる感染予防、インフルエンザ、麻疹(はしか)大学生の罹患者が増えています!—/大麻・覚醒剤など薬物乱用/たばこの害を知っていますか?/性感染症(STD)について/学生相談室—学生相談室ってどんなところ?—/AEDの設置について/普通救急救命

講習会の実施

大学ポータル「学生の心身に関する支援」

<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category03/00000000102801000.html>

学生相談室の利用状況については、下表に示した通りである。2014(平成 26)年のはのべ1,005名(開室日当たり5.7名)の利用者があった。

学生相談室利用状況

施設の名称	専任 スタッフ 数	非常勤 スタッフ 数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数			備 考
						2012年度	2013年度	2014年度	
常磐大学	3名	3名	5日	約220日	9:00～17:00	764件	673件	632件	スタッフの種類：カウンセラー（併、教員）3名 カウンセラー（非常勤）3名

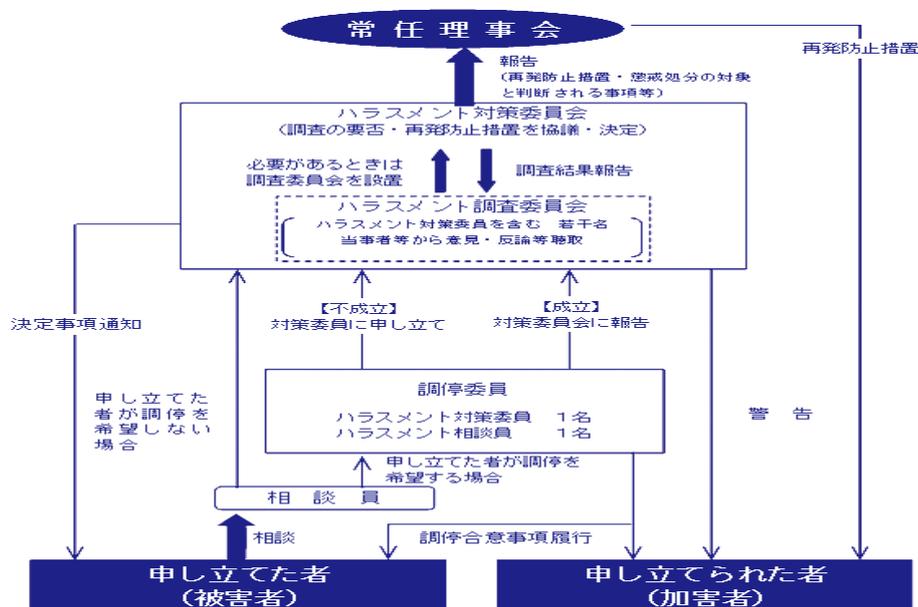
出典『2015(平成 27)年度常磐大学・常磐短期大学 大学基礎データ』

多様な学生への対応スキル向上の研修の一環として、学生相談室では、学内研修会を開催し、FD、SDの機能を果たしている(資料 6-15 2012～2015年度学生相談室主催研修会)。

※関連:第3章 教員・教員組織 現状の説明(4)参照。

③ハラスメント防止

学内におけるさまざまなハラスメントを防止するために「常磐短期大学・常磐大学・常磐大学大学院におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」(資料 6-3 『CAMPUS LIFE NAVI』92-96 頁所収)を作成し、人権擁護の重要性について周知している。また、ハラスメント被害の訴えと解決に対しては学生相談窓口を通じて行うことが定められている。



出典:資料 6-3 『CAMPUS LIFE NAVI』96 頁

ハラスメントについては、新入生に配布している『CAMPUS LIFE NAVI』に記載(「トラブルを防ぐために」資料 6-3、58 頁)しているほか、「ハラスメントのないキャンパスのために」というパンフレットも作成し、毎年度当初のガイダンスにおいて全学生に配布している(資料 6-16)。ガイダンス「ハラスメント対策について」では、ハラスメントとは何かという基本的な考え方から、ハラスメント

相談体制の説明等も同時に行っている。

大学院においては、アカデミックハラスメント防止の点からも複数教員による指導体制および複数教員共同担当による授業を設け、修士論文発表会、博士課程(後期)ではコロキウムをカリキュラムに組み込んでいる。ハラスメントを受けた場合の対応窓口についてもガイダンスの際に周知している。また、公益通報についてもリーフレット(資料 6-17)で周知している。

※「常磐短期大学・常磐大学・常磐大学大学院におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」

[<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/navi/rule02/index.html>]

※公益通報に関する受付・相談窓口 [<http://www.tokiwa.ac.jp/about/whistleblowing/index.html>]

④課外活動支援の強化

現状の説明(1)で述べた学生支援に関する方針のうち「学生の自律性および大学への帰属意識の涵養、社会への適応性の向上のため、課外活動の支援を強化する。① 教職員協働による課外活動支援体制を確立する。」への取り組み事例としては、以下の TSS(Tokiwa Student Staff) 活動、常磐大学同窓会「課外活動奨励金」がある。その活動や実績等は、本学 Web サイト*等を通じて紹介されている(資料 6-18、6-19)。その他、2015(平成 27)年度には常磐大学奨学生等選考委員会が主体となり、課外活動推薦入試における課外活動特待生制度を見直した(資料 6-10 参考箇所/6-11⑨)。

* [<http://www.tokiwa.ac.jp/~tss/index.html>] (TSS)

[https://www.tokiwa.ac.jp/news/2015/1002_2/index.html] (2015 年度常磐大学同窓会課外活動奨励金(学生プロジェクト奨励金)授与式を挙行了しました)

<p>トキワ・スチューデント・スタッフ活動(TSS活動)</p> <p>学生と教職員が協同し、より良い学びや活動を創出することを目的として活動するグループ。学生と教職員が共に知恵を出し合い、学内行事の企画やボランティアを行っています。また、活動や学生生活を送る上で必要なスキルを磨く研修も学生たちが自主企画しており、今後の活躍が期待されています。</p> 	<p>常磐大学同窓会課外活動奨励金制度</p> <p>常磐大学の発展および社会貢献に寄与できる、またはそれが期待できる学生の課外活動に対して、常磐大学同窓会が奨励金を給付する制度です。特に学生の地域活動に対して多く給付されており、学生たちの課外活動をバックアップしています。「後輩(在学生)たちの充実した学生生活」を願う卒業生の思いが詰まった制度です。</p> 
--	---

出典:『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book 2016』116 頁

学生の社会活動の支援については、本学では「教育研究および課外活動の促進を目的とし、学業成績もしくは学術研究・課外活動・社会活動等の分野において優れた成果を修めた個人または団体を表彰」する学生表彰制度を設けており、その活動を評価している。これまでの実績では、年間を通してボランティア活動を継続して行った学生団体、スポーツ競技に茨城県代表として出場した学生などへの表彰を行った。

本学 Web [<http://www.tokiwa.ac.jp/campuslife/commendation/index.html>] (学生表彰)

⑤学生生活満足度調査

学生生活に関して、本学では隔年度に学生生活満足度調査を実施し、学生からの意見・要望を把握し、それらに基づいて学生生活の満足度改善に取り組んでいる。2014(平成 26)年 9 月から 10 月初旬の秋セメスター開始時に実施した調査では、1 年生から 4 年生まで全員に調査回

答を求めた。在籍数 2,281 名のうち 1,807 名の回答(回答回収率 79.2%)を得た。改善重点項目の割り出しのため、様々な角度からクロス集計を試み、施設・設備、就職・進学支援、学修・課外活動等時間の使い方、カリキュラムと履修、キャンパスライフ、学生生活の不安と相談相手等、各項目について分析を行った。調査結果では、100 点換算した本学全体の満足度指標は 72.9 点で前回 2012 年度調査より 2.6 点向上した。他の項目でも前回比で向上した。全般的にはこのように改善が見られたが、施設の開館時間や駐車場等に対する要望が根強く残っている(資料 6-20 2014 年度 学生生活満足度調査報告書)。

学生生活満足度調査結果については、全学学生支援委員会を通じて各部署および関係委員会で改善効果などの検証を進めていくことが、教学会議で確認されている。要望事項は多岐にわたるため改善度指数によって優先度を設け、関係部署および関係委員会で検証し、改善策を検討し学生への回答を行うようにしている。これら調査結果のまとめおよび要望への回答は、文書によって学内で閲覧公開される(資料 6-12 2015 年第 1 回学生支援委員会関係(議事録、委員会資料)、資料 6-21 学生生活満足度調査結果への対応を通じた改善に関する資料(2015 年度対応))。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

① 全学キャリア支援委員会

キャリア支援および就職活動支援施策の全学的連携を図るため「全学キャリア支援委員会」(委員会事務局:キャリア支援センター)が 2013(平成 25)年 5 月に発足した。その任務は、1) キャリア形成および就職活動支援施策の全学的連携 2) キャリア形成支援プログラムの企画および立案 3) 就職活動支援プログラムの企画および立案 4) インターンシップの支援 5) 就職先開拓、に関することである(資料 6-2 学生支援の関係組織(委員会・部署)について)。

② キャリア支援センター

2011(平成 23)年度に学生支援センター内の一担当部署から独立させ、キャリア支援センターを設置した。2012(平成 24)～2014(平成 26)年度のキャリア支援センターの人員構成は、下表の「就職相談室等の利用状況」の備考欄の通りである。センター長は、2013(平成 25)年度より教員を配置している。2015(平成 27)年度からは大学副学長が併任しており、前述の全学キャリア支援委員会の委員長も務め、キャリア支援センターの運営全般をつかさどり、教員と職員との円滑な連携が取れるような体制を図ることに努めている。施設設備として、学生の相談スペース、ワークスペース、個別相談用スペースを拡充し、少人数のセミナールームを設置した。爾来、相談窓口の拡大、求人情報をわかりやすく掲示する工夫、産業カウンセラーの資格をもつ本学専任職員スタッフによる相談も実施するなど学生への就職支援の充実に努めている。

就職相談室等の利用状況

名称	スタッフ数 (2014年度)	開室日数		開室時間	校種	年間相談件数			備考										
		週当たり	年間			2012年度	2013年度	2014年度											
キャリア支援センター	6名	5日	約250日	8:30～18:00	大学	2,340	2,181	1,748	スタッフの種類(参考表34より)										
					短期大学	332	237	342											
					合計	2,672	2,418	2,090											

出典:常磐大学・常磐短期大学 2015 年度大学基礎データ 参考 表 17-2

求人機会の拡大を目的として、学外団体である水戸ハローワークと連携した相談窓口を設置している。加えて、地元 NPO 法人の雇用人材協会との連携による、キャリアカウンセラー等の派遣による就職相談などを行い、学生一人ひとりにきめ細かい丁寧な指導、支援を展開している。

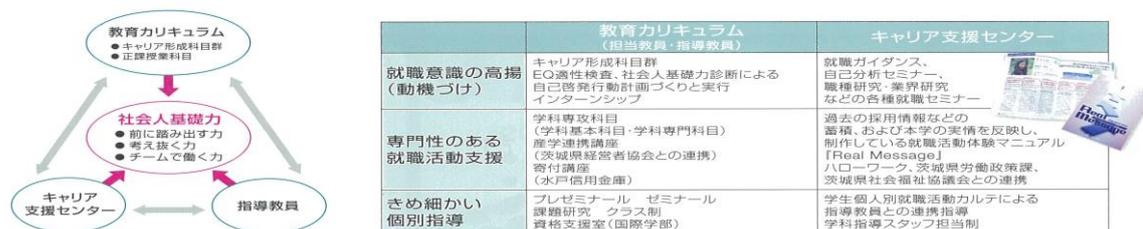
(資料 6-22 キャリア支援センター図面)

③進路選択に関わる支援

就職支援プログラム

本学では、1年次から主体的にキャリアデザインを描けるよう、入学時から各種ガイダンスを行い、授業科目にキャリア形成の科目を用意しています。3年次以降には、計画的な就職活動ができるように多彩なプログラムを設定。

「社会人基礎力」の育成を意識しながら、正規授業の教育カリキュラム、ゼミナールや課題研究などの指導教員、キャリア支援センターが連携し、きめ細かい就職活動支援を行っています。



出典:常磐大学・常磐短期大学『Guide Book 2016』114 頁

a. キャリア教育の取り組み(正課の取り組み)

2010(平成 22)年 2 月より、学長を議長とする教学会議の下に「全学教育システム改革会議」が設置され、そのワーキング・グループの「キャリア支援・資格支援 WG」が、全学におけるキャリア支援の在り方を検討した。その結果を受け、進路選択に関わる正課の取り組みとして、2013(平成 25)年度より「現在の社会における労働の意義を学び、職業能力と職業意識の涵養」を目的に全学共通科目としてキャリア教育科目を設置した。

カリキュラム上の正課内の授業とキャリア支援センターの講座例

	1年次	2年次	3年次
目的	自分を知り、生き方と職業を考え、 これからの大学生活を構想する。	自分らしく輝く職業選択のために、 産業を知り、職業を知る。	職業選択力と 自己表現力を培う。
正課内 授業科目	「キャリア形成と大学」(必修)	「キャリア形成と産業社会」、 「キャリア演習Ⅰ」、「インターンシップ」	「キャリア演習Ⅱ」
キャリア支援 センター	「インターンシップ」など	「業界研究講演会」、 「インターンシップ」など	「エントリーシート対策講座」、「面接対策 講座」、「学内合同企業説明会」など

2014(平成 26)年度から、1年次必修科目の授業の一部で茨城労働局の協力を得て「労働法」に関する講演を実施するなど官学連携の取り組みとなった(資料 6-23)。

b. インターンシップの制度化

インターンシップについては、2008(平成 20)年度の改組と連動してキャリア教育科目として設けた。2013(平成 25)年度からは全学共通科目として、正課授業科目の中での実施を開始した。他方、最近では特に企業等の多様なインターンシップが実施される傾向が顕著になり、単位認定に当たり定められた従事日数・時間などの条件を満たしていな

い場合もあるなど問題が生じている。このような動向に対応するために、2014（平成26）年度より正課内で実施されるものを第1種インターンシップ、正課外の単位認定をともしないものを第2種インターンシップとして区分を設けた。第2種インターンシップへの参加に先立ち、キャリア支援センターの主催により参加ガイダンス、参加のためのビジネスマナー講座を行い、学生の指導・相談に応じた（資料6-24 インターンシップ実績）。

c. 学年進行にそった就職活動指導



出典：常磐大学・常磐短期大学『Guide Book 2016』115 頁

キャリア支援センターが中心となり、就職活動の流れに合わせた就職ガイダンス、就職セミナー（自己分析セミナー、履歴書・エントリーシート対策講座、面接対策講座、グループディスカッション対策講座、就職試験実践講座など）、業界・職種研究セミナーのほか各種採用試験対策講座などを学年進行に合わせて企画し例年開催している（資料6-25 キャリア・就職支援プログラム）。

キャリア支援センターでは上記講座のほか、次のような就職試験対策講座を提供している（資料6-26 SPI 模試・講座案内、資料6-27 公務員・資格取得対策講座）。

- SPI 対策講座（企業筆記試験対策講座）（無料）
- 公務員試験対策講座（有料）
- 教員採用試験対策講座（有料）、教員採用2次試験対策講座（無料）

これらの他に、地域連携センターと連携して各種の資格取得対策講座（有料）を開講して学生の資格取得の支援を行っている。

2014年度以降の新たな取り組み

上記のキャリア支援プログラムに加えて、2014（平成26）年度より新たに次のような取り組みを行った（資料6-28 2014年度以降の新たな取り組み例）。

- 2016（平成28）年3月卒業生対象から企業の採用活動の「後ろ倒し」対策
- OB、OGの協力（業界研究会～OB・OG on Campus）
- 地元企業研究セミナーおよび就職支援バスツアーの実施
- SPI 対策講座とフォローアップ講座の開講
- 「社会人基礎力」の「診断」とフォローアップ講座の開講

d. 産学官連携による就職活動支援

企業等の採用広報活動開始後、学内において地元企業を中心として招聘し、学内合同企業説明会を年間 10 回程度開催し、延べ 300 社に上る企業から直接話を聞く機会を設けている。これらは産官学連携の就職支援のプログラムとしても位置づけられている（資料 6-29 学内合同企業説明会）。

首都圏で開催される合同企業説明会に参加する就職支援バスツアーを企画し、例年 300 人以上の学生が参加している（資料 6-30 就職支援バスツアー記事）。

④方針（進路支援）への対応（検証システム）

現状の説明(1)で述べた進路支援の方針に関する取り組み状況等(検証システム)については、2015 年度第 13 回常任理事会(2015 年 10 月 7 日)の議案「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画(2015 年度進捗確認)」で全学キャリア支援委員会・キャリア支援センターより報告されている(資料 6-31 「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画(進捗確認 2015)」(キャリア支援センター報告用参考添付))。

2. 点検・評価

【基準6の充足状況】

本学では、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援を適切に行い、また進路支援についても手厚く行っていることから、基準6を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

《大学全体》

- ・(修学支援) 学修において何らかの配慮を必要とする学生への対応については、保健室・学生相談室と教員の連携が進んでいる。「合理的配慮」に関する情報は、全学学修サポート委員会、全学学生支援委員会、学生相談委員会等を通じて、各教員に適切に提供されている。
- ・(生活支援) 学生支援センターおよびキャリア支援センターの窓口対応については、2013(平成 25)年度からワンストップサービスを導入して実施し、利用者数の増加、相談件数の増加、就職希望者数の増加等において実績を上げている。
- ・ 学生が心身共に健康な状態で大学生活が送れるよう<身体面> <精神面>での支援について、積極的に取り組んでいる。特に、居場所がない、あるいは一人で時間を過ごしたいという学生のため<フリースペース>を設けるなどの整備をしている。
- ・(進路支援) 2014(平成 26)年度卒業生の就職率は、大学において前年度比 2.9 ポイント上昇の 96.1%と、高い就職率を達成した。(資料 6-32 就職状況)
教員採用試験 2 次試験対策講座を 1 次試験合格者全員に対し実施したところ、公立小学校教諭に 11 名の合格者(2013 年度は合格者 5 名)を出すことができた(前掲『Guide Book 2016』115 頁、『同 2015』11 頁)。
- ・ 1 年次秋 Semester の必修科目として設定された「キャリア形成と大学」では、EQ 診断、および EQ 診断結果に基づく行動計画の作成などの進路指導が行われた。2014(平成 26)年度からは、茨城労働局の協力による「労働法」の講義を行い、官学連携のキャリア形成の取り組みとなったほか、キャリア教育科目担当教員とキャリア支援センターが連携をして講義計画を立案

し実施するなど、正課担当者と正課外担当者との連携体制構築にもつながった。また、インターンシップにおいては、正課外のインターンシップの制度を設けることにより、学生がより多くの機会を得ることとなり、その支援体制も設けることができた。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・ 2014(平成 26)年度実施の学生生活満足度調査結果で、「施設の開館時間や駐車場等に対する要望が根強く残っている」など、改善効果が得られにくい課題について、継続的に取り組む必要がある。また、センター窓口の利用方法や利用環境に対する改善の意見が出されており、更にセンターのサービスを充実させるために調査結果を詳細に検討しサービスの見直しを行うと共に、学生への利用方法の開示徹底が課題となる。
- ・ キャリア支援センターでは、さまざまな進路指導が展開されている一方で、最終学年次の学生の状況把握が難しい状況もある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

《大学全体》

- ・(修学支援) 「合理的配慮の必要な学生」については、関係教員間で対応マニュアル「合理的配慮をふまえた具体的な対応例集」が作成され、学生指導上の情報の共有が図られている。今後さらに卒業、卒業後の就業に至るまでの課題に対応可能となるよう、「合理的配慮をふまえた具体的な対応例集」や「障がいをもつ学生に対する合理的配慮」ガイドブックを基本にして、2016(平成 28)年度を目途に内容等を充実させる。
- ・(生活支援) 学生支援センター、キャリア支援センターでは学生はそれぞれ必要な手続きをワンストップで済ませることができるよう学生サービスの改善に努めてきたが、それでもなお学生生活満足度調査結果(自由記述等)によると職員の窓口対応に改善の要望も見られる。職員の繁忙期における配置の見直し、窓口対応職員の「接遇」スキルの向上のため 2015(平成 27)年度に実施したSD研修(資料 6-33)を、継続的に行う。
- ・ 学生が心身共に健康な状態で大学生活が送れるよう<身体面> <精神面>での支援に加え、学生生活満足度調査に基づいた改善結果について、次回の調査で検証する。
- ・(進路支援) キャリア教育科目群(正課科目)とキャリア支援センターが主に実施する就職支援プログラムとの連携・体系化について、キャリア教育科目教員とキャリア支援センターが連携し全学キャリア支援委員会において検討を進めることができるように体制構築をする。特に、インターンシップの実施については、さらに充実を図るため、正課(第1種)、正課外(第2種)の制度について企業等の採用状況の実情に即した見直しを行う。

②改善すべき事項

《大学全体》

- ・ 2014(平成 26)年度実施の学生生活満足度調査結果で、駐車場問題等改善効果が得られにくい課題やセンターのサービスを充実させるための課題について、全学学生支援委員会が主体となり関連部署と連携して継続的に取り組み、次回の調査で検証する。

- ・(学生支援・キャリア支援に関連する情報の収集と分析スキルの向上策) 個々の学生についてのどのような生活支援が必要か、あるいは、キャリア支援が必要であるか。また、企業が必要とする資格や採用ニーズなどを調査し、企業の採用活動の動向を常に把握し、就職関連情報の収集と分析能力を高める—こうした課題へ取り組むため、2015(平成 27)年度に実施した研修を踏まえ、職員研修制度運営委員会が主体となり関係部署と連携して、学生支援の各種の取り組みの効果を追跡調査によつて的確に分析できるようなスキルの向上のための SD 研修を企画する。※関連:第 9 章 9-1(4)
- ・(キャリア支援)学生サポート基本方針をキャリア支援センターで検討し、全学キャリア支援委員会で定めるなど、早期から学生に周知し、一人ひとりの顔が見える指導の体制を構築する。

4. 根拠資料

- 6-1 「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(2013(平成 25)年度第 3 回理事会 2013 年 9 月 26 日制定)
- 6-2 学生支援の関係組織(委員会・部署)について
 - 修学支援: 全学学修サポート委員会 (付 2012.10.05「学修支援機能の強化に向けた委員会の統合について(提案)」)
 - 生活支援: 全学学生支援委員会、学生相談室・学生相談委員会等
 - 進路支援: 全学キャリア支援委員会
 - 教学事務機構(アドミッションセンター、学生支援センター、キャリア支援センター、学事センター)
- 6-3 常磐大学・常磐短期大学『CAMPUS LIFE NAVI 2015』
「学生指導機構」12 頁「2. 履修登録から単位修得まで」21-30 頁
- 6-4 『2015(平成 27)年度 非常勤講師の先生方へ』(常磐大学・常磐短期大学 学事センター)
- 6-5 全学学修サポート委員会
 - 6-5 ①2015 年 4 月 16 日全学学修サポート委員会(2015 年度全学学修サポート委員会について 付 2014 年度総括)
 - 6-5 ②-1. 2015 年度「基礎能力アッププログラム」実施概要について
 - 6-5 ②-2. 2015 年度入学生入学前教育(計画、実施報告)
 - 6-5 ②-3. 学習アセスメント調査
 - 6-5 ②-4. 基礎能力アッププログラム(付 前年度総括)
 - 6-5 ②-5. 到達度テストの実施について 2015(学生用掲示)
 - 6-5 ③学修サポート(基礎学力補完)の取り組み・「学修サポートガイド 2015」
 - 6-5 ④e ラーニング・学生カルテシステム
 - 6-5 ⑤2015.03.25 合理的配慮をふまえた具体的な対応例集について
- 6-6 障がい学生(数)実態調査
- 6-7 常磐大学見和キャンパスバリアフリーマップ
- 6-8 全学学生支援委員会・学生相談委員会「障がいをもつ学生に対する合理的配慮」ガイド
- 6-9 「奨学金給付・貸与状況(2014 年度実績)(参考 表 16)」(【参考編】2015(平成

27)年度常磐大学基礎データ)

- 6-10 特待生・奨学金制度（入試ガイド用・付 参考）
 - 6-11 奨学金、緊急支援授業料等減免等関係規程
 - ①「学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程」
 - ②「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程運用細則」
 - ③「常磐大学大学院外国人学生奨学金規程」
 - ④「常磐大学外国人学生奨学金規程」
 - ⑤「学校法人常磐大学ローズヴィラ水戸奨学金規程」
 - ⑥「常磐大学および常磐短期大学特待生規程」
 - ⑦「学校法人常磐大学緊急支援授業料等減免に関する規程」
 - ⑧「常磐大学外国人学生授業料減免規程」
 - ⑨「常磐大学奨学生等選考委員会規程」
 - 6-12 2015 年第 1 回学生支援委員会関係（議事録、委員会資料）
 - 6-13 学生相談の充実 全体像および規程（学生相談室）
 - 6-14 UPI 調査結果（抄）
 - 6-15 2012～2015 年度学生相談室主催研修会
 - 6-16 「ハラスメントのないキャンパスのために」
 - 6-17 リーフレット（公益通報に関する受付・相談窓口について）
 - 6-18 TSS(Tokiwa Student Staff 本学 Web)
 - 6-19 常磐大学同窓会課外活動奨励金制度
 - 6-20 「2014 年度 学生生活満足度調査報告書」
 - 6-21① 学生生活満足度調査結果への対応を通じた改善に関する資料（2015 年度対応）
 - 6-21②（学内公表）2014 年度 常磐大学・常磐短期大学「学生生活満足度調査」結果を受けての対応について
 - 6-22 キャリア支援センター図面
 - 6-23 労働法授業記事
 - 6-24 インターンシップ実績
 - 6-25 キャリア・就職支援プログラム（2015 年 4 月 9 日全学キャリア支援委員会）
 - 6-26 SPI 模試・講座案内
 - 6-27 公務員・資格取得対策講座
 - 6-28 2014 年度以降の新たな取り組み例
 - 6-29 学内合同企業説明会
 - 6-30 就職支援バスツアー記事
 - 6-31 「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画（進捗確認 2015）」（キャリア支援センター報告用参考添付）
 - 6-32 就職状況（①2013 年度、2014 年度／②過去 3 年(2012—2014 年度)）
 - 6-33 2015 年度常磐大学・常磐短期大学業務別（窓口業務）研修 2015.11.09-10
- ※参考 6-34 就職ガイドブック『JOBNAVI 2015』（常磐大学・常磐短期大学キャリア支援センター編集）

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1)教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では教育理念「自立」「創造」「真摯」の下に、創設以来一貫して自主的な学びを養成する教育環境の整備に努めている。2013(平成 25)年度に策定した「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画:2013(平成 25)年度～2017(平成 29)年度」においても、施設設備に関しては「学生および教職員の教育研究活動が十分に行える、教育研究環境を整備する」ことを計画の基本方針として掲げ、「教育研究活動を活性化し、安心・安全な学生生活を保障するための教育環境の整備」に取り組んでいくこととしている。加えて、研究等の条件面に関する計画では「教育の基盤となる研究を充実し、教育の質の一層の向上を図ることを目的として、研究活動を支援する体制を強化する」ことを基本方針に、「1)外部資金獲得の推進 科研費等外部資金の獲得を目指す」こと、「2)研究への動機づけの強化 個人研究費の傾斜配分等による研究への動機づけを強化する」ことを挙げている。この「5ヶ年経営改善計画」に基づく運用状況の検証プロセス(教育研究等環境の適切性など)については、既述(第1章〈現状の説明(3)〉等)の通り、進捗確認として教学会議と常任理事会との連携を通じて取り組み、最終的に理事会で審議される仕組みとなっている。

教育研究環境の整備、特に施設設備の整備計画については、本学の財政状況、改組計画等を踏まえた形で優先順位等を考慮した建替え計画の策定が必要であり、今後、法人・教学の認識の統一を図りながら中長期の計画を策定していくことになる。特に見和キャンパスにおいては築40年を超える建物が4棟あり(資料7-1)、これらの建替え計画の早期具体化が課題となる中、C棟(体育館)については建替えの検討を開始した。

築年数が進んだ既存建物の修繕等については営繕計画に基づいた年度毎の事業計画の中で実行されるが、事業計画の策定に当たっては各学部、各部署からの個別の要請に加え、隔年で実施している学生生活満足度調査結果から得られた学生の要望等にも極力配慮するようにしている。なお、障がいのある学生への対応として、見和キャンパスのバリアフリー化は2008(平成20)年8月までに終了している(資料7-2)。

5ヶ年経営改善計画に対応し2013(平成25)年度から2015(平成27)年度にかけて実施(計画を含む)した主な事業は資料の通りである(資料7-3「2013年夏期見和・小吹キャンパス施設改修工事(常任理事会2013年7月17日)」、資料7-4「2014,2015年度実施事業概要(抄)」)。

1) 快適な修学環境を維持し、実現するための取り組み

①見和キャンパス関係施設の改修等

○2013(平成25)年度実施事業

E棟2階学生相談室再整備、本部棟地下1階学生サポート環境整備

○2014(平成26)年度実施事業

E棟・体育館トイレ改修工事、Q棟(情報メディアセンター(図書館))の空調設備更新、L棟食堂およびラウンジの椅子・テーブル更新

○2015(平成27)年度実施事業—2015(平成27)年度事業計画書—

G棟トイレ改修工事、Q棟(情報メディアセンター(図書館)、大学院)の空調設備更新、

R 棟の空調設備更新、E 棟エレベーターの更新、B 棟および C 棟の耐震診断の実施、G 棟 205 教室の改修工事(2016 年 2 月～3 月実施予定)

○その他校舎等の営繕改修(外壁等修繕等)

②東日本大震災後の校舎改修と耐震診断実施状況

東日本大震災後の被災校舎は安全を優先して改修を進めてきたが、授業関係棟屋の改修等の主な実績は次の通りであり、震災復旧としての改修工事は完了している。旧耐震基準の下で建設された校舎の耐震診断については A 棟、D 棟は実施済みであり、B 棟および C 棟(体育館)は 2015(平成 27)年度に実施した。

ア. A 棟は耐震診断を 2011(平成 23)年 1 月に実施したが、震災後の同年 3 月末に耐震補強が必要な建物であるとの診断結果が出た。また震災では A 棟屋上に設置されていた時計塔および増築部分に被害を受け、専門家の調査の結果、危険と判断されたため、塔を撤去する等の復旧修繕工事を実施し、2011(平成 23)年 6 月に工事を完了している。

イ. B 棟は被災後に上層階の軽量化を含めた復旧修繕工事を優先的に実施し、2011(平成 23)年 9 月に完了した。その後「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」(公布日:平成 25 年 5 月 29 日)に鑑み、改めて 2015(平成 27)年度に耐震診断を実施した。

ウ. C 棟(体育館)は 2015(平成 27)年度に耐震診断を実施した。その結果を受け建替えの検討を開始した。

エ. D 棟は東日本大震災で大きな被害を受けたため、復旧計画を策定する段階で耐震診断を実施。耐震補強(耐震壁の増設)を含めた復旧工事を 2012(平成 24)年 3 月から開始し同年 9 月に完了している。

③ネットワークシステムのリプレイス・強化

教育研究環境としては建物施設のほかに、各種情報システム、情報機器類の整備が重要になるが、管理責任部署である情報メディアセンターの責任のもとに定期的な更新を行い、安定した稼働、利用環境の維持に留意している。2014(平成 26)年度には、「メール、学校ホームページや、インターネット閲覧サービスを維持し、セキュリティ強化、耐障害性・保守性の向上のため、7年間使用したネットワークサーバリプレイス」を実施した(2014 年度実施事業—2014(平成 26)年度事業報告書—より)。

2) 安心・安全な学生生活を保障するための環境整備への取り組み

①防火・防災体制の整備

- ・東日本大震災後、消防法等関係法令が改正され防火・防災管理体制の強化が求められており、本学においても体制面の整備を図っている。校舎等建物の防火については、大学全体に防火・防災管理者を、茜梅寮(姫ヶ丘寮含む)、合宿所それぞれに防火管理者を定め配置している。消防設備・電気設備については専門業者に委託して法令に則り定期的な点検を実施しており、消防設備は年 2 回、電気設備は年 1 回点検を実施し不具合箇所がある場合はその都度対応している。なお本学では一部の建物で機械警備を導入しているほか、各建物で火災発生により自動火災報知機が発報した場合、その情報が警備会社に通報され、警備会社と常駐警備員が連携して対応する体制となっている。
- ・また本学では防火・防災意識の向上も兼ねて、概ね毎年度 1 名程度の職員(法人も含む)

が「甲種防火管理新規講習」を受講し修了資格を取得しているほか、2013(平成 25)年度からは、「防火・防災管理新規講習(併催)」により、甲種防火管理新規講習と防災管理新規講習の修了証が交付されている。なお今後の防火・防災関係への対応としては、「防災計画」を策定するとともに防火・防災管理規程を整備する方針である。

②防犯体制の強化

- ・日常の「安心・安全な学生生活を保障するため」の体制整備の一環として、警備会社への業務委託による構内 24 時間常駐警備を従来から実施している。
- ・2013(平成 25)年 11 月には見和キャンパス内に防犯カメラを計 22 台設置し(資料 7-5 見和キャンパス防犯カメラ設置状況図)、学外者のキャンパス内入構による事故および盗難等の未然防止と抑止機能の強化を図っている。加えて、エレベーター内の防犯カメラについて、機器の老朽化に伴う更新を順次行っている。

③非常災害時の対応体制と対策

非常災害時の対応体制については「学校法人常磐大学危機管理規程」(資料 7-6)にて定めており、授業関係は「自然災害等に伴う公共交通機関の運休等に際しての授業の取扱いに関する規程」において定めている。災害時においては、学生への対応(学生支援センター)、授業の継続または中止の判断(学事センター)、対策本部の設置判断(総務課)、通勤困難になった場合の教職員の勤務(人事給与課)等、すべて大学全体で対応することを基本としている。具体的な整備、対応状況は次の通りである。

ア. 非常時防災備品の整備・備蓄

大規模災害発生時の学生・教職員の学内滞留に備えるため、2013(平成 25)年 10 月に保存食品、飲料水、救急用品、自家発電機等の防災用品一式を新たに備蓄し、非常時体制の整備を図った。2014(平成 26)年度には、これらに加えて簡易組立便座、非常用トイレ格納テント、ダストキャリー等の整備を、2015(平成 27)年度には 2013(平成 25)年度に備蓄した飲料水の賞味期限切れに伴う入替えを行う等、防災用品の充実を図っている(資料 7-7)。

イ. 避難訓練の実施等

2014(平成 26)年 3 月に大規模地震を想定した水戸市主導の「シェイクアウト訓練」に参加し、教職員と学生によるプレ避難訓練を実施した。2015(平成 27)年 2 月に水戸市が実施した「シェイクアウト訓練」には参加できなかったものの、2015(平成 27)年 3 月に「学内シェイクアウト訓練」を実施し、2016(平成 28)年 2 月には改めて水戸市主導の「シェイクアウト訓練」に参加した。今後も継続的・積極的に参加する計画である。これをベースに 2016(平成 28)年度は、防災管理に係る避難訓練の実施計画を策定することとしている。この避難訓練を通して、既に本学で整備している「地震・火災発生時避難誘導活動等の役割分担」や「避難誘導マップ」の内容等を検証し、より実践的な「非常事態・危機管理対応基本マニュアル」へと改良していく計画である。

3) コンピュータシステムのセキュリティ対策

①システムのセキュリティ対策

セキュリティ対策として不正アクセス防止策、ウイルス対策などを講じ、情報管理及びシステムの安全な運用環境の確保に努めている(資料 7-8)。

②セキュリティ対策の学内周知と新たな対策の取り込み等

- ・教職員へのセキュリティ対策等の周知については、教員に対して教学会議、職員に対して業務会議等を通して徹底しているほか、全教職員に対しグループウェアや電子メールを通じて行っている。またシステムからのアラートに伴い、教職員個別にセキュリティの啓発も行っている。
- ・SEの新情報・新技術の収集・修得については、個々人の自助努力およびメーカーからの情報提供等に委ねられているが、今後は新情報・新技術の収集・修得のための研修のシステム化に取り組む。

4) 省エネルギー・省資源対策

- ・本学は、茨城県(茨城県生活環境部環境政策課所管)の「茨城エコ事業所」登録および「環境保全茨城県民会議」の事業者構成員、「私立大学環境保全協議会」の会員となり、環境保全関係の情報収集を行うとともに、エコキャンパスの構築実現に向けた取り組みを本学 Web* で公表する等、地域社会での対外的な役割も担っている。

*[<http://www.tokiwa.ac.jp/about/eco/index.html>](エコキャンパス)

- ・学内では「学校法人常磐大学環境保全活動基準(ミニマム・スタンダード)」(資料 7-9)を基本として、日常的な業務の中で、省電力・高効率機器への更新、共用スペース等の照明間引き、LED 電球への段階的な転換等が可能なところから省エネルギー・省資源対策に努めている。
- ・全学的な省エネルギー対策として毎年夏季および冬季の省エネ推進運動期間の前段に、本学の過去 5 年間の各月エネルギー使用状況のデータを教職員に提示し、消費削減の協力を全学に促している(資料 7-10)。教職員の省エネに対する認識を一層高めるため、今後も全学的に省エネルギー対策を推進していく。
- ・学生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて、省エネルギー・省資源への取り組みを中心に地球環境保全に取り組んでいることを説明して協力を求めており、今後も継続して取り組んでいく(資料 7-11 常磐大学・常磐短期大学『CAMPUS LIFE NAVI 2015』「環境への取り組み」20 頁)。

なお、研究費や研究室など研究等の条件面での環境整備については、後出の現状の説明(4)で述べる。

(2)十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

①校地・校舎等の概要について

水戸市西部の丘陵地、通称“姫が丘”に位置する本学見和キャンパスは自然環境に恵まれ、かつ構内の一部が保存樹林に指定されているため、自然の姿を残すように配慮した校舎配置となっている。特に本学は大規模自然公園である偕楽園・千波公園の近隣に位置しており、地域との共生の観点からもこうした大学周辺の環境に配慮した対応を行っている。沢渡川周辺への「ほたる呼び戻し活動」もその一環である。キャンパス内には本学のシンボルである赤松(通称ときわ松)のほか樺、桜等の樹木が多く植栽されており、その手入れに気遣うことで四季折々の景観が楽しめ、学生、教職員の心を和ませている。またキャンパス内の芝生も整備し、ゆとりある風情を醸し出している。

本学見和キャンパスは、下表「2015(平成 27)年度 大学基礎データ」表5に記載の通り、大

学設置基準を大きく上回る校地・校舎および施設・設備を有しており、十分に整備できている。なお、運動場敷地は、水戸市小吹町に面積 17,503 m²の小吹グラウンド(短期大学との共用)を備えているが、体育の授業は見和キャンパスで行われ、小吹グラウンドは主に課外活動に利用されている。そのため、キャンパス間の移動手段は特に有していない。

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積
常磐大学 (表5)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²) ※1	設置基準上必要校地面積 (m ²) *注1	校舎面積 (m ²) ※2	設置基準上必要校舎面積 (m ²) *注1	講義室・演習室・学生自習室総数 ※3	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m ²) ※4
87,568.7m ²	28,920.0m ²	42,902.2m ²	16,254.1m ²	96室	8,364.2m ²

- [大学注] ※1 常磐短期大学と共用
 ※2 常磐短期大学との共用面積 18,874.3m²を含む
 ※3 常磐短期大学との共用25室(PC自習室1室・ピアノ練習室等24室)を含む
 ※4 常磐短期大学との共用面積 985.2m²含む

<キャンパス・アメニティ>

学生の日常生活の場であるキャンパスの環境整備として、学生食堂については、「L棟食堂」・「N棟食堂」・「T棟食堂」、インターネットカフェ「ラバツア」の4か所を配置している。2014(平成26)年度には、学生の要望に応じて食堂全体を明るくし椅子の座り心地を改善するため、L棟食堂の椅子・テーブルを更新した。2015(平成27)年度には3つの食堂の中で最も古いL棟食堂の厨房機器の更新も行なった。また、キャンパス周辺に物販店が少ないことから、学生・教職員の利便性向上を図るため学内のコンビニエンスストアを誘致し営業を委託している。学生のくつろぐ場所については、「G棟ラウンジ」・「O棟ラウンジ」・「N棟プラザ」・「R棟ホール」・「T棟学生ホール」・「U棟ホール」等を整備している。

その他のキャンパス・アメニティとしては、学生の通学への便宜として約400台の駐輪場と275台分の学生駐車場(短大と共用)が設置されている。なお学生の通学はバス利用が主となるが、常磐線水戸駅、および赤塚駅から発着するバスが短時間の間隔で運行され、正門前がバス停であることから利便性は維持されている。

また、寄宿舎・寮については国際交流を目的にして整備された「国際交流会館」のほか、宿舎が必要な学生向けに学生寮「茜梅寮」および「姫ヶ丘寮」と寮生用食堂棟「百蕾」を設置している。同時に大学近隣のアパート・下宿の紹介・斡旋も実施している。なお、設備面については計画的に機器の更新等を行っており、2015(平成27)年度は茜梅寮の冷蔵庫・ベットのマットレスの入替えや空調機器の洗浄を行った。

その他、学生の宿泊施設として「合宿所」を設置し、男女最大各28名の宿泊が可能である。

<障がい者等の受入れ、支援体制の整備>

見和キャンパスのバリアフリー化対応は2008(平成20)年8月までに終了しており、計11棟(B・D・E・G・J・K・L・N・O・Q・R棟)の各教室にはエレベーターを利用して入室できるほか、正門からの入構路(傾斜路)に手摺、各棟出入口にスロープ、および使用が見込まれる講義

室・演習室棟計 10 棟に身障者用トイレを設置、2014(平成 26)年度には身障者用トイレの中で最も利用が多い Q 棟 1 階のドアの軽量化工事を実施する等、車いすでの利用がしやすいように改善しているほか、個別の要望に合わせた小修繕・改修を行い、臨時にスロープを設置できる持ち運び可能な段差解消スロープを整備する等、その充実に努めている。また、常磐大学見和キャンパスバリアフリーマップを作成し、過ごしやすいキャンパスを目指している(資料 7-2)。

学生の健康管理に関しては保健室が設置されており、病気や怪我の応急処置や健康相談に応じている。また個人的な悩みについての相談機能として学生相談室が設置されており、こころの悩みだけでなく、学生生活上の様々な悩みや問題について専門のカウンセラーが相談に応じている。特に 2013(平成 25)年度には、相談体制の充実に努めるため相談室2室と待合室および自由に休息できるフリースペースを増設した(資料 7-3)。

②施設設備、物品等の維持管理、安全・衛生の確保体制について

本学の施設設備、物品等の維持管理体制は、「常磐大学校舎等管理規程」「常磐大学物件の調達および管理取扱要領」および「資料の財産管理上の取扱基準」に規定されており、本規程に基づいて実施している。この中では施設設備課が維持管理に関する責任部署として定められており、責任体制は明確になっている。なお、専門業者に委託している施設設備の点検に関しては、必要に応じて所管部署職員の立会いを行うことにより、管理の漏れ等を防止している。

キャンパス内建物の清掃、ごみの回収、緑化整備等についても外部業者に委託しているが、日常の清掃については週 4 日(夏冬季休業中は週 3 日)と頻繁なサイクルで実施することにより衛生環境の維持が図られている。老朽化した空調機器については 5 ヶ年の年次計画の下に更新を進めており、引き続き年次計画のもと機器更新を進めていく。環境問題として関心の高いアスベストの問題については、2014(平成 26)年 6 月 1 日施行の改正省令「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」に基づき新たな調査を行った結果、J 棟と K 棟の一部に対応が必要な箇所が確認されたが、2014(平成 26)年度中に対策工事を完了した。

教育課程を実施するために必要な種々の教育機器、備品については、各学部、研究科等教育予算委員会によって精査し予算化されており、計画的に配備されている。各授業教室等の機器・備品などについては「教室の視聴覚機器一覧表」(資料 7-12)に記載の通りであり、教育に必要とされる機器類が整備されている。

第 6 章の現状の説明(3)で既述の通り、本学では 2 年に一度の頻度で学生生活満足度調査を実施し、学内の施設、設備に関しても学生からの意見を反映した改善に努めている。また、これら要望への回答についても学内ネット上、及び掲示板への掲示等により学内周知を行っている。

③情報関連システムにかかるハードウェア及びソフトウェア等の管理体制について

情報機器については 2005(平成 17)年度に情報メディアセンターが完成して学内のパソコン教室が一か所に集約され、情報メディアセンター職員(SE)による管理および支援体制が整った。

情報メディアセンター(Qs棟)では、教育研究に供する情報機器を設置したPC教室を5室(各50名対応)、PC学習室(コンピュータ自習室)を1室、マルチメディア教室を1室(42名対応)、CALLラボを2室(各44名対応)設置している。また、大学院専用研究室(Q棟4階自習室)にはパソコンを24台設置している。その他、各研究室、各実験・実習室、各事務部門にもパソコンやそれに付随する情報機器を整備している。PC教室、PC学習室を含め、情報メディアセンター(Q棟 図書館)に設置した蔵書検索や各種データベース検索などに利用される16台のパソコンなど、すべてのパソコンは学内LANに接続されており、学生の学修支援に有効活用されている。授業外でも学生ホール(T棟)、インターネットカフェ「ラバツツア」(Qs棟)、学生食堂(L棟)、学生ラウンジ(G棟)、キャリア支援センター(T棟)及び情報メディアセンター(Qs棟)内は無線LANの環境を整えており、学生のパソコン活用の利便性を図っている。なお教育に供する情報機器の選定、カリキュラムに沿ったシステムのスペック、台数、ソフトウェアの選定に至るまでの教育研究に関するコンピュータの整備等については、全学情報教育委員会が全体的な計画等の検討を行い、設備機器類の管理については情報メディアセンターが対応している(資料7-13 全学情報教育委員会規程)。

参考 情報メディアセンター(Qs棟)の状況

情報センター等の名称	座席数	コンピュータ台数	ソフトウェアの種類の数	年間総利用時間数(前年度)		開館時間等	開館日数		スタッフ数 該当する場合のみ記載	
				授業利用時間数	授業外利用時間数		年間	週当たり	専任	非常勤
情報メディアセンター(PC教室)	277	271	14又は9	4747.5h	0.0h	9:00～19:30	162	5	1	3
情報メディアセンター(PC学習室)	108	90	14又は9	0.0h	2063.0h	8:45～19:00(注1)	212	5		
情報メディアセンター(マルチメディア教室)	42	42	27	517.5	1393.5	9:00～19:00(注2)	197	5	1	0

※ 上記は平成26年度の実績に基づく状況である。

(注1) セッション・学生休業期間中の開館時間 8:45～17:00。

(注2) 春semester(木)、秋semester(木)の開館時間 9:00～19:30、セッション・学生休業中の開館時間 9:00～17:00。

ハードウェア及びソフトウェアなど、各教室・研究室・事務部門の情報機器は定期的に更新を行っている。2013(平成25)年度及び2014(平成26)年度の主な更新事例(Qs棟ネットワークサーバーシステムリプレイス、Qs棟情報教育システムのリプレイス)の概要は、資料7-4に記した。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学では、情報メディアセンターが図書館・学術情報についてのサービス機能を担っている。情報メディアセンター(図書館)(以下、図書館という)は、約34万冊の図書、約5千種類の雑誌、約2万点の視聴覚資料、約7,500種類の電子ジャーナルを有し、学生および教職員の学習と教育、研究を支援する場となっている(下表 2015(平成27)年度 常磐大学・短期大学 基礎データ 参考表31)。

図書館の名称	図書の冊数(冊)		定期刊行物の種類(種類)		視聴覚資料の所蔵数(点数)	電子ジャーナルの種類(種類)	過去3年間の図書受け入れ状況			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数(内数)	内国書	外国書			2012年度	2013年度	2014年度	
情報メディアセンター	346,048	304,065	4,516	791	20,512	7,778	7,088	6,691	6,774	
計	346,048	304,065	4,516	791	20,512	7,778	7,088	6,691	6,774	

第7章
教育研究等環境

蔵書検索はもちろん、CD-ROM、DVD-ROM やオンラインのデータベース、電子ジャーナルの検索サービスが充実しており、各種の情報・知識を収集する場としては最適な環境を用意している。検索システムは学内 LAN に加え学外からもインターネットにより利用することができる。また図書館管理システム全体は定期的にバージョンアップされている。

図書館は、地上3階、地下1階から成り、面積は4,476.25 m²、収納可能冊数は25万冊（現在収納冊数34万冊）である。閲覧座席数は459で、収容定員の10%以上の座席を確保している（下表 同 基礎データ 参考表32、33）。

図書館の名称	専任スタッフ数	非常勤スタッフ数	年間開館日数	開館時間	年間利用者数(延べ数)			年間貸出冊数			備考
					2012年度	2013年度	2014年度	2012年度	2013年度	2014年度	
					情報メディアセンター	6 (5)	6 (5)	249	月～金 8:45～19:30 土 10:00～17:00 日祭日 : ~ : 長期休暇中 9:00～17:00	9,998人 (教職員 922人 学生 9,039人 その他 37人)	

図書館の名称	学生閲覧室座席数(A)	学生収容定員(B)	収容定員に対する座席数の割合(%) A/B*100	その他の学習室の座席数	備考
情報メディアセンター	459	3,533	13.0	(—)	学生収容定員(3,533名)内訳 学部 : 2,892名 大学院 : 81名 短大 : 560名
計	459	3,533	13.0	(—)	

《図書館の主な業務区分》

- ・総括的業務（運営管理、統計管理など）
- ・資料管理業務（図書資料管理、雑誌管理など）
- ・利用サービス業務（窓口、利用者教育など）
- ・システム運用管理業務（図書館システム、データベース運用管理など）

開館時間は平日8:45～19:30、土曜10:00～17:00、長期休暇中9:00～17:00となっている。蔵書検索(OPAC)端末を各フロアに配置するとともに、3階レファレンスカウンターにはCD-ROM端末、インターネット端末も設置し、情報検索機能の充実に努めている。また、1年おきに実施している学生生活満足度調査において図書館の満足度も調査しており、その結果をうけ図書館サービスの向上につなげている。2014年度学生生活満足度調査の3.施設・設備の満足度(窓口対応群)においては、10の施設の満足度の中で図書館が良好な評価を得た(資料7-14「常磐大学・常磐短期大学2014年度学生生活満足度調査結果報告書」〈3.施設・設備の満足度(窓口対応群)〉)。

※関連 資料7-15「2015年度図書館サービスと情報セキュリティの向上を目指す取り組みについて」

学術情報の相互利用について、国内では、国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT)に加入するとともに、他教育研究機関との図書館間相互協力として、文献複写依頼・受付、図書貸借依頼・受付を行っている。

<http://www.tokiwa.ac.jp/~tucmi/> 利用案内「文献の取り寄せ(ILLサービス)」

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

①施設・設備の整備

本学では、教育課程の運営、研究教育支援に関する業務を分掌する組織として、学事センターを設置している。

本学の授業科目区分は、全学共通科目、学部共通科目、学科専攻科目、資格関連科目から成っている。本学の教育課程の特徴は全学部・学科ともいわゆる座学とともに実験・実習・演習形式の授業をバランスよく組み込んでいることである。これに対応して、講義室、演習室、実習室、実験室、ワークショップ室、学生自習室、動物心理学実験棟、情報処理施設、語学学習施設等、全学および各学部、各研究科の教育内容・教育方法に応じた施設を整備している。また、大学院専用の研究室（自習室）等は Q 棟 4 階に集約し整備している。人間科学部では学生用各種実験・実習室（5～204 m²）を 57 室、国際学部ではワークショップ室（パソコン室）（144 m²）を 1 室、コミュニティ振興学部では各種実習室（38～87 m²）を 4 室設置している。また、全学共通の情報処理学習施設 8 室（総面積 689 m²）、語学学習施設 13 室（総面積 599 m²）等も整備されている。専任教員に対しては、一人一室（約 22 m²）の研究室を確保している。各研究室には、机・椅子・書架・テーブル等の備品を備えるとともに、ネットワーク環境を整備している。

（資料 7-16 2015（平成 27）年度常磐大学・短期大学 基礎データ（研究費関係：参考表 20～25）（施設関係：参考表 26、表 28、表 29））

②教育研究の支援体制の整備

本学では、教育の効果を高めるための教育支援として、教務助手、ティーチング・アシスタント（TA）を採用している（資料 7-17「授業補助者に関する規程」）。2015（平成 27）年度の教務助手の数は 7 名（人間科学部心理学科 1 名、健康栄養学科 5 名、コミュニティ振興学部ヒューマンサービス学科 1 名）、TA の数は 9 名（人間科学部心理学科 6 名、教育学科 1 名、現代社会学科 2 名）である（資料 7-18 2015（平成 27）年度常磐大学 大学基礎データ 表 2）。

③研究費関係

本学の研究費は、「大学教員研究費規程」（資料 7-19）に基づいて、「大学教員の自由活発な研究を奨励するとともに、本学における教育の充実を目的として給付され」（第 3 条）ている。研究費には、個人研究費と課題研究費がある。個人研究費とは「個々の大学教員に年度毎に額を定めて給付する研究費」であり、教育の充実のために必要な研究の費用として大学教員個人の責任において管理し、用途を決定できる。課題研究費とは、「個人研究費では賄えない規模の研究または他の研究者との共同による研究であって、申請により審査され給付される研究費」、すなわち課題を設定して個別または共同で行う研究に際して、研究計画に基づいて用途を決定できる研究費である。これらの学内資金に加え、「科学研究費補助金」をはじめ外部の機関から本学を通して大学教員に給付される外部研究費がある（資料 7-16 2015（平成 27）年度常磐大学・短期大学 基礎データ（研究費関係：参考表 20～25））。

2015（平成 27）年度からの個人研究費については、5 ヶ年経営改善計画、並びに 2014 年度業務計画において、教育研究経費の適正化、研究活動の充実、および外部資金の獲得強化等を図るために、見直しの方針が示され、2015（平成 27）年度業務計画におい

でも同様の方針が掲げられていた。そのため、各学部 2015（平成 27）年度 7 月定例教授会において、人事担当常任理事より、個人研究費の見直しについて説明が行われた。個人研究費見直しの目的及び視点は次の通りである（資料 7-20）。

(1)目的 ①研究活動の充実 ②科研費等外部資金の獲得強化 ③教育研究経費の効率的活用

(2)見直しの視点

- ・研究活動への動機づけと外部資金獲得に向けたインセンティブ施策配分の充実
- ・個人研究費の水準の見直しと配分の適正化

定員充足率の反映方法の見直し、大学、短大の基準額の格差の是正等

- ・研究実績に基づいた研究費の配分の実現

研究予算の増額と予算水準の維持、研究報告書提出の必須化と研究報告仕様の統一等

この見直しの方針を受けて、予算編成会議で「全学教員研究費規程運用細則」が制定（2015 年 8 月 27 日）され、2015 年第 11 回常任理事会（2015 年 9 月 2 日）にて承認となった（資料 7-21）。

本学では、学内資金に加え「科学研究費補助金」をはじめとする外部資金の獲得を支援している。課題研究費の第 2 期募集において、科学研究費補助金に応募したが採択に至らなかった課題を対象として、次回科研費応募への予備的研究を行うための応募枠を設けている。審査評価が一定水準以上であった申請課題を優先的に課題研究として採択し、外部資金獲得の支援を行っている（資料 7-16 前掲 基礎データ 〈研究費関係：参考表 20～25〉）。

④研究室

専任教員に対しては、一人一室（約 22 m²）の研究室を確保している（資料 7-22 2014（平成 26）年度常磐大学・短期大学 基礎データ 表 26）。各研究室には、机・椅子・書架・テーブルなどの備品を備えるとともに、ネットワーク環境を整備している。研究室の ICT 機器の設置には研究費による補助をおこなっている（資料 7-19）。

⑤研究専念時間の確保

本学では、教育職員の研究専念制度として研修日を設ける（資料 7-23 「大学教員の勤務および服務規程」第 3 条(大学教員の職務)、第 10 条(研修日)）とともにサバティカル制度（資料 7-24 「常磐大学・常磐短期大学サバティカル規程」）を整備している。研修日は、教授は週 2 日、准教授、専任講師・助教は週 1 日を研修日とすることができる。申請の上許可されており、ほぼ履行されている（資料 7-25 2015 年度専任教員担当時限一覧〈春セメスター・秋セメスター〉）。2013（平成 25）年度以降のサバティカル制度の適用教員は、2 名（2013 年度 1 名、2016 年度 1 名＝内定＝）である。

⑥募集停止となる学部・研究科等の在籍学生の教育研究等環境の担保について

本学では「学校法人常磐大学の 5ヶ年経営改善計画」（6. 組織改革 常磐大学の改組転換を計画、実施）に基づき、被害者学研究科およびコミュニティ振興学研究科については 2016（平成 28）年度入学生から、国際学部およびコミュニティ振興学部については 2017（平成 29）年度入学生から学生募集を停止する。ただし、当該研究科および学部は、在籍学生がいなくなるまで存続するため、在籍学生への教育研究等環境の維持に万全を尽くすこととしている

(資料 7-38、7-39)。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

① 2014(平成 26)年度を中心とする対応

本学では、本学に所属する研究者が、学術研究は人類に固有のかけがえない知的営みであり、その成果は人類共通の知的資産であることを認識して、社会の信頼と負託を得て主体的かつ自立的に研究を進めるため、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」(資料 7-26)を定めている。この行動規範にのっとり、本学の研究者が、倫理上の問題が生じるおそれのある研究を行う場合の遵守事項および研究計画の審査手続を定め、もって研究対象者およびその関係者の人権を擁護するために、研究計画を審査し、本学における研究の円滑な推進に資することを目的として、「常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会規程」(資料 7-27)、「常磐大学大学院研究倫理委員会規程」(資料 7-28)が制定されている。

本学における動物実験等を適正に実施するため、2014(平成 26)年度に「常磐大学・常磐短期大学の動物実験に関する基準」の全面改正を行い、「常磐大学・常磐短期大学動物実験に関する規程」を制定した(資料 7-29、2014年10月17日教学会議)。この規程に沿って、動物実験全般に関する諸事項が円滑に行われるよう「常磐大学・常磐短期大学動物実験委員会規程」(資料 7-30)、「常磐大学・常磐短期大学動物実験倫理委員会規程」(資料 7-31)に基づき当該委員会において審査を行っている。また、本学の実験動物飼養保管施設の作業標準を定める「常磐大学・常磐短期大学実験動物 飼養保管マニュアル」(資料 7-32)、災害等緊急時に速やかに対応できる体制整備を目的とした「常磐大学・常磐短期大学 動物実験施設 災害等緊急時対応マニュアル」(資料 7-33)も作成している。さらに「常磐大学大学院研究倫理委員会規程」(資料 7-28)に基づき、本学の大学院学生の研究が、研究の対象となる人や動物に対する十分な倫理的配慮の下で適切に計画および実施されるために「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」(資料 7-34)を定めている。

② 2015(平成 27)年度の対応

「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」制定

本学では、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」〔平成 18 年 8 月 8 日 科学技術・学術審議会 研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書〕および「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン(実施基準)」〔平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定〕に基づき、「研究活動および研究費の管理・監査に関する規程」(2007 年 10 月 31 日 常任理事会)を定め、研究活動および研究費の適正な管理に努めてきた。

2015(平成 27)年度第 9 回常任理事会(2015 年 7 月 15 日)において「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」(以下、「不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」と略記)が制定(2015 年 4 月 1 日に遡及して適用)となり、学内に周知された(資料 7-35)。

同規程は、常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における適切な研究活動を推進し、社会の発展および学術の進展に資することを目的としている。これは、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」〔平成26年8月26日 文部科学大臣決定〕および「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」〔平成19年2月15日 文部科学大臣決定（平成26年2月18日改正）〕の改正等に伴い、これら2件の新ガイドラインに基づく管理体制および研究環境等を整備するため対応したものである。なお、この規程の制定により「研究活動および研究費の管理・監査に関する規程」は廃止された（2015年4月1日付）。

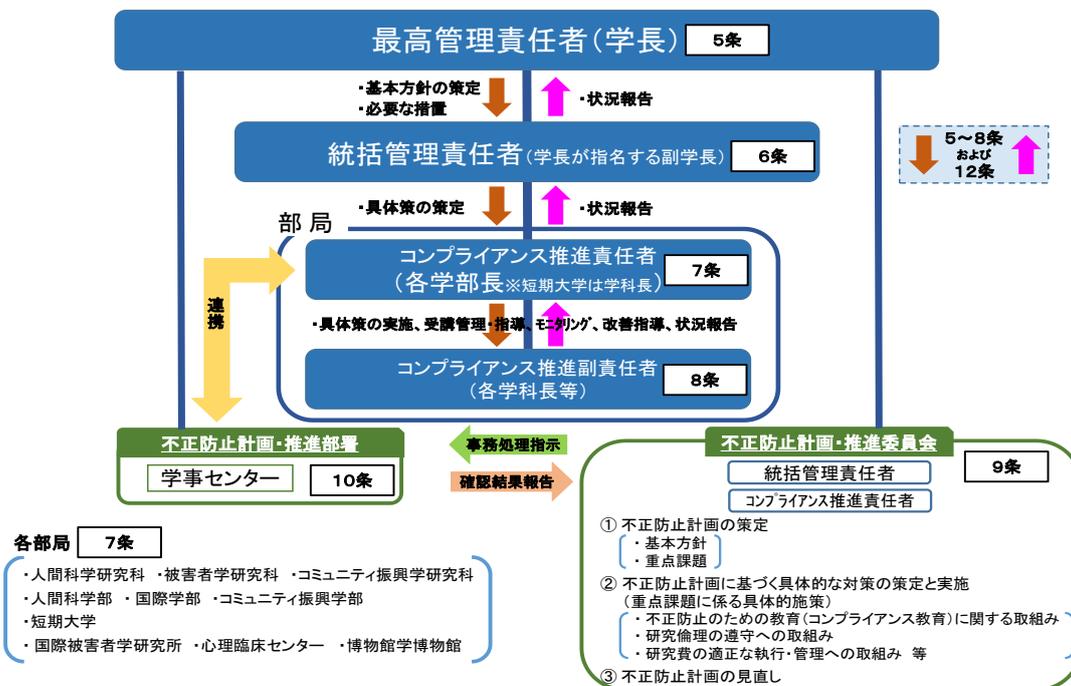
この「不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」に基づき、本学の「不正行為防止に関する学内の責任体系・推進体制」は、後出〔図1〕の通り可視化され周知が図られている。

「不正防止計画・推進委員会」の設置・「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」策定

「不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」（資料7-35）の制定により、本学の不正防止対策を審議するため、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者で構成する不正防止計画・推進委員会が設置（第9条）された。第1回委員会（2015年9月18日）で研究活動に係る不正行為防止のため、3つの基本方針、3つの重点課題、責任体制、不正防止計画により構成される「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」が策定された（資料7-36）。同基本計画は、2015（平成27）年度秋 semester の開始時から2017（平成29）年度末までが適用期間となる。

図1 不正行為防止に関する学内の責任体系・推進体制図

2015年7月 常磐大学大学院・常磐大学・常磐短期大学



③学内審査機関の設置・運営

本学の研究倫理に関する審査機関と運営の概要に関しては、次の通りである。

○ 常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会（資料 7-27）

目的： 本学の研究者が、倫理上の問題が生じるおそれのある研究を行う場合の遵守事項および研究計画の審査手続を定め、もって研究対象者およびその関係者の人権を擁護するために、研究計画を審査し、本学における研究の円滑な推進に資すること。

審議内容：

- ・ 研究計画書の倫理事項の審査に関すること。
- ・ その他研究上の倫理に関すること。

○ 常磐大学大学院研究倫理委員会（資料 7-28）

任務： 研究計画に基づき、その内容が大学院学生による研究倫理に関する審査基準に合致するか否かについて審査する。ただし、動物を用いた研究に関する審査は、常磐大学・常磐短期大学動物実験委員会に委託する。

○ 常磐大学・常磐短期大学動物実験委員会（資料 7-30）

任務・審議事項： 本学における動物実験が、常磐大学・常磐短期大学の動物実験に関する基準に沿って行われるように指導するとともに、動物実験全般に関する諸事項が円滑に行われるように、次に掲げる事項を審議する。 1 動物実験の状況および問題点に関する事項 / 2 実験内容の動物福祉に関する事項 / 3 実験動物の慰霊祭に関する事項 / 4 動物関連の行政機関など外部機関との折衝に関する事項 / 5 動物実験の教育訓練に関する事項 等

○ 常磐大学・常磐短期大学動物実験倫理委員会（資料7-31）

任務： 動物実験計画に基づき、その内容が本学の定める動物実験に関する規程に合致するか否かについて審査する。

2. 点検・評価

●基準7の充足状況

「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画」「2014-2018 Mission & Vision 学校法人常磐大学」において教育研究等環境の整備の方針を掲げ、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、適切に管理運営していることから、基準7を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

<1>施設設備関係

- ・ 建築物の劣化防止と耐久性向上のため、築年数の進んだ建物の外装修繕を年次計画に沿って進めており、N棟の工事が2014（平成26）年度に完了したことから、1990年代以前に竣工した建物の内、R棟を除く全ての建物の外装修繕が完了した。今後は2000年以降竣工の建物も含めて2期目となる外装修繕の年次計画を策定し、工事を実施していくこととしている。
- ・ 省エネルギー対策として節電、節水、資源循環、自然共生等に係る環境保全活動基準（ミニマム・スタンダード）を制定し、全学を挙げて取り組んだ結果、7、8、9月の電気使用料が2010（平成22）年度対比2011（平成23）年度は15.7%、2012（平成

24) 年度は 18.5%、2013 (平成 25) 年度は 21.6%、2014 (平成 26) 年度は 14.8%、2015 (平成 27) 年度は 28.2%削減し 5 年連続で削減することができた。なお環境保全活動基準では自然共生としてキャンパス内の植栽等の適正な維持管理を謳っており、継続的に管理することで緑豊かな本学特有のキャンパスが維持されている。加えてエコキャンパスの構築実現に向けた取り組みを本学 Web*で公表し、啓発活動を推進している。 * [<https://www.tokiwa.ac.jp/about/eco/index.html>] (エコキャンパス)

<2> 図書関係

- ・ 図書館利用ガイダンスによって図書館利用者数を大幅に増加することができた。これを継続しさらに促進するためには、新しい授業形態 (反転学習、アクティブラーニング形式等) を正課授業に取り入れる等授業カリキュラムとの連携を図ることが必要である。また、図書館企画展示を増やすため展示スペースを創出し、ボランティア学生による学生図書館サポーターと連携した企画を増加する。(資料 7-15 「2015 年度図書館サービスと情報セキュリティの向上を目指す取り組みについて」)。

<3> 研究環境関係

- ・ 法人全体として行動規範を策定し、全教職員に周知している。倫理規程については学内規程を整備している。特に、動物実験倫理については、毎年講習会を開いており、動物実験に関わる研究者 (学生を含む) の参加を義務付けている。

②改善すべき事項

<1> 施設設備関係

- ・ 学生生活満足度調査の要望のうち、特にトイレの改善については、洋便器化が基本的に完了し温水洗浄便座付トイレの設置計画を策定し整備を進めており、今後の計画に基づき継続的に進めていく。

<2> 図書関係

- ・ 図書館の閉館時間 (平日) が、最終授業 (6 時限) の終了時間と同じ 19 時 30 分であるため、学生の学修に配慮した時間の設定が必要である。
- ・ 収納可能冊数を超えている蔵書・資料等の対策として、保管や除籍のあり方について、規程の整備を含め検討する必要がある。

<3> 研究環境関係

- ・ 学内研究費については現状のレベルを維持しながら、外部資金の獲得に向けたサポート体制の構築について検討していく。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1> 施設設備関係

- ・ 築 10 年以上経過した建物について 2 期目となる外装修繕計画を策定するとともに、5 ヶ年経営改善計画を踏まえ、築 50 年近い A 棟、B 棟の改築計画を具体化していくこととする。
- ・ 本学の省エネルギー対策である環境保全活動基準 (ミニマム・スタンダード) の励行に引き続き取り組んでいく。なお、これまで更新を進めてきた空調機器の省エネ化が

進み、結果としてエネルギー消費量が減少する効果が得られていることから、費用対効果の検証を行うなかで、照明器具等を含め省エネ機器による機器更新を進めていくこととする。

<2> 図書関係

- ・学生の学習環境の改善施策として、学生が授業の空き時間に自習、反転学習、アクティブラーニング型授業等新しい授業形態に対応できるラーニング・コモンズ型空間を創出すること、また、学生が休憩できるラウンジ型空間の拡充を行っていく。学生生活満足度調査で得られた学生の要望に関しては今後とも優先度を考慮して継続して取り組んでいくこととする。

<3> 研究環境関係

- ・2015（平成 27）年度からの不正防止に関しては、不正防止計画・推進委員会および不正防止計画・推進部署が連携して PDCA サイクルを展開し、その検証を行う。

②改善すべき事項

<1> 施設設備関係

- ・学生生活満足度調査結果に対するトイレの改善については、温水洗浄便座付トイレの設置計画を策定し整備を進めている。次年度以降も、計画に基づき継続的に進めていく。

<2> 図書関係

- ・図書館の閉館時間（平日）が、最終授業（6時限）の終了時間と同じ 19 時 30 分である。学生の学修に配慮した時間の設定について、利用実態、学生生活満足度調査の結果等を考慮し、また、ラーニング・コモンズの設置の計画とも合わせて対応する。
- ・増加している蔵書・資料の保管スペースを確保するとともに、除籍の基準を設定し、電子化への対応策とスケジュールを具体化する。この際に、蔵書・情報については量的目標とともに質的目標を定め、本学図書館の特色となる資料を選択して所蔵する方針を定めることにより、本学図書館の特色を形成していくことになる。加えて、研究用の専門雑誌については現状の所蔵方針について再検討する。研究雑誌のオンライン化とともに、必要な専門論文は個々にオンデマンドで購入する方針に変更することも可能となっており、研究費補助のあり方も踏まえることとする。

<3> 研究環境関係

- ・外部資金の獲得に向けたサポート体制を構築するため、積極的な情報収集に努めるとともに、特に科学研究費助成事業で交付された間接経費の有効活用による支援策の充実について、重点的に検討していく。

4. 根拠資料

- 7-1 法人施設竣工年一覧
- 7-2 常磐大学見和キャンパスバリアフリーマップ
- 7-3 2013 年夏期見和・小吹キャンパス施設改修工事(常任理事会 2013 年 7 月 17 日)
- 7-4 2014,2015 年度実施事業概要(抄)
- 7-5 見和キャンパス防犯カメラ設置状況図

- 7-6 「学校法人常磐大学危機管理規程」(参考添付「自然災害等に伴う公共交通機関の運休等に際しての授業の取扱いに関する規程」)
- 7-7 常磐大学災害用備蓄品リスト
- 7-8 コンピュータシステムのセキュリティ対策(補遺)
- 7-9 学校法人常磐大学環境保全活動基準(ミニマム・スタンダード)
- 7-10 省エネについての注意喚起
- 7-11 常磐大学・常磐短期大学『CAMPUS LIFE NAVI 2015』
- 7-12 教室の視聴覚機器一覧表
- 7-13 「全学情報教育委員会規程」
- 7-14 常磐大学・常磐短期大学 2014 年度学生生活満足度調査結果報告書 [3. 施設・設備の満足度 (窓口対応群)]
- 7-15 「2015 年度図書館サービスと情報セキュリティの向上を目指す取り組みについて」
- 7-16 2015 (平成 27) 年度常磐大学・短期大学 基礎データ
(研究費関係：参考表 20～25) (施設関係：参考表 26、表 28、表 29)
- 7-17 「授業補助者に関する規程」
- 7-18 2015 (平成 27) 年度常磐大学 大学基礎データ 表 2
- 7-19 「大学教員研究費規程」
- 7-20 個人研究費の見直しについて (2015. 7 月教授会資料)
- 7-21 全学教員研究費規程運用細則の制定について (常任理事会、2015 年 9 月 2 日)
- 7-22 2015 (平成 27) 年度常磐大学・常磐短期大学 基礎データ 参考表 26
- 7-23 「大学教員の勤務および服務規程」第 3 条(大学教員の職務)、第 10 条(研修日)
- 7-24 「常磐大学・常磐短期大学サバティカル規程」
- 7-25 2015 年度専任教員担当時限一覧 (春semester・秋semester)
- 7-26 「学校法人常磐大学における研究者行動規範」
- 7-27 「常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会規程」
- 7-28 「常磐大学大学院研究倫理委員会規程」
- 7-29 「常磐大学・常磐短期大学動物実験に関する規程」
- 7-30 「常磐大学・常磐短期大学動物実験委員会規程」
- 7-31 「常磐大学・常磐短期大学動物実験倫理委員会規程」
- 7-32 常磐大学・常磐短期大学実験動物 飼養保管マニュアル
- 7-33 常磐大学・常磐短期大学 動物実験施設 災害等緊急時対応マニュアル
- 7-34 「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」
- 7-35 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」
- 7-36 研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画
- 7-37 図書館、学術情報サービス利用に関する資料
- 7-38 2016 年度以降の研究科の運営体制について
- 7-39 学部学科改組転換計画(案)

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1)社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

「社会との連携・協力に関する方針」については、「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画」(2013年度第3回理事会、2013年9月26日)(資料8-1)で「地域に根差した学校として、地域の発展と人材の育成に努める」を、社会との連携・協力に関する学校法人全体の方針として位置づけている。その具体的施策として「産学官民連携の実践」をあげており、「①産学官民連携事業の取り組みを強化する ②産・学・官・民連携MITO(水戸市・茨城県・常磐大学)プロジェクトを計画および推進する」と明示している。

併せて、大学の方針には、1)地域連携の推進として「知の拠点としての人的・知的資源を地域に活かすため、地域連携を推進する」、2)国際交流の推進として「世界的視野を備えた人材を育成するため、国際交流を推進する」、3)大学間連携の推進として「知の拠点をネットワーク化し、人的・知的資源を有効活用するため大学間連携を推進する」を掲げている。

加えて、2014(平成26)年3月に策定した「Mission & Vision 2014-2018」(資料8-2)では、「地域に学び、地域を世界に繋ぎ、安心安全な社会をつくる人材の育成」をVisionのひとつに掲げており、「産学官民連携の実践」「地域連携の推進」「国際化の推進」などを具体的な計画として記載している。2014(平成26)年度の地域連携・国際交流については、2014年度事業概要(『Annual Report 2015(2014年度の活動と財務状況)』6-7頁)で報告されている(資料8-3)。

上記大学の方針1)~3)の業務を推進するための担当部署として、地域連携の推進については「常磐大学地域連携センター」(以下「地域連携センター」と略記)が、国際交流の推進については「常磐大学国際交流語学学習センター」(以下「国際交流語学学習センター」と略記)がその主な業務を担っている。また、大学間連携の推進については、国内、地域に係る業務を「地域連携センター」が中心となり、海外との大学間連携については、国際交流語学学習センターが中心となってその業務を担当している。

地域連携センター

本学では、「教育研究活動と地域社会とをつなぎ、地域の拠点として、人的資源および知的資源を結集し、地域社会との連携や学習機会の提供などの地域貢献活動を推進することを目的」とし、学長のもとに地域連携センターを設置している(資料8-4)。同センターの活動等については、本学Webサイト*で公開しているほか、前年度実績等の概略を毎年度大学基礎データにて公表している(資料8-5)。

* [<http://www.tokiwa.ac.jp/region/index.html>] (地域連携センター)

また、地域連携にかかわる任務を遂行するため、教学会議の下に地域連携センター運営会議が置かれている(資料8-4、8-6)。地域連携センター運営会議の任務は、①地域連携にかかわる地域からの協力要請や各種照会に関すること ②地域連携にかかわる学内情報の一元的把握および学内外の連絡調整に関すること ③地域連携にかかわる国内外の事例や研究等の情報収集に関すること ④地域との協働または受託によるプロジェクトの企画、立案および実施推進に関すること ⑤地域の発展に資する人材育成のための学習プログラ

ムの提供および講師派遣に関すること ⑥定期刊行物および調査報告書の刊行に関すること、⑦地域との連携を活かした実践的教育の支援に関すること ⑧その他、センターの目的達成のために必要な地域連携にかかわる事項と明記されている（資料 8-6）。

国際交流語学学習センター

本学および併設短期大学の「国際化に資する」ため、学長のもとに国際交流語学学習センターを置いている。同センターの任務には、①大学等の教育研究に関する情報を国内外から収集し提供すること ②国内外の研究、教育機関等との交流および連携 ③国外の文化理解または国際交流を促進するためのコース、セミナーおよび講演会などを開催 ④国際交流に必要な語学教育の機会の提供・語学学習の支援 ⑤海外研修、国際文化研修ならびに交換留学を含む国際交流プログラムへの立案・参画・支援 ⑥国外から受け入れる学生、研究者等への支援 ⑦常磐大学国際交流会館の管理運営などである（資料 8-7）。そうした任務に関する事項を審議ため、国際交流語学学習センター委員会を設け、学内の関係委員会および教学会議との連携を図っている（資料 8-8）。同センターの活動概要等については、本学 Web サイト* で公開されている。* [<http://www.tokiwa.ac.jp/intlco/index.html>]（国際交流語学学習センター）

上記「5ヶ年経営改善計画」に基づく運用状況の検証プロセス（社会連携・社会貢献の適切性など）については、既述（第1章〈現状の説明（3）〉等）の通り、進捗確認として教学会議と常任理事会との連携を通じて取り組み、最終的に理事会で審議される仕組みとなっている。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

上記大学の3つの方針に基づき、次の事業について報告する。

1) 地域連携の推進: 知の拠点として人的・知的資源を地域に活かすため、地域連携を推進する。

地域連携センター* では、これまで連携協力協定を締結した水戸市、笠間市、桜川市、茨城町、那珂市、日立市、常陸太田市、高萩市の各自自治体および茨城県警察、茨城県社会福祉協議会、水戸ホーリーホックと連携事業を実施している。

2014・2015（平成 26・27）年度は、地域の政策課題解決を推進するため委員等の派遣に取り組んだ。連携自治体等への委員派遣を実施した（資料 8-9）。

連携自治体の地域課題に対しては、教員の研究分野からの支援だけでなく、学生がフィールドワークとして地域に出向き、市民や自治体と連携して取り組む事業も増加しており、学生による政策提案（茨城町）、観光振興等の委員会への学生の派遣、地域のイベント等への学生ボランティアの派遣なども行っている（資料 8-10、6-9 頁／資料 8-11、6-11 頁）。

学外組織との連携協力による教育研究については、茨城県経営者協会との産学連携講座（2007（平成 19）年度より。2014（平成 26）年度は総合講座の「経済学」として開講）、Jリーグ J2 加盟の水戸ホーリーホックとの連携により、学生が授業（「マーケティング基礎論」「経営学概論」等）で学んだ知識を応用し、集客イベントの企画運営に取り組むコラボデーを 2010（平成 22）年度から継続実施している（資料 8-3、6 頁）。

また次の寄付講座を継続的に開講している。

- ・水戸信用金庫寄付講座：2005（平成 17）年度より。2014（平成 26）年度は国際学部経営学科専攻科目「地域金融論」「地域金融システム論」として開講。
- ・常陽銀行寄付講座：2010（平成 22）年度より。2014（平成 26）年度はコミュニティ

振興学部の学部共通科目「金融論」を開講。

- ・日本音楽著作権協会寄付講座：2014（平成 26）年度からは新たに、コミュニティ振興学部コミュニティ文化学科専攻科目「著作権と情報倫理」を開講。

（資料 8-12 寄付講座等関係）。

その他、裁判員裁判制度の現状を知るために、2014（平成 26）年度には水戸地裁と連携し、裁判員裁判の模擬授業を実施した。特に 2015（平成 27）年度は、本学の公開講座の名称を常磐大学オープンカレッジに改称して 10 年になることから、(株)茨城新聞社との共同で記念講座を企画し、同社からも講師を派遣するなど、学外機関との交流を推進した。

地域交流については、連携団体等を中心にイベント等に協力している。2014（平成 26）年度は学生ボランティアが茨城県警察および茨城県教育庁との協働で、小中学生の「いじめ」根絶への取組に協力したほか、新たに本学を会場に茨城県社会福祉協議会と「ボランティア・市民活動フェスティバル」を実施した。また 2015（平成 27）年度には、本学を会場に戦後 70 年を振り返る報道写真展を(株)茨城新聞社と共同開催し、地域住民にも公開した。

（資料 8-13 地域連携センターの取り組み事例）

*関連：〔 <http://www.tokiwa.ac.jp/region/index.html> 〕（地域連携センター）

2) 国際交流の推進: 世界的視野を備えた人材を育成するため、国際交流を推進する。

2014（平成 24）年度から 2015（平成 27）年度春 Semester 終了時点までの期間、国際交流語学学習センターでは、次の事項を基軸にして国際交流の推進について取り組んでいる。その内容や総括等については、『『国際交流の推進』(学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画) への取り組みに関する報告 (2014-2015 年度春 Semester 終了時点)』(2015 年 8 月) に纏められている (資料 8-14) ほか、概要等についても同センターの Web サイト* で公開し紹介されている。

- 1) 海外の大学との連携協定締結の推進
- 2) 交換留学生の派遣および受け入れ
- 3) 海外研修の実施支援
- 4) 語学学習のサポート
- 5) 国際交流会館の運営
- 6) 官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN～日本代表プログラム」の広報・推進
- 7) TOKIWA 高校生英語プレゼンテーションコンテストの開催
- 8) その他の学内対象事業

* 〔 <http://www.tokiwa.ac.jp/intlco/index.html> 〕（国際交流語学学習センター）

3) 大学間連携の推進: 知の拠点をネットワーク化し、人的・知的資源を有効活用するため大学間連携を推進する。

[地域における活動]

2015（平成 27）年 3 月 31 日、茨城大学・茨城キリスト教大学・茨城工業高等専門学校・常磐大学は、「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」を設立した。この主

な趣旨は、①「いばらき」の発展に資するため「まち・ひと・しごと創生法」の施行に基づき、県内各地域の歴史や伝統、風土や文化を尊重しながら国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定すること ②茨城県における「県まち・ひと・しごと創生本部」の立ち上げ等を契機に地方創生に関し大学・高専に求められる役割を主体的かつ積極的に果たすこと ③茨城県に所在する大学・高専が関係を深め、茨城県及び県内市町村、並びに産業界等と連携・協働して地域の振興に寄与すること、などである。事業としては①地域の将来を担う人材育成 ②県内大学・高専への進学促進 ③就職・インターンシップ(就業体験)支援による県内就労奨励 ④雇用創出・若者定着を目指した産業振興の推進 ⑤地域振興に関する取り組みの五つの柱を掲げている。具体的な活動については、関係の地域連携教職員で構成する「事業推進委員会」で検討している。2015年7月4日には、自治体、産業界及び大学・高専の連携について理解を深めていくことを目的として「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム設立記念シンポジウム」を開催した(資料8-15 大学間連携の推進(コンソーシアム設立)/資料8-16 平成27年度事業推進委員会(いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム))。

[海外の大学との連携協定締結の推進]

2014(平成26)年度には、新規にタイのチェンマイ・ラジャバット大学と包括的な連携協定、および学生交換プログラム協定を締結し、同校からの学生の受け入れ、および本学学生の派遣について上限5名までの協定を結び、2015(平成27)年度の派遣・受け入れ実施に向けて募集広報を行った。その結果、2015(平成27)年度には、秋 Semester に3名の本学学生を派遣すると同時に、同校学生3名を受け入れる運びとなった。また、2014(平成26)年度の海外研修先として同校での受け入れが実現し、2015(平成27)年2月上旬の2週間、同校の協力を得て「海外研修C」としてタイ文化研修を実施した。

2015(平成27)年4月の時点で、海外の大学との包括的な連携協定締結は11校(アメリカ3校、カナダ1校、中国1校、台湾1校、韓国2校、タイ2校、インド1校)となっており、うち、アメリカの2校、カナダ、1校、タイの1校、計4校と、授業料の相互不徴収を含む学生交換プログラム協定を締結している(資料8-14 「国際交流の推進」より)。

2. 点検・評価

【基準8の充足状況】

本学では、「社会との連携・協力に関する方針」を「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画」や「Mission & Vision 2014-2018」に依拠している。社会との連携と協用に配慮しながら、方針の実現に向けて具体的施策等を推進し、教育研究の成果を広く社会に還元していることから、基準8を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- ・ 公的機関等への委員会等委員および講師の派遣については、教育研究の社会還元の一環として、連携団体等を中心に派遣に協力している。産学官民連携事業の取組についても、連携団体をはじめ地元企業との取組実績を残しており、着実に前進している。
- ・ 生涯学習関連では、幅広い年代に本学の教育研究の成果を還元する目標に向け、2015(平

成 27)年度の常磐大学オープンカレッジ春夏講座で小学生を対象とした講座を企画し、開講することができた。

- ・ 2014(平成 26)年度に協定を締結し、交換留学生の派遣・受入が双方向に実現したタイ北部のチェンマイ・ラジャバット大学は、本学学生の受入に関する対応が非常に迅速、かつ協力的であり、秋 Semester の交換留学ばかりでなく、2014 年度に初めて同校で実施した短期海外研修についても、参加学生の興味・関心に応じて充実した内容のプログラムを提供してくれた。「トビタテ！留学 JAPAN」の第 2 期、第 3 期に採用された学生は、同校での交換留学を足がかりに、実践活動計画を練りあげており、その点についても理解ある対応が得られている。

②改善すべき事項

- ・ 生涯学習関連では、常磐大学オープンカレッジは主として平日の日中に社会人を対象とした講座を開講している。そのため受講生の大半は社会人となっているものの、幅広い年代に本学の教育研究の成果を還元するという取組には課題がある。
- ・ 地域貢献活動については、本学教員・学生が関係している活動の状況を全て把握することが難しく、情報集約の仕組みを整備する必要がある。
- ・ 「トビタテ！留学 JAPAN」には、「地方人材コース」という、地方自治体と地域の企業(10 社以上)、および地域の大学等の高等教育機関の複数が連携して「地域協議会」を発足させ、地域の発展を担うグローバルリーダー人材育成を目的とするコースが設けられている。当コースは、「地域協議会」に参画する自治体、企業、高等教育機関が、地域独自の視点でグローバル人材育成プランを共同で練り上げ、日本学生支援機構に応募するプロセスが必要となるが、本県ではまだ取り組みが行われていない。その足掛かりとして、地域企業のグローバル人材へのニーズを掴む機会を創出する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・ 生涯学習関連では、幅広い年代に本学の教育研究の成果を還元する目標に向け、産官民との連携なども踏まえ、検討を進めていく。
- ・ 学外機関からの本学への要請について、学内イントラネットを活用して情報発信する取り組みを継続し、教員・学生間への定着を図る。
- ・ 大学間連携協定を締結する海外の相手先は、本学の学生の「語学力」「コミュニケーション力」「問題解決力」の習得につながる国際交流活動が実質的に推進できるパートナーであることが重要となっていた。今後は、必ずしも双方向でなくとも、本学学生が海外体験を多彩な形態で獲得できる相手先を開拓する。安全面、危機管理上のリスクなどを検討しながら、連携協定の可能性を探っていく。

②改善すべき事項

- ・ 学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画の産学官民連携事業の取組強化の方針のもと、生涯学習関連では、茨城県教育委員会等との連携を進め、高校生向けの講座の充実に取り組んでいく。
- ・ 学外からの地域貢献活動の要請について、情報発信の仕組みは定着しつつある。今後は地

域連携センターが主体となり関連委員会や部署と協力して、情報集約のための学内の仕組み作りに取り組む。

- ・ 今後、本県内におけるグローバル人材育成や国際化に資するため、海外留学経験者の増加に地域として取り組むことは重要である。その手立ての一つとして、国際交流語学学習センター委員会が主体となり、「トビタテ！留学 JAPAN」の応募説明会を、トビタテ採用学生の体験発表や報告会を兼ね、他大学等と定期的に合同で開催する企画を検討し、地域におけるグローバル人材へのニーズの把握等を通じて「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画」への取り組みに繋げていく。

4. 根拠資料

8-1 「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画」(2013 年度第 3 回理事会、2013 年 9 月 26 日)

8-2 「Mission & Vision 2014-2018」

<http://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/spirits/mission/index.html>

(学校法人常磐大学 Mission & Vision 2014 - 2018)

8-3 『Annual Report 2015 (2014 年度の活動と財務状況)』6 頁

[<http://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/publication/ar/ar2015.pdf>]

8-4 「常磐大学地域連携センターの組織および運営に関する規程」

8-5 公開講座等の実施状況, 大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動 (前年度実績) 【参考編】 2015 (平成 27) 年度常磐大学基礎データ

8-6 「地域連携センター運営会議規程」

8-7 「常磐大学国際交流語学学習センターの組織および運営に関する規程」

8-8 「国際交流語学学習センター委員会規程」

8-9 本学からの連携自治体等への委員等派遣一覧(2014 年度)

8-10 『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book 2015』

8-11 『常磐大学・常磐短期大学 Guide Book 2016』

8-12 寄付講座等関係

8-13 地域連携センターの取り組み事例

(オープン・カレッジ案内/茨城新聞社との共催事業—茨城の文化を考える(オープン・カレッジ 10 周年記念講座)、戦後 70 年常磐大学パネル展— /水戸地方裁判所「模擬・裁判員裁判」講座/茨城県社会福祉協議会との共催事業— ボランティア・市民活動フェスティバル 2014,2015— /茨城県生涯学習センター「平成 26 年度第 2 回地区別生涯学習推進事業連絡会議」/茨城県教育月間「常総市子どもフォーラム」/地域のまつり・イベント等への参加) ※上記のほか、本学 Web でも主な取り組み事例を紹介している。

[<http://www.tokiwa.ac.jp/cooperation/region/collaboration/index.html>]

(地元市町村や企業とコラボレーション)

8-14 「国際交流の推進」(学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画)への取り組みに関する報告(2014-2015 年度春 semester 終了時点)(国際交流語学学習センター)

8-15 大学間連携の推進(コンソーシアム設立)

8-16 平成 27 年度事業推進委員会(いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム)

第9章 管理運営・財務

◇9-1 管理運営

1. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本法人は建学の精神に「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」を掲げ、社会に貢献する有為な人材の育成に取り組んでいる。本学の教育の理念は「自立」「創造」「真摯」、大学の教育研究上の目的は「学際的な協力によって専門の学術を研究教授し、広い視野を持ち、創造的な知性と豊かな人間性を備えた真摯な人材を養成する」として

いる。

法人全体による基本理念の策定等、法人における意思決定は「学校法人常磐大学寄附行為」（資料9-1-1）により理事会が行っている。2013（平成25）年9月の理事会では、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」（資料9-1-2）を策定し、2017（平成29）年までの本法人が取り組むべき課題と行動計画を明確にした。大学の管理運営方針として、同5ヶ年経営改善計画では「6. 管理運営 社会的な環境変化に柔軟に対応し、教育研究を維持・向上させるため、適正な教学部門の管理運営体制を構築する。1）適正な管理運営体制の構築 合理性と正当性を確保し、迅速な意思決定・実行を可能とする管理運営体制を構築する。2）内部質保証システムの強化 大学の理念（使命）・目的を実現するため、内部質保証システムを強化する。」を示している（資料9-1-2、4頁）。この運用状況の検証プロセスについては、進捗確認として教学会議と常任理事会との連携を通じて取り組み、最終的に理事会で審議される仕組みとなっている。これまでに、2014（平成26）年9月および2015（平成27）年11月の理事会において、経営改善計画の進捗状況の確認および見直しを実施している（資料9-1-3①②）。

理事会では法人の業務を決し、理事長、常任理事、理事および評議員の選任・解任、資産および会計、寄附行為の変更等について審議している。理事長は、法令および寄附行為に規定する職務を行い、法人を代表し業務を総理する。法人全体の業務を円滑に執行するため、理事長の下に常任理事会が設置され、理事会で審議を認められた事項および理事長が法人の運営上必要と認めた事項について審議している。理事会、常任理事会の審議内容は、教職員に対して、教学会議、教授会、業務会議を通して報告され、議事録については、学内グループウェアに公開し周知を図っている。

本学の教育研究に関する事項は学長が統括し、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」所収の「Ⅲ 常磐大学の計画」を基本方針として決定している。その方針の意思決定に係わる組織として、学長の下に教学会議、研究科長の下に研究科委員会、学部長の下に教授会を設置している。なお、意思決定プロセスとしては、2015（平成27）年4月に施行された学校教育法の一部改正に伴い、「学校法人常磐大学管理運営規程」「常磐大学大学院学則」「常磐大学学則」および教授会運営に関する規程の一部改正を行い、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを担保するとともに、教授会が審議機関であり、決定権を有する学長に対して意見を述べる関係にあることを担保した（資料9-1-4、9-5、9-6）。

教学組織の全学的な審議機関である教学会議は、「教学会議運営規程」に規定されて

いる。研究科委員会および教授会は「常磐大学大学院学則」および「常磐大学学則」によってその設置が定められ、それぞれ権限範囲を明確にしている。2014（平成26）年11月の理事会では、両学則の一部が法令に基づいた内容に改正されている。

教学会議は、各研究科および各学部に通ずる企画、調整および課題解決を行い、大学改革の推進および大学の運営を円滑にすることを目的として設置されており、会議の審議事項は、①教学運営の基本方針に関すること ②常磐大学学則および常磐大学大学院学則の改正および教学関係諸規程の制定または改廃に関すること ③研究科、学部、学科および専攻の設置または廃止に係る実施に関すること ④常磐大学および常磐大学大学院に附置する機関に関すること ⑤学生団体、学生活動および学生生活に関すること ⑥学生の厚生および補導に関すること ⑦学生の賞罰に関すること ⑧その他教育研究上必要と思われる事項および学長が必要と認めた事項、である（資料9-1-7）。

研究科委員会は大学院学則上で、学長が次の①～③に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。すなわち①入学および課程の修了 ②学位の授与 ③その他、教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、である。意見を聴くことが必要な事項として「常磐大学大学院研究科委員会規程」（資料9-1-8）には、①研究科に関する諸規程の制定および改廃に関すること ②研究科に所属する研究指導教員の資格審査に関すること ③研究科の授業科目、単位および履修方法に関すること ④授業担当教員に関すること ⑤学位論文の審査および最終試験に関すること ⑥退学、休学、復学、転研究科、転学および除籍に関すること ⑦科目等履修生、委託生、研究生および外国人学生に関すること ⑧学生の厚生補導に関すること ⑨学生の表彰および懲戒に関すること ⑩その他研究科に関すること、を審議事項としている。

教授会は研究科委員会同様に、大学学則において、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。すなわち、①入学および課程の修了 ②学位の授与、③その他、教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、である。意見を聴くことが必要な事項については、2015（平成27）年5月の教学会議において、それまで学部毎で定めていた教授会運営規程を廃止し、新たに制定した「常磐大学における教授会の運営に関する規程」（資料9-1-9）により、合同教授会および学部教授会の審議事項をそれぞれ規定している。2015年10月に一部改正した同規程において、合同教授会の審議事項は①学則および教育研究に関する諸規程の制定または改廃に関する事項 ②学部および学科の設置または廃止に関する事項 ③入学試験の制度および実施計画に関する事項 ④その他、学長が必要と認めた事項、である。学部教授会では、①教授、准教授、専任講師および助教の資格審査に関する事項 ②授業科目の開設または廃止に関する事項 ③教育課程および履修指導に関する事項 ④学生の入学、編入学、再入学、転科、休学、復学、退学、転学、除籍、復籍および卒業に関する事項 ⑤学位の授与に関する事項 ⑥試験に関する事項 ⑦単位認定に関する事項 ⑧学生団体、学生活動および学生生活に関する事項 ⑨学生の賞罰に関する事項 ⑩科目等履修生、特別聴講学生、研究生および外国人学生に関する事項 ⑪その他教育上または研究上必要と思われる事項および学部学長が必要と認めた事項、について審議すると規定している。

研究科委員会と教授会は、それぞれ独立して運営されているため、相互の直接的な関わりは多くはないが、研究科委員会は、一部の大学院専任教員を除き、その多くが教授会の構成員であり、情報の共有という点では大きな問題はない。また、研究科長と学部長は教学会議の構成員であり、全学的な情報が共有される体制になっている。

本学の意思決定プロセスとして、学則および教学に関する諸規程に規定される事項の意思決定は、原則として研究科委員会または教授会での審議を経て教学会議で行われている。学則の変更、人事および予算等、本学の運営に係る重要事項については、教学会議の審議を経た後、学内理事によって構成される常任理事会および理事会において審議し、決定している。このように教学会議、研究科委員会および教授会は、教学に関する重要事項を審議することを通じて、責任を果たしており、理事会、常任理事会および教学関連諸会議の権限と役割は明確で、教学部門と法人部門が互いに連携協力し合いながら、管理運営を行っている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

本法人、本学およびその他の設置学校は、私立学校法、学校教育法、大学設置基準、学校法人会計基準、労働基準法等の関係法令に依拠した「学校法人常磐大学寄附行為」「常磐大学就業規則」「常磐大学大学院学則」「常磐大学学則」等の諸規程に基づき、管理運営が行われている（資料9-1-1、9-1-10、9-1-5、9-1-6）。教学に関する諸規程は、学則の他に大学院と大学間、各研究科および各学部間の共通事項ならびに各研究科、各学部固有の事項に分類され整備されている。規程の制定や改廃は、関係法令や学内外の状況変化に応じて、当該規程を所管する各部署において原案を作成し、研究科委員会、教授会、教学会議で審議される。教学に関する諸規程のうち、一部の規程については教学会議で審議された後、常任理事会、理事会での審議を経て、最終決議となる。これらの諸規程は、学内グループウェアによって常時公開されており、制定、改廃等の変更が生じた際も速やかに公開される等、適切に運用されている。

学長、副学長、研究科長、学部長の職務については、「学校法人常磐大学管理運営規程」（資料9-1-4）に規定しており、学長の職務については、「大学院、大学、短期大学の校務全般をつかさどり、所属職員を統督する」と明記している。副学長の職務については、学校教育法の一部改正に伴い「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と改正した。研究科長は「学長の監督の下に、研究科に関する校務をつかさどる」、学部長は「学長の監督の下に、学部に関する校務をつかさどる」と規定し、それぞれの権限と責任を明確にしている。

学長は、「学校法人常磐大学寄附行為」（資料9-1-1）によって法人の理事となることが規定され、本学の教学部門以外に法人全体の管理運営を担っている。本学における教育研究に関する事項を統括し、本学の意思決定を理事会等で提案する役割を担うとともに、本学に対して、理事会等で決定された法人の運営方針を執行する責任を有している。副学長は、2015（平成27）年7月1日現在、2名体制であり、それぞれが教学の各部門を担当し、学生支援センターや地域連携センター、アドミッションセンター等、各センターのセンター長を務めている（資料9-1-27所収、学校法人組織機構図）。研究科長は、研究科委員会を招集しその議長となることが大学院学則および「常磐大学大学院研究科

委員会規程」(資料9-1-8)において規定され、研究科内の諸問題に対する連絡調整や教育研究予算の配分等も含め、教育、研究に係る全般を統括している。学部長は、学部教授会を招集しその議長となることが大学学則および「常磐大学における教授会の運営に関する規程」(資料9-1-9)において規定されており、学部内の諸問題に対する連絡調整や教育研究予算の学科配分等も含め、学部の教育・研究に係る全般を統括している。

学長、副学長、研究科長、学部長の選任手続きは「常磐大学学長等の選考および任免に関する規則」(資料9-1-11)において規定している。学長および副学長の選任手続きは、理事長が関係職員の意見を聞いて当該候補者を理事会に提案するものと定められている。具体的には、学内の各研究科長、各学部長をはじめとした関係職員はもとより、学外の顧問、理事をはじめ、学識経験者の意見を聞いて、学内外での教育研究業績や社会的な活動を考慮し候補者の人選を進めている。研究科長および学部長選任の手続きは、学長が関係職員の意見を聞いて理事長に申し出て、理事長が当該候補者を理事会に提案するものと定められており、研究科長や学部長経験者、各種委員会委員長をはじめとした関係職員の意見を聞いて、学内での行政に係わる業績を考慮し候補者の人選を進めている。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

事務組織は、大きく分けて教学事務部門および管理事務部門で構成され、「学校法人常磐大学管理運営規程」(資料9-1-4)においてそれぞれの部署が明示されており、「学校法人常磐大学業務分掌規程」(資料9-1-12)において各部署の業務が規定されている。

- 教学事務部門：学事センター、学生支援センター、アドミッションセンター、キャリア支援センター、地域連携センター、情報メディアセンター、国際交流語学学習センター等
- 管理事務部門：総務課、人事給与課、会計経理課、施設設備課

本学では、2006(平成18)年9月の教学事務組織の大規模な組織再編に合わせて、実態に即した職員定数の見直しを行い、「学校法人常磐大学専任職員定数規程」(資料9-1-13)により、法人が設置する学校毎の教員と事務職員の定数を明確にした。さらに、2012(平成24)年4月には事務職員の定数について、「学校法人常磐大学事務系職員定数規程」(資料9-1-14)を定め、事務系職員の適切な人員配置について、決裁手続きをより明確化した。すなわち、事務系職員の定数は「当該所属教員の定数の半数以内」とし、「年度毎に、人事担当統括の起案により、人事担当常任理事および理事長の決裁」をもって定められる(同 事務系職員定数規程 第3条)。

教学に係わる事務組織の改革として、2011(平成23)年4月には、キャリア支援強化を目的に学生支援センター内のキャリア支援業務を独立し、キャリア支援センターを設置した。また、強化部署を独立させる一方で、2013(平成25)年には、22部署で構成していた体制から14部署体制へと統廃合し、業務の効率化に取り組んでいる。

本学では、常任理事会の下に、「職員の採用、勤務、昇格について審議するため」人事委員会を置いている(「学校法人常磐大学管理運営規程」第3節人事委員会 第22条)。職位の変更は「同 管理運営規程」第22条に規定する審議事項として、「学校法人常磐大学事務職員の職位に関する規程」に定める職位の要件に基づき、勤務態度および学校法人常磐大

学への貢献度を考慮して、人事委員会において決定すると定めている(同 職位に関する規程 第3条)(資料9-1-15)。また、任期付き職員以外の常勤職員の定年後の継続雇用制度については、「学校法人常磐大学定年規則」「学校法人常磐大学再雇用規程」に基づき実施している(資料9-1-16、9-1-17)。

(4)事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

①適正な業務評価と処遇改善について

本法人では、学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画(資料9-1-2)より[1. 人的資源]から次の事項を方針として、適正な業務評価と処遇改善のために取り組んでいる。

- | |
|--|
| 1) 人員計画の策定および実施 ①教職員人事制度改革を検討・推進する。②＝略＝
2) 人件費の適正化 ①②＝略＝
3) 人材育成計画の策定および実施 ③人事評価制度導入に関する検討を開始する。 |
|--|

本法人では、事務職員を対象とした人事考課制度導入に向けて、常任理事会の下、人事考課制度構築準備委員会を設置し、検討を開始した(資料9-1-19)。ここでは、主な検討事項を、1)管理職者への経営パラダイム診断の実施について 2)職場活性化診断の実施について、とした。検討に際しては、「教職員人事制度改革を検討・推進する」方策の一つとして制定された「学校法人常磐大学事務職員の職位に関する規程」(資料9-1-15)を踏まえながら、「学校法人常磐大学 事務職員 人事考課制度構築スケジュール(案)」(資料9-2-20)に基づいて進めていった。検討結果については、2014(平成26)年度第15回常任理事会(2014年11月5日)へ協議事項として諮問している(資料9-1-21「経営パラダイム診断の実施」2014年度第15回常任理事会、2014年11月5日)。協議の結果、常任理事会としては「調査の目的、内容設計および実施時期等について、人事考課制度構築準備委員会において再検討すること」とし、「人事考課の制度設計については、これまでの人事給与データに基づく現状把握と特定社労士との勉強会を踏まえて、当面の問題解決に取り組む」との見解が示された。一方で、「教職員人事制度改革を検討・推進する」ため、「事務組織の見直し」「専門的職員(高度専門職)の設置」などの課題もあり、「職能資格制度(職務等級制度)あるいは役割等級制度と連携させ、教育訓練活動を充実させる」ことの必要性についても認識している。そのため、2015(平成27)年度以降に人事考課制度構築準備委員会を再始動し、今後に向け更に検討を進める方針である。

②SD活動について

2014(平成26)年1月8日付けで、事務職員・専門職員・労務職員の能力開発および資質向上を目的とした「学校法人常磐大学事務職員研修規程」(資料9-1-18)を制定(整備)し、階層別・目的別・業務別(Off-JT)・海外研修の4つの柱を軸に研修体系を定め、事務系職員の能力向上と環境整備に努めている。

職務を通じて学習成果に貢献し教育目的・目標の達成状況を把握するためにも、二つの方向性から実質的なSD活動を促進する必要がある。すなわち、「部署固有の業務に必要な能力を身につけること」と「大学職員として必要な能力(特に今日的な課題に対して)を身につけること」である。

それを可能にする研修を「同 事務職員研修規程」(第4～7条)により4区分(階層別研修、目的別研修、業務別研修、海外研修)に設定している。第8条に基づき、職員研修制度

運営委員会を設置し(2014年4月22日)、SD研修として4つの研修(1.階層別研修、2.目的別研修、3.業務別研修、4.海外研修)の体系づくり、年次計画、プログラムの検討、研修受講者の選考等を中心に、各研修の目的に照らして協議、検討、実施、活動を行い、常任理事会等との連携で取り組んでいる。

[1.階層別研修]

学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画「人材育成計画の策定および実施」のため、階層別研修を実施し、直近の労働問題や中間管理職者の重要性など、就業意識向上に取り組んだ。前年度の実績として、2014(平成26)年6月、2015(平成27)年2月には事務系管理職者を対象とした階層別研修として特定社労士を講師に迎え、事務系管理・監督者を対象に、直近の労働問題に関する研修会を実施した(資料9-1-22)。

[2.目的別研修]

大学職員として必要な能力(特に今日的な課題に対して)を身につけるために、Off-JTの一環として一般社団法人日本私立大学連盟主催の研修会へ、継続派遣を行っている。部署の業務内容、経験年数等や研修会の目指す能力・目標、目的等に照らして、用意されたプログラムに対して派遣候補者を選出、派遣を実施している。2014(平成26)年度までは毎年度、「創発思考プログラム」「ヒューマン・リソース・マネジメント研修」「マネジメントサイクル(PDCAサイクル)修得研修」および「管理者向け創発思考プログラム」へ、基本的に事務職員を各1名派遣し、同研修会に参加した者による報告会を、指定日において企画・実施していた。研修会情報の共有化を図るため、全事務職員に対しては、1つ以上の報告会へ参加を促すとともに、参加後2週間以内での参加報告書の提出を義務付けた。

私立大学連盟主催研修会への職員の派遣概要(2014年度まで)

研修会名	目指す能力・目標等	参加者
① キャリア・デベロップメント研修 ※2013年度まで	キャリアプランの意識の醸成、課題発見・解決能力の向上、論理的思考力の向上、プレゼン能力の養成、高等教育の現状・動向把握	各1名 ※部署の業務内容、経験年数等や研修会の目指す能力・目標、目的等とプログラムとを考慮して選考して派遣
② アドミニストレーター研修 ※2013年度まで	政策構想・実践力、組織運営力の向上	
③ 創発思考プログラム	問題対処と問題設定の思考基盤能力の育成	
④ ヒューマン・リソース・マネジメント研修	管理職者の自己理解、人材育成のための手がかりの発見	
⑤ マネジメントサイクル(PDCAサイクル)修得研修	マネジメントサイクル構築力・評価手法の養成	

その他、2014(平成26)年度には、インターネット回線を利用した、eラーニング型の日本私立大学連盟研修プログラム「オンデマンド研修(大学職員基礎コース)」が創設された。大学職員としての基礎知識修得を目的とした研修内容であり、希望者に受講の機会を提供した。2015(平成27)年度について、職員研修制度運営委員会では前年度の研修成果を踏まえ、私立大学連盟主催研修会への職員の派遣を、職位別(「学校法人常磐大学事務職員研修規程」)の観点により目的別研修を実施することとした。すなわち「創発思考プログラム(一般職コース)」「創発思考プログラム(管理職コース)」「大学職員短期集中研修」および「私学スタッフセミナー」(新規)の4テーマに絞り、関東私立短期大学協会主催研修会(事務局長等研修会)」を加えた研修である。なお、オンデマンド研修(大学職員基礎コース)については、

前年度の通り、希望者受講を継続している。

[3. 業務別研修]

下表は、2014(平成26)年度 事務部署SD関係(研修等、業務等)出張の実績(数)をまとめたものである。特に、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画(経営改善計画骨子)」に「FD・SDを促進する」ことも示されていることもあり、事務職員間で研修内容の成果を共有し、それぞれの業務に直接的、間接的に生かせるように努めている。なお、業務別研修等関係については、既に第6章学生支援(資料6-16、6-33)、第7章教育研究等環境(図書館、Qs電算関係)(資料7-15)においても、記載した。

2014(平成26)年度 事務部署SD関係(研修等、業務等)出張

法人事務系	件数	研修等	業務等
1 監査室	4	1	3
2 総務課	9	1	8
3 将来計画準備室	2	1	1
4 人事給与課	21	14	7
5 会計経理課	11	5	6
6 施設設備課	5	4	1
6部署 計	52	26	26
教学事務系	件数	研修等	業務等
7 学事センター	29	11	18
8 学生支援センター	20	7	13
9 キャリア支援センター	1	1	0
10 アドミッションセンター	10	1	9
11 地域連携センター	4	2	2
12 情報メディアセンター	6	5	1
13 国際交流語学学習センター	5	1	4
14 博物館学博物館	1	0	1
15 心理臨床センター	2	2	0
16 国際被害者学研究所	2	2	0
10部署 計	80	32	0
16部署総計	132	58	26

事務局長の出張は、総務課に含めている。

センター長は教員併任のため、除いている。

出張の内容 研修等

私大連研修、セミナー、研修会、学会

同 業務等

説明会、委員会(会議)

特に、2015(平成27)年度は、前年度に実施した「学生生活満足度調査」の結果を受けて、窓口対応などの改善・向上への取り組みことが「業務別研修」の課題となった(同調査結果への対応等については、第6章 学生支援 参照)。このため、学生支援および進路支援関係の委員会および部署と職員研修制度運営委員会と同委員会事務部署とで協議し、「コミュニケーション力を磨く」をテーマにした業務別研修を企画し実施した。その効果等についても、その関係部署・委員会等で段階的に検証をすすめる(資料9-1-23)。

なお、[4. 海外研修](資料9-1-24)については、高度専門職の設置等の制度改正の進捗に鑑みて、2016(平成28)年度以降の検討課題としている。

その他、本学では衛生委員会を設け、安全衛生の法規遵守と教職員の健康保持・増進、労働災害の防止および快適な職場環境の形成の促進に取り組んでいる。衛生委員会では、産業医と衛生管理者による職場巡視を行い、継続的に職場環境の改善を図っている(資料9-1-25)。メンタルヘルス対策としては、非常勤職員を含めたすべての

職員を対象に「いつでも」「どこでも」メンタルヘルスをはじめとする各種相談に対しての相談窓口を設置することで、相談体制を整備している（資料 9-1-26）。

2. 点検・評価

【基準9-1の充足状況】

本学では、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規程に基づき適切な管理運営を行っている。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置している。こうしたことから、基準9-1を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- ・「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」を策定したことで、運営方針がより明確化し、毎年度の事業計画等も体系的なものとなった。加えて、5ヶ年経営改善計画の進捗は定期的に理事会へ報告され、内部質保証システムを機能させている（資料 9-1-2、9-1-3①②）。
- ・学校教育法の改正に伴い、学長の最終的な決定権を担保し、副学長の職務を明確化することで、意思決定手続きの適正化を図った。
- ・本学は、適切な規程を整備し規程に則って管理運営を行っている。特に、「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」及び「学校教育法施行規則及び国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令」（平成27年4月1日施行）の趣旨を踏まえた「内部規則等の総点検・見直しの実施」へも適切に対応している（資料 9-1-27、9-1-28）。

②改善すべき事項

- ・「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画（2015年度進捗確認）」（資料 9-1-3①）において「計画項目の見直しおよび課題等」として確認された事項が該当する。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・経営改善計画について、定期的に進捗の確認を行い各種計画の実現を推進する仕組みを継続していく。

②改善すべき事項

- ・「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画（2015年度進捗確認）」（資料 9-1-3①）での「計画項目の見直しおよび課題等」については、2016（平成28）年度の指定日までに対応し状況を報告することになっている。その結果について、実質的には常任理事会が主体となって検証し、改善へと繋げていく。

4. 根拠資料

- 9-1-1 「学校法人常磐大学寄附行為」
- 9-1-2 学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画
- 9-1-3 学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画（進捗確認）

- ① 学校法人常磐大学 2014 年度第 3 回理事会（2014 年 9 月 25 日）議事第 8 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画に関する件」
 - ② 学校法人常磐大学 2015 年度第 4 回理事会（2015 年 11 月 26 日）議事第 15 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画（2015 年度進捗確認）に関する件」
- 9-1-4 「学校法人常磐大学管理運営規程」
 - 9-1-5 「常磐大学大学院学則」
 - 9-1-6 「常磐大学学則」
 - 9-1-7 「教学会議運営規程」
 - 9-1-8 「常磐大学大学院研究科委員会規程」
 - 9-1-9 「常磐大学における教授会の運営に関する規程」
 - ※参考添付①「常磐大学における教授会の運営に関する規程の制定について」（教学会議、2015 年 5 月 8 日）／②「常磐大学における教授会の運営に関する規程の一部変更について」（教学会議、2015 年 10 月 30 日）
 - 9-1-10 「常磐大学就業規則」
 - 9-1-11 「常磐大学学長等の選任および任免に関する規則」
 - 9-1-12 「学校法人常磐大学業務分掌規程」
 - 9-1-13 「学校法人常磐大学専任職員定数規程」
 - 9-1-14 「学校法人常磐大学事務系職員定数規程」
 - 9-1-15 「学校法人常磐大学事務職員の職位に関する規程」
 - 9-1-16 「学校法人常磐大学定年規則」
 - 9-1-17 「学校法人常磐大学再雇用規程」
 - 9-1-18 「学校法人常磐大学事務職員研修規程」
 - 9-1-19 人事考課制度構築準備委員会の設置（常任理事会資料）20140423
 - 9-1-20 「学校法人常磐大学 事務職員 人事考課制度構築スケジュール（案）」
 - 9-1-21 「経営パラダイム診断の実施」（2014 年度第 15 回常任理事会、2014 年 11 月 5 日）
 - 9-1-22 階層別研修（2014 年度事務系管理職対象）
 - 9-1-23 2015 年度常磐大学・常磐短期大学業務別（窓口業務）研修
 - 9-1-24 「学校法人常磐大学の設置する学校の事務職員海外研修に関する規程」
 - 9-1-25 「常磐大学・常磐短期大学衛生管理規程」
 - 9-1-26 「何でも相談窓口」のご案内
 - 9-1-27 「平成 27 年度学校法人実態調査表（抄）」（文部科学省高等教育局私学部参事官付総括係宛提出分より 5 頁～8 頁、12、13、15 頁抄録、平成 27 年 7 月 21 日提出期限）
 - 9-1-28 内部規則等の総点検・見直し結果の調査について（回答、平成 27 年 5 月 27 日提出期限）
 - 9-1-29 理事会名簿
 - 9-1-30 事業報告書
〔 <http://www.tokiwa.ac.jp/tokiwa/financial/index.html> 〕（財務状況）

第9章
管理運営・財務
◇9-1 管理運営

第9章 管理運営・財務

◇9-2 財務

1. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

1) 中期財務計画の策定と財務改善に向けた取り組み

本法人では、借入金等の外部負債が無い経営を維持している。一方、私立学校を取り巻く環境は極めて厳しく、本法人もその例外ではない。加えて、2011(平成23)年3月11日の東日本大震災により、本法人の設置校も校舎等関連施設をはじめ多大の損害を被り、その復旧事業(補修・建て替え)として多額の支出を要したため、財務面にも大きく影響を受ける結果となった。

こうした状況下において、本法人および本学では、2013(平成25)年度～2017(平成29)年度を計画期間とする5ヶ年経営改善計画(2013年9月26日理事会)(資料9-2-1)を策定し、財務面についても帰属収支の均衡、健全な財務基盤の確立を目指した各種の施策に取り組んでいる。

この経営改善計画での財務改善に関する主な方針は、人件費の適正化として①人件費比率50%程度の達成、②各種手当の見直し、支給根拠のチェック厳格化など、財務面の改善に関しては①安定した学納金収入を維持するための学生・生徒募集の強化、②教育研究経費の30%維持、③外部資金等獲得体制の強化、④教育研究経費の予算と執行の健全化、⑤諸澤幸雄奨学金募金の強化などである。

その他、学生生徒等納付金以外の収入確保策として、資産運用については「学校法人常磐大学資産運用規則」(資料9-2-2)に基づく安全・確実な運用の堅持を基本方針としている。

経費節減等の施策は「財務改善計画」および「経常的経費の削減計画について」(2013年度第8回常任理事会、2013年7月3日)(資料9-2-3)に基づき、段階的に支出の適正管理による経費削減等を行っている。

2014(平成26)年度は、経費節減策として人件費の見直しおよび個人研究費の改定見直しに着手したほか、役員報酬の削減等の施策を実施した。人件費に関しては、「学校法人常磐大学管理職手当規程」の全面改正(2014年4月1日施行、資料9-2-4)を行い、管理職者の区分を明確化するとともに、管理職手当についても定額支給に改定した。65歳以上の再雇用者の給与についても、「学校法人常磐大学再雇用規程」の一部改定と併せて、再雇用者の基本給月額に関する水準の見直しを行い(資料9-2-5)、統一した基準による支給とするとともに、給与支出額の抑制を図った。

個人研究費の見直しについては、2014(平成26)年度に予算編成会議(後出)の下「個人研究費検討プロジェクト」を立ち上げ、個人研究費の制度面、水準面から検討を行い、2015(平成27)年度に具体的な改定見直し(2016年度より実施)と研究費に基づく業績面の管理明確化を決定した(資料9-2-6)。なお、個人研究費の見直しに合わせて、教員の研究への動機付け、科研費等外部資金への申請件数の向上を図るため、インセンティブ施策配分を拡充するとともに、学内研究予算を増額し今後もその水準を維持することとした。

2015(平成27)年度は上記の他に、人件費の見直しとして、12月賞与における期末手当の役職者加算の廃止と勤勉手当の支給率改定、および本法人設置校の退職金支給に関して一元的に規定するため「学校法人常磐大学退職金支給規則」の制定と支給率の改定(2016年度より実

施、資料 9-2-7)等を行っており、人件費削減に寄与することが見込まれる。

役員報酬の削減については、2014(平成 26)年度に賞与および退職金の支給を廃止することにより 5,679 千円の削減を図っている。

次に本法人の財務の現状として直近 3 期の消費収支の状況についてみると、2012(平成 24)年度は、人件費の削減(前年比△126 百万円)を始めとして更なる支出抑制を軸に帰属収支の改善を企図したが、消費収支全体において、学生生徒等納付金収入の減少(前年比△182 百万円)に加え、復旧事業(高等学校校舎建替工事)の着手や基本金の追加組入(928 百万円)もあり大幅な支出超過となった。(資料 9-2-8 5ヵ年連続財務関係計算書)

2013(平成 25)年度も学生生徒等納付金の減少(前年比△163 百万円)等の要因から前年度に続き支出超過となった。なお当年度は資産運用収入の増加や資産売却差額の計上もあり、帰属収支差額は△325 百万円、消費収支差額は△140 百万円とマイナス幅が縮小し改善の兆しがみられた。2014(平成 26)年度は帰属収支差額が△376 百万円、消費収支差額は△431 百万円となり、前年対比で収支はやや悪化した。人件費の前年比△169 百万円を主として消費支出は前年比△134 百万円圧縮出来たが、学生生徒等納付金が前年比△102 百万円、補助金が前年比△99 百万円と減少し、帰属収入全体でも前年比△185 百万円と大きく減少したことが要因である。したがって、学生募集の強化等を通じた学生生徒等納付金の増収と経費の削減など、引き続き収支両面での改善が必要である。

2) 科学研究費補助金、受託研究費および寄付金等の外部資金の受入れ状況

本学の科学研究費補助金(科学研究費助成事業)、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況(2014 年度実績)については、資料 9-2-9 の通りである。そのうち、科学研究費補助金に関しては学事センターが所管しており、これまで申請件数の増加と採択率の向上に向けて公募説明会、個別相談等による教員への申請の奨励、意識喚起を行っている。また、申請した研究課題の採択に向けて、「研究計画調書」の確認やアドバイス等も行っている。各年度の科学研究費補助金受入れ実績は、下表の通り、やや低位に推移している。

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
申請件数 (件)	27	23	17	16
採択件数 (件)	8	9	2	8
採択率	29.6%	39.1%	11.8%	50.0%
科学研究費補助金総額	20,865千円	29,380千円	15,910千円	16,811千円

出典:資料 9-2-9 科学研究費の採択状況、学外からの研究費(大学基礎データ参考 表 24 表 25)を基に、各年度の実績を加え作表した。

採択件数が伸び悩んでいる現状から脱却するために、各教員が積極的に公募申請に向かうような研究体制の整備や申請手続きのサポートなど、引き続き獲得推進に向けた体制面の強化を図っていく。

寄付金については、「学校法人常磐大学寄付金規程」(資料 9-2-10)第 2 条に、受け入れ目的として 5 項目を掲げている。特に、本学創立 100 周年を記念して「学校法人諸澤幸雄奨学金制度」を創設(2009 年)した。この関係から、寄付金は、寄附講座を除き「学校法人諸澤幸雄奨学金制度」の資金向けが主となっている(「学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程」第 4 条 奨学

金の資金は、この奨学金制度の趣旨に賛同する団体または個人からの寄付金とする)。この奨学金制度は、学生および生徒に「経済的事由により学業の継続が困難な者に対し奨学金を給付することにより修学機会を与え、もって有為な人材の育成に資することを目的」としたもので、「学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程」「学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程運用細則」に準じて適切な募集活動を行っている(資料 9-2-11、9-2-12)。なお、学校債の発行については執り行っていない。

その他、寄附講座向けとして地元の金融機関である常陽銀行、水戸信用金庫から毎年度寄付金を受け、地域経済に関連した講座を開設している(関連:第8章 社会連携・社会貢献)。これらは一般社団法人茨城県経営者協会・常磐大学「産学連携講座」と併せて、地域経済界と大学との連携強化、学生の地元企業への関心を高めるためにも有効であると評価されている。

3) 主な財務比率から見た本学の財務的基盤の現状

本法人の主な財務関係比率を基に、財務状況を俯瞰すると次の通りである。

[消費収支計算書関係比率]…(資料 9-2-13)

① 学生生徒等納付金比率、寄付金比率

- ・ 学生生徒等納付金比率は、2011(平成 23)年度は震災関連補助金収入の増加による帰属収入の増加があり 67.0%と若干低下したが、2012(平成 24)年度は 73.7%とほぼ全国平均と同水準になった。但し 2013(平成 25)年度は 70.7%、2014(平成 26)年度は 71.2%と低下しており、学生・生徒募集の強化が喫緊の課題であることを指標が示している。(2013 年度全国平均 72.4%…今日の私学財政<除医歯系法人>)
- ・ 寄付金比率については 2013(平成 25)年度 0.4%、2014(平成 26)年度 0.4%と引き続いて低位にある。本学では、目下のところ諸澤幸雄奨学金の原資として、奨学金向け寄付金の目標額 1 億円達成を目指して取り組んでおり、早期の達成に注力する方針である。

② 人件費比率、人件費依存率

- ・ 人件費比率は 2013(平成 25)年度 63.5%、2014(平成 26)年度 62.6%と 60%超で推移、人件費依存率も 2013(平成 25)年度 89.9%、2014(平成 26)年度 87.8%と 80%を大幅に超えており、人件費比率 50%台前半、人件費依存率 70%台前半の全国平均水準との対比では、何れもかなり高い比率となっている。したがって人件費の削減は本学の大きな課題と認識しており、5 か年経営改善計画でも人件費比率について全国平均水準の 50%程度への改善を掲げ各種の施策に取り組んでいるところである。

③ 帰属収支差額比率、消費支出比率

- ・ 帰属収支差額比率は 2011(平成 23)年度 0.1%とほぼ均衡したものの、2012(平成 24)年度 $\Delta 10.4\%$ 、2013(平成 25)年度 $\Delta 5.9\%$ 、2014(平成 26)年度 $\Delta 7.0\%$ と連続してマイナスとなり、消費収支比率も 2012(平成 24)年度 132.7%、2013(平成 25)年度 102.5%、2014(平成 26)年度 108.2%と支出超過の状況が続いている。

消費収支比率が 2012(平成 24)年度に 132.7%と高くなったのは、震災対応校舎建替えに向け多額(928 百万円)の基本金組入が発生したためである。

[貸借対照表関係比率]…(資料 9-2-14)

① 負債比率、自己資金構成比率

- ・ 本法人は借入金等の外部負債のない経営を継続している。負債比率は 2013(平成 25)年度 5.8%、2014(平成 26)年度 6.0%と低位にある。その結果、自己資金構成比率も 2013(平成 25)年度 94.5%、2014(平成 26)年度 94.3%であり、87%程度の水準にある全国平均との対比では良好な比率を維持している。

②固定比率、固定長期適合率

- ・ 固定比率は 2013(平成 25)年度 89.2%、2014(平成 26)年度 85.4%、固定長期適合率は 2013(平成 25)年度 86.9%、2014(平成 26)年度 83.1%と固定資産は自己資金(長期資金)で賄えている状況にあり、固定比率が 100%程度の全国平均対比では、より良好な状況にある。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本法人の予算編成は、「学校法人常磐大学管理運営規程」(第 5 章 予算編成および予算委員会、第 1 節 予算の編成および決算)(資料 9-2-15)に基づき、予算編成会議がすべての予算について審議し、常任理事会に諮るための予算案を作成することとなっている。予算編成会議は、理事長、財務担当常任理事、総務担当常任理事、人事担当常任理事、事務局長、総務課統括、人事給与課統括、会計経理課統括、施設設備課統括により構成される。またその下部組織として予算編成 WG(第 2 章 組織および運営、第 6 条 ワーキンググループ)があり、予算編成会議に諮るべく、あらゆる事案の方向性の予備審議、取り纏めを行うこととしている。予算編成に係るすべての事務は会計経理課が担っている。

予算編成の基本的な編成方針は、例年 7 月末までに予算編成会議で原案を策定し、常任理事会において審議・決定する(資料 9-2-16、9-2-17)。その後、決定した編成方針について各部署への説明、周知を行い、財務状況や編成の方針などの共通理解を図っている(資料 9-2-18 「2016 年度予算編成について」<2015 年度第 9 回常任理事会、2015 年 7 月 15 日開催>)

予算編成方針に基づき、各部署は経常的経費については原則 8 月末まで、新規事業経費については原則 9 月末までに予算要求案を会計経理課に提出する。会計経理課は提出された各要求案に対してヒアリング等を行い、編成方針に沿って予め査定を行った上で予算原案を作成する。予算原案は 10 月以降の予算編成会議および常任理事会で検討される。特に新規事業案件については必要性、費用対効果、優先度等について数回に亘り慎重な審議、検討が加えられる。この間、各学部、学科、学校別教育予算委員会においても並行して予算審議が行われ、それぞれの予算原案が策定される。なおこれらの予算原案は本学会計システム内で管理されており、各部署間で予算を確認出来ると同時に部署内での共有が可能な状況となっている。最終的にこれらを取り纏めた法人全体の予算案が策定され、常任理事会の議を経て 3 月に開催される評議員会に諮問し、理事会において審議、決定する運びとなる。

なお、教育研究予算については毎年 9 月の常任理事会において、次年度の入学者、在籍者数の見込み数に基づきそれぞれの学部・学科の収入見込み額を算出し、配分額を決定している。また 4 月以降に前年度繰越支払資金、入学者数、在籍者数等が確定したことを踏まえて、これらに係る収支を調整した補正予算は、例年 5 月に開催の評議員会に諮問し理事会において決定する。

決定された予算の執行に際しては、会計経理課が申請受付窓口として各部署から伺票等を提出させ、予算との整合および執行手続きの適正なども含め、その目的、妥当性の確認作業を行

っている。申請された執行伺票等は学内における決裁権限を定める「学校法人常磐大学予算執行に関する決裁規程」(資料 9-2-19)に基づき、理事長を含めて権限に応じた決裁が行われ、日常的な出納業務の円滑化、適正化が図れる管理体制となっている。なお、毎月の現金・預金の残高などの資金の状況については、月次資金収支元帳の作成をもって管理している。

会計処理並びに計算書類等の作成については本学会計システムで処理されており、適正に本学の財務状況を表示している。物品の管理については「常磐大学物件の調達および管理取扱要領」(資料 9-2-20)に基づき会計経理課の責務として登録・管理が実施されている。資金運用については「学校法人常磐大学資産運用規則」(資料 9-2-2)に基づき、理事会の決定を踏まえて安全性の確保と収益性に留意した運用に努めている。

計算書類等の監査

計算書類等の監査では、学校法人の監事による監査と公認会計士による監査、および学内の監査室による監査、いわゆる三様監査が実施されている。

公認会計士による監査は年度当初に定めた監査計画に基づき、2014(平成 26)年度は計算書類、現預金、財産目録等の監査が延べ 610 時間(延べ 71 日/人、公認会計士 4 名)に亘って実施されており、「独立監査人の監査報告書」(平成 27 年 5 月 29 日)(資料 9-2-21)において計算書類は適正に表示しているとの報告を得ている。

学校法人の監事は「法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」(「学校法人常磐大学寄附行為」第 15 条第 1 項第 6 号)のほか、公認会計士との連携を図りながら、監事監査計画書(資料 9-2-22)に基づき学校法人の業務および財産の状況について監査を実施しており、2014(平成 26)年度の監査報告書(2015 年 5 月 18 日)(資料 9-2-23)では何れも適正との報告を得ている。

また、公認会計士と監事とのコミュニケーションとして学校法人の常任理事および監査室も交えた意見交換会が例年開催されている(資料 9-2-24)。(2015 年度 2015 年 5 月 18 日開催)

内部監査は「学校法人常磐大学内部監査規程」(資料 9-2-25)に定められ、監査に関する業務は監査室が分掌している。監査計画(資料 9-2-26、2015 年度)に基づき業務監査、会計監査を実施している。特に監査室の監査では「研究活動および研究費の管理・監査に関する規程」(資料 9-2-27)に基づき公的な資金である科学研究費補助金(科研費)、および受託研究費事業の監査に注力しており、毎年、公的資金受給者全員を対象に監査を実施するとともに、教職員に対して不正使用防止等の周知に努め、適正な経費執行を求めている。

なお科研費については担当部署である学事センターにおいても、職員が独立行政法人日本学術振興会による「科学研究費助成事業実務担当者向け説明会」等に毎回参加した後、学内で教職員対象の説明会を実施し、科研費制度のしくみや不正使用防止等の周知徹底を図っている。

※公認会計士による監査実施状況

①監査実施概要

- ・資金収支・消費収支計算書、貸借対照表について学校法人会計基準に従った処理を確認。
- ・勘定元帳と証憑書類、現金、預金証書、通帳、議事録、契約書等との照合および現物確認と仕訳・計上方法の精査作業を実施。
- ・監事との意見交換会を実施し、財務全般についての意見交換と問題点等の確認を行う。

②監査日数、監査時間

- ・2013(平成 25)年度 監査実施日 20 日 延 518 時間(77 日/人)
- ・2014(平成 26)年度 監査実施日 19 日 延 610 時間(71 日/人)

2. 点検・評価

【基準9-2の充足状況】

本学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、本法人とともに必要かつ十分な財政的基盤を確保し、借入金等の外部負債が無い経営を維持しているなど財務を適切に行っていることから、基準9-2を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

- ・ 2011(平成 23)年度を除き、帰属収支差額がマイナスとなる厳しい状況が続く中で、予算編成会議、各予算委員会を通して経費削減の必要性を学内に徹底し、2013(平成 25)年 7 月に決定した財務改善計画の下、経常的経費の前年度対比一律削減を基本とした予算編成を 2013(平成 25)年度から実施している。
- ・ 本法人は借入金等の外部負債が無い経営を維持していることに加えて、財務指標の面からは次の 2 点が特徴的なこととして挙げられる。
 - 1) 教育研究経費比率は、2012(平成 24)年度 35.0%、2013(平成 25)年度 32.8%、2014(平成 26)年度 34.3%と 30%超の水準を維持しているが、教育環境の充実という観点から今後とも本比率 30%程度を確保していく方針としていること(資料 9-2-13)。
 - 2) 流動比率、総負債比率について、短期的な支払能力を示す流動比率が 2013(平成 25)年度 533.3%、2014(平成 26)年度 644.4%、総負債比率も 2013(平成 25)年度 5.5%、2014(平成 26)年度 5.7%、と、全国平均値からみると良好といえる状況にあること(資料 9-2-14)。

②改善すべき事項

- ・ 帰属収支差額の確保、消費収支の均衡に向けて収支両面での改善が必須であり、収入面では学生生徒等納付金の増収を図るため、学生募集の強化を図るとともに、寄付金、補助金、科学研究費、事業収入、施設貸出収入等の増収につながる施策の強化が必要となる。収支均衡の達成には更なる経費削減が必要であり、引き続き支出削減施策の実施に向けた取り組みを強化していく必要がある。
- ・ 「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分(法人全体)」* では、教育研究活動キャッシュフローを基礎に、外部負債と運用資産の状況により学校法人の経営状態を区分したとき、2012(平成 24)年度は「A3: 正常状態」、2013(平成 25)年度・2014(平成 26)年度は帰属収支差額の関係が 2 年連続して赤字であることにより「BO:イエローゾーンの予備的段階」に位置している。

*資料 9-2-28 日本私立学校振興・共済事業団『私立学校運営の手引き』第 1 巻「私学の経営分析と経営改善計画(平成 24 年 3 月改定版)」(p.5:図 1)

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・ 帰属収支差額の黒字化には、収入の 70%以上を占める学生生徒等納付金の増収が必要であり、2015(平成 27)年 9 月理事会で決定された改組転換計画を含め、5 ヶ年経営改善計画にそって、新たな学生確保策を具体化していく。
- ・ 5 ヶ年経営改善計画の財務計画に掲げた施策、および 2013(平成 25)年 7 月に決定した財務改善計画、および経常的経費の削減計画を着実に実行して、帰属収支差額の黒字化、消費収支の均衡を実現していく。
- ・ 教育の質保証の観点から、教育研究経費比率は継続して 30%以上の水準を維持していくこととする。

②改善すべき事項

- ・ 財務基盤を確立することは不可欠であり、5 ヶ年経営改善計画に沿って収支の均衡を実現していくこととする。但し、学生生徒の規模に応じた経営、財務の実現も重要な視点であり、今後とも 5 ヶ年経営改善計画など中期財務計画・財務見通しの見直しを行いながら、収支両面から必要な施策を講じていくこととする。

4. 根拠資料

- 9-2-1 学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画(含財務計画) (2013 年度第 3 回理事会、2013 年 9 月 26 日)
- 9-2-2 「学校法人常磐大学資産運用規則」
- 9-2-3 「財務改善計画」「経常的経費の削減計画」 (2013 年度第 8 回常任理事会、2013 年 7 月 3 日)
- 9-2-4 「学校法人常磐大学管理職手当規程」
- 9-2-5 再雇用基本給「定年後の再雇用者に対する基本給月額に関する申し合わせ」 常任理事会(資料)20140319[第 24 回]
- 9-2-6 全学教員研究費規程運用細則の制定について 常任理事会(資料)20150902[第 11 回]
- 9-2-7 「学校法人常磐大学退職金支給規則の制定に関する件」(2015 年度第 4 回理事会、2015 年 11 月 26 日)
- 9-2-8 5ヵ年連続財務関係計算書
 - ①5ヵ年連続資金収支計算書(大学部門) ②5ヵ年連続資金収支計算書(学校法人)
 - ③5ヵ年連続消費収支計算書(大学部門) ④5ヵ年連続消費収支計算書(学校法人)
 - ⑤5ヵ年連続貸借対照表
- 9-2-9 科学研究費の採択状況、学外からの研究費(大学基礎データ参考 表 24 表 25)
- 9-2-10 「学校法人常磐大学寄付金取扱規程」
- 9-2-11 「学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程」
- 9-2-12 「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における学校法人常磐大学諸澤幸雄奨学金規程運用細則」
- 9-2-13 消費収支計算書関係比率(法人全体;2011-2014 年度分)
- 9-2-14 貸借対照表関係比率(2011~2014 年度分)

- 9-2-15 「学校法人常磐大学管理運営規程」
- 9-2-16 2014年度予算編成について(2013年度第9回常任理事会、2013年7月17日)
- 9-2-17 2015年度予算編成について(2014年度第9回常任理事会、2014年7月23日)
- 9-2-18 2016年度予算編成について(2015年度第9回常任理事会、2015年7月15日)
- 9-2-19 「学校法人常磐大学予算執行に関する決裁規程」
- 9-2-20 「常磐大学物件の調達および管理取扱要領」
- 9-2-21 独立監査人の監査報告書(平成27年5月29日)
- 9-2-22 2015年度学校法人常磐大学監事監査計画書
- 9-2-23 (監事の)2014年度監査報告書(2015年5月18日)
- 9-2-24 監事と公認会計士との情報交換会(2015年5月18日)
- 9-2-25 「学校法人常磐大学内部監査規程」
- 9-2-26 2015年度内部監査計画書
- 9-2-27 「研究活動および研究費の管理・監査に関する規程」
- 9-2-28 日本私立学校振興・共済事業団『私立学校運営の手引き』第1巻「私学の経営分析と経営改善計画(平成24年3月改定版)」(p.5:図1)
- 9-2-29 財務計算書(写)* 2010(平成22)年度～2015(平成27)年度
- 9-2-30 監査報告書(写)* 2010(平成22)年度～2015(平成27)年度
- 9-2-31 事業報告書
- 9-2-32 財産目録
- 9-2-33 寄附行為
- 9-2-34 5ヶ年連続資金収支計算書(大学部門/学校法人部門)[資料9/10]
- 9-2-35 5ヶ年連続消費収支計算書(大学部門/学校法人部門)[資料11/12]
- 9-2-36 5ヶ年連続貸借対照表[資料13]

* 2015(平成27)年度分は、2016(平成28)年6月提出。

第10章 内部質保証

1. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学では、「学則」および「大学院学則」第1条の2「自己点検および評価」に、「教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、」本学における「教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする」と明記している（資料 10-1）。

点検・評価については、「全学自己点検・評価規程」（資料 10-2）に基づき、学長主導のもと全学自己点検・評価委員会を設置し、その下に各自己点検・評価実施委員会（3 研究科、3 学部、総合講座、事務系の 8 つの実施委員会）を設けている。実施委員会は、学部長、研究科長など各組織の長が委員長を務め、委員長主導のもと全委員が点検・評価に関わっている。常任理事会、教学会議、教授会、研究科委員会など関連する会議や委員会と連携して、内部質保証システムの展開とともに毎年度点検・評価に取り組んでいる。その結果を大学として取りまとめ、「自己点検・評価報告書（内部質保証に関する報告）」を作成し、本学 Web サイト（本章では、以下「本学 Web」と略記）上で公開している（資料 10-3）。点検・評価における基礎的なデータである「大学基礎データ」についても、冊子を作成するとともに本学 Web 上で公開している（資料 10-3）。

本学は、これまで、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、教育研究活動等の状況に係る情報の公開に努めてきた。本学の教育研究活動等の状況については、2011（平成 23）年度以降、本学 Web 上で公表している（資料 10-4）。情報公開請求については、電話と電子メールでの問い合わせが可能であり、本学 Web 上で周知している。

財務状況に関しては、私立学校法第 47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）および「学校法人常磐大学財務情報公開に関する規程」（資料 10-5）に基づき、財務情報の公開を積極的に行っており、本学 Web に加え、毎年度発行している「TOKIWA Annual Report」にて公表している（資料 10-6）。

2014（平成 26）年 12 月時点で、本学の情報公開に関する規程は、前述の財務情報の公開に特化した「学校法人常磐大学財務情報公開に関する規程」（資料 10-5）のみであった。このため、教育情報も含めた包括的な情報公開に関する規程の整備を目的として、「学校法人常磐大学情報公開に関する規程」を制定（2015 年 1 月 7 日常任理事会、資料 10-7）した。なお、この規程の施行（2015 年 4 月 1 日）により、「学校法人常磐大学財務情報公開に関する規程」は廃止となった。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

2011（平成 23）年度から第 2 期目の認証評価機関による認証評価が、大学及び法人の諸活動（理念目的、教育研究～管理運営・財務等）に関する恒常的な「内部質保証システム（PDCA サイクル）機能」を重視した評価へ推移した。これに伴い、2010（平成 22）年度までの「全学自己点

検・評価委員会規程」を廃止し、新たに 2011(平成 23)年度から施行の「全学自己点検・評価規程」を制定した。

内部質保証システムに関する方針としては、「全学自己点検・評価規程」第 1 条において「自ら行う点検・評価に関する必要な事項を定め、もって本学の教育研究等の水準の向上に資すること」「本学の教職員および各組織は、自己点検・評価の趣旨を尊重し、教育研究、管理運営、財務等の各分野における質の保証について、それぞれの活動の向上および活性化に常に努めなければならない」と明記している(資料 10-2)。

内部質保証の手続きは、「全学自己点検・評価規程」第 2 条「本学の自己点検・評価事項は、内部質保証の観点から、教育研究等の総合的な状況について、本学が受審する認証評価機関の評価基準、評価方法等に基づくものとする」、第 3 条「前条に規定する自己点検・評価事項に係る外部評価については、自己点検・評価を検証し改善向上に資するため、本学が必要と認める有効な方法等を選択することにより、認証評価機関以外の学外者による外部評価を適宜実施し活用する」としている。

本学では「全学自己点検・評価規程」により、常任理事会と教学会議との連携を密にしながら自己点検・評価を適切に実施するため、自己点検・評価活動の中核を担う「全学自己点検・評価委員会」、各学部・研究科などに自己点検・評価を内部質保証システムの一環として実施する「自己点検・評価実施委員会」、各実施委員会との連絡調整等を行いながら自己点検・評価をはじめとする内部質保証に係る任務を果たす「内部質保証システム推進チーム」(副学長、各実施委員会の副委員長等および必要に応じて学長が指名した者により構成)を設置している(図 1 参照、資料 10-2 より転記)。

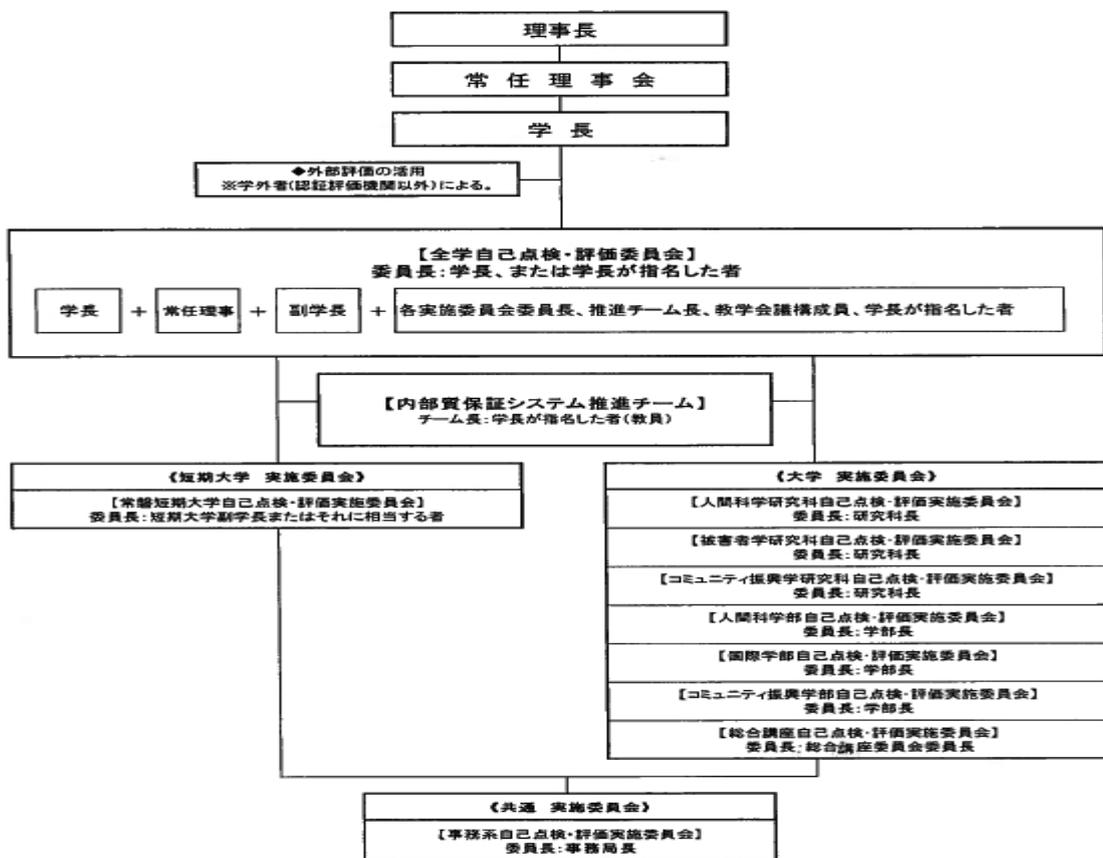


図 1 常磐大学自己点検・評価体制

本学の内部質保証システムは、中期計画・年度計画と点検・評価とを連動させる形で展開している。内部質保証システムの恒常化・実質化に向けて、建学の精神、教育理念、Mission & Vision 2014-2018（資料 10-8）、学則（資料 10-1）における教育上の目的、「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画」（資料 10-9）の実現のために、理事会では「5 ヶ年経営改善計画（2013～2017 年度）」の進捗について、2014（平成 26）年度から定期的に確認し、事業計画等へ反映することを可能とする仕組みを構築している。各学部・研究科では同じく 2014（平成 26）年度より、年度の運営計画（実現計画）を作成し、構成員全体で実施および進捗管理をしながら、運営報告書（内部質保証に関する報告等）を作成し、研究科、学部、学科レベルで組織的な活動を通じて、改善に向けた取り組みが行われているかを評価している（資料 10-10、10-11）。大学、大学院に共通する重要な事項については、常任理事会、教学会議のもと、教員・職員協働による委員会やプロジェクトで対応することにしてしている。常任理事会は総務課が、教学会議は学事センターが所管しており、恒常的かつ実質的に内部質保証を掌る機能を担っている。

本学における内部監査については、「学校法人常磐大学内部監査規程」（資料 10-12）に基づいて監査室が設置されている。内部質保証システム（PDCA サイクル）を展開する上で、本学では「内部監査（業務監査）」機能も加えた。特に、文部科学省高等教育局私学部「学校法人運営調査」（2014〈平成 26〉年 7 月 15 日〈火〉実地調査実施）での指導・助言事項および内部質保証における重要事項の改善等の状況を中心に、学外者（特別監査人等）の意見を反映させながら遂行することを基本としている（資料 10-13）。

[常任理事会、教学会議、全学自己点検・評価委員会の連携] + 内部監査(業務監査)
 ※「全学自己点検・評価規程」第 4 条(自己点検・評価の組織)
 「本学は、…常任理事会と教学会議との連携を密にしながら、自己点検・評価を適切に実施する……」

図 2 内部質保証システム（PDCA サイクル）の基本諸条件

出典：2014（平成 26）年 8 月 8 日 第 1 回全学自己点検・評価委員会 資料 2 より転記。

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、まず、「常磐大学・常磐短期大学就業規則」（資料 10-14）に、「大学の職員は、この就業規則に遵い、創立者たる諸澤みよ先生の建学精神を継承し、教育の崇高なる使命を自覚し、一意専心業務に精励し、学校法人常磐大学の発展のために協力しなければならない」と記され、第 7 章に「職員の心得」が明記されている。また、学内の研究者に対しては、「学術研究は人類に固有のかけがえのない知的営みであり、その成果は人類共通の知的資産であることを認識して、社会の信頼と負託を得て主体的かつ自立的に研究を進めるため」に「学校法人常磐大学における研究者行動規範」（資料 10-15）を定めている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

図 1 に示した自己点検・評価体制に基づき、各学部・研究科で構築した内部質保証システムを中心に、点検・評価活動を実施している。また、内部質保証システム（PDCA サイクル）を可視化するために、年度の運営計画（実現計画）の達成目標（到達目標）に対する実績（計画の進捗状況）をセメスターごとにテンプレートに書き込み、全学自己点検・評価委員会に提出している。内部質保証システム推進チームおよび学長・副学長等がこれ

を集約するとともに、チェックを行い、各学部・研究科にフィードバックを行っている（資料 10-10、10-11）。この過程で顕在化した全学的な課題については、常任理事会、教学会議のもと、教員・職員協働による委員会やプロジェクト等に対応する。その一例としては、第 6 章 学生支援で述べた「学生生活満足度調査」の実施、改善に向けた取り組み、改善結果の学生へのフィードバック等がある。

教育研究活動のデータ・ベース化に関しては、毎年「大学基礎データ」（資料 10-3）を作成するとともに、教員の研究業績については人事給与課で逐次データを集積して、本学 Web 上で公開している（資料 10-4）。個人レベルでの自己点検・評価活動と教員の教育研究活動等の評価との関係からは、第 3 章の現状の説明（4）中「教員の教育研究活動等の評価」で記したように、研究義務と結果報告（「大学教員の勤務および服務規程」第 12 条の遵守）の履行に際し、全学教員研究費規程運用細則の様式 1「個人研究費研究経過（成果）報告書」では広く学内外からの研究成果の報告を、様式 2「個人業績に係る詳細データ報告書」では教育活動や社会貢献活動を含めた研究業績等および研究活動に関する事項に対応する報告を可能としている（資料 10-16）。

「学外者の意見の反映」としては、先に述べた通り内部監査（業務監査）において特別監査人等に学外者を加えることにより、「全学自己点検・評価規程」第 3 条の「認証評価機関以外の学外者による外部評価を適宜実施し活用する」ことに対応している。

本学は 2009（平成 21）年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審している。この認証評価では、「助言」が 21 項目、「勧告」が 3 項目にわたって指摘された。この評価結果は、教学会議および常任理事会等で報告され、全組織で共有するとともに、2010（平成 22）年度～2012（平成 24）年度、改善に向けて取り組んだ。この結果を、各学部教授会、各研究科委員会など関係各部局の改善方策の実績として取りまとめ、2013（平成 25）年 7 月に大学基準協会へ「改善報告書」を提出している。公益財団法人大学基準協会「貴大学の『改善報告書』の検討結果について」（平成 26 年 3 月 17 日付け大基委大評第 149 号）の中で唯一「次回大学評価申請時に改善状況について再度報告」することとなった「学生の受け入れについて」は、2015（平成 27）年 9 月 30 日の時点までに次の通り対応した（資料 10-10③、10-17）。

①常磐大学大学院

常磐大学大学院の定員充足率改善に向け、人間科学研究科を基軸に再編する。すなわち、以下の通り、平成 28（2016）年 4 月より大学院の改組転換および定員の見直しを行う（文部科学省大学設置室への手続き済み）。

- ・2 研究科（被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科）学生募集停止・廃止
- ・「人間科学研究科人間科学専攻博士課程（後期）」収容定員の減員、教育課程一部変更
- ・「人間科学研究科人間科学専攻修士課程」教育課程一部変更

②常磐大学

定員充足率が著しく低迷している学部学科の学生確保対応策として、改組転換を立案しその概要について、理事会および評議員会（平成 27（2015）年 3 月 26 日、5 月 28 日）において協議し、次の通りとなった。

平成 29（2017）年 4 月実施計画

- ・ 人間科学部については、コミュニケーション学科などを対象に入学定員の変更および教育課程改正等の検討を進める。
- ・ 国際学部、コミュニティ振興学部については、現行の 2 学部 5 学科(入学定員合計 330 名)の学生募集を停止(廃止)し、1 学部 3 学科程度(入学定員合計 250 名程度)に改組転換する。

平成 30(2018)年 4 月実施計画

- ・ 新学部設置計画 理事会承認(平成 27(2015)年 3 月 26 日)

図3 内部質保証システムの整備・機能等(概要)

年度	内部質保証システム関連		学外者からの評価等		
	方針・5ヶ年経営改善計画関連	点検・評価報告書／内部監査(業務監査)	認証評価機関関係	履行状況等調査(文部科学省大学設置室)	学校法人運営調査委員による調査(文部科学省高等教育局私学部)
2013年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」(2013(平成25)年度第3回理事会2013年9月26日制定) ・学校法人常磐大学「Mission & Vision 2014-2018」2014(平成26)年3月理事会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「常磐大学改善報告書」作成(2013年7月30日提出)・Web公開 ・「2013年度常磐大学内部質保証に関する報告(簡易版)」(PDFファイル)作成・Web公開 	<ul style="list-style-type: none"> 【公益財団法人 大学基準協会】 「貴大学の『改善報告書』の検討結果について」(平成26年3月17日付け大基委大評第149号) 	<ul style="list-style-type: none"> [平成25(2013)年度設置]常磐大学大学院被害者学研究科被害者学専攻博士課程(後期) 【履行状況報告】 	
2014年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校法人常磐大学理念体系と2015年度事業計画の策定」(常任理事会、2014年11月5日) 【学校法人】【大学および法人設置校】 ・学校法人常磐大学2014年度第3回理事会(2014年9月25日)議事第8号「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画に関する件」(進捗確認) 【各学部・研究科等】 ・2014(平成26)年度実現計画 →内部質保証システム推進チームチェック→進捗状況報告* *内部監査(業務監査)資料 	<ul style="list-style-type: none"> ※(学校法人運営調査委員による調査対応関係)右記 【内部監査(業務監査*)】準備 ・点検・評価報告書作成(学内公開:内部監査資料用) 	<ul style="list-style-type: none"> 【一般財団法人 短期大学基準協会】 平成26年度常磐短期大学第三者評価(認証評価)実施 ※含評価対象: 事務組織、学校法人 「学校法人常磐大学 常磐短期大学 機関別評価結果」(平成27年3月12日) 	<ul style="list-style-type: none"> ①「設置計画履行状況等調査の結果について(通知)」(平成26年2月12日付け25文科高第855号) ↓ ②(対応)留意事項に対する改善状況報告(2014年3月19日常任理事会) ↓ ③「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について(依頼)」(平成26年3月20日付け事務連絡) ↓ ④(対応)【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書(平成26年5月1日現在) ↓ 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人運営調査委員による実地調査の実施 ↓ 学校法人運営調査委員による調査結果(通知) (平成26年11月12日付け26文科高第634号) ↓
2015年度	<ul style="list-style-type: none"> 【学校法人】【大学および法人設置校】 ・学校法人常磐大学2015年度第4回理事会(2015年11月26日)議事第15号「学校法人常磐大学5ヶ年経営改善計画(2015年度進捗確認)に関する件」 【各学部・研究科等】 ・2015(平成27)年度実現計画 →内部質保証システム推進チーム →学長・副学長等チェック →進捗状況年度末報告* *内部監査(業務監査)資料 	<ul style="list-style-type: none"> ※(学校法人運営調査委員による調査結果対応関係)右記 【内部監査(業務監査)】実施 *特別監査人(学外者=卒業生=)を含む。 ・大学評価受審用点検・評価報告書等作成(受審結果判明後Web公開) 	<ul style="list-style-type: none"> 【公益財団法人 大学基準協会】 ※大学評価受審前年度 	<ul style="list-style-type: none"> ①「設置計画履行状況等調査の結果について(通知)」(平成27年2月19日付け26文科高第875号) ↓ ②(対応)改善状況等報告書(2015年3月18日常任理事会) ↓ ③「大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書等の提出について(依頼)」(平成27年3月30日付け事務連絡) ↓ ④(対応)【届出】設置に係る設置計画履行状況報告書(平成27年5月1日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ↓ (対応)改善状況報告書(平成27年7月6日付け、学校法人常磐大学) ↓ 学校法人運営調査委員による調査結果(通知) (平成27年11月13日付け27文科高第742号) ↓ ※(対応)平成28年7月8日報告期限「改善状況報告書」提出予定
資料	10-8 10-9 10-10①②③ 10-11①②③④⑤	10-3 10-13	10-3	10-18①②	10-17

また、文部科学省高等教育局私学部「学校法人運営調査」（2014〈平成26〉年7月15日実地調査実施）での指導・助言事項に対しては「改善状況報告書」により、学部・研究科の新設や学科等の改組に伴い文部科学省から指摘される留意事項等に対しては「履行状況等調査」により報告するとともに、遺漏なく対応するよう努めている（資料10-17、10-18）。

「学校法人常磐大学 5ヶ年経営改善計画」および公益財団法人大学基準協会へ提出の「常磐大学改善報告書」を契機とした内部質保証システムの整備・機能等の状況（過去3ヶ年）については、図3および関係資料の通りである。

2. 点検・評価

【基準10の充足状況】

本学では、建学の精神および教育理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を実施し、大学の現況を公表していることから、基準10を充足していると判断する。

①効果が上がっている事項

各「自己点検・評価実施委員会」が主体的に点検・評価活動を行っていることによって、各組織が方針等に照らして進捗状況を点検・評価する意識を高めることができた。

特に、内部質保証システムの実質化に向けての取り組みについては、定着しつつある。すなわち、建学の精神、教育理念、Mission & Vision 2014-2018（資料10-8）、学則（資料10-1）における教育上の目的、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」（資料10-9）の実現のために、年度の運営計画（実現計画）を作成し、構成員全体で実施し、進捗管理をしながら、運営報告書（内部質保証に関する報告書）を作成し、研究科、学部、学科レベルで組織的な活動を通じての改善に向けた取り組みにあらわれている（資料10-10、10-11）。

②改善すべき事項

内部質保証システムのより一層の強化については、本学教育研究の充実だけでなく、学生のためにもまた社会貢献のためにも重要な事項であり、総力を挙げて取り組むべき事柄である。自己点検・評価活動を恒常的に行うためには、内部質保証システムの構築と実施を可能とする組織への改革が必要となる。また、学外者からの意見収集のシステム化等についても検証が必要となる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

自己点検・評価活動と内部監査（業務監査）を連動させる中で明らかになった課題については、5ヶ年経営改善計画や各学部・研究科の実現計画で明確にし、積極的な改善に取り組む。

②改善すべき事項

内部質保証システム推進の仕組みを整備し向上させるため、本学において、組織への改革は進行中の段階である。その成果については、内部監査（業務監査）機能の恒常化・実質化とともに、2017（平成 29）年度までの 5 ヶ年経営改善計画の進捗において明確にする。

4. 根拠資料

- 10-1 常磐大学学則および常磐大学院学則第 1 条の 2
- 10-2 「全学自己点検・評価規程」
- 10-3 自己点検・評価報告書 Web 公開
- 10-4 本学 Web 情報公開 <http://www.tokiwa.ac.jp/about/disclosure/index.html>
- 10-5 「学校法人常磐大学財務情報公開に関する規程」
- 10-6 「Annual Report 2015（2014 年度の活動と財務状況）」
- 10-7 「学校法人常磐大学情報公開に関する規程」（平成 27 年 1 月 7 日常任理事会）
- 10-8 Mission & Vision 2014-2018
- 10-9 学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画
- 10-10 ① 「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画（進捗確認）」（常任理事会、2014 年 9 月 17 日）、「学校法人常磐大学理念体系と 2015 年度事業計画の策定」（常任理事会、2014 年 11 月 5 日）
 - ② 学校法人常磐大学 2014 年度第 3 回理事会（2014 年 9 月 25 日）議事第 8 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画に関する件」
 - ③ 学校法人常磐大学 2015 年度第 4 回理事会（2015 年 11 月 26 日）議事第 15 号「学校法人常磐大学 5 ヶ年経営改善計画（2015 年度進捗確認）に関する件」
- 10-11 ① 2014 年度春semester実現計画の進捗状況等の報告及び秋semester実現計画の作成（事項の追加等）について（2014.08.08）
 - ② 2014 年度実現計画進捗状況の確認（2014.11.06 修正版）
 - ③ 2014 年度実現計画の達成状況等の報告及び 2015 年度実現計画作成準備について
 - ④ 2015 年度春semester実現計画の進捗状況等の報告及び秋semester実現計画の作成（事項の追加等）について
 - ⑤ 学長・副学長等打合せ資料（2015 年 9 月 11 日、10 月 7 日）
- 10-12 「学校法人常磐大学内部監査規程」
- 10-13 2015（平成 27）年度内部監査（業務監査の実施について）
- 10-14 「常磐大学・常磐短期大学就業規則」
- 10-15 学校法人常磐大学における研究者行動規範
- 10-16 「全学教員研究費規程」[改正 20150820]
全学教員研究費規程運用細則（報告様式）[制定 20150827]
- 10-17 学校法人運営調査委員による実地調査の実施について
- 10-18①2014(H26)年度 設置計画履行状況等調査（被害者学研究科 D）
 - ②2015(H27)年度 設置計画履行状況等調査（被害者学研究科 D）

第 10 章
内部質保証

終章

本学の内部質保証システムは、「学則」(第1条の2)に基づく大学および大学院のシステムと法人における自己点検・評価システムを連動させ、またそれぞれの中期計画・年度計画と点検・評価とを連動させる形で機能的に展開している。制度的枠組みとしては、1992(平成4)年度に「人間科学部自己点検・評価システム検討委員会」が組織され、本学が大学基準協会に加盟申請した際(1993(平成5)年度)に報告書を取りまとめている。その後、2000(平成12)年度に現在と同じ3学部体制になった後の2002(平成14)年度に、学長・副学長のほか、法人の常任理事を含む「全学自己点検・評価委員会」が発足した。同委員会の下、自己点検・評価の組織体制を整備し、教育研究活動等の改善改革に努めてきた。

第2期目の大学評価において「内部質保証」を重視することとなり、かつ、質保証に必要な組織体制の構築を各大学に要請することになったことも踏まえ、本学では、内部質保証システムの恒常化・実質化に向けた方策がとられている。具体的には、建学の精神、教育理念、Mission & Vision 2014-2018、学則における教育上の目的ならびに「学校法人常磐大学 5ヶ年経営改善計画(2013～2017年度)」の実現のために、2014(平成26)年度から、その進捗について理事会で定期的に確認し、事業計画等へ反映することを可能とする仕組みを築いている。

1. 理念・目的

本学が1983(昭和58)年に開学したときからの建学の精神である「実学を重んじ、真摯な態度を身につけた人間を育てる」は、本法人の創立者、諸澤みよが1909(明治42)年に裁縫教授所(伝習所)を開設して以来のものである。これは、女性の自立の大切さを実感した諸澤みよの願いであり、水戸常磐女学校、常磐高等女学校、常磐女子高等学校、常磐学園短期大学を経て、本学にまでに引き継がれてきた。建学の精神に基づいた教育理念である「自立」「創造」「真摯」も引き継がれ、維持されてきている。この建学の精神 および教育理念は、全学部・研究科がその教育活動の根底に据えておくべき基本的な考え方であり、すべての学部・研究科における「理念」は、大学全体のもものと共通である。

それらに基づき、各研究科、学部、学科において、本論で詳述したような「教育研究上の目的」が設定され、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)等とともに、本学Webサイトや『履修案内』などの印刷物等を通じて学生・教職員に周知させるとともに、広く社会に公開されている。また、教学会議および常任理事会が中心となり、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」・「Mission & Vision」等を通じて、建学の精神および理念の今日における意義を確認するとともに、教育目的の適切性に関する定期的な検証を行っている。

2. 教育研究組織

建学の精神および教育理念に基づき、絶え間なく変化する社会の中で必要とされる教育機関として存在し続けるために、定員管理を含めた教育研究組織の改革改善に取り組んでいる。2015(平成27)年5月1日現在では、3学部(人間科学部、国際学部、コミュニティ振興学部)、3研究科(人間科学研究科、被害者学研究科、コミュニティ振興学研究科)を設置し、見和キャンパス内に常磐短期大学を併設している。「その他の教育担当組織」として、人間科学研究科、被

害者学研究科のもとには、それぞれ、心理臨床センター、国際被害者学研究所を設置している。教育研究組織の検証と見直しについては、学長が中心となり、教学会議および常任理事会の連携の下、学部教授会、研究科委員会、教務委員長会議、学科会議などにおいて教育研究組織のあり方を含めた教育活動全般を対象として、継続的に行っている。

今後の改革としては、「学校法人常磐大学の 5 ヶ年経営改善計画」(6. 組織改革)に基づき、教育内容等の充実のため、定員未充足の学部、学科を対象とした再編を含め、定員確保に向けて既設の教育研究組織を抜本的に見直した改革を、2015(平成 27)年度から 2017(平成 29)年度までの期間に実行する。

3. 教員・教員組織

本学の建学の精神および教育理念を実現するために、学部・研究科の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な規模の教員組織を大学設置基準等を参考にしながら設けるとともに、教育と研究に十分な成果を収めるため組織に応じて適切に教員を配置している。特に、学部別の専任教員数は、大学設置基準以上の教員数を確保し、各学部がこの教員数に基づき、現実的な人事計画を策定している。その際に、専任教員の年齢構成・男女構成等のバランスが適正になるよう配慮し、学科専攻科目を主に担当する教員、全学共通科目を主に担当する教員のいずれも各学部の教授会に所属することによって学部全体として組織的な連携体制をとっている。また、教員の募集・採用 および昇格に際しては、「常磐大学教員資格審査規程」等を適正に運用し、教員の教育研究活動を適切に評価している。さらに、FD・SD 活動、新任教員研修プログラムなどが毎年実施され、一定の効果をあげている。

また、「大学教員の採用および昇格の手続に関する規程」に基づき、教員公募に対する選考の過程で、担当授業科目と教員へ求める能力・資質との適合性について審査を行い所定の手続きを経て承認を得るといふ、厳格な審査と確認を実践している。専任教員の年齢構成についても、全体としては、特定の年齢に著しく偏らないように配慮しバランスのとれた教員配置となっている。

4. 教育内容・方法・成果

◇4-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

建学の精神、教育理念、教育方針、教育目的、教育目標、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)について、学生に向けては、常磐大学『履修案内 2015(平成 27)年度入学生用』においてわかりやすく整理してまとめ、また、オリエンテーション・ガイダンスで説明し、周知を図っている。社会への公表については、本学 Web 等において情報公開されている。

◇4-2 教育課程・教育内容

各学部・学科、研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、必要な授業科目を開設し、配当学年や必修・選択必修の科目区分を定めて順次性と体系性を備えた教育課程を編成している。当該年度において、授業期間および試験期間等は「授業日程表」、開講科目は「授業時間割」に明記し、学生に周知を図っている。また、2013(平成 25)年度入学生より導入したカリキュラム分類コードをはじめ、講義要綱(シラバス)では、学士課程に相応しい教育内容が明示されている。

◇4-3 教育方法

「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」に則して、適切な授業形態を採用し、教育研究指導、授業形態、授業方法にも工夫を凝らすなど、学修の活性化のための十分な措置を講じている。単位制の趣旨に沿って、厳格かつ適正な成績評価を行っている。加えて、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の一環として、授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究を実施するとともに、教育内容・方法および教育上の効果を定期的に検証し、その結果を改善に結びつけている。また、シラバス内容を一層充実させ、授業の概要、学習の到達目標、授業の計画、成績の評価方法・基準を明らかにしたうえで、統一の書式を用いて作成し、本学 Web にて学生に公表している。授業アンケートの結果からも、シラバスが授業に役立っていること、概ねシラバスに基づいて授業が展開されていることが確認されている。

◇4-4 成果

教育目標等に沿った成果を把握するため、1) 学位授与の状況 2) 就職や進学状況 3) 学則に定める資格取得の状況、などを卒業・修了時における指標として活用している。2014(平成 26)年度大学全体の就職率は、96.1%であった。また、人間科学部健康栄養学科の管理栄養士国家試験合格率は、2014(平成 26)年は 85%に向上し、茨城県内養成施設での合格率一位を維持している。

成績評価の方法および基準は、常磐大学学則、常磐大学履修規程および常磐大学試験規程において明示している。学生の学習成果を適切に測定するための評価指標のひとつとして、GPA に基づく成績評価制度を 2013(平成 25)年度入学生から導入した。学部では、教務委員長会議および各教務委員会が主体となって、GPA の学年進行による変動から見た履修登録単位数の妥当性や学生の学修状況の傾向の把握などの検証を継続的に行っている。

5. 学生の受け入れ

本学では、建学の精神や教育理念に基づく教育上の目的や目標等を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、本学 Web などでも周知されており、その方針に沿って公正な受け入れを行っている。

大学全体(研究科を含む)の定員管理については、前回の大学評価受審時に指摘事項(助言および勧告)となり、改善に向け取り組んだ。しかしながら、その結果として「貴大学の『改善報告書』の検討結果について」(公益財団法人大学基準協会、平成 26 年 3 月 17 日付け大基委大評第 149 号)において「次回大学評価申請時に改善状況について再度報告」することが、更に求められた。その具体的な対応状況等については、本論で述べた通りである。現在においても、定員超過の学科等および定員未充足の学部・学科、研究科を対象に、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」に基づき、抜本的な改革・改善のための方策が進行している。

6. 学生支援

本学では、修学支援については全学学修サポート委員会(教学会議附置)、学生支援センターおよび学事センターが、生活支援については学生支援センターを中心として学生相談室、全学学生支援委員会(教学会議附置)、および学生相談委員会(教学会議附置)が、進路支援についてはキャリア支援センターおよび全学キャリア支援委員会(教学会議附置)が、それぞれ密接に連携して学生支援に関する方針の実現に当たっている。

とりわけ、問題関心や学力状況などに大きな幅がある学生への対応、障がいのある学生に対する修学支援、心身の健康を支援する体制、ハラスメント防止のための措置、課外活動支援の強化体制、インターンシップの制度化を含むキャリア支援などを充実させている。その結果、2014年度卒業生の就職率は、大学全体において前年度比 2.9 ポイント上昇の 96.1%と、高い就職率を達成した。

7. 教育研究等環境

本学では教育理念「自立」「創造」「真摯」の下に、創設以来一貫して自主的な学びを養成する教育環境の整備に努めている。とりわけ、東日本大震災後の校舎改修、コンピュータシステム・ネットワークシステムのリプレイス・セキュリティ強化、防火・防災・防犯体制の強化、災害時の対応体制・対策、省エネルギー・省資源対策、障がい者等の受入れ・支援体制の整備、学生図書館サポーターと連携した図書館サービスの向上等を図った。

また、研究倫理の遵守・不正行為防止のための全学的取り組みとして、「学校法人常磐大学における研究者行動規範」「常磐大学・常磐短期大学研究倫理委員会規程」および「常磐大学大学院研究倫理委員会規程」「常磐大学・常磐短期大学動物実験に関する規程」「常磐大学・常磐短期大学動物実験委員会規程」「常磐大学・常磐短期大学動物実験倫理委員会規程」「常磐大学・常磐短期大学実験動物 飼養保管マニュアル」「常磐大学・常磐短期大学 動物実験施設災害等緊急時対応マニュアル」「常磐大学大学院学生による研究倫理に関する審査基準」を定め、それらを効果的に活用している。また、2015(平成 27)年度には、「常磐大学大学院、常磐大学および常磐短期大学における研究活動に係る不正行為防止および不正行為への対応に関する規程」を新たに定めるとともに、「不正防止計画・推進委員会」を設置し、「研究活動に係る不正行為を防止するための基本計画」を策定し、それらに基づいた活動がなされている。

8. 社会連携・社会貢献

社会との連携・協力については、「学校法人常磐大学 5ヶ年経営改善計画」(2013年9月26日理事会)において、「地域に根差した学校として、地域の発展と人材の育成に努める」を掲げ、大学の方針には「1) 地域連携の推進」として「知の拠点として人的・知的資源を地域に活かすため、地域連携を推進する」ことを、「2) 国際交流の推進」として「世界的視野を備えた人材を育成するため、国際交流を推進する」ことを、「3) 大学間連携の推進」として「知の拠点をネットワーク化し、人的・知的資源を有効活用するため大学間連携を推進する」ことを掲げている。加えて、2014(平成 26)年3月に策定した「Mission & Vision 2014-2018」では、「地域に学び、地域を世界に繋ぎ、安心安全な社会をつくる人材の育成」を Vision のひとつに掲げており、「産学官民連携の実践」「地域連携の推進」「国際化の推進」などを具体的な計画として記載した。

それらを遂行するための機関として、地域連携の推進について「常磐大学地域連携センター」が、国際交流の推進について「国際交流語学学習センター」が位置づけられている。また、大学間連携の推進については、国内、地域に係る業務は「地域連携センター」が、海外との大学間連携については、「常磐大学国際交流語学学習センター」が中心となってその業務を効果的に遂行している。

9. 管理運営・財務

◇9-1 管理運営

法人全体による基本理念の策定等、法人における意思決定は「学校法人常磐大学寄附行為」にしたがって理事会が行っており、2013(平成25)年9月の理事会では、「学校法人常磐大学の5ヶ年経営改善計画」を策定し、2017(平成29)年までの本法人が取り組むべき課題と行動計画を明確にした。また、2014(平成26)年9月および2015(平成27)年11月の理事会においては、経営改善計画の進捗状況の確認および見直しを実施している。

その下で、教学会議、研究科委員会、教授会 および各事務組織、ならびに、学長、副学長、研究科長 および学部長等が、「学校法人常磐大学管理運営規程」「常磐大学就業規則」「常磐大学大学院学則」「常磐大学学則」「教学会議運営規程」「常磐大学大学院研究科委員会規程」「常磐大学における教授会の運営に関する規程」等の明文化された諸規程に基づいて、互いに連携協力し合いながら、管理運営を行っている。

◇9-2 財務

本法人では、借入金等の外部負債が無い経営を維持している。ただし私立学校を取り巻く環境は極めて厳しく、本法人もその例外ではない。加えて、2011(平成23)年3月11日の東日本大震災により、本法人の設置校も校舎等関連施設をはじめ多大の損害を被り、その復旧事業(補修・建て替え)として多額の支出を要したため、財務面にも大きく影響を受ける結果となった。ここ数年、人件費をはじめとして消費支出の圧縮を実現してきたものの、学生生徒等納付金や補助金などが大きく減少したことが要因である。したがって、学生募集の強化等を通じた学生生徒等納付金の増収に加え、一層の経費の削減など、引き続き収支両面での改善が必要である。

10. 内部質保証

本学の点検・評価については、「全学自己点検・評価規程」に基づき、学長主導のもと全学自己点検・評価委員会を設置し、その下に各自己点検・評価実施委員会(3 研究科、3 学部、総合講座、事務系の 8 つの実施委員会)を設けている。実施委員会は、学部長、研究科長など各組織の長が委員長を務め、各委員長主導のもと全委員が点検・評価に関わっている。それらの委員会が、常任理事会、教学会議、教授会、研究科委員会など関連する会議や委員会と連携して、内部質保証システムの展開とともに毎年度点検・評価に取り組んでいる。その結果は大学として取りまとめ、「自己点検・評価報告書(内部質保証に関する報告)」を作成し、本学 Web サイト上で公開している。点検・評価における基礎的なデータである「大学基礎データ」についても、冊子を作成するとともに本学 Web サイト上で公開している。

内部質保証のプロセスとして、建学の精神、教育理念、Mission & Vision 2014-2018、学則における教育上の目的ならびに「学校法人常磐大学 5ヶ年経営改善計画」の実現のために、年度の運営計画(実現計画)を作成し、構成員全体で実施し、進捗管理をしながら、運営報告書(内部質保証に関する報告書)を作成し、研究科、学部、学科レベルで組織的な活動を通じて改善に向けた取り組みを行なっている。

以上のように、本学における内部質保証システムの実質化に向けての取り組みは、定着しつつある。

以上

2016（平成28）年度 大学評価
常磐大学 自己点検・評価報告書

発行日 2017（平成29）年4月1日
編集 全学自己点検・評価委員会
発行 常磐大学
事務局 学事センター（点検・評価）
〒310-8585 茨城県水戸市見和1-430-1
TEL 029 - 232 - 2911